

生涯と造形のルーツ

一、乾山の伝記

年譜を礎として

はじめに

I 乾山の伝記

一、尾形深省乾山の大略

(一) 時代

(二) 人間形成

(三) 禅者の証明

(四) 文人生活

二、乾山焼

(一) 開窯の動機

仁清窯の盛衰

乾山の決意

(二) 陶法の基礎

内窯陶法・押小路焼

本窯陶法・仁清焼

II 乾山関係年譜と関連事項

目次

(一) 雁金屋時代

(二) 習静堂時代

(三) 鳴滝時代

(四) 二条丁子屋町・聖護院時代

(五) 江戸・入谷村時代

おわりに

はじめに

心のゆく所を志こころざしと謂いう

心のゆく所あれば必ず言げんに形あらわる

故いに曰いう、詩は志を言う（『詩経』）

心に在るを志、言に為すを詩というが、詩は溫柔敦厚、書は疎通知遠、楽は廣博易良なることを導くとあり（『礼記』）、発生以来「政」に結びついた文学（詩歌）は、中国では思想と一体、政治家、知識人の証しとなった。中国に端を発する文人は、詩を詠じ、文を著し、書・画を嗜み、音楽に親しむことを精神の浄化につながるものと考えた。いかなることも表現されたものはその人物の表徴である。ことば一つ、動作一つも発すれば、そこに人間性はとどめられ、きちりとした人物なれば事の如何いかんに関わらずきちりとした結果、程ほどなれば程ほどの結果が待つ。器量きりょうしだい、資性しせい如何いかんに関わるが、その器量はどこからくるのか。どのようにして培つちかわれるのか。古来自己を磨くことの大事はそこにあるが、伸びようとする心、学ぼうとする心、修練の大意はそれを鍛きたえることにある。身につけた知識・智慧、技術、精神力はその人物の礎いしずえとなる。いかに我身を活用するか、判断力と決断力、「道」はつねにその繰り返しを求める。

Ⅰ 乾山の伝記

乾山は陶工としての生涯を終えた。

従来の概念を破り、普遍性、機能性、技を頼りとする工芸の域を脱し、紙・絹を去り、泥にまみれて大自然の摂理に従う。やきもの造りは論理、情緒をのり越えた所に結果がある。乾山はそれに四〇余年の歳月をかけたが、陶法を譲り受けた仁清焼は、言無くして、成形、装飾、焼成に完璧ともいえる存在感を表した。「技の美」である。対し、乾山焼は作者の意図を示し、扱う者の参加を呼びかけ、活用方法の如何を問う。作品に文学・芸能・異国情趣を絡め、用いる側の技量を験する。職人・工人仕事のやきものに、文人思想と風流、一〇年に及ぶ若年時代の識見と求道の精神を盛り込んだ。

江戸時代、仏教は幕藩体制の中に組み込まれていた。檀家制度、寺請制度によつて広く人々の日常生活に浸透、学問の柱となった儒家、山野江湖に自ら然るとした道家の思想も混在、当時、知識人、富裕町人の間には「名士の風流」が起きていた。

乾山も父の遺産を譲り受けると、二〇代の半ばを以つて俗世を避け、隠逸風流の暮らしを求める。父の意向もあつたであろう、決断には、上流紳士の教養（六芸）として身に付けた和・漢の学問、芸能、筆道、さらに禅への傾倒、嵯峨野直指庵黄檗宗独照性円に参禅、「靈海」の道号を得たことなど、俗人とはいくらか異なる精神生活が基盤を成した。尋

常の散人に異なり、心中に潜む「龍」を探し、洛外御室仁和寺門前町に独りを慎しむ。読書、逍遙、茶の湯に親しみ、園花を友に畑を耕し、君子、賢人の処世を学ぶ。その收穫こそが乾山焼を世に送り出す源となるが、何よりやきものが好きであつたろうこと、独照の与えた公案、仁清窯への出入りと撰家二條綱平との関わりがそれを支えた。兄光琳の応援は、陶工乾山の生涯の宝であつたと思われる。

乾山焼も作品がすべてを語る。が、作者の伝記、事蹟、周囲の状況を探ることは、なおその興味を深めるために有益であると考ええる。

一、尾形深省乾山の大概

尾形深省乾山（一六六三—一七四三）は、元禄—寛保時代の陶匠である。乾山焼の始祖であるが、姓は尾形（緒方）、名は権平、諱惟允、通名深省と称し、号を靈海・習静堂・尚古斎・双岡散人・逃禅・傳陸、やきものには乾山・陶隱と銘記した。

寛文三年（一六六三）、禁中西の門中立売小川通り上ル、東福門院具服御用「雁金屋」宗謙（一六二一—一八七）・かつ（？—一六七六）夫妻の三男として出生。二人の兄、早世したが五人の妹に恵まれた（小西家文書）。

一二歳の折、長兄藤三郎（宗鑑）、次兄市之丞（光琳）とともに伏見醍醐寺三宝院清滝宮における神事能に参加、同年（延宝三年・一六七五）同

院門跡高賢（一六三九—一七〇七）の所望によつて洛中梨木町同院宿坊において仕舞・舞囃子・謡などを披露した（『三宝院日記』）。打它光軌の横笛に合わせ笙を奏するなどの記録も残り（『蕉隱餘吟』）、芸事執心の若年時代が想像される。尾形家では祖父以来光悦流筆道を書流としていた。書家小島宗真の出入りもあり、父宗謙の和歌集・漢詩集写、抜書などの書巻も伝わる。画事においても呉服の図案、趣味として狩野派絵師との関連も推定、和歌や漢学、二〇歳の折には古義堂塾・伊藤仁齋を訪問、禅にも傾倒、黄檗禪師独照性円（一六一七—一九四）に参禅するなど、町人といえども貴族並みの教育を受けていたことがわかる。

貞享四年宗謙が死去、三兄弟は各々に父の遺産を譲り受ける。それを処分、乾山は元禄二年、二〇代の半ばを以つて洛西御室双岡山麓に「習静堂」を建て閑居に踏み切る。父の残した和・漢の名著、墨蹟、諸道具類に囲まれて読書、逍遙、茶の湯に没頭、時には作詩・遊記に筆を執るなど、町人文人の生きる道を誇りとした。独照禪師からは「靈海」の道号を受けるに至るが、在世において居士を全う、その精神は乾山の生涯を貫くことになる。師の入寂した元禄七年（一六九四）、予てから交流のあった二條家当主綱平（一六七二—一七三二）から洛西福王子村鳴滝泉谷の同家山屋敷跡を譲られる。が、乾山焼の開窯はその後五年を経た元禄一二年（一六九九）十一月のことであつた。

乾山初開窯の鳴滝窯は二條家山屋敷跡に築かれた。仁清焼の陶法書を受理、加えて同焼二代清右衛門（本窯）、押小路焼孫兵衛（内窯）らの熟練陶工が協力、絵付け・裝飾陶器を専らとしたことから兄光琳、渡邊素

信らの専門絵師が集合した。書を得意とした乾山も参加し、本窯・内窯、色絵・銚絵、和・漢の文学、異国の風趣、陶芸・漆芸・染織など諸工芸の意匠を応用、美術と工芸をひとつに成した乾山焼を創始する。仁和寺宮、摂家二條家・鷹司家への献上・贈答、近衛家熙の茶事にも使われ、落款からは「攝蒔某佳客」と大坂に顧客の控えていたこともわかり、乾山焼は好調なすべり出しをみせる。

やがて一三年の活動後、正徳二年（一七二二）、洛中二条丁子屋町へと移転をする。洛外では道程も遠く、勝手の悪いことが理由となつたが、京焼体制にも変化が生じ、鳴滝窯の職人・工人らの移動や老齢、他界などもあつたであろう。ことによると清右衛門の不幸があり、この時点で乾山はその子猪八を養子に迎える心算をしたものかも知れない。

慶長七年（一六〇二）、家康は京都支配の中核として二条城を造営した。二条通りには高瀬川の舟便発着所があり、新たな都市計画を機に周辺には医者、儒者などの文化人、各種職人、商人が軒を連ね、寺町界限にはやきもの業者が集まつていた。謂わば今日の繁華街への進出であるが、鳴滝窯の評価もあり、乾山焼の名声は正徳年間の刊本にも掲載された。移転を機にさらなる進展を試み市場の拡大、大衆化を模索するが、折しも正徳・享保年間には兄光琳の意匠・文様ブームが起きていた。衣服の小袖・帷子・帯・浴衣、風呂敷・手拭、趣味や文房具の香包・色紙・短冊・料紙・扇子・手箱・櫛などに光琳文様は大流行。乾山もやきもの意匠に光琳様式を本格化、時の流れに呼応する。

移転とともに乾山焼は企業上、製陶上からも京焼体制に組み込まれ

る。借窯体制はすでに延宝年間（二六七三—八二）押小路焼の例もある。孫兵衛の助言もあつたのかも知れないが、洛中では本焼は借窯^{かりがま}、素材や顔料、既製素地の便宜を受ける。が、一方で京焼共同生産品目となつたからには東山の諸窯において乾山焼の陶技・陶法、意匠の模倣が始められる。結果、「山城国土産」^{みやげ}（『倭漢三才図会』）として大衆化するまでになるが、京焼諸窯に乾山焼模倣が盛行し、粗雑な銘、稚拙な装飾、煩雑な陶法による乾山銘製品が市場に出廻る。今日残る雑多な銘や作品群がそれを証するが、乾山焼は乾山の生存時代から模倣作品が造られていたのである。初代乾山以下、二代猪八、代々乾山、その他の模倣作品は拙著『尾形乾山—全作品とその系譜』『乾山焼入門』^{（雄山閣刊）}に纏^{まと}めている。

二条移転後、乾山はともに鳴滝窯で汗を流した仁清嫡男二代清右衛門の子猪八を養子に貰い受ける（小西家文書）。伝家の陶法、清右衛門の鳴滝雇用、さらに猪八を養子にするなど、仁清家との所縁は深いが、やがて猪八は乾山焼二代を継承、修験道総本山聖護院門境に工房を開く。

二条時代は、初代を中心とした前期、猪八の工房を含めた後期時代に大別できる。猪八も本焼・内焼ともにつとめているが、本焼作品は初代同様栗田口・五条坂での借窯体制、内焼は自窯における製作である。乾山の助力、時同じくして起きた光琳ブームの意義も大きく、徐々に猪八工房は軌道にのる。門跡御用も勤めたらしく、聖護院には今日九点の猪八作品が伝世し、奈良の円照寺（開山は後水尾院第一皇女文智女王）にも藍^{あゐ}絵松竹梅図茶碗が残る。二条時代の乾山焼は初代乾山、京焼陶工、二代猪八の手が混じる。

やがてその活動を自らの目で確認、享保の中頃（推定一六年）乾山は江戸へ下る。江戸へはかつて兄藤三郎、光琳も下向していた。寛永寺六代門主・輪王寺宮四世公寛法親王との知遇、乾山焼の普及もあつたが、一仕事を成し終えた老陶匠は、輪王寺宮抱屋敷^{かかえ}のある上野坂本入谷村に住し、やきもの、絵画、俳諧などの集まりに顔を出す。求めに応じ江戸、佐野などの数寄者と交わり、陶法書を認め、時には光琳二世を自認して絵画も描く。京へは再び戻ることなく生涯を閉じた。

（一）時代

慶長八年（一六〇三）、家康は関東江戸に幕府を開く。東国を中心に強力な武家政権が成立するが、武断政治から文治政治へ、新時代の幕開けには、法度とともに多くの可能性が秘められていた。

江戸は、近世を代表する城下町である。京都が唐の長安を模倣、御所・朱雀大路・羅生門を軸として東西に寺、左右対称、直線的に分割されたのに対し、江戸は城を中心に円形に濠^{ほり}を廻らし、城下に幕臣・大名屋敷、周囲に職人・商人町、さらに寺領を与えて寺院を建立。城地を高く、階層に伴って地所は徐々に低くなる工夫が成された。京都は禁裏を中心にが住まいするなど公家と町人、対する江戸は武家と町人の町となる。

公家、武家、寺社、さらに民衆を統制、すべての民を仏教徒とした。主体は農民、収入源の年貢制度を徹底し、水産業も大規模化、牛馬の入用は牧畜業を盛んにし、陸路・海路の交通網も発達した。鉢山の主要箇

所は幕府が支配、貨幣は金・銀・銅銭の三貨が流通、江戸は金、関西は銀、銭は統一通貨として全国共通に用いられた。鑄造は金座・銀座・銅座が当たり、担当家は世襲であったが、乾山時代、金一両（金四分）は銀六〇匁、銭では四貫目、銭一貫は一〇〇〇文、金一分と換算。元禄初期、米一石の値は銀四一―五三匁、が、末期に至り一〇〇匁と大きく変動、正徳年間、近松の物語に絵草子一冊三文とある。

商業は都市を中心に発達した。大坂・京都・江戸の三都が経済の中樞を担うが、町には常設の店舗が現れ、卸市場が開設される。商業の発達には商人をつくり出し、生活文化の向上は、衣食住の贅、趣味、娯楽、それらは徐々に身辺の日用品へと拡大し、綿・絹・麻布の織物生産、染色・縫業、製紙業、漆芸・陶芸・金工などの手工業が盛んになる。

町人とは商人・職人を合わせていう。町には町奉行、その配下には町年寄が置かれており、町人は地主と称する土地持ち・家持ち、地借・店借と呼ばれる借家人に分別された。近隣五戸を単位として五人組を組織、治安維持を目的に火災・盗賊・貸借などの連帯責任を負わせたが、借家人は、当時町人人口の過半を占め、店子と称され、公的義務や権利は全くもたされてはいなかった。

文教は儒学が中心、朱子学は幕府の正式な学問となり、封建制の維持のため、政治・社会・文化の裏付けとなる。朱子学（宋学）は鎌倉時代に禅僧によってもたらされた。南北朝期・室町時代に五山僧が継承、江戸期になって官学の地位を確立、藤原惺窩門人林羅山（二五八三―一六五七）とその一族が幕府儒官となって各地へ広める。時代とともに新井白

石・室鳩巢・荻生徂徠が活躍、巷間には京都において松永尺五（昌三）・木下順庵らの京学派、儒学を神道に結びつけた山崎闇斎、古学を修めた伊藤仁斎（二六二七―一七〇五）らが私塾を設けた。

久しく貴族、僧侶、一部の上層町人に独占された文化活動は、五代将軍綱吉（一六四六―一七〇九）の時代となり、古典・伝統に支えられた京都、豊臣氏の城下町であった大坂を中心に元禄文化が開花する。江戸は参勤交代に伴って人口増加の一途を辿り、地方からは大名とその家臣、彼らに従う工商业者が移住する。新たな武家町が整えられ、上方からは新興都市江戸へと下る者・物、自らの才覚を頼りとして新興町人層が台頭する。新商法、新秩序がつくり出され、市場は日本全国へと拡散するが、貨幣制度もしだいに安定、金融制度の発達は鴻池・平野屋・天王寺屋などの両替商、質屋、高利貸しを生み出した。が、鎖国・法度の状況下、豪商はやむなく窮乏する武家の負債を担わされるなど、貯えた富は大名貸しに潰される。封建下の商業は多くの矛盾を抱えていた。それは勢い文化面にも反映するが、奢侈・奔放・利那的。それ故にこそ日々の暮らしに新たな美意識、文化感覚が育まれてゆく。

町人は、溢れる財力を使い、自らの求める嗜好、流行の波をつくり出す。「俗」と称する文学・芸能、悪所・遊里はその代表であるが、金さえあれば誰もが遊興可能であった。商人は身分制度の最下位に置かれていた。自由と欲望の発散場所として出入りをするが、物欲と節約、富貴と貧窮、憂世と浮世、率直な人生観や行動力は、やがて西鶴（二六四二―一九三）、近松（一六五三―一七二五）らの浮世草子、劇文学の題材として

取りあげられる。連歌・俳諧も盛行し、流派が生まれ、貞門の松永貞徳

(二五七—二六五三)、談林風の西山宗因(二六〇五—八二二)らが活躍する。

なかでも和歌意識を離れ独立分野となった俳諧は全国へと拡散するが、滑稽味や俗語・流行語などの言語遊戯に奔り、やがて卑俗化、通俗化。

雅は俗となり、閑寂・幽玄、「無言の表現」をめざした松尾芭蕉(一六四

四—九四)の出現により、俗であつても大きな深い「大俗」へと前進する。

西鶴は、町人の求めたものに、漢詩・漢文、日本の古典、仮名草子、

謡・浄瑠璃・歌舞伎などを掲げている。題材は「道行」に人氣が集まり、

表現技巧は枕詞・掛詞・縁語・諺などの活用に固執すると述べている。

茶の湯・舞踊・浄瑠璃・歌舞伎・音曲、書・版画・絵馬・生花・香・造

園などに興味をもち、読書欲、出版物の多彩なことを指摘したが、出版

目録を比較すれば、当時の刊行物は寛永年間の四倍に近く、町人とはい

え文学的な教養のない限り、風雅な遊びも適わなかつたと推測される。

読書傾向は、好色本から往来物、しだいに節用集、重宝記、全書など

の百科事典や実用書へと移行をするが、結果、それによつて事物の典型、

規範が定まり、標準化が進められる。伝統として抛り所のなかつた町人

はひときわそれを頼りとした。地位や階級への意識も強く、町人は先祖

や子孫、財を成すこと、破滅すること、遊興、義理人情、服装などへの

執着心を強固にしたが、町には金銭を媒介としてそれらを教授する人物

が出現する。儒者・学者・俳諧師・物書き・絵師・稽古事の師匠などの

類いである。新たな職業、専門家、文化人の世渡り手段が本格化する。

京都では早くから公家による家業の特権化が進んでいた。文雅、遊芸は

堂上家の専門である。門跡寺院も例外ではなく、幕府の支配下、公家、

僧侶、武家、富裕町人が相互にその接触を密にしてゆく。京都は王朝以

来、官工房、手工業の高度な技が知られていた。「みやこ」も商品、商

標化されていた時代であつた。

乾山も自らの教養を活かし、知識を売り、商売としてやきもの業を成

立させた。乾山焼は、乾山の資性の上に創始されたやきものである。溢

れるような情報のもと、町人故の自由な識見、臨機応変、変化を楽しむ

時代に遭遇、それが乾山の背景と経済力、才気、才能に合致した。

(二) 人間形成

乾山は一〇代半ばで祖母、母、五人の妹を失つた。「みやこ」に生ま

れ、江戸に閉じた生涯は、妻なく子なく、執着のない一生を告げている

が、その作品は墨色潤々、色彩りも鮮やかにして深い作者の想いを滲ま

せる。

父を失い、やがて独り隠遁の道を選ぶが、茶の湯、音曲、文字に親し

む暮らしに浸る。宗謙は乾山に書籍一式を残して逝つた。書物の力は甚

大である。頁を繰れば欲する知識・智慧が与えられる。過去の賢人、同

志とする人々にも巡り会える。生きることは志同くする人を探す旅

ともいえるであろうが、父の残した和・漢の名著は、乾山にインド、中

国の賢人から、詩人陶淵明、謝靈運、杜甫や李白らに巡り会わせた。菊

花に親しみ、山水を愛で、心中ともに旅して苦難に耐える処世を知つた。

すべては乾山の糧である。書・陶・画作品、その手本は多くこれら若き

時代の努力と研鑽の中にあつたが、「深省」「逃禪」「靈海」「習静堂」「陶隱」「尚古齋」の通名、堂号、雅号がそれを伝える。

青年時代は何不自由のない暮らしてあつたろう。が、胸中には漠とした波が押し寄せていたと推測する。それが何であつたか。父の死か、長兄藤三郎の勘当、次兄光琳の放蕩も追い打ちをかけるが、杜甫の詠じた夜明けの鐘が「深省」に悟れと促す。独照を訪い、遂に在世の禪者の道を見出すが、道号「靈海」は、乾山に生涯、神龍・明珠を掌握せんがための旅を導く。

生涯用いることになる「深省」名は、杜甫の五言古詩に典拠がある。河南省河南府龍門山西南にある奉先寺に宿つた杜甫は、山寺の靈景、しみ入るように響く夜明けの鐘に深く自己を省みる。

杜甫詠「遊龍門奉先寺」

已從招提遊

已に招提の遊に從い

更宿招提境

更に招提の境に宿す

陰壑生靈(虚)籟

陰壑、靈(虚)籟を生じ

月林散清影

月林、清影を散す

天闕象緯通

天闕、象緯通り

雲臥衣裳冷

雲に臥すれば、衣裳冷やかなり

欲覺聞晨鐘

覚めんと欲して、晨鐘を聞けば

令人發深省

人を令て、深省を發せしむ

奉先寺に遊び、宿をとつた。北の谷には神秘な風が吹き、月明かりが木影を映す。響え立つ龍門山の両峰には星が迫り、雲中に臥すような山寺では衣服

も冷える。眠気を覚ます夜明けの鐘が煩惱を脱せよと響く
『杜詩撰集』『杜少陵集』『古文真宝』

それを証するは、月潭の「深省隱士に示す」とした七言律詩である。
『巖居稿』(六卷)には以下のようにある。

月潭詠「示深省隱士」

早樂休閒世累輕

早く休閒を楽しんで、世累輕し

菟裘新卜遠皇城

菟裘新たに卜して、皇城に遠ざかる

雙峰當戶煙霞簇

雙峰戸に當たつて、煙霞簇り

三徑通園花木榮

三徑園に通じて、花木榮ふ

室奉金仙觀相靜

室に金仙を奉じ、相を觀て靜かに

机安玉軸照心明

机に玉軸を安んじ、心を照らして明なり

晨鐘夢覺發深省

晨鐘、夢覺めて深省を發せん

要子實能不負名

要す、子が實に能く名に負かざらんを

深省隱士に示す。若くして世俗を逃れ、隱棲地を占い洛中を去る。双岡の草堂に煙霞がたなびき、園に通ずる隱者の徑には松竹菊の花木が茂る。仏像を安置、拜して安らぎ、書物に心を照らして真理を学ぶ。夜明けの鐘に眠りを覚まされ深く自らを省みる。まさに深省、その名に負けぬ人となれ
『巖居稿』卷三、月潭道澄(元禄一七年刊・一七〇四)

月潭(一六三六―一七二三)は独照の後継者、直指庵の二世である。杜甫の用いた「晨鐘」「發深省」の詩語を引用、改名の義を示し乾山を論ずるが、当時知識人の間では詩文の教科書『古文真宝』、そこに収録された古文古詩は古典として愛読、別して陶淵明・杜甫・李白・白居易・蘇軾らは必読とされた詩人であつた。詩は唐代に尽きるといふが、李白の

絶句、杜甫の律詩は、表現の平易なこと、鋭い観察眼と感性など、中国古典詩中の双璧とされ、なかでも「天地一沙鷗」と自ら詠じた杜甫の流浪は、社会の矛盾と苦難を伝え、文人らの胸を打った。「深省」を通名とした乾山の人柄を知るよすがとなるが、改名時期は「貞享四年卯（一六八七）八月十七日以後、元禄元年辰（一六八八）六月二十七日」（小西家文書）とあり、父の没後、隠棲を決意した元禄初年であったことがわかる。

「靈海」は、元禄三年（一六九〇）九月二日、習静堂の披露に際し、独照禅師の与えた道号である。偈頌には以下のように記されている。

須知水底有神龍 須く水底に神龍の有ることを知るべし

常湧白波翻碧空 常に白波を湧して 碧空に翻ん

欲奪明珠歸掌握 明珠を奪つて 掌握に歸せんと欲せば

放身跳入九淵中 身を放つて 九淵の中に跳入せよ

水底（心）には不思議な龍のいることを知れ。白波を捲き興して大空へと舞いあがるが、汚れないその神龍（靈）を手に入れたいと思うなら、まず、その身を深淵に投げ入れるのだ。推定元禄三年（一六九〇）秋

『直指独照禅師後録』侍者道嘉記録（一卷・宝永元年刊・一七〇四）

鳴滝開窯までの一〇年間は、乾山の文人、禅修業、人間形成の時期であった。閑かに自己を省み、心に不思議な「龍」の潜むことに気がついた。が、白波を起こし大空に舞い上がる神龍（明珠）は、深淵に己れを投げ入れなければ手にできない。世間・出世間、いずれにしても挑戦である。独照は乾山に生涯の公案を与えたが、習静堂にひとり静かに生きる姿、やきもの造りに炎となる姿、土にまみれ異郷に尽きた姿にしても、

すべては独照禅師の公案に関わりがある。悟道に至った人間の「当たり前」とする「当たり前」の精神力と判断力、それはやがて高貴の人、若き輪王寺宮公寛法親王をも惹きつける力となった。

乾山にも多くの出会いがあつたろう。『先游伝』（伊藤東涯著）は尾形本家の人々に関し、伯父宗甫の長子元眞を「豪を以つて聞こえ、読書好み、人品凡ならず」と評している。甚だ『唐詩選』を好み、能書家であつたとも記しているが、どこか乾山に相通しよう。宗甫弟元庵は半井家流の医者、同じく弟宗中、宗中長子宗哲（維文）は儒者であつたが、本家一族には文事の人が顔を揃える。元庵娘嘉那（かみ）は伊藤仁斎の妻であつた。仁斎日記（天和二年から三年まで）には乾山の同家訪問が書き留められた。嘉那の没後五年が経過、多くの門人に交じり新年、端午節会の挨拶に赴いたが、二〇歳の乾山、儒者仁斎との面談は如何なるものであつたらう。自作の詩・文は、三好安宅へ宛てた遊記と漢詩、那波祐英らとの交歓を伝える七言絶句一首が残る。

詩仙堂堂守三好安宅は仁斎門に連なつていた。東涯によれば「興先子交」（『先游伝』）とあり、父仁斎と親しく、紀州に生まれ、三好長慶の末裔であつたことがわかる。朴直の人、詩仙堂には三〇余年を務めたところ、乾山は元禄五年（一六九二）初夏一乗寺詩仙堂に安宅を訪い、自筆遊記「過凹凸窠記」および左記の七言絶句一首を著した。

乾山自詠七言絶句

遙帶鴨流訪獨幽

翠圀凹凸映高樓

遙かに鴨流を帯び 獨幽を訪ぬれば

翠は凹凸を囲みて 高樓に映れり

詩僊堂上無邊興 詩僊堂上の無邊の興

留我幾思紅葉秋

我れを留めて幾はくか紅葉の秋を思わしむ

遙か鴨川の流に沿い微土を訪えば、翠が凹凸窠の幽居を囲み、高樓までも青々とみえる。詩仙堂の尽きない興、去りがたく、秋、紅葉の頃を独り偲ぶ

(過凹凸窠記)

さらに同年九月一九日、洛西妙光寺の雅遊に参加。那波祐英、北村篤所(医師)、打它光軌(歌人)らとの交流を七言絶句一首に残した。

乾山自詠七言絶句

偶飛謝履出蓬廬

偶 謝履を飛ばして 蓬廬を出づ

山院秋深木葉疎

山院の秋は深く 木葉疎なり

塵外清遊猶未足

塵外の清遊 猶未だ尽くさざるがごとし

暮鐘何意徹荒墟

暮鐘何の意ありてか 荒墟に徹す

思いがけぬ招きに応じ、謝靈運をまねて履物を引っかけ草庵を出た。山寺の秋は深く木の葉も疎らだ。風雅な遊びに時を忘れ、気がつけば晩鐘がしみ入るように寺に響く(『蕉隱餘吟』)

謝靈運(三八五-四三三)は河南省の人、南朝宋代の山水詩人である。「山居賦」を詠じ、山中では登山に前歯、下山に後歯を取り去り、巧みに木履を操るとした逸話が残る。乾山は「謝履」の故事を引用、雅遊の興とした

(三) 禅者の証明

乾山は双岡に移転、習静堂を建て、元禄三年九月二日、堂披露に独照、月潭、那波素順らを招く。禅師、在家居士の集いであったが、「習静堂記」(月潭著)に従えば、饗応は、室町以来の風習である浴みしたのち酒を勧める「風呂に招く」形式であったと推測する。乾山は独照に参禅、

老師からは「深省」「習静堂」「霊海」を与えられ、在世の居士の道を決心する。堂披きにはそれを祝い師の独照から七言絶句一首、月潭からは

「習静堂」の扁額揮毫と「習静堂記」、七言律詩二首と独照次韻の七言絶句五首、那波素順からも独照次韻の七言絶句二首が贈られた。次韻とは

詩の唱和に際し、原作と同じ韻字(韻)を同じ順序で用いることである。ここでは一、二、四句、「持」「涯」「時」の三文字(傍線)がそれに当たる。

独照は元禄五年、再度習静堂を訪れた。その折には即興詩七言絶句一首を残すが、即興詩は偶成である。その場で思いを詠する詩作であるが、

熟慮の作を軽く述べる場合にも用いられる。以下はそれら独照、月潭、素順の七言詩と大意である。

一、独照詠七言絶句一首 元禄三年九月二日

九月二日應招過緒方深省隱士宅偈以示之(傍線部は月潭、素順の次韻を示す)

輕棄世榮永可持 輕く世榮を棄て 永く持つべし

雙岡山下寄生涯 雙岡の山下に 生涯を寄す

歷然萬象森羅影 歷然たり 萬象 森羅の影

習静堂前月照時 習静堂の前 月の照らすとき

九月二日招きに應じて緒方深省隱士宅に過ぎる、偈を以て之れを示す。さりと世上の榮耀を棄て、雙岡(双岡)のふもとに生涯を托す。あらゆる迷いが明らかとなろう。習静堂を照らす月光りのもと

元禄三年(一六九〇)九月二日『直指独照禅師後録』

二、独照詠七言絶句即興詩 元禄五年九月二日

季秋十二日過習静堂即興

山房無事作閑行 山房無事 閑行を作す

天朗氣清訪隱盟 天朗かに氣清うして 隱盟を訪う
節後東籬徐步處 節後 東籬徐步する處

悠然採菊憶淵明 悠然として菊を採る淵明を憶う

季秋十二日習靜堂に過ぎる即興。山房に別事なく、こつそりと出歩いてみた。天氣もよく爽やかな中、隱者の仲間を訪れた。頃合いをみて東の籬辺りをそぞろに歩けば、菊を採りゆつたりと南山に對した陶淵明のことが偲ばれた

元祿五年（一六九二）九月二日 『直指独照禪師後錄』

陶淵明（三六五—四二七）は江西省柴桑の人。役人生活に失望、郷里の田園に帰るが、隱者の誇りと覺悟を詠じ、「菊花」「南山」「桃源郷」などの詩語は淵明の象徴となる。独照は乾山の閑居をそれに擬え励ました

三、月潭詠七言律詩二首 元祿三年九月二日

季秋二日應招過習靜堂賦謝主人二首

偶應嘉招過艸堂 偶 嘉招に應じて 艸堂に過ぎる

欣看魏野雅風良 欣んで 魏野の雅風良きを見る

庭秋花盛秋光媚 庭の秋花盛りにして 秋光媚び

籬菊藥開露氣瀟 籬菊の藥開けて 露氣瀟たり

話裏軒牕聽覺水 話の裏 軒牕に覺水を聴きて

齋餘甌室沐蘭湯 齋餘 甌室にて蘭湯に沐す

主情殷重賓情悅 主情 殷重にして 賓情 悅ぶ

歸路何妨帶夕陽 歸路何んぞ妨げん 夕陽を帶ぶること

季秋二日招きに應じて習靜堂に過ぎる。主人に謝して賦す二首。思いもかけずめでたい招きに草堂を訪う。宋の隱者魏野の風雅に浸る想いだ。庭の秋は今を盛りと陽に輝き、垣根の菊は花いっぱい露を含む。話の間にも覺の水音が響き、食後、浴室では蘭を浮かべた湯を楽しんだ。主の丁寧なもてなしに客も悦び、ゆるりとして夕陽を浴びながら帰路についた

魏野（九六〇—一〇二〇）は北宋代の隱者である。草堂居士と号し、河南省に草堂を設け、布衣の生涯を貫いたという。『草堂集』を残している

齡茂早成嘉遁謀 齡茂にして早く嘉遁の謀ごとを成す

茅茨結構倚雙丘 茅茨結構して 雙丘に倚る

蒔花關徑風尤靜 花を蒔え 徑を關いて 風尤も靜かに

編竹爲扉趣更幽 竹を編み扉と爲して 趣更に幽なり

書史堆牀無俗玩 書史 牀に堆うして 俗玩無し

茶香浮席有僧遊 茶の香は席に浮かんで 僧の遊ぶ有り

可中眞樂離塵鞅 可の中に眞樂 塵鞅を離る

好做遺民事潔修 好し遺民に倣つて潔修を事とするに

若くして早くも隱遁に心をくだき、草庵を構えて雙丘（双岡）のふもとに住す。花を植え隱者の道を開いたが、風情はひつそりと穏やかだ。扉は竹を編むなど妙趣にあふれ、うず高く積まれた書籍は俗人の好む書ではない。茶の香が漂い、仏門の修行者が集う。真の楽しみは浮世を離れてこんな中にあるのだろう。古人の伝統を好んで学び、清く潔い行いを修めるのだ

『巖居稿』卷三 月潭道澄（元祿一七年刊・一七〇四）

ことさら「僧侶」といったのは、独照、月潭のほか、居士号を持つ義山、深省など、仏道に入った人たちの集いであつたことを物語る

四、月潭詠七言絶句五首 元祿三年九月二日

季秋過雙峰處士宅次老人韻贈之五首

間攜杖策興軍持 間に 杖策と軍持とを攜えて

行踏秋雲廣澤涯 行きて秋雲を踏む 廣澤の涯

訪入柴桑徵士宅 柴桑 徵士が宅に訪入して

菊邊對榻話移時 菊邊に榻を對して 話して時を移す

季秋雙峰處士が宅に過ぎる、老人の韻を次いで之れを贈る五首。ひそかに杖と水瓶（クンデイカ）をひっさげて、秋空に浮かぶ雲を眺めながら、広沢の池のほとりを行く。陶淵明にも擬える徴士宅を訪問、菊の籬のそばに腰をおろし、談笑して時がすぎた

謝絶塵縁節自持 塵縁を謝絶して 節 自から持つ

安身占得碧雲瀕 身を安んじて占得たり 碧雲のほとり

不須玉磬清雙耳 及ぼざり玉磬 雙耳を清すること

月下僧過話道時 月下僧過ぎつて 道を語るとき

世俗の縁を断ち切り、自ら高い節操をもつ。身心を安らかにして、大空に浮かぶ雲の如く悠々自適。磬鐘を鳴らして耳を清めることもない。月光りの下、老師が訪れて道の話聞かせるとき

霜松雪竹操高持 霜松 雪竹 操を高く持つ

未老先投山水涯 未だ老いざるに先投す 山水の涯

和靖清唳廣可好 和靖が清唳 廣いて好るべし

園梅破玉臘寒時 園 梅玉を破る 臘 寒きとき

霜や雪に色を変えない松や竹は気高い節操を保つ。未だ若くして脱俗を希い、自然のうちに生涯をおく。寡黙な林和靖の慎しみ深さを継いだようだ。園の梅が蕾をほころばせる一二月の寒いとき

林和靖（九六七―一〇二八）は林逋 字は君復、浙江省杭州の人である。西湖の孤山に隠棲、妻なく、梅を植え鶴を愛した孤高の詩人と伝えられる。七言律詩「山園小梅」がよく知られる

竺教欽崇欲受持 竺教 欽崇して受持せんと欲す

恭邀毳侶喜無涯 恭しく毳侶を邀えて喜び涯り無し

満軒風物眞圖画 満軒の風物 眞の圖画

不倚丹青李伯時 倚わざり丹青の李伯時（持）を

仏教を尊び、その道に志を立てた。丁重に尊師を迎え喜びは限りない。草堂の風物はまさに絵のようだ。李伯時（李公麟）を頼む必要もないだろう

李伯時（一〇四九―一一〇六）は北宋代の画家である。山水画にすぐれ、竜眼山に隠居、深く杜甫の詩を解し画に移すと評された（『宣和画譜』）。白描画に巧みとされる。「公麟」の名から乾山兄光臨（光琳）を意識したか

萬法一心能摠持 萬法一心 能く摠持す

靈明廓徹沒邊涯 靈明廓徹 邊涯没す

請君着實須窮取 請う君に 着實にすべからく窮取すべしと

要見雲開月現時 見んと要せよ 雲開けて月の現するとき

一心に真理を究める法を学ぶ。しだいに魂の隅々にまで浸透、あらゆる境界が消えてなくなる（空）。君に願う、着実に究めとることを（悟る）。努力せよ、雲が晴れて月の出るよう、迷いが去つて真如の光を見るときに

以上五首『巖居稿』卷五

五、素順詠七言絶句二首（以下二首『義山艸稿』）元禄三年九月二日

獨照老和次韻習靜堂韻

改法皈禪堅受持 法を改め禪に皈し 堅く受持す

单伝妙旨絶邊涯 单伝の妙旨 邊涯を絶つ

請君努力無間斷 君に請う 努力して間斷無く

啐啄同時得厥時 啐啄同時に厥時を得よ

法を改め禪門に帰依、堅く守る。以心伝心の教えに時や所の隔たりはない。つねに精進、師第一の妙機のもと、まさに悟道に至る時を得よ

既厭世縁法專持 既に世縁を厭い 専ら法を持す

閑園藻景興無涯 閑園の藻景 興 涯無し

晚雲分手立還坐 晚雲手を分かつに 立ち還坐す

再会相期紅葉時 再会相期す 紅葉の時

すでに俗世の縁を捨て、仏道を志す。堂の風興は喻えようもない。夕暮れの雲にも似て立ちまた坐して別れを惜しむ。再会を期す、紅葉の時にと

独照、月潭に次いで参禅の先輩那波素順も乾山を励ました。尾形家本

来の日蓮宗から黄檗禅宗に改宗したこと、求道の決意、習静堂の雅趣の深さなどを心に留めたが、貞享元年（一六八五）、素順は直指庵に寮舎

「一撃軒」を設けていた。雁金屋近く二条小川通り上ルには本宅があり、

父宗謙とも交流のあったことを推考するが、黄檗禅への傾倒、詩歌、書に巧みなことなど、乾山には親しく思われたものであろう。ことによると直指庵への導きは素順によるものであったかも知れない。素順の死に

乾山は那波邸まで赴いた（『蕉臆餘吟』）。

独照は「靈海」のほか、素順に「義山」、素順長子祐英に「古峰」の道号を与えている。素順、祐英、乾山はともに独照禅師の門下にあつたが、若くして私産を抛ち習静堂に籠つた乾山に、身を投じ悟りに至る道を促し、富裕町人の那波父子にはあくまでも清しい山頂に身を置く尊さを説く。独照の義山、古峰偈頌は以下のようにある。

「義山」号（那波素順・推定元禄四年（一六九二）受理）

不是先賢論意精 是れ先賢 論意の精ぎにあらざんば
 爭令佛法益崢嶸 争でか 佛法をして 益 崢嶸せしめん
 只縁聖諦居其一 只 聖諦に縁つて 其一に居するに

占得千崑翠色明 占得たり 千崑 翠色の明なることを

古の賢人の所説が精くなければ、如何にして仏法が歳月を経てなお深まり行くことがあるうか。聖者の究めた四諦（苦・集・滅・道）の縁を得、今その一人に加えられた。千岩に生うる翠の輝きも自由となつたあなたのものである

「古峰」号（那波祐英・推定元禄二年（一六八九）受理）

不落今時横側看 今時 横側の看に落ちず

出頭天外勢巍然 天外に出頭して 勢い 巍然たり

豁開空劫以前眼 空劫 以前の眼を豁開して

方見千山朝一巔 方に見る 千山の一巔に朝すること

今時、脇見をすることもなく大空に頭をそば立てる。空に至るべく、仏理を究め、眼を見開く。まさに千の山々が一つの峰に集まるだろう
 以上詩偈二首『直指独照禅師後録』

(四) 文人生活

文人は中国にはじまり、読書人・教養人、知識階級の人々をいう。宋代、科擧に合格、官僚となつた士大夫らの裏の姿ともいわれるが、「文人」であるためには詩人、書家、画家、音楽家の要素を具えていることが求められた。が、それを生業としてはならなかった。あくまでも精神の浄化のための具と定義した。かつて身をつつしみ、独り閑かに住まいすることは、早く儒者・道者・仏者によつても説かれていた。理想に生きる、長寿を願う、修業とするなど、目的に相異はあつたが、自然を宗とし、心を平淡に、他事なしとした理念である。

文人の典型は南北朝時代に成立した。世襲化、貴族化した官僚に対し、

文芸芸事の教養を身につけ、政事を俗とみなした有識者（貴族）らに始まるが、古きを貴ぶ尚古思想、虚構、巧拙を超越した文雅の士など、内なる精神に重きが置かれた。観念は宋代に至り明確となるが、貴族の教養「雅」に対し、庶民出身の士大夫の「俗」、それを結ぶ通念が禅の「直観・静・浄・空」とした理念であった。宋代は禅の独壇場である。

が、それも栄達を望み偽善にはしる官僚社会を俗とみなす時代が到来、野に下り思いを貫かんとした志、俗を避け名利を捨てるとした精神もしだいに風流化への道を辿る。

「文人意識」のはじまりは明代とされる。「雅」の体現、洗練された自己の感性、品性、知識、智慧に裏打ちされた自負心の表現であるが、世・世人を「俗」とみなし、その対局に文人の意識を置いた。多くの指標も呈示されたが、文人は衣・食・住にそれを表徴、清浄かつ閑寂な環境を適所とした。教養、趣味、賞翫物にも適・不適を定め、琴・骨董・活花・盆栽、別して書・画に嗜み深く、何より「書は人なり」と筆道（書）に長ずることは文人の中核を成すものと考えた。北宋以来多くの書物も刊行されたが、『文房四譜』五卷（北宋・蘇易簡撰）・『洞天清緑集』一卷（南宋・趙希鵬撰）・『格古要論』三卷（元末明初・曹昭撰）・『遵生八牋』明・高濂撰）・『考槃余事』四卷（明・屠隆撰）・『長物志』一二卷（明・文震亨撰）などが代表である。「俗」に対し、遊心にもせよ一筋の定めを設け、節度、式あることを定義したが、文人たる者、その実践を促し、花にたとえれば寒に咲く梅花の潔さ、幽の香、淡い色調にその精神が托された。

乾山も文人思想に憧憬した。黄檗禅に傾倒するが、それも中国文化、

文人文化に親しむ道に通じていた。父の没後、これらの定義に則した暮らしを求め、清浄、閑寂な環境に身を置くことを選択した。

「習静堂」は御室門前豎町通りに建てられた。「御室」は宇多法皇（金剛寛）の御座所に由来、「室」は僧房の意であるが、慶長一〇年（一六〇五）家康の奏請に依り仁和寺二世覚深法親王は諸門跡の首座となった。寛永年間には集落も形成、御室門前村は寺の一部とされていた（『京都府地誌』）。寺域は広く、双岡に南面、東は御室山、竜安寺門前村・法金剛院村、東南に池上村、西南に谷村、西北に鳴滝・福王子村に接していたが、今日の大内・岡の裾・岡の本・小松野・芝橋・住吉山・豎町・双岡町地帯である。小松野町は仁和寺坊官・諸大夫・寺侍の居宅地とされ、豎町はその隣地、多くは農地であったと伝承するが、豎町には仁清焼の窯場があった。御室小学校、校庭辺りとされており、一説に仁清窯は御室村五九三番地また御室村字芝橋六番地、習静堂は御室村字岡の裾四〇番とした記録も残る（蜷川式胤著『陶器調書』）。が、近年同小学校校庭の一端（奥村家）から仁清焼陶片が出土した。仁和寺旧臣、御室小学校三代校長香山曙氏の話によれば、習静堂址も同小学校に位置しており（『京洛の古陶』）、仁清・乾山は極めて近い距離に住していたことがわかる。

習静堂は、妙心寺道に西面、東西に長い敷地であった。絵図（中井家）によれば、凡そ間口一六、六間（三二材余）、奥行二二、二間（四四材余）、敷地面積は大雑把に四〇〇坪ばかりと計測したが、日本では平安時代、東西を軸とした寝殿造りが発達した。中国模倣の南北を軸とした本荘建築に対し、別荘造りとされていたが、南に池、東・西に入口を設置、こ

れによって玄関は西側に設けることが多くなる。江戸期、上層町人は書

院・座敷・土蔵を構え、内庭・茶室を設えた。習静堂は隠居所である。ゆつたりと西に表入口、東に裏入口、表からは一方に表長屋、他方に待合・雪隠、飛び石沿いに池、茶室へとつづく間取りである。中門を潜れば勝手口、直進すれば玄関・式台（取次控室）、屋敷に入つて鎖の間・主室である四畳半に至るが、式台北方には取合間、南に二畳半台目の茶室があり、鎖の間南方に縁、縁を下り飛び石沿いに禅堂へと導かれる。堂前には池、池には板橋、樹木が繁り、後方には雪隠、奥に芝園、花壇、築山には「亭」がみえる。裏の籬は出入自由。絵図、現地の人々、実地観察の結果から、東裏には「小川」と呼ばれる小さな川の跡を確認、南北はなだらかな斜面であり、焚口を南に、仁清窯は北へ向かつて築かれたと推測する。習静堂から裏伝いに南に下れば仁清登り窯に通じていたかと想像する。

堂の命名は、当時、教養人、文化人に依頼することを通例とした。「習静堂」は独照、扁額およびその義を述べる「習静堂記」は月潭が著した。同記は昭和一二年大阪住某人がみつけ、田中喜作が公表した。「逃禅」とともに元禄三年の作と推定、陶工以前、乾山には文人時代のあつたことを明確にしたが、周囲の全景、堂の佇まい、茶室、禅堂、庭園のほか、同記は若き乾山の日常を以下のように伝えている（『峩山稿』返り点に従う）。

「習静堂記」

ならびがたかのみちにしてあり 名はれいかいせばおがた
雙岡之麓有處士 名靈海姓緒方 父諱宗謙號浩齋 世居洛城
蒙東福門院皇太后之恩渥而 家聲籍甚
又善書字 頗有晉人之體 見稱一時之雅士也
速父謝世而 處士厭世榮 慕隱淪
遂買地數畝於仁和寺前郵巷之側 結屋居焉
今茲庚午季秋 請余遊其廬 齋餘徒步戶外 氣象清淑
自 有塵外之趣 雖魏野之艸堂靖節之栗里
殆不可讓其幽致也 當其西南也 雙峰堆藍
突出于霄漢之表 若翠巖然 望其東南 則花園梵刹
隔林微露 鐘聲近聞 晨昏可警 復回跨於西北
則蕭寺樓閣 飛檐畫棟 翔出干煙雲之上
又縱目於東北 則衣笠峰巒 巍然聳起
如青芙蓉鮮靚可愛 是乃四顧勝槩之大觀也
厥所居也顏曰習靜堂 矮屋數楹 不墜不華 編竹爲扉
鋪石爲徑 松篁交翠 梅柳垂陰 篔簹響塔
茶煙透牖 竺墳魯典 散帙在架 一一器具 極其素雅焉
堂之南若干步 構一室扁曰金仙 縱橫十笏
葺以菅茅 中安世尊像 上覆寶蓋 珠網交羅 精緻可觀
室前鑿曲沼橫板橋 嘉樹參差倒影水中 室後有洛房
甌室內可容四五人 又轉入後園中 籬菊傲霜 鷄冠氍露
落蘇土芝 滿畦滋茂 處士每詩書之暇 婆娑其間 以遣幽興

適意怡情 竟不知 朝市之升沈而

寒暑之迭更也 自彼沈酣榮利者言之

唯聲色游戲之樂是耽 孰肯當壯歲 厭羶塵

欲情於物外乎 如處士者 誠可謂賢矣

余問處士曰 公嚮使余題習靜額 未知 公能曉厥義否

處士佇思 余從容語曰 凡天地之間 物皆貴靜

水靜則可鑑毫髮 地靜則可載萬類

嶮石以不動故堅 山嶽以不動故壽 至乎儒林名士

自古聖賢於佛門 則固不在言

所以道 探珠 宜靜浪 動水取應難

定水激清 心珠自現 若不安禪靜慮 念念紛飛

心心雜亂 三毒障蔽 六塵混擾 欲得心源明淨

不亦難乎 冀 處士善體斯意 時常習定於其間

默默參究 久久純熟 自然有發明處 然

則宜稱眞學佛肥遯君子 豈興投閑 置散 尋常箇山人

可同日而語哉 處士唯唯起拜而謝曰 善乎其爲言也

請 書之壁間 以爲朝夕鑑覽 遂爲之書

（『我山稿』卷上・元禄二一年刊）

双岡の麓に処士が住む。名は雲海、姓は緒方。父の諱は宗謙、号治齋、代々京都に住し東福門院皇太后の厚い恩恵を蒙り家運隆盛、名声もきわめて高い。父は書にすぐれ中国晋代様の趣を有し、時の雅士と称せられた。父の没後、

処士は世事を厭い隠棲を願ひ、数畝（二畝は三〇坪）の土地を仁和寺門前の村に求め、庵を結んで移り住んだ。元禄三年庚午（二六九〇）の秋（九月）、私をその草庵に招いて楽しませてくれた。食後、戸外を歩いたが、辺りの空気が清々しく、浮世を忘れた。宋の隱者魏野（九六〇—一〇二〇）の草堂、晉の詩人陶淵明靖節（三六五—四二七）の栗里原に比べてもその趣きは負けないほどだ。西南には青々とした双岡の峰が重なり翠色の蝸牛のようだ。東南には花園の妙心寺が林を隔てて微かに見える。鐘や磬の音が朝夕を告げて警める。西北に目を移せば、仁和寺の楼閣、高く反り返った軒、塗りこめた棟木などがすかすかに浮かぶ。東北には衣笠の山々が聳え、青い蓮のように静かな佇まいが美しい。

処士の居所を「習静堂」というが、建物に無駄な飾りはみられない。竹を編んだ扉、石を敷きつめた小径、松や竹、梅、柳の枝が陰をつくり、窺の水は辺りに響き、茶煙が連子窓をもれてくる。書架には気ままにインド・三墳（伏羲・神農・黄帝の三皇）・孔子・五典（五経・詩経・易经・書経・礼記・春秋）の古代書があり、道具類はすべて洗練、高尚なものばかりだ。習静堂の南に一室がある。額には「金仙」とあり、広さは一〇尺（三ダ）四方ほど、屋根は菅茅（萱葺）、内に釈迦像を安置、天蓋はみごとな細工だ。室の前には曲がりくねった池があり、板橋を渡し、池中に木々が影を落す。室の後ろに浴室があり、四、五人も入るだろう。後方の園、垣根の菊は霜にも負けず生き生きと、鶏頭も露を含んでみずみずしい。畦には茄子や芋がいっぱいだ。処士は、詩を詠み読書に倦むとき気ままに逍遙、浮世を忘れることだろう。満足し、世上の浮沈、寒暑の移りも知らない。世俗の榮譽、利益に酔いしれる者からすれば、それは単に音曲や女色、狩猟の楽しみに耽ることと同じである。が、血氣盛んな壮年期に誰が世事を避け、あえて俗外の楽しみに心を向ける者などあるであろうか。処士のような者は、実に賢いといふべきだ。

そこで、処士に問うてみた。先に私に習静の額を書かせたが、君に習静のその真義が解つているかと。処士は竹み考えた。ゆつくりとその意を論じた。およそ天地にあるもの、すべて静なることが大切だ。水は静なるが故に毛髪ほどの僅かなものでも映し出す。大地は静なるが故にあらゆるものを載せている。崖石は動じぬが故に堅固にして、山嶽は動じぬが故に悠久なのだ。古から聖者、賢者、仏者はもとより儒学名士に至るまで、静定、無念無想の境

中から道義を興した者が少なくない。故にいう。明珠を探るならば波を静かにすることだ。水が動けば取り出しにくい。水が静まり、清く澄めば、明朗な心の珠（靈）は自ずと現れる。もし禪定に入らず、心を静めることができなければ、念は散り、心は乱れて、貧毒（むさぼり）・嗔毒（怒り）・痴毒（愚痴）の三つの煩惱に苦しめられ、目・耳・鼻・口・心・知の六つの識は混乱し、悟りの妨げとなるであろう。それではすべての根源である清く汚れない心を得ることはむずかしい。願わくば、その意を会得、常に無念無想の清浄心になることを習い、黙として学ぶ。歲月は自ずと新たな叡智を生むであろう。それでこそ、真の仏を学ぶ（真理を悟る）高隠の君子と称せるのだ。職にもつかず、気ままな世捨人とは違うのだ。

処士は合点し拜礼して曰く、尊い教え、それを書にしていただきたい。壁間におき、朝夕の戒めにしたいのだ。そこでこれを書す。

以上、月潭は四方の勝概を描写し、西南には青々とした蝸牛のような双岡、東南には名刹花園妙心寺、西北には仁和寺の楼閣が聳え、東北には青い蓮の花の佇まいに似た衣笠の山々があるとした。主室四畳半には床の間と棚、禅堂には「金仙」の額が掛かり、釈迦像を安置、後方には四、五人も入ることのできる浴房が設けられていた（絵図にはない）。茶室は土壁、連子窓、扉は編竹の素朴なもの、松竹梅柳の樹々が茂り、園の垣には菊花・鶏頭、畑には茄子や芋が植えられ、文人乾山の日常生活を窺わせる。書架には無造作にインド・中国古代の書物が並び、兄光琳と折半した父譲りの道具類が置かれていたが、高尚、洗練されたものばかり、宗謙の鑑識眼、それを誇りとした若き乾山の嗜好が伝わる。

『三籟集』（隠元撰）は隠居に関し山居・船居・水居・麴居（朝市・市中）と別けている。玄言詩には山林こそが隠者の住処（小隠）、朝市こそが真の隠者の住処（大隠）とあるが、習静堂は洛外にある。ここに一〇年を

隠棲、乾山はその後「隠者よ戻ってこい」とした「反招隠詩」（王康璠）の如く、鳴滝泉谷に拠点を移しやきもの造りの道を歩む。

習静堂から西北へ、村中央を御室川が貫流する鳴滝泉谷（溪）に工房・窯を設えた。時流を鑑み、製品を創案・焼成、工房の総指揮をとり、元禄一二年、陶匠として活動する。

が、一三年を経た正徳二年（二七二二）、更なる発展を意図し洛中二条丁子屋町へと居を移す。残された習静堂、鳴滝窯跡の両所はともに書家・文人桑原空洞の管理する所となるが、習静堂は、延享元年（二七四四）空洞の没年まで同氏の寓居。没後は何似氏の住まいに転じている（長泉寺内可似氏墓碑）。「何似」氏は「何似生」「何如」、禅語では「何々にいづれぞ」と読み、実名ではないと考えるが、墓碑によれば何似氏は禅者、双岡に「十有余年」を居し、宝暦九年（二七五九）に没したとある。俳句などを残し禅に執心した富裕町人か、天保年間の数寄屋師・茶人木津松齋（二七六〇—一八五八）は「緒方光琳好御室門前豎町何似宅二有之」（『好墨金』）と記しているが、同末年習静堂は仁和寺旧臣森家が所有、その後時期は不明ながら森家から仁和寺へと一部が移築。堂内に蓮池、禅堂のほか、控之間には光琳自画の襖があつたことから（『統近世畸人伝』）、光琳屋敷の名も生じたかと推定する。今日習静堂は「遼廓亭」（重要文化財）と称し仁和寺本坊宸殿裏に現存するが、中井家には「御室門前何似宅庭廻絵図」の控えがあり、遼廓亭と習静堂の間取りを比較、同一建物であつたことが確認できる（60頁参照）。

一方、鳴滝窯地は享保一四年四月八日、空洞から黄檗禅師百拙元養の

手へと渡り（百拙著『西山晩艸』）、法蔵寺が建立された。が、窯地には菱屋十兵衛（正徳三年）・肥前屋善七（享保八年）・鳥居道乙（享保一四年）の売買古券三通の写しが残り（『葛野郡社寺上地一件』85・86頁参照）、新たな疑問が呈示された（垣内拓郎著『鳴滝乾山窯跡をめぐる新知見について』）。写しを管見、確かに「譲り主緒方深省」は正徳三年癸巳正月一日「菱屋十兵衛殿」に同地を売却、樽代丁銀四貫五〇〇目を受理していた（正徳二辰年は移転時『覚書』）。一〇年後には菱屋は肥前屋へ、肥前屋は六年を経て「鳥居道乙老」へと売り渡すが、道乙は山脇玄心・養寿院流の医者であった。家熙茶事にも参会するが、道乙と百拙との関わりは如何であったか。家熙茶事における両者の同席は認められず、仮に道乙が証文通り享保一四年三月二六日鳴滝を入手、家熙を介し、同年翌四月八日百拙へと渡る。が、『西山晩艸』には空洞から百拙、百拙から家熙へと通達、近衛家からは帑金（歳に貯えた金）を押し鳴滝入手と記されている。空洞を道乙友人と仮定、道乙の差配下、空洞を仲介として百拙のもとに渡ったことも想定される。いずれにしても享保二〇年近衛家旧御殿の一部が移築、元文三年一二月二日法蔵寺の普請は完了、翌四年四月寺は落成した。

二、乾山焼

（一）開窯の動機

乾山は陶工の出自ではない。が、やぎものへの関心は、鷹峯本阿弥光甫、いとこ宗入（平四郎）と樂家四代一人との出会いもあり、洛西習静堂に移転後には、同じ御室堅町に京焼陶工野々村仁清との巡り会いが

待っていた。宗入は父宗謙弟三右衛門の子である。樂家とは一入以来懇意とあるが（『陶磁製方』）、宗入の養子入りに因り一入妻の在所、猪熊一条から今日の油小路通りへと移転。尾形家による支援の次第が想定される。のちに仁清窯の困窮に際し手を差し伸べる乾山の決断にも相通しよう。

仁清焼は正保四年（二六四七）に開窯したと伝承する。仁和寺再興が成り、その翌年のことであるが、同寺との関わり、同寺門前村に開窯した背景、また指導者とされる金森宗和（二五八四—一六五六）との関係もはつきりとはせず、今日それを伝える資料は見当たらない。

仁清は丹波国の出自という。丹波は丹波焼の産地である。おそらくやぎもの造りには早くから親しんでいたと想像するが、ことによると二〇歳前後には瀬戸窯へと旅立ち、同地においてみっちり修業、歳月を経て歴史的にも瀬戸陶工に所縁のある京都粟田口焼へと移ったものではなかったろうか。「みやこ」でも洗練された京焼技法・陶法を習得、三代の半ばを以つてすでに京焼名工として知られていた可能性がある。金森宗和は当時洛中の茶の湯者として指導的な立場にあった。廃嫡されたが、本来ならば飛騨高山藩主となるべき出自である。三一歳の折、上洛祖父長近（二五二四—一六〇七）の創建した大徳寺金竜院において剃髪「宗和」を名のるが、長近は飛騨・美濃国を統治、茶の湯に親しみ茶器の蒐集、古田織部との親交が知られている。宗和も元和四年（二六一八）、洛中今出川御所八幡町に屋敷を構え（『古久保家文書』）、茶の湯の師匠として活躍するが、公家、武家、寺院、有力町人との広い交遊が記録に残り、

仁和寺門跡かたと覚深法親王（二五八八―一六四八）もその一人であったと考えられる。覚深は後陽成天皇一宮である。慶長六年（二六〇二）、異母弟後水尾天皇に皇位を譲り仁和寺真光院に入室したが、同一〇年家康の奏請に依り諸門跡の首座に着任。寛永十一年（二六三四）、三代將軍家光の上洛に際し仁和寺の伽藍再興の儀を申し出る。幕府からは二一万両、折からの慶長期の禁裏改造に伴い御所紫宸殿（金堂）、清涼殿（御影堂）などが寺に移築、一〇年余の歳月をかけて仁和寺再建が完了した。

御室焼の開窯はここに結びつくと考えられるが、門前村の集落は寛永年間形成された。寺院落成は正保三年、開窯はおそらくそれに合わせたものと推測するが、茶匠と道具、別してやきものにおける茶人と陶工の美意識具現は、すでに利休と楽焼、織部と美濃焼、遠州と七窯など、桃山時代以来の先例がある。宗和もそれに倣い切形・きりかた誂え製作により粟田口焼・信楽焼など陶工との関わりが知られていた。この機に粟田口焼巧者仁清を抜擢、覚深法親王の認証のもと、名跡を利用、開発途上にある同寺領内に窯を設ける構想を練ったものではなかったか。寛永一七年（一六四〇）、鳳林承章も鹿苑寺山辺に「而到山邊 焼物釜之場見合也」と粟田口焼陶工が内窯を築いたことが推定される（『隔裏記』）。青蓮院と粟田口焼、妙法院と音羽焼の例もある。覚深は開窯後翌年には没してしまいが、「御室焼」「仁和寺焼」の呼称から同門跡関与は確かであろう。宗和は御室焼、野々村清右衛門とは没年までの関わりを有し、「宗和切形胴四方仁和寺焼」（『松屋久重茶会記』）、「水指御室焼ねちぬぎ」「御室小袖香合」（『宗和茶湯書』）などの道具を残した。

仁清窯の盛衰

仁清焼の盛衰は、宗和と加賀藩茶頭となった長子七之助、それを取り巻く宗和流茶人の力が大きく働く。宗和の審美眼、茶趣を具現した仁清焼は、宗和茶会記・茶湯書に茶碗・茶入・香合・こぼし、鉢・皿などの茶道具・懐石道具の使用が記録された。それら道具の斡旋、仲介を果たした具体的な例も残り（「中村直勝博士蒐集古文書」）、仁清焼は初期、宗和によって引き立てられ、雅趣を深め、技量を磨く。宗和は近衛信尋・西洞院時慶・松花堂昭乗・鳳林承章など公家、武家、寺院、有力町人との交流を深くしていた。庭珠軒、夕佳亭など茶室・露地の造作に関わりをもち、切形による茶道具および膳・椀に至る懐石道具、宗和好みとするこれら総合的デザインのほか、花入・茶杓の竹細工は名人肌と伝承、家熙も宗和作の茶杓を購入（『予楽院鑑』）、仁清窯は宗和好みの茶器製作を専らとした（『陶工必用』）。

が、明暦二年（一六五六）、宗和の死を境として仁清窯の作風・商法・購買者に変化が生ずる。出土陶片・伝世品・文献記録を照合すれば、宗和の没した明暦二年「奉寄進 野々村播磨大」（出土陶片）、同三年「奉寄進 播磨入道仁清作」（香炉）とした刻銘が現れる。「播磨大掾」「入道」「仁清」記銘はこの頃を境として出現、一つに色絵製作の本格化、受領名受理、入道して仁清銘を名のる時期と考えられるが、受領名は奈良時代の地方貴族に始まり、鎌倉時代は武家、江戸時代には武家のみならず産業、芸能の担い手など、優れた技芸、金銭に依り、職人・芸人・商人の取得も可能となっていた。称号は「守」「介」「掾」など、守は一国の長・地

方長官、介は第二官、掾は三等官など古の官名であるが、「播磨」は刀工・和紙・染色など手工業のすぐれた国であった。人物と受領国との関わりは特になが、「御香具所播磨掾」（『京雀』）、仁和寺御用達菓子商には法金剛院村「肥後大掾大坂屋」（『加藤家文書』）があり、「近江大掾」虎屋、「和泉大掾」亀屋、「陸奥大掾」越後大掾「能登大掾」などの例がある。発行には勸修寺・仁和寺・大覚寺の三門跡寺院が関与したが、仁清は仁和寺門前に開窯したこと、入道したこと、仁和寺「仁」・清右衛門「清」を合わせ陶器銘としたことなど、仁和寺との繋がりは疑いない。

仁清焼は、当時『隔莫記』をはじめ文献中には「御室焼」「仁和寺焼」と記された。「焼物師清右衛門」「丹波焼清右衛門」「壺屋清右衛門」ともみられるが、これらの呼称は、未だ確たる銘のなかったことを証している。文書中に「仁清」銘の記載はなく、「御室」「仁和寺」「清右衛門」の銘・刻印も見当たらない。銘があればもとよりその名で呼ばれたはずである。「仁清」「任清」「任世」銘は、宗和没後、明暦三年・万治・寛文・延宝以後に現れる。宗和は没年まで「御室」「御室やき」と記しているが、明暦以後の名のりとすれば、寛文生まれの乾山が「仁清」としてその名の由来を記したことは当然である（『陶工必用』）。初期仁清焼は御室焼・仁和寺焼と称された。無印ではなかったかと考える。京都公家屋敷跡迎賓館の発掘、地層年代の明確になる江戸遺跡の調査からも、京焼刻印の出現は一七世紀中期以後のこととされる。「仁清」印は宗和没年前にはなかったものと推測するが、仁清窯は宗和の死に依り強力な後ろ楯を失った。渡世の方便として仁和寺を頼り、権威付に受領号を依頼、つ

づいて入道、「仁清」の名のりを得たものとは考えられまいか。元禄九年には清右衛門舍弟清八は二人扶持を与えられた。仁和寺直属の陶工として御用を勤める、名跡を借りる。寺側では運上金を手にすることができたのである。

明暦後は桃山茶陶、異国陶器の模倣が終わり、色絵陶へと興味は移行、服飾では遊女に始まる寛文小袖が人気を集めた。赤・黒基調、文様の対比も鮮明、主文様に具象性、金糸の多用は仁清色絵陶に相通する。仁清焼の色絵陶器は友禅染の展開に類似するが、黒川道祐（？一六九二）は仁清焼の絵付けに関し、狩野探幽・永眞（安信）父子の名を残している（『雍州府志』貞享三年刊・二六八六）。仁清は陶工である。絵師ではない。誂え製品を専らとしたこともあり、絵付けに粉本・下絵の活用は当然である。江戸幕府は筆道に御家流、画事には狩野派を推奨した。町には御家流の書家、狩野派絵師が多く活躍。探幽・永眞の直接関与はないまでも、狩野派それを学んだ町絵師・下絵師らの参加は当然考えられることである。

流行は一〇年を以って推移する。雛形本にも確認されるが、茶道具類も限定された茶人の手から一般町人へと需要は広がる。輸入磁器の到来もあり、装飾陶磁器が出廻り始める。日本でも古九谷様式・柿右衛門・鍋島様式の磁器製作が開始される。嗜好はしだいに彩色物へと移っていたが、仁清窯も時流を意識、色絵陶を主体として更なる発展を試みる。が、延宝年間、二代清右衛門には借財があり、元禄八年には「事外不出来」「仁清ハ二代ニ罷成下手ニ御座候」として加賀藩納入の香合一三個が返品される事態が発生、仁清窯は打撃を受ける。初代の死、

借財、不評判は巷間から巷間へと、困窮は二代清右衛門の肩にかかる。

乾山の決意

乾山は元禄二年御室に転居、同七年（推定）に没した初代仁清とは顔見知りでもあつたらう。仁清焼の雅趣も評価も充分承知。

元禄七年、独照禅師が入寂した。初代仁清も没しており、翌年には二代仁清の不評判が駆けめぐる。乾山は元禄七年鳴滝山屋敷を手にした。何らかの繋がりにはなかつたものか。独照に促された「靈海」の公案、仁清窯の疲弊のこと、そこに乾山らしいやきもの造りの意欲が芽生える。が、それであれば堅町の仁清窯をそのまま用いることはできなかったか。不可である。窯は仁清焼の窯であり、仁清個人のものではなかつたのである。乾山は譲り受けた山屋敷に開窯する。仁清窯は潰され、これによると使用可能な部材は乾山窯へと移動、仮定であるが、鳴滝へは清右衛門のほか、弟清次郎、清八もともに移つたことが想定される。

仁清焼の風致に匹敵、それに適う^{かな}絵筆となれば乾山には兄光琳が居た。光琳もそれを承知、自筆絵画、光琳意匠、いずれにしてもやきもの造りの助力を承諾、絵師素信も加わり「光琳に相談 最初の絵は皆々光琳画」が始まるのである。

絵画的な絵付け・書となれば絵具の工夫が第一である。上絵付けはガラス質の絵具を用いる。仁清焼は上絵付けである。装飾には適するが、暈^ぼかし、重ね塗りなど絵画的な雅趣には欠ける。必然として低火度焼成・内窯陶法の絵具が浮かぶが、乾山は押小路焼孫兵衛の指導を受ける。書

画のためには白化粧（白泥）の画面を構成、色絵具・銕絵具、画趣に合わせた陶法、器態が工夫された。料紙を模倣、やきものによる色紙・短冊などの器形を考案、角皿・額皿・長方皿、筒形茶碗・蓋物など、かつてなかつた陶器面に、紙・絹と同じく書・画を描く。やきものにおける画讃様式は当時においても新趣向の意匠であつた。文人乾山の真骨頂であるが、乾山焼の新規構想、大概が決定した。

一七世紀末、仁清風陶器は京焼生産を支配していた。土産物にもなつていたが、これによつて仁清焼の商標価値にも変化が生じ、陶技陶法もしだいに劣る。乾山焼はそれらを背に出現したが、詩・歌画讃、洗練された古典の雅味、文人好みの異国趣味など、新陶法、新趣向を自ら企画、製作、販売の責任を負う。窯主として、文人として力量・識見・風流心を發揮するが、庇護者の対応に苦慮^{わづら}する煩いもなく、独立した生産体制を実現させる。経済力、才気、才能に恵まれた上層町人であるが故の道を切り開くが、「町人力」、時代はすでにその只中であつたのである。

乾山窯では低火度焼成・高火度焼成、両製品を製作した。低火度焼成は押小路焼陶工孫兵衛の助力と陶法、高火度は野々村仁清嫡男清右衛門の助力と陶法を基本としたが、両者の陶法は江戸において『陶工必用』（江戸伝書）、佐野において『陶磁製方』（佐野伝書）の二冊の陶法書に纏められた。大概であるが、

道具の形・模様等を私、其上同名光琳に相談、最初の絵は皆々光琳自筆に書き、今に絵の風流、規模は光琳好み置候通用い、又は私新意をも交え、愚子猪八に伝え（『陶磁製方』）

とある。形状・文様は乾山、絵付け・意匠は光琳および光琳好みを基本として創始、やがて次代尾形猪八が継承した顛末がわかる。

鳴滝窯地に建てられた法蔵寺には、近衛家旧御殿の一部が残る。方丈がそれに当たるが、当時提出された作事願書控絵図(写し)によれば、寺にはいまだ乾山時代の建物のあったことが示されている(山田曠庵著『史迹と美術』)。遺構は方丈・庫裏、寮舎・縁・湯殿・玄関ほか、六帖・四畳半二間、柴小屋、井戸、南出入口近くの長屋六帖・七帖であるが、絵図の「方丈」とある箇所が工房跡と推測される。周囲には柴小屋、雪隠、井戸がある。が、其処に乾山の居処と思われる建物はなく、潰したことも想定できるが、図に従えば鳴滝には乾山屋敷と推定される建物はなかったように思われる。徒歩二〇分ほどの距離である。習静堂の表長屋は構えも広く、作業に応じ鳴滝、習静堂間を往き来をしたかと考える。鳴滝には陶工が常住。乾山は習静堂において案を練り、時には絵師も滞在、梅雨時を除き年に二、三回の窯焚きであったかと想像する。

元禄一二年、仁和寺門前村のやきもの窯に二つの陶煙が上げられた。春二月二九日仁清窯、冬一月乾山の鳴滝窯である。『御記』によれば二月二九日は仁清最後の窯焚き日であり、翌月三月八日には乾山の鳴滝開窯願いが提出されたが、翌日には「無御別條」と許可が下り、同一二日は御礼参上、同年冬十一月二〇日には「緒方深省作茶碗始而献上」と初窯作品が献上された。乾山開窯許可の迅速なこと、燃料の薪拝領許可(七月一日)、火入れ許可(九月二六日)の速やかなこと、きわめて順調な

開窯であった。その間、八月一日には仁清家から乾山へと伝家の陶法が譲られたが、仮に乾山が疲弊する仁清窯の借財を負うとすれば如何であろうか。寺側でも乾山の開窯は悦ばしく、安堵するものではなかったろうか。『御記』には仁清窯と同じくして乾山窯の薪拝領、火入れ許可、初窯作品の献上などが記された。慣例に則つたものと思われるが、鳴滝山のこと、個人経営の窯であったことは、やがてその慣習から遠ざかったことにも現れる。

(二) 陶法の基礎

内窯陶法・押し路焼

乾山焼の新製品を担った内窯陶法、押し路焼は『雍州府志』に「二條南押し路之製造 稱内燒家内設密燒之謂也」とある。工房は二條南、屋内に設えた内窯を用いて焼成。軟陶でもあり、今日残る押し路焼作品は判然としない。が、近年、生産地遺跡として油小路通り蛸薬師下ル元本能寺町、及び御池通り柳馬場東入ル八幡町から軟質施釉・素焼・釉下色絵陶片が出土した。八幡町は乾山の記す柳馬場東押し路焼工房の南隣接地に当たるが、丁子屋町工房にも極めて近く、同所出土の下絵のある素焼陶片、釉下色絵陶片は、押し路焼の陶法を考えさせる。延宝六年(一六七八)同焼工房を見学した森田久右衛門は、その日記に押し路焼の「清水」「しる谷」における借窯焼成を記録した。借窯体制の先例であるが、二條へ移転した乾山焼の借窯形式も、同焼陶工孫兵衛による教示もあつたのかも知れない。『陶工必用』『陶磁製方』には「内窯陶器」に関し次

のようにある。

一、押小路焼は唐人相伝。楽焼・粟田口・清水坂・仁清・菩薩池焼より古く、押小路柳馬場東（高倉）一文字屋助左衛門が創始

二、助左衛門親族・弟子、細工・焼方巧者の孫兵衛を雇用、内窯担当。

孫兵衛は洛東栗田口蹴上ノ水之近辺比丘尼坂に住していた

三、様式は交趾焼（中国華南地方の三彩陶）の流れをくみ、花樹・生類などを地紋に刻み、緑・黄・紫の色釉をかける。絵具は黒・緑・紺・赤・黄・

紫色があり、乾山焼惣地塗りには惣白地・鼠色地・桃色地・うす柿・

うす萌葱・うす浅葱・うす紫・うす黄色がある。釉薬は珪石・鉛に

よる透明釉薬、書には鉄にコバルト（呉須）を混入した銹絵具、印は

黄土を使用

本窯陶法・仁清焼

清右衛門は本窯担当。鳴滝窯でも従来の仁清陶技を活用・応用、意匠・

文様は光琳様式を軸として、国内外の装飾陶磁器の写しものを製作し

た。乾山焼の高火度焼成、「新」仁清の始まりともいえるが、香合・蓋

物をはじめ立体作品を中心として物語図・和歌図・草花図他、二条移転

後には本格的な琳派意匠が主体となった。本窯（土・絵薬・掛ケ薬・茶入薬

他、錦手、楽焼など、乾山の用いなかった陶法もあるが、以下はそれ

らの概略である。

一、陶土は黒谷土、山科藤尾石が基本である。遊行土を混入、調整する

二、絵具は、釉下・釉上とあり、釉下には酸化鉄（金はだ）を主体とした

黒絵具、呉須の青絵具、深草水下による薄柿絵具を基本とする。釉

上（鉛手絵具）には、ビードロを用いたガラス質の赤・萌黄・紺・黄・紫・

白・黒色などの色絵具。釉薬は、摂津有馬生瀬白砂（長石）と木灰、

茶入釉は深草水下と木灰・信楽水下と木灰。地薬、景薬の調整

三、器態は、茶道具として茶入・茶碗・水指・茶器・こぼし・香炉・香

合・花入他。懐石道具は鉢・角物・小坪皿・茶碗皿・猪口他。その

他壺・釘隠・文房具（水滴・硯屏）など。具体例には器物器形の尺八・

横笛・琴・舟・立鼓・太鼓・小槌・花笠・糸巻他、遊具・文具の結文・

歌留多・瓢・ぶりぶり・冊子・羽子板他、鳥類の鴛鴦・鶴・雉子・

鶉・鶏他、動物・魚介類として獅子・馬・兔・貝など

四、意匠には、色絵具による吉野山・山寺・楼閣山水・武蔵野・松島・松・

梅・罌粟図など、銹絵具による水墨画的な山水図・寒山拾得・叭々

鳥・水仙・蝶図など、その他写し物がある

仁清焼、なかでも色絵陶は寛文小袖の影響下にあり、乾山焼は光琳意

匠の盛行下に遭遇した。仁清、乾山はともに「陶工」名家として名が残

るが、『古今名家別号箋』文政六年刊・二八二二三）、仁清焼は事物を写して巧

みであり、乾山焼は言語であれば言霊を写すとした技法を好む。より広

く、深い表現に挑戦したが、最早それは文人乾山の解釈であり、陶工の

域ではなかったことが読み取られる。江戸後期、尾形深省は「省」一字

別号でも認識されたが、伝統をもたなかった「俗」世間に、「陶」をもつ

て「雅」を呈示したともいえるであろう。

II 乾山関係年譜と関連事項

凡例

- 一、「小西家文書」および番号…『光琳関係資料とその研究』(山根有三編一九六二)
 - 二、『仁齋日記』…天理大学図書館善本叢書七九一(一九八五)
 - 三、『町人考見録』…『日本思想大系』五九卷(中村幸彦著一九七五)
 - 四、『二條家内々御番所日次記』(慶応大学図書館)、『綱平公記』(東京大学史料編纂所)、『光琳関係資料』二条家内々御番所日次記抄録、『大和文華』三三三号(神通せつ子著一九六〇)
 - 五、禅関係資料…『直指独照禅师語録』・『巖居稿』・『峩山稿』および「乾山の直指庵独照参禅について」(天觀幹郎著一九七〇)
 - 六、那波家関係資料…『那波九郎左衛門上・中・下』(川崎博著一九八七)
 - 七、醍醐三玉院関係…『三寶院高賢と光琳』、『国華』一〇七号(五十嵐公一著二〇〇二)
 - 八、近衛家関係記録…『豫楽院鑑』近衛家熙公年譜(緑川明憲著二〇一三)
- 以上を参考に著した。

本稿では、煩雑さを避けるため乾山、仁清の呼称はそのまま用いた。書家小島宗真の書状によつて宗真と乾山父宗謙、宗謙母一樹院、弟三右衛門(樂宗入夷父、本家医師元安(宗謙兄)との関わりを確認。不明であった乾山母「かつ」の名(小西家文書)、長兄藤三郎の光悦流書家の確認、江戸下向後の仕官先旗本川口源三郎とその家屋敷神田界隈のこと。山本素軒の有栖川宮家出入りのこと。乾山に関しては隠棲所「習静堂」と仁清窯の位置を考察。「仁清」は文献・陶片・作品など総合的な考察から宗和没年後に名のつた呼称と判断。鳴滝窯地は乾山二条丁子屋町へ移転後、正徳三年正月一日菱屋十兵衛に丁銀四貫五〇〇目を以つて売却、菱屋一族は兄藤三郎「雁金屋」の売却にも関与していたか(御役所大概覽書)。習静堂後世の住人何似氏のこと、『陶工必用』の受領者と推測されていた一枝庵蘭溪は寛政頃(一七八九—一八〇〇)の俳人であったこと、同書押捺の「勝任之印」は藤原「勝任」、進藤周防守ではなかったか。旧善養寺絵図記載の乾山墓所と抱一建立の乾山深省蹟碑の検証、その他種々の事項を再考した。

光琳庶子小西彦右衛門に関しては、実母「さん」の嫁ぎ先町田秋波(茶人、表千家寛々齋追善茶事に参会、彦右衛門と萬古焼祖沼波弄山・塗師中村宗哲・楽焼師樂吉左衛門との同席などを確かめた。

一、乾山関係年譜

(一) 雁金屋時代

- 一六〇二 慶長七年正月吉日 染物台帳「かりかね屋御染地之帳」(小西家文書) 二
- 一六〇三 慶長八年二月二二日 徳川家康、將軍宣下
- 一六〇四 慶長九年一―一五年 かりかねや受取書控(小西二)
- 一六〇五 慶長一〇年四月一六日 秀忠、第二代將軍宣下
- 一六〇六 慶長一一年 家康、後陽成天皇のため仙洞御所造営。翌年二月一六日完成
- 一六一一 慶長一六年四月一二日 後水尾天皇即位
- 一六一二 慶長一七年一〇月二七日 二代將軍徳川秀忠大奥老女刑部呉服支払書(小西三)
- 一六一四 慶長一九年 徳川秀忠大奥老女呉服注文書(小西五)
- 一六二〇 元和六年六月一八日 秀忠娘和子(四歳、後水尾天皇女御として入内。幕府の宮廷への経済的援助は甚大、寛永文化隆昌の基礎を築く)
- 一六二一 元和七年 尾形宗謙出生(小西附録五・八)
- 一六二三 元和九年七月二七日 家光、第三代將軍宣下

関連事項

【*】かりかね屋(雁金屋・乾山生家)「尾形家由緒覚書」(小西家文書)によれば、乾山生家「雁金屋」は慶長七年(一六〇二)「かりかね屋御染地之帳」に屋号がみられる。

尾形氏は武家の後裔である。九州緒方之庄の伝説を借り、義経(一一五九―八九)を助け、上野へ配流された緒方三郎惟義を祖とするが、赦されて佐伯之庄に戻り、一時「佐伯」を姓とした。十数代を経て京へ上り、足利家に仕えた新三郎伊春(一五〇二―一七三)が「緒方」に復すが、伊春長子新三郎道柏(一五六〇―一六〇四)は浅井家に仕官、本阿弥光悦姉法秀(一六一一―一六二六)を妻に迎えた。秀吉の天下には織染署の任に就くが、「雁金屋」の礎を築き、先の染地之帳には「道柏もちて参上申候」など呉服関与の記録が残る。道柏は、武士を捨て商人となったときを限りに「緒方」を「尾片・尾形」に改めたが、本阿弥家との所縁によつて日蓮宗への帰依も始まる。

雁金屋二代は道柏長子宗柏(一五七〇―一六三三)が継承した。道柏同様織染署の任に当たるが、大坂城陥落とともに京都所司代板倉伊賀守の疑念を受け、浪々となつた身を、のちの徳川秀忠夫人、浅井家末姫於江与方に救われる。文書(附録四)には、初大坂城陥宗柏爲落魄人 大御台深恤之 以故此時命宗柏爲東福門院織染署とある。宗柏は於江与の徳川家興入行粧にも供奉、その後大奥、秀忠末子和子の入内に伴い東福門院(和子)織染署を勤めるなど、江戸と京都の御用に応え、やがて押しも押されぬ「みやこ」の特権商人「雁金屋」の地位を築く。

雁金屋は浅井家御家来筋、浅井長政娘三姫との所縁に依つて繁栄の道を歩む。宗柏は「松下三位之家・北左近亟三家・加藤主計頭家・北無名氏之家」と家屋敷四軒、鷹峯には間口二〇間の別業を構えていた。学問、茶の湯にも造詣深く、光悦様の能書家としても知られたが、老いて後妻一樹院を迎えたことから雁金屋を二分した。本家からは医者、儒者など文事、分家からは書・画・芸能にすぐれた宗謙、宗鑑、光琳、乾山の兄弟が出生した。三代は宗柏嫡子宗甫(一六〇三―一六六〇)が継承。乾山父宗謙(一六二一―一八七)はそれを受け継ぎ、母一樹院の後ろ楯のもと東福門院呉服御用を勤める。小川通り中立売りの本宅に居し、鷹峯に別業、洛中には諸処教軒の家屋敷を有していた。

小川通りは秀吉による京都市街地改造によつて造られた小路である。商・職人が

同年

東福門院御用呉服書上帳
「女御様御めしの御ふく 同御つかいこ
そて上申候帳」(小西二四)

一六二六 寛永三年九月一日

秀忠御台所於江与方死去(五四歳)

一六三〇 寛永七年九月二日

明正天皇即位

一六三一 寛永八年八月二日

*尾形宗柏死去(六一歳)(小西附録四)

一六三三 寛永一〇年

*那波九郎左衛門祐伯(素順・義山)出生。異母弟那波十右衛門祐竹(松齋・正意)同年出生(那波家資料)

一六三五 寛永一二年

『隔冥記』(鳳林承章著)書始

一六三六 寛永一三年

大燈国師三〇〇年忌に播州住那波宗且大徳寺に経藏・一切経を寄進。「宗且」号は元和六年(一六二〇)前大徳寺江月宗玩より受理(那波家資料)

一六三七 寛永一四年二月三日

本阿弥光悦死去(八〇歳)

一六四一 寛永一八年

石川丈山「詩仙堂」成る

一六四三 寛永二〇年一〇月二日

後光明天皇即位

一六四五 正保二年正月二八日

*女五宮賀子、二條右府光平公へ婚姻

一六四六 正保三年

宗謙呉服詠帳「わたくし御あつらへ物」(小西三六)

同年一〇月二日

仁和寺再建落成

多く居住、西洞院、油小路通りの間にあり、途切れてはいるが、北は寺之内通り、南は錦小路へと続き、堀川に流れる小川がその名の由来となっている。中立売は御所西、上長者町北、別名正親町通りとも呼ばれていた。平安京造営とともに開通したが、東は烏丸、西は千本西に至る小路、呉服所が多く居住。御所外苑には、東に石薬師・清和・寺町門、西に乾・蛤・中立売・下立売門、南に堺町門、北には今出川門があり、洛中は御所を中心に皇族・公家屋敷、周囲には上層町人が居を構え、儀礼・文事・芸能関係の道具商・芸人・楽人・職人が居住、文化・芸能地帯を形成していた。武家は二条城を中心に京都所司代、公家と上層町人の間、侍屋敷を設けるなど、その他金融機関の出先・窓口機関が集まっていた。

*【後水尾天皇】

後水尾天皇(一五九六一一六八〇)は、諱を政仁、後陽成天皇(一五七一―一六一七)の第三皇子、母は太政大臣豊臣秀吉猶子近衛前子(中和門院)である。兄には典侍中山親子を母とした第一皇子仁和寺門跡寛深法親王(一五八八―一六四八)、第二皇子三千院梶井宮門跡承快法親王(一五九一―一六〇九)が出生、慶長一六年(一六一一)、一六歳で兄を退け皇位に就く。境遇の似た水尾天皇(清和天皇)の跡を慕い「後水尾」と称したが、寛永六年(一六二九)一月八日幕府に対する不満が募り、突然の退位を執行する。以後、五二年間、仙洞御所ではサロンを形成、学問、趣味、文芸の復興などに生涯をおくるが、漢字は『孝経』『論語』『古文真宝』、和歌は寛永二年(一六二五)八条宮智仁親王から古今伝授を相伝、宮廷に歌壇を広め、歌集を編み、有職故実の知識を深める。妙法院(寛永法親王、一条兼退(惠観、鳳林承章らとの茶の湯、池坊専好らとの立花、一絲文守(一六〇八―一四六)の禪に傾倒、沢庵宗彭、黄檗禪にも親しみ、慶安四年(一六五二)五月六日剃髪して「円浄」と号している。三三人の子女に恵まれ、東福門院との間には二皇子五皇女(二皇子一皇女は夭折)を儲けていた。

*【秀忠娘和子・東福門院】

元和六年(一六二〇)六月一八日、一四歳の徳川和子(一六〇七―一七八)は女御として二五歳の後水尾天皇のもとへ輿入れする。入内は誕生当初から家康に依り計画されたものといわれるが、和子は、二代將軍徳川秀忠(一五七九―一六三三)および近江の戦国大名浅井長政三女於江与方・達子(一五七三―一六二二)の末娘である。於江与の母は信長妹「いち」であったが、いちの長女は茶々(秀吉側室淀子)、次女は初(京極高次妻)、三女於江与は信長弟家臣佐治一成に嫁ぎ、次いで豊臣秀勝のもとへ嫁し一女(九條元子)を儲け、秀勝没後に伏見詰の徳川秀忠の妻となる。秀忠はやがて二

翌四年仁清窯開窯か

同年一四年

宗謙和歌集写・小島宗眞写本『拾遺集』
『統古今集』『後撰集』『玉葉集』『千載集』
抜書（小西〔七二〕）

一六五〇 慶安三年一月

和歌集写『後拾遺集』（小西〔七二〕）

同年一四年

宗謙漢詩集写『文選』五・六（小西〔七三〕）

一六五一 慶安四年三月

和歌集写『新古今集』『新拾遺集』（小西〔七二〕）

同年八月一八日

家綱、第四代將軍宣下

一六五二 慶安五年（承応元年）

那波素順長子九郎左衛門祐英出生

一六五四 承応三年七月五日

黄檗宗隠元隆琦長崎に渡来

一六五六 明暦二年正月二三日

後西天皇即位

同年

仁清焼「奉寄進 野々村播磨□明暦
式年」刻銘香炉陶片

一六五七 明暦三年一月一八日

江戸大火。江戸城本丸をはじめ大方
の市街を焼失、火事は二〇日まで続
くが、本郷丸山町本妙寺の施餓鬼に
焼いた振袖が原因、俗に振袖大火と
呼ばれている。焼死人は一〇万七〇
四六人

同年四月

仁清焼「奉寄進播磨入道仁清作明暦
三年卯月日」刻銘色絵香炉

代將軍、於江与も御台所となり權勢を手中にするが、慶長七年（一六〇二）雁金屋の
「御染地之帳」には、淀君・江与・京極高次・京極高知・政所・秀頼・家康・秀忠
ほか「御姫さま」「御ごたち」の衣裳注文が残り、別して東福門院は巷間において
「御所染」流行の元締めと評されていた（近代世事談）。幕府の支援は生涯続き、寺
院の寄進、サロン支援、押絵、茶道具創案など、種々の趣味、活動が伝えられる。

【尾形宗柏（日貞）】

尾形宗柏（二五七〇―一六三二）は、乾山の祖父である。新三郎と称し、学問を好み
書にすぐれ、古器・珍器を蒐集、茶の湯に親しむという（佐伯系譜）。秀吉織染署、
浅井家仕官、同家三姫およびその所縁から東福門院和子の呉服御用を勤めるが、大
坂城陥落の折、京都所司代板倉氏の疑念を受け、母法秀弟本阿弥光徳（光悦）の仲
介によつて難を逃れる。光悦に書を学び『光悦四墨』（延宝三年刊・一六七五、本阿弥光
悦・尾片宗伯・秋葉工庵・角倉与市）の一人とされたが、鷹峯光悦村には「口二十間」の
屋敷を設け、洛中には数軒の家屋敷を構えていた。

宗柏には一五人の子女がいた。先妻との間新三郎惟元宗甫、医師元庵（嘉那父）、
儒者宗中（宗哲父）ほか、後妻との間日意（頂妙寺三世）、宗謙（光琳・乾山父）、三右
衛門（樂宗入父）ほかを儲けているが、後妻秋場氏は、『四墨』の一人、同じく鷹峯
に屋敷を構えた秋葉工（貞）庵ゆかりの人物と推定。光悦流の書を中心に宗柏・秋場・
小島宗眞・宗謙が結びつく。日蓮宗に帰依、宗柏は「日貞」と称し六一歳、妙頭寺
に葬られた。

【那波素順（義山、祐英（古峰）】

「京一番の有徳者也」（町人考見録）とされる那波一族は、赤穂郡那波の豪農出身
と伝えられる。同家は儒者那波活所（二五九一―一六四一）、豪商那波常有（二五九七―
一六六四）の二家に別れるが、始祖は祐恵、姫路の商人、「はじめ貧しくのち富あり」
（活所遺業）とあり、祐恵長子徳由が儒者活所の父、次子宗且（二五七六―一六四三）
が豪商那波家を築き上げた常有の父である。

乾山関わりの那波素順、祐英は、祖とする宗且が京都へ進出、恵比寿川衣棚に住
まいして金融業を興し、富商、有徳人の足がかりを築く。禪に傾倒、寛永一三年（一
六三六）、大燈国師三〇〇年遠忌に大徳寺へ経蔵・一切経などを寄進したが、次代九
郎左衛門常有（？―一六六四）も京都一の分限者に成長、同じく大徳寺の再建に尽力
し、晩年には黄檗禪に傾倒、独照禪師に参禅した。二人の男子に恵まれており、長
子は素順・九郎左衛門祐伯（二六三三―一六九七）、次子は異母弟松齋（正齋・十右衛門祐

一六五八 明暦四年（万治元年） 尾形市之丞（光穂）出生

一六六〇 万治三年正月七日 尾形宗甫死去（五八歳）（小西）附録四）
宗謙、雁金屋相続か

一六六一 万治四年（寛文元年） 京都大火。二條光平邸から出火、仙
洞御所など四御所炎上、後水尾上皇、
修学院に避く

一六六二 寛文二年三月四日 衣裳凶案帳「御画帳」（小西）三八）

一六六二 寛文二年三月四日 仙洞院、聖護院宮ほか、鳴滝二條殿
御茶屋へ御成（御記）

同年五月一日 京都大地震

同年五月 伊藤仁斎「古義堂」成る

一六六三 寛文三年四月二十七日 靈元天皇即位

同年 尾形権平（乾山）出生（善養寺墓碑『陶磁製方』）。
父宗謙四二歳

同年 衣裳凶案帳「御繪帳」二種うち一種は年
度不明（小西）三九・四〇）

一六六四 寛文四年 素宗人（平四郎）出生（宗謙弟尾形三右
衛門子）

同年 打它光軌出生

一六六五 寛文五年七月一日 素順一〇〇貫の融資によって鳥取藩
との関係開始（那波家資料）

竹（一六三三―九二）である。両者は寛文二二年（一六七二）、京都所司代板倉氏から武家の真似事、奢侈を咎められ、宇治橋の架け替え工事を命じられた。が、三年の普請費用を一カ月の利息によって賄うなど、法外の商人であった逸話が伝わる。

素順（九郎左衛門祐也）も独照に参禅、法体して「素順」を名乗るが、直指庵には寮舎「一撃軒」を設け、元禄四年には「義山」の道号を受理していた。小川二条上ル丁、元松平加賀守（肥前守）屋敷を本宅としたが、妻は久保常箇（袋屋常昭）娘、弟

松斎祐竹は小川三条上ル丁、元仙台藩の屋敷跡に住し、和久屋九郎右衛門（磯谷了雲）の娘を妻とした。袋屋・和久屋など豪商との結びつき、のちには三井・柏原家などの商人のほか、大徳寺・万福寺・直指庵などの禅院、仁斎・東涯・篤所などの儒者、北村正立・中院通茂・武者小路実陰・打它家などの歌人、医者、文人、画人などとの広い交流が知られている。素順は『義山艸稿』（二巻）を著した。貞享元年から元禄一〇年（没年）までの雑事、和歌・漢詩集であるが、乾山に関し元禄三年「習静堂」における七言絶句二首が記録された。

祐英（一六五―一九九）は素順長子、同じく独照からは道号「古峰」を受理、町人文人としての生涯を終えた。『蕉臆餘吟』（二〇巻一〇冊）を著し、乾山との交流は、

元禄五年「仁和寺の隠士深省」・洛西妙光寺の出会いと深省作七言絶句一首
同一〇年「習静堂深省西山の隠士」・父素順の追善に那波家を訪れる
同一一年「鳴滝山深省隠士」・嵯峨直指庵訪問後、鳴滝に立ち寄り閑談
などが記されている。

【詩仙堂】
元禄五年（一六九二）、三〇歳の乾山（深省）は石川丈山旧跡詩仙堂を訪れる。「過凹凸窠記」と題した遊記を著すが、遊記は「記」、文章の一体であり、筋道を立て事実を述べ、由来を綴る。乾山も歴史、故事を探り景勝地を訪問、丈山の事蹟、精神にふれる。「過」は尋ねること、「凹凸」は丈山の号、「凹凸窠」は丈山の住まい詩仙堂の異称であるが、同記は当時の堂守三好安宅へ贈った漢文、七言絶句一首である。

詩仙堂は、寛永一八年（一六四一）、石川丈山（一五八三―一六七二）が一乗寺村に営んだ隠居所である。入りくんだ土地柄からも凹凸窠と呼ばれたが、丈山は三〇余年を同所に隠棲、堂内には中国詩人三十六人畫像、見所十境・十二景、愛蔵の六物などが残されている。丈山は家康に仕えた武士であった。武勲を急ぎ禁令を破ったことから罪に問われ、三三歳で剃髪、妙心寺に入り、藤原惺窩に学ぶが、のち浅野家に仕官、一四年間を広島に居す。五四歳の折、再度上洛。四年ほどを相国寺辺り、

同年 光琳妻多代出生

一六六六 寛文六年正月二日 四乾譜 藤三郎二條家伺公「雁金屋藤三郎」(二條家内々御番所日記)未確認

一六六七 寛文七年六月四日 五乾譜 近衛家熙出生

一六六八 寛文八年一月一日 六乾譜 百拙元養出生

同年一二月五日 老中板倉内膳正重矩、京都所司代として上洛

一六六九 寛文九年 七乾譜 中村内蔵助(九郎右衛門)出生

一六七〇 寛文一〇年四月二八日 八乾譜 伊藤東涯出生(伊藤家系譜)

一六七一 寛文一一年五月四日 九乾譜 *祖母秋場一樹院(法与日順)死去(小西)附録(一)

同年六月一〇日 藤三郎娘妙雲死去(小形光琳並びに尾形家の事)「光琳考」

同年六月一六日 妹妙性(本修院)死去(小西)附録五

一六七二 寛文一二年正月 一〇乾山 那波素順・松齋による宇治橋架替工事完成(那波家資料)

同年四月一三日 二條綱平出生(元禄一七年内大臣・享保七年から同一一年まで関白)

同年五月二三日 石川丈山死去(九〇歳)

同年六月三日 小島左近衛門正本「装束付百二十番」(寛

やがて一乗寺村に移り独居して九〇年の生涯を終えた。書は録書に巧み、詩作を唐代の風格と乾山は称えるが、詩文集には『覆鷲集』、『新編覆鷲集』などが残る。

三代堂守となった三好安宅(？一七一三)は戦国武将三好長慶弟実休(義賢)の曾孫である。二代堂守漢学者平岩仙桂(？一六七三)没後、丈山の遺書に鑑み「人品御見立 作法可然者」として、延宝元年(一六七三)着任したが、黒川道祐、林羅山、伊藤仁斎、松尾芭蕉らも訪れており、道祐は談話、酒を好み、乾山は質実剛勇の人と記している。貧に甘んじ独楽の人物像が浮かんでくるが、『先游伝』(東涯著)には以下のようにある。

長慶之裔 生干南紀 天資坦率 不修邊幅 壯歲東遊不偶 強仕來京 隱居干一乗寺詩仙堂者 三十餘年 臺笠芒屨 造干公卿之門而不辭 人許其朴直 中歳之後 與先子交 服其行義 時時招致 會干詩仙堂 寄傲干山水樹竹之間

【*女五宮賀子・二條光平室】

女五宮・賀子内親王(一六三二―一六九六)は、後水尾院・東福門院の第四皇女である。正保二年(一六四五)正月二八日、従一位摂政二條光平(一六二四―一八二二)のもとへ嫁し、一女隆崇院を儲けている。隆崇院は四代將軍家綱弟甲府宰相綱重(一六四四―一七八)の室となるが、二條家では男子のなかつたこともあり九條兼晴二男綱平を養子に迎える。

光平母は後陽成天皇皇女斎宮貞子内親王である。父康道(一六〇七―一六六六)も九條家出自、九條幸家二男であつたが、康道母は秀忠に嫁ぐ以前の於江与・秀勝夫妻の娘完子であつた。康道は能数寄、連歌・俳諧に造詣の深いことでも知られるが、二條家では能サロンを形成。能会は新春恒例、誕生・元服、任官祝儀など、康道・光平・綱平へと継続する。光琳の二條家伺公もしばしば能会、西本願寺の能会にも綱平とともに参するが、禁裏・院では鶴屋七郎左衛門、石井左門・藤木修理・岡本内記・小島左近衛門などの能太夫・楽人らが活躍。堂上人とこれら地下輩との交流は、京都独特の文化形態の基盤を築く。二條光平には能、歌会、茶会など、禁中・院御所、仁和寺宮寛深法親王、八條宮智忠、西洞院時慶らの交友が伝えられる。

【*小島宗真 宗謙和歌集写・漢詩集写】

宗謙は、『古画備考』に光悦門下の書家、『尾形流略印譜』に小島宗真(一五八〇―?)の門弟とある。宗真は光悦流の書家であつたが、唐様張即之、空海の大帥流にも通じ、宗真流の始祖として一家を成す。小西家には宗真筆の和歌集・漢詩集、消息な

文四年の日付もあり)〔小西 一三五〕

尾形市丞筆花伝抄仕舞付(小西 一三六)

どが伝世するが、書巻奥書に「慶安三年十一月慎独軒宗真書時七十一」「慶安四年三月日慎独軒宗真書時七十二」とあり、七〇歳代の活動を知ることができる。没年は不明であるが、名は九郎兵衛・宗真、号を慎独軒・晴(性)斎、京都の人と伝えられる。宗謙よりは四〇歳ほど年長であり、消息(小西家文書)によれば、

一六七三 寛文一三年(延宝元年) 二月
桑原空洞出生

仍三右殿御氣相いか、御座候哉 以參見廻申度候へ共 却而御六ヶ敷と候はん
と存候間 遠慮仕候 一樹様へも御意得所仰候

他の消息には、

同年四月二日

隠元隆琦、後水尾院より「大光普照」の国師号を受く

昨日ハ元安様へ御葉之儀申入候処ニ 今朝持被下候

同年五月八・九日

延宝(寛文)京都大火。鷹司房輔閑白邸から出火、女院御所を含む四御所焼失。靈元天皇は有栖川宮家、東福門院は明正院と共に二條前摂政光平邸へ避難

とある。宗謙母一樹院との交流、弟三右衛門(宗人父)、異母兄元庵(仁齋妻嘉那美父)への葉の札など、尾形一家とは筆道のみならず懇意の間柄であったことがわかる。宗謙は延宝六年、叶大和なる人物から小判壱両の質物として宗真筆の「草字絹地手本巻」を受け持っている。宗真・尾形・秋場は光悦流の筆道のもと結ばれていたと推測する。

一六七四 延宝二年一二月二九日

一乾山

仁清、仁和寺旧臣香山家に借財、金子借用証文に「請人仁清 借主清右衛門 名代清次郎」。同五年二月一日と同じく香山家への金子借用証文に「野々村仁清判 同清右衛門判」とある

【*】尾形宗甫(良齋)
宗甫(一六〇三—一六六〇)は宗柏嫡子、宗謙の異母兄である。万治三年正月七日五八歳で没するが、「佐伯系譜」には「宗甫 名惟元初字新三郎 多能備林 宗柏死後又爲東福門院織染署」とあり、名を惟(維)元、初字新三郎 宗柏没後の雁金屋を相続、東福門院の呉服御用を勤めたことがわかる。「良齋」と号し、「仁心」の人とあるが、継母一樹院にも孝を尽くし、寛永一一年(一六三四)、將軍家光の上洛に際し配された白銀につき、

寛永十一戊閏七月 大猷院様御上洛 京中町方江白銀五千貫目被下之家毎百三十四匁八分宛拜領仕候(『元禄寛書』元禄三年編)

と、同折、宗甫は四軒の家屋敷を有しその課一家のみの配布に止めたことが文書にみえる(佐伯系譜)。妻は伊藤氏、諱は弥々、寛文三年五月一日没、諡名は「貞心院妙慶」とあり、宗甫墓所は「尾形家由緒書」(文化二年小西家八代当主方守筆)に以下のように記されている。

同年

狩野探幽死去(七三歳)

一六七五 延宝三年七月二三日

一乾山

藤三郎、市之丞(光琳)兩人、醍醐寺三宝院伺公、清滝宮神事能勤仕挨拶。三宝院高賢へ藤三郎紫服紗一・茶巾一、市之丞扇子三本入進上(『三宝院日記』)

一、右尾形宗甫者尾形宗柏子 同宗謙兄二候間右尾形一家之墓所之内ニ

同年八月七日

可有之処 右之通惣墓所之内ニ有之候事 誤不相分候事

同年八月七日

渋谷七郎左衛門、藤三郎同道にて三宝院伺公、扇子五本入進上、藤三郎末弟寛三郎(乾山)金墨一挺進上(『同日記』)

天明大火に類焼、尾形家墓所も罹災したが、大火後文化二年五月三日、惣墓所内に残った宗甫夫妻のもとに寄墓されたことが認められる。墓所はさらに本行院へ移転、天明年間には泉妙院に移された。

「雁金屋」本家に関する記録は乏しい。宗甫には嫡子元真新三郎、次代維定新三

郎(乾山)金墨一挺進上(『同日記』)

同年九月七日 市之丞・寛三郎三宝院何公〔同日記〕

同年九月八日 朝四ツ時分（〇時）藤三郎、次いで渋谷七郎右衛門三宝院何公。能組進上、御杯肴被下とある。翌九月九日は神事能当日〔同日記〕

同年九月一日 藤三郎・市之丞・寛三郎兄弟三人御礼のため三宝院何公、御菓子御酒被下とある〔同日記〕

同年一〇月三日 藤三郎・市之丞・寛三郎、三宝院里坊（梨木町）何公、初夜（八時頃）過迄御前に罷有とある〔同日記〕

同年一〇月七日 藤三郎・市之丞・寛三郎、三宝院里坊（梨木町）何公、御振舞有之〔同日記〕

同年一〇月二三日 藤三郎・市之丞・寛三郎、三宝院何公、仕舞・小舞などの伽。地謡二人、小鼓打一人同道、酒宴後宿泊〔同日記〕

同年一〇月二三日 藤三郎・市之丞・寛三郎、三宝院宿泊御礼、挨拶後に帰参〔同日記〕

同年十一月二五日 延宝京都大火。一条油小路から出火、本院御所、二條家文庫他焼失

一六七六 延宝四年正月一三日 一四乾山 光琳（二八歳）宛渋谷七郎右衛門（三八歳）諸能仕様覚書（小西一三七）

同年 同日 母かつ（慈勝院心月法雲）死去（小西附録八）

郎がおり、ともに文事に傾倒、仁齋・東涯らの記録にその名が残る。

ことによると本家の子弟たちは早くに独立、宗謙が本宅とした小川通り中立売の家屋敷は、先代当主異母兄宗甫より御所御用の暖簾のれんとともに譲られたものであつたか。宗謙は遺産譲状に家屋敷二件と記しており、別家を立てた可能性もある。

【樂宗入（平四郎）】

樂焼は、茶の湯のために創案されたやきものである。低火度焼成、中国華南三彩の陶法を基にしたが、天正年間（一五七三—一五九二）、利休の美意識のもと、唐人節あめや也（阿米也）が祖となり、飴也・比丘尼の長子長次郎が秀吉から「樂」の金印を受け「樂焼」が始められる。上長者町西洞院東江入ル北側に住まい、長次郎・二代長次郎・道人・一人・宗入・左入・長入・得入・了入・旦入・慶入・弘入・惺入・覺入・直入・吉左衛門（当代）と今日までに一六代を数えるが、五代宗入（二六六四—一七一六）が雁金屋尾形宗謙末弟三右衛門（油小路二条上ル）の子平四郎（惣吉）である（樂家代々）。宗入は一入娘を妻としたが、家督相続により元禄元年（二六八八）二月一七日「宗入文書」を認めた。樂家系図および覚書二種であるが、当時義父一入（二六四〇—一六六二）には加賀大樋焼を興した弟子大樋長左衛門、脇室玉水焼を創始した庶子いっしん一元（二六六一—一七三二）、さらに宗入以外の養子のいたことも伝承（樂家代々）、家督相続を明白にする必要からまとめられたものと推定する。乾山は一入以来懇意であつたと述べているが、『陶磁製方』には以下のようにある。

樂燒黒樂ノ方事 私承り及ヒタル義モ候ヘトモ 京樂燒ノ家ハ千利休居士 宗易ノ時ヨリ数代連綿致シ今以テ燒キ候（略） 私共方ニテ写シ出シ候事 人情薄キ様ニ存ジ候故 黒ノ方書付不申候 其上樂燒師ハ一入ト申候者ヨリ已來年愜意ニ申談シ候故 猶以テ先方障リナリ候事 如何ニ存候

樂家は利休以来茶陶一筋の家柄であつた。乾山焼は樂焼製作を避けた旨を述べているが、一入は一七歳で父道人（のんこう）を失つた。「一入マテハ貧者ニテ宅モ方々ニ住ス」（任土斎秘話）とあり、時絵師猪熊宗閑（明）娘を妻としたことから、妻の在所「猪熊一条上ル」「猪熊元誓願寺下ル町」辺りに居住したことが伝えられる。宗入の養子入りを機に元禄九年尾形家近く油小路通り（今日の樂家）へと移転したが、『京都御役所向大概覚書』（正徳年間）には「油小路通一條下ル町長次郎五代目樂燒宗入 同倅吉左衛門」と記されており、尾形家支援あつてのことを推考する。のちに仁清窯に手を差し伸べ、鳴滝窯を興す乾山に結びつくかと考える。

一元（玉水彌兵衛）は「下立賣通新町西江入ル町 茶碗屋彌兵衛 右彌兵衛儀宗入

同年二月二〇日

妹寿量（日信尼）死去（小西「附録五」）

同年五月七日

妹妙恵（慈雲院・徳）死去（小西「附録五」）

同年二月二六日

延宝京都大火。仙洞御所より出火、

二七日

後水尾院・女院御所全焼、東福門院

は五宮實子・二條光平邸へ避難、仮御所として翌年一〇月まで逗留

同年

『直指独照禪師語録』刊（宝永七年再刊）

一六七八 延宝六年正月―九月

一六^{乾山}

東福門院御用呉服書上帳

「女院御所様御用 御呉服諸色調上申代付之御帳」「雁金屋宗謙 東福門院御用書上残控」（小西「四一・四二」）

同年二月六日

宗謙宛叶大和・同長七郎金子借用書（小西「四四・四五」）

同年三月一日

市之丞宛佐久間備中守金子借用書（小西「四六」）

同年六月十五日

東福門院和子死去（七二歳）

同年八月二〇日

尾戸焼陶工森田久右衛門、御室焼・押小路焼見物（『森田久右衛門日記』）

同年一〇月二二日

*緒方かな（伊藤仁齋妻）死去（三三歳）（伊藤家系譜）

同年一二月二五日

宗謙・藤三郎宛久保和泉守金子借用書（小西「四七」）。以後に藤三郎勘当か

一家二而候得共、樂之字付申事不罷成候由（『寛書』）とあり、宗入文書が示す如く「樂」を名のすることはできなかったことがわかる。

【尾形・光琳妻多代（光岸軒清江尚貞幽尼）】

光琳妻多代（二六六五―一七四一）は「光岸軒清江尚貞幽尼 寛保元年辛酉十一月二十六日」（小西家文書）とある。京都町人吉田八兵衛娘、行年七七歳、妙頭寺に葬られたが、光琳のもとへいつ嫁したかは不明であり、文書、書状などを照合し、元禄九年（二六九六）前後のことではないかと考えられている。実子はなく、光琳庶子を養育、乾山は甥小西彦右衛門宛書状に四〇余年の知己であったと述べている。

小西家の養子となった寿市郎（彦右衛門）は、親類書（正徳四年九月三日付）に、正徳年間、多代の実父八兵衛は健在、実母は他界後六年が経過、弟には八幡社僧宜寛（因月光殘信上）、姉妹には大坂町人吉文字屋次郎兵衛妻、京都町人小刀屋伊兵衛妻となった人物のいたことを記している。尾形分家は長男藤三郎の江戸下向、三男乾山の出世間、京都に残った二男光琳、光琳庶子勝之丞の相続する所であったが、正徳五年九月二六日勝之丞も早世、弟才次郎も母あや実家大坂石井家へと養子入り、分家尾形の名跡は断絶した。多代は上御霊敷内町の家屋敷を手放し（代銀五貫四五〇目と控えにある）、小西寿市郎とも交流濃やか、光琳関係文書、画稿、画材の大半は小西家へと托された。

【尾形・祖母秋場（葉）一樹院（法与日順）】

光琳・乾山の祖母秋場一樹院（？―一六七二）は文書に以下のようにある。

- 一、一樹院法与日順 寛文十一年辛亥五月四日 宗柏妻 秋場氏（過去帳）
- 二、宗柏死後妻秋場放僻□□ 愛庶子宗謙而欲絶適子之家 日饒鯁言拒之 故秋場氏不能如意 至今適宗甫之家不絶 日饒之力也（佐伯系譜「日饒」）
- 三、嘗母秋場氏奸僻頑嚚 常愛庶子宗謙 惡適宗甫而至咎之 然宗甫無怒忤色 事之尽孝（佐伯系譜「宗甫」）

宗柏没後四〇年を長生したが、若くして宗柏の後妻となり、一歳で父を失った宗謙を思い、本家の絶えることを願ったとある。結果、宗柏弟妙頭寺一三世日饒英月（二五七三―一六四四）によつて阻まれたが、本家宗甫への悪適が記録に残る。『本阿弥行状記』には貴人方の御用司につき小知行に成り行く本家、さらに晩年の子に家を譲り、嫡子のをけたがる人となる。雁金屋本家・分家のありさまを彷彿させるが、一樹院には推定であるが熊・左近・日意・鶴、宗謙の下には大、三右衛門の幼い二子がいた。不安もあったと思われるが、秋場一樹院は『光悦四墨』中秋葉工庵ゆか

一六七九 延宝七年正月三日 一七乾山

妹妙了(藤)死去(小西「附録五」)

同年正月二六日

妹妙幻(とよ)死去(小西「附録五」)

一六八〇 延宝八年七月一日 一八乾山

綱吉、第五代將軍宣下

同年七月二〇日

宗謙、深草宝塔寺へ田地寄進。宗謙「奉寄附田地之事」、宝塔寺一三世日要書状(小西「四八・四九」)

同年八月一九日

後水尾院死去(八五歳)

一六八一 延宝九年(天和元年) 一九乾山

望月長孝死去(六三歳)

三月十五日

一六八二 天和二年正月五日 二〇乾山

宗謙・市之丞宛藤枝帯刀金子借用書(小西「五〇」)

同年四月二四日

宗謙手形証書、市之丞乳母宛、妙恵乳母宛、奉公人小林喜兵衛宛(小西「五二・五三」)

同年四月二九日

宗謙手形証書、奉公人嘉兵衛宛銀子百目。裏書に異筆にて「卯十月廿日二権平と五十匁 一丞(光琳のこと)と五十匁わたし済申候」(小西「五四」)

同年七月二四日

本阿弥光甫(空中齋)死去(八二歳) 本阿弥家、鷹峯の支配権を失う

一六八三 天和三年正月一日 二一乾山

尾片勝三郎、同権之丞、伊藤仁齋宅へ年頭挨拶(仁齋日記)

りの人物と推定。秋場についてはさらに宗柏父道柏時代に秋場宗於の名がみられ、古い知己であった可能性がある。文書には次のように記されている。

道柏 初字新三郎 時豊臣秀吉得天下 道柏与秋場宗於□□□

爲秀吉織染署而道柏爲其首

宗於については不明であるが、「秋葉工庵」は四墨の一人、「秋は多兵衛」は光悦村の一員であり、工庵が多兵衛と称したか。一樹院の娘熊は秋場九右衛門なる人物に嫁いでいる(佐伯系譜)。

【延宝元年(寛文一三年)京都大火】

延宝年間、京都には火災が続いた。

一、同元年(寛文一三年・一六七二)五月八日・九日

関白鷹司房輔(教平長子)邸を火元とした火災は、「禁中・法皇・女院・新院御所焼失。諸家十余カ処・民屋百五十町余、都て千七百余家、牛馬焼失、その数を知らず」(妙法院記録)と記された。中立売通り北方小川通りまで延焼、雁金屋も罹災したかと推考する。家熙母品宮の日記(「无上法院殿御日記」)によれば、近衛邸は靈元天皇の仮御殿、八條宮邸は後西院、有栖川邸は法皇、女院は女五宮邸(二條光平邸)へと避難したことがわかる。

二、同三年(一六七五)十一月二五日

一条油小路より出火、仮御所となっていた近衛家もこのたびは延焼、同家では進藤修理・桜井縫殿助ら家司・諸大夫らが近衛家文庫、書籍・家宝・旧記などを救出した。二條家では文庫を焼失、以下のように多くの文書を失ったとある。

二條殿などは文庫へ火入り 記録ども滅たる由 誠に笑止なる事ども まづは天下の衰微さてさて苦々しき事 それ故こなたの文庫危うかりしに ことごとく恙なく無事なるは 誠に祖神の加護 冥加にかなひ給ふ事と人の上を思ひ

一しほ喜び信も増す心地す 其の外公家中にも文庫残りたるもあり また滅したるもあり (「无上法院殿御日記」)

三、同四年(一六七六)二月二六日・二七日

仙洞御所より出火、院・女院御所ともに全焼。東福門院は同折も娘五宮の嫁ぎ先二條家へと避難。当時、火災は為す術もない天災の一つと考えられていたようである。

【醍醐寺三寶院と清瀧宮神事能】

醍醐寺は、貞観一六年(八七四)、聖宝・理源が小堂を営んだことに始まるという。

同年正月二日 尾片権平、尾片新三郎、仁斎宅へ年頭挨拶（仁斎日記）

同年五月二日 尾形藤三郎、勘当を解かれ家督相続光琳宛藤三郎「一札之事」（小西）五七

同年五月五日 尾片権平、仁斎宅訪問（仁斎日記）

同年 渡邊始興出生か

一六八四 天和四年（貞享元年）四月五日 行願寺から出火、朝仁親王（東山帝）の桜町東宮御所炎上、鷹司邸に避難

同年五月十三日 宗謙、市之丞（光琳）宛「讓状之事」を認める。山里町家屋敷、西京屋敷、能道具一式、その他諸道具・反物・金銀は権平（深省・乾山）と折半のこと（小西）五八・五九

同年十一月 那波素順、祥鳳山直指庵へ齋堂・厨房寄進、那波家寮舎「一撃軒」を設ける。独照禪師に参禅。『義山艸稿』書き始める（那波家資料）

一六八五 貞享二年 二二二 乾山 『蕉臆吟』（那波祐英著）二巻成立

一六八六 貞享三年六月二日 二二四 乾山 近衛家庶母品宮常子内親王邸にて野々村仁清作陶美演。家熙・一乘院門跡真敬法親王同席（『无上法院殿御日記』）

同年 素順「湛然居」完成。祐英『蕉臆餘吟』書き始める（那波家資料）

同年 『雍州府志』（貞享元年序・黒川道祐著）刊

延喜七年（九〇七）醍醐天皇の勅願寺となり、醍醐山（釜取山）山上を上醍醐、山麓を下醍醐、上醍醐には清滝宮^{きよたきのみや}他、下醍醐には三寶院^{さんぼういん}他が建立された。広大な寺域を有し、知行約二万八〇〇〇石、真言宗醍醐派の総本山となるが、永久三年（一一一五）勝覚により子院三寶院が建立（醍醐寺新要録）、寺領四〇〇〇石、翌四年には鳥羽法皇御願によって灌頂堂^{かんじょうどう}が設けられ、七四代満濟は初の准三后、黒衣宰相と称された。が、応仁の乱によって伽藍の大半は焼失、天正年中秀吉の助力によって八〇代座主義演（二五五八―一六二六）が復興、延宝年間には二代高賢（一六三九―一七〇七）が座主を勤めた。

高賢は慶安四年（一六五二）醍醐寺入室、「三寶院鷹司前大僧高賢四十七歳 御知行六百五十石 御里屋敷は梨木町東かわ」（京羽二重）とあるが、鷹司教平次男、兄は関白鷹司房輔、弟は九條家へと養子入りした九條兼晴、兼晴次男が二條家養子となった綱平である。当時、天皇家・摂家の二男・三男は僧籍、または摂関家の養子・縁組を帯としていた。高賢は姪信子が徳川綱吉室であったことから幕府との関連も強固、町人では那波素順弟祐竹（松斎）との親交が知られ、『町人考見録』には、醍醐三寶院門跡へ金銀の御用達、御心易出入致故、御門主人峯の時節山伏と成、馬上にて帶刀鎧を突て、御供にくは、り、それ故町の御奉行板倉内膳正云々とあり、寛文八年（一六六八）六月下旬、松斎は高賢の大峯山入峰に供奉、山伏姿、馬上帶刀、鎧を突き立てるなど、武士の真似事を京都所司代板倉氏から咎められた。門主は一代に一度大和峯山へ登山することが決まりであった。大峯山脈は吉野・熊野を結ぶ修験道である。仏の悟道境地を具象化したもの、自然はすべて大日如来の説法と解釈、高賢の入峰は醍醐「当山派」の教風を世に広めたと伝えられる。

延宝三年九月九日、尾形藤三郎・市之丞・寛三郎（龜山）の三兄弟は師の渋谷七郎右衛門の推挙のもと醍醐寺神事に参加した。神事はかつて観阿弥と稚児時代の世阿弥が七日間の興業を務め、観世座の頭となった世阿弥はのち六年間を楽頭職の任に就いた。が、天文年間一時衰退、義演によって復興されたが（『義演准后日記』、慶長八年（一六〇三）九月九日、再興成った醍醐長尾宮祭礼に猿楽再開。禁裏御楽頭渋谷紀伊守与兵衛が大夫を務め（醍醐寺新要録）、翌九年以上醍醐清滝宮神事も渋谷が担当。以後元和二年（一六二六）までの一二年間、渋谷一族が同寺楽頭職の座にあつた。渋谷家は能役者の出自ではない。手猿能と称し京都独特の芸人であるが、素人ながら女人並の実力を有し座を結成、応仁の乱後、依頼を受けて演能活動を開始した。元祖は渋谷紀伊守、やがて禁裏御能役者の地位を獲得、一旦は途絶えはするが延宝頃には再度禁裏能役者として返り咲く。尾形家も禁中出入りの商家であつ

一六八七 貞享四年正月二日 二五乾山

宗謙、再度市之丞宛「讓状之事」を認め
る。内容は貞享元年に同じ（小西一六〇）

同年二月二日 山本素軒、法橋を叙す（亀岡家過去帳）

同年六月二九日 尾形宗謙（良温院造斎宗謙）死去（六七歳）（小西一附録八）

同年八月一七日 藤三郎証書「一札之事」（日意上人・興善院
兩所宛宗謙の遺産受理。中立売家屋敷二軒、
呉服他を譲られる（小西一六四）。のち名
を助右衛門と改め江戸へ下向、旗本川口
源三郎方に仕官

同年 同日 市之丞証書「一札之事」。聚楽山里町、
西京家屋敷、能道具一式、諸道具他を譲
られる（小西一六二）

同年 同日 権平証書「一札之事」。室町花立町、本
浄花院町、鷹峯家屋敷、書籍一式、印月
江墨蹟他を譲られる（小西一六三）。

権平は同日から元禄元年六月二十七日まで
の間に「深省」と改名（小西一六五）。嵯峨
直指庵独照性円に参禅、深省を名のる

同年九月一九日 光琳、松屋勘左衛門宛「一札之事」、勘
左衛門養子契約書（庶子次郎三郎養子契約）
（小西一二〇・一一一）

同年 素順、虚堂智恵の墨蹟を一〇〇〇両
にて購入（那波家資料）

一六八八 貞享五年（元禄元年） 二六乾山

『直指独照禅師統録』刊

た。縁は自ずと生じたものと推測するが、宗謙一家は渋谷与兵衛孫七郎右衛門（雪齋・一六三九？）に師事、「小島左近衛門正本・装束付百二十番」ほか、光琳は一五歳で『花伝抄・仕舞付』を書写、一八歳では「渋谷七郎右衛門諸能仕様覚書」を伝授された。

清滝宮神事能は恒例の夜明能である。九月八日または九日、三番舞うを約束としたが、過去における演目には「羽衣・松虫・狸々」（慶長九年）、「三輪・融・東岸居士」（同一〇年）などがあり、門跡の所望に従い同折も七郎右衛門が構成したと推定する。日程は二カ月前に決定、三兄弟は三宝院へ挨拶に伺公、準備を重ね、九月九日明六つ（午前六時）開演、兄弟は前日からの泊まり込みであったと推測する。

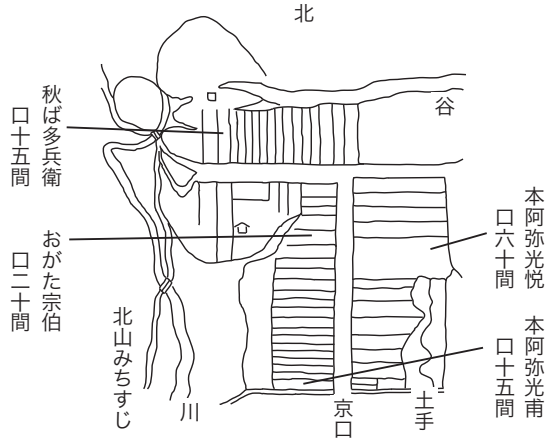
【三宝院里坊・三兄弟の伽】

清滝宮神事能の参加を機に、三兄弟には高賢との縁が生ずる。一月後、同一〇月三日・七日は梨木町三宝院里坊における伽、二日は三宝院へ謡方、囃子方などを同道し、藤三郎は「葛城」の太鼓を打ち、市之丞は仕舞「芭蕉」「采女」、壺装束にて「千壽」を舞い、寛三郎（乾山）は小舞二番「春永」「采」。「羅生門」。次いで壺装束にて「山姥」、仕舞「野守」などが演じられた。仕舞は一曲のうち見せ所となるシテの所作を舞うことである。壺装束は平安・鎌倉時代の婦人の外出着、唐織の上着の裾を腰辺りで折り込み、両襟をゆったり湾曲させて着る能衣裳、座興として地謡に合わせた短い舞いが小舞である。装束を用意、囃子方も同道するなど、同夜は興に乗り院に宿泊、三兄弟は翌日挨拶をすませ帰参したと日記にある（「三宝院日記」）。

【尾形・母かつ（慈勝院心月法雲）】

乾山の母かつ（一六七六）は「木下宮内家来 佐野笑悦娘」とある（小西家文書）。木下宮内は利房（一五七三―一六三七）と称し、北政所（ねね）の兄家定（姫路藩三万五〇〇石の領主・慶長六年足守藩に移封）の次子であった。関ヶ原の役後、元和二年（一六一六）、備中国足守藩の藩主となるが、家定長子が歌人として知られる長嘯子勝俊（一五六九―一六四九）である。小浜城主であった長嘯子は、関ヶ原の役に伏見城の任務を怠り咎を受け所領没収、失脚後上洛して隠棲、幽斎に和歌を学び歌人としての生涯を終える。宮内（利房）の妻は信長弟織田信包（一五四三―一六一四）の娘であった。宮内、佐野氏、尾形家とともに織田・豊臣氏の所縁に結ばれていたが、かつの父佐野笑悦の詳細は伝わらない。かつは「慈勝院心月法雲」と諡号され、文書には「御かつさま」宛「いま」の書状が伝世する。当時、上層町人、その夫人方には豊臣

鷹峯光悦町古図



鷹峯町・光悦寺『京城勝覧』
宝永三年序（一七〇六）

鷹峯は『京羽二重』に「洛の北今宮紫竹大門より北へ行所、爰に本阿彌光悦の山庄あり。大虚庵と云。野間の玄澤薬園の山舎あり、白雲軒といふ」とある。鷹峯のちに幕府の菜園・薬圃となるが、光悦村は元和元年（一六一五）、光悦が二条城に於いて家康から与えられた土地とされる。

右上古図には、当時の本阿弥光悦、光甫、尾形宗伯（伯）、秋ば多兵衛のほか茶屋四郎次郎、筆屋妙喜、蓮池常有らの屋敷位置が示されている。合計五五軒、当時一流の書家・工芸家・豪商が集合していた。

延宝七年（一六七九）光甫子光伝は、幕府に土地を返上、天和二年（一六八二）本阿弥家の支配権は失墜、元禄一〇年（一六九七）光通の代に江戸へ下る。

方の残党が多い。尾形道柏、石河自安、久保常箇も祖は武家であるが、宗謙も足守藩木下宮内家臣野笑悦娘「かつ」を妻としており、光琳・乾山の母は武家出身の婦人であったことが分明する。

【森田久右衛門】

森田久右衛門（二六四―一七二五）は土佐藩藩窯尾戸焼の陶工である。名は光久、号は松柏、父は山内忠義の臣であったが、父を失い、一三歳にして尾戸焼創始者久野正伯の弟子となる。延宝五年（一六七七）、藩主山内豊昌に三〇〇個の茶入を献上、翌年藩主に随行しやきもの見聞の江戸出府を許される。『森田久右衛門日記』（二冊）はその機の見聞記、尾戸築窯の記録であるが、大坂・宇治・京都・近江・伊勢地方の朝日・信楽・膳所・桑名・瀬戸・美濃・志戸呂窯などを廻り、各地の窯業や市場・価格、京都では仁清・押小路・清水・音羽・粟田口焼に関する消息を伝える。

【緒方かな（伊藤仁斎妻・東涯母）】

古義学を創した「扶持人之外儒者」伊藤仁斎（二六二―一七〇五）は東堀川通出水下町に生まれ、幼少時に「元禄寛書」の孔子・孟子の古学を修め、市井にあつて生涯仕官することなく仁愛を根本とする学問を説く。幼名源七、名は維禎、通称源佐、敬齋・仁齋・榮隠と号したが、生家鶴屋は材木商であったと伝えられる。三〇歳で古義学思想を確立、多くの知人・門弟、論・説を残し、のちにそれらは長子東涯（一六七〇―一七三三）を中心として『孟子字義』『中庸發揮』『童子問』などの諸本となつて世に出された。塾宅には訪問者、宿泊者が多く、仁齋門人、知友を記した東涯著『先游伝』には緒方元眞（宗甫長子）・緒方維文（宗哲・黙堂・那波祐英・北村可昌〔篤所〕・三好安宅〔詩仙堂堂主〕・鳥居正圭ほか、江戸においては輪王寺宮公辨法親王と坊官水野敬雲・朝倉如圭など、消息には芥川辰敏・芥川元泰・矢田階長門守・進藤主税らの書簡が残る。

四〇歳を経て緒方元庵娘嘉那（二六四―一七八）を娶るが、元庵は宗謙異母兄、幼名太極、名を新十郎、半井家門流の医術を修め、法橋叙位、備中三好浅野因幡家に仕えた医師であった。嘉那は二三歳で嫁ぎ、東涯、具壽、清の三子を残して九年後には病没したが、仁齋の和歌に、

人もおし我身も悲しとにかくに 思ひ出れハなミたなりける

とある。嘉那母妙千院へ宛てたものであるが、妙千院は「としわかかくしてあいはて申候事 ふびんともおしきともかハゆきとも ふて二ハおよひ不申候」（加藤仁平著『伊藤仁斎の学問と教育』）と認め、東涯の教育を案じ、仁齋に再縁を促した。後添えに

①
 『尾片勝三郎 同権之丞』天和三年
 (一六八三) 正月一日
 阿波島海の中川秋也の由り地
 大内重左の由りえり。秋也の由り
 重左の由り。秋也の由り。秋也の由り
 同権之丞。秋也の由り。秋也の由り
 秋也の由り。秋也の由り。秋也の由り
 秋也の由り。秋也の由り。秋也の由り

②
 『尾片新三郎』天和三年正月一日
 本村左衛門の由り。秋也の由り。秋也の由り
 秋也の由り。秋也の由り。秋也の由り
 秋也の由り。秋也の由り。秋也の由り
 秋也の由り。秋也の由り。秋也の由り
 秋也の由り。秋也の由り。秋也の由り

③
 『尾片権平』天和三年五月五日
 秋也の由り。秋也の由り。秋也の由り
 秋也の由り。秋也の由り。秋也の由り
 秋也の由り。秋也の由り。秋也の由り
 秋也の由り。秋也の由り。秋也の由り
 秋也の由り。秋也の由り。秋也の由り

伊藤仁齋日記「家乗」

(天理大学図書館)

仁齋日記「家乗」には乾山(権平)に關し、以下の記載がみられる。丸囲いは左記の人名である。

① 「尾片勝三郎」

「同権之丞」

(天和三年正月一日)

② 「尾片権平」

「尾片新三郎」

(天和三年正月一日)

③ 「尾片権平」

(天和三年五月五日)

①の「勝三郎」「権之丞」は、乾山長兄「藤三郎」および次兄「市之丞」光徳の誤記か。

②の「新三郎」は、仁齋とも親交のあった本家宗甫長子元眞の子、新三郎維定と推定する。

仁齋の妻は乾山いとこ緒方嘉那であった。延宝六年一〇月一二日死去、乾山の訪問時にはすでに五年の歳月が流れていた。

は丹波園部小出侯に仕えた中川弥左衛門、改名して妙心寺麟祥院(龜松院)に住していた瀬崎登哲の娘總を迎える。四男一女に恵まれ、嘉那の子東涯(源感)、總の子梅宇(重感)・介亭(正感)・竹里(平感)・蘭岬(才感)の五兄弟は伊藤の五感と呼び名され、揃ってすぐれた儒者、学者として成長する。

【深草宝塔寺】

深草山宝塔寺は、伏見区深草にある日蓮宗妙頭寺の末寺である。寺領四石余(『京羽二重』)、深草七名寺の一つであるが、『雍州府志』『京童跡追』によれば古くは真言宗極楽寺と称した寺であった。日蓮宗日像弘通に帰依した良住が改宗、日像の法華題目塔を建立、宝塔寺の名の由来となるが、妙頭寺は尾形宗柏弟日饒が一三世門主を勤め(『本化別頭仏祖統紀』)、四三歳で隠居、同寺塔頭に尾形家菩提寺興善院を建立した。

【望月長孝】

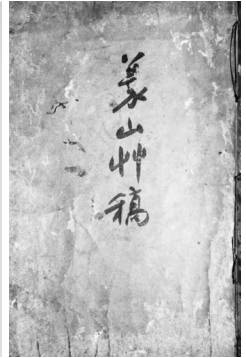
望月長孝(一六一九—一八二)は江戸前期の歌人である。名は長好・重公・兼友、号には水蛙・小狹野屋・広沢隠士・閑入軒などがある。祖父の代に上洛、信州の人とされる。松永貞徳に学び、『伊勢物語』『源氏物語』百人一首など二条家流の秘伝を受け、万治元年(一六八)四〇歳の折に剃髪、嵐山広沢池畔に閑居、詠歌、歌学の研究に尽くすという。貞徳は歌風を藍より青しと評したが、洛西広沢辺りに住したことから若き乾山の和歌の師とも目された(『観古図説』)。が、乾山一八歳の折には没しており、根拠も乏しく師弟関係は不明である。

乾山焼の日本の主題の中心は和歌であった。『拾遺愚草』『古今集』『拾遺集』『新古今集』『雪玉集』などが典拠となり、漢画的な主題においては『円機活法』『詩学大成』などが底本として活用された。

【本阿弥光甫】

空中齋光甫(二六〇—一八二)は、光悦の孫である。尾形家とは姻戚関係にあったが、久しく乾山のやきもの師とされていた。代々の家職刀目利をもつて加賀藩に三〇〇石で抱えられたが、光悦を範として、書・陶・和歌にすぐれ、「茶の湯を愛し茶亭を構え、貴賤を招いて遊飲す」(『京羽二重續留』)とある。『本阿弥行状記』(上巻)の作者ともされるが、光甫は光悦没時三七歳に達していた。光悦作陶を充分承知、鷹峯を訪れた乾山にやきもの造りを教えたことも想定される。

文政二年(二八一)、酒井抱一の命を受けて上洛、小西方守を訪れた佐原菊嶋(爾



主賓相要屢設詞錦如泉
 五防萃有威
 我心惟本井外却難成意識後生
 色振塵教假名忌情如渴康海世似
 乾城心送夏中事變未真月清
 一獨題毛以次遊習靜堂觀
 改注般禪壁委荷翠傳映皆絕邊涯
 請君努力無間斷碎咏咏同特得厥時

『義山艸稿』(二卷)

『蕉隱餘吟』(二〇卷一〇冊)

新鞋履全未加世逢難くわいせうくわいせう
 ろんはむしりたつちりくわいせうくわいせう
 出逢康山後後深不字聲産外傷を宿生
 著行を免懐美談のくわいせうくわいせう
 今ももつとくわいせうくわいせう
 柳取僅探家時社村新産
 舞流ゆるぎまよ道柳博更秋賦
 身随下半葉花薄能叫明洞紅
 暁斜照深樹城産能三五塵欄
 噴也藤脚寄海處
 孤城未下排蒼雲就刺園光萬

那波家文書(洛東遺芳館)
 『義山艸稿』『蕉隱餘吟』
 『義山艸稿』(二卷)は、那波素順(義山)の自筆雜録、漢詩集である。貞享元年(二六八四)から没年元禄一〇年(二六九七)までの記録であるが、漢詩二〇三首、和歌三首が収められている。
 元禄三年九月二日独照、月潭とともに「習静堂」に招かれたが、同折の七言絶句二首がみられ、乾山の修禪、隠棲時代を伝える資料として貴重である。

那波家文書(洛東遺芳館)

『義山艸稿』『蕉隱餘吟』

『義山艸稿』(二卷)は、那波素順(義山)の自筆雜録、漢詩集である。貞享元年(二六八四)から没年元禄一〇年(二六九七)までの記録であるが、漢詩二〇三首、和歌三首が収められている。

元禄三年九月二日独照、月潭とともに「習静堂」に招かれたが、同折の七言絶句二首がみられ、乾山の修禪、隠棲時代を伝える資料として貴重である。

『蕉隱餘吟』(二〇卷一〇冊)は、素順長子那波祐英の著した詩歌・遊記集である。貞享三年から没年元禄一二年まで書き継がれたが、乾山とは元禄五年洛西妙光寺の雅遊、同一〇年素順の追善、同一一年直指庵訪問帰途の鳴滝遊記が記されている。

両書は、素順、祐英父子の文事を伝え、乾山の文人生活を伝える意義深い記録となっている。

田川焼始祖)は「空中より『光悦傳來乾山陶器製書』一冊を譲られた。同書は今日散逸してしまい、詳しいことは不明であるが、光悦・光甫の楽焼陶法書と推定、それが乾山のやきもの指導に結びつくが、小西家の保管、乾山は江戸下向に同書を携えてはいなかった。京都に残して旅立つが、樂家とは一入以来懇意であり、五代宗入は乾山のいここであった。樂焼製作はなかつたものと考ええるが(『陶磁製方』)、窯跡からは僅かながら黒染陶片が出土した。仁清陶法にも樂焼はあり、鳴滝山ではのちに他者の作陶も伝聞、陶片が即乾山作品に結びつくか否かは解らない。

【伊藤仁齋日記「家乗」と権平】

「名」は生まれた時につける実名、「字」は通称、名のものであるが、中国の慣習に従い日本においても成人後につけた通名である。

権平は乾山の実名である。「権」はおもりに分銅・勢い、「時宜を量度、その道を達する所為以」(『孟子』)、「平」は平らぐ・分かち納める・等しいなどの意であるが、貞享四年父が没し、翌元禄元年六月二十七日まで用いたことが文書にみえる。のち権平は「深省」と改名、深省は乾山が生涯用いる通名となる。

権平の名は伊藤仁齋日記「家乗」に現れる。仁齋は五六、七歳、天和二年から同三年までの記録であるが、「尾片権平」に現れる。仁齋は五、六、七歳、天和二年から同三年までの記録であるが、「尾片権平」は、天和三年、正月二日と五月五日にその名がみられる。新年および端午節会の挨拶であるが、尾形家からは正月一日「尾片勝三郎 同権之丞」二日「尾片権平」「尾片新三郎」(元貞長子推定)が訪問、「勝三郎」は乾山長兄藤三郎、「権之丞」は権平か市之丞か。「新三郎」は尾形本家総領代々の字である。伊春・道柏・宗柏・宗甫・元貞・維貞ともに用いているが、分家であった乾山父(宗謙)は主馬を名のり、長子も「藤三郎」と称している。勝三郎は藤三郎の誤字ではないかと判断、権之丞を市之丞と想定すれば、尾形三兄弟は日時を變えて仁齋宅を訪問したことになる。が、市之丞には学問嫌いとした定説がある。

【尾形宗謙(良温院造斎)】

藤三郎・光琳・乾山兄弟の父宗謙(二六二一―一七八七)は、幼名主馬、宗柏・後妻一樹院の三男であったと推定するが、兄には早世した左近、頂妙寺住持となつた日意(英和)がおり、弟には樂宗入の父三右衛門(主水)、姉は秋場丸右衛門妻「熊」、正阿弥四郎左衛門妻「鶴」、妹には端長兵衛妻「大」がいた。本家筋の異母兄には雁金屋宗甫(小三・八左衛門)、医師元庵(太極・新十郎)、早世した五郎助、儒者宗中(左兵衛)がおり、異母姉には山田宗有妻「小満」、小笠原勘兵衛妻「竹」、富士谷紹与妻「六」、早世した「古多」のいたことが文書にみえる(附録四)。

<p>子不和宗且晩年二及七和陸ヲ爲ス ト云</p> <p>宗鑑 通稱寛三郎緒方宗謙ノ長子 山光琳ノ兄也書法光悅流</p>	<p>初ノ支那張三郎範光ト稱シ又 利家ニ任テ後越前山崎ニ隱シ安 十二年没ス八十五歳連歌及ヒ俳諧 ヲ能ス</p> <p>尊覺法親王 一乘院ニ品真 福寺ノ別當也</p>	<p>文元年七月二没ス五十四歳明了流 ト号ス書法濳本流</p> <p>宗立 細川藤高ノ男ナリ越中守名忠 貞号ニ齋參議從三位兼左近衛 主正保二年十二月二没ス八十三歳書法 素眼流又茶道ヲ子利休ニ受テ</p>	<p>鳥養氏横州鳥養ノ人書体御 家流リ一家ニ成テ鳥養流ト云</p> <p>宗慶 鳥養宗慶 姓氏詳ナラズ鳥養流</p>	<p>小島氏字号詳ナラス初光悦流 學ト後張即之ヲ好シ世宗眞流ト云</p> <p>宗眞 諸方氏字号詳ナラス宗鑑父也書 法宗眞流ト云光悦流ト云</p>	<p>鳥山氏名輔忠字一徹仙ト 号ス通稱孫兵衛後若狭守ト 任テ書体二王各三跡ノ古風ヲ好テ 最モ善書ナリ</p> <p>巽甫</p>
--	--	---	--	---	--

『宗鑑』『宗眞』『宗謙』『本朝古今新增書画便覽』文化九年序(一八二二)

宗鑑・宗眞・宗謙

『本朝古今新增書画便覽』

『本朝古今新增書画便覽』

に記された宗鑑(藤三郎)、宗眞、宗謙の略歴である。

①「宗鑑」(尾形藤三郎)

「通稱寛三郎 緒方宗謙ノ長子 乾山光琳ノ兄也 書法光悦流」

②「宗眞」(小島宗眞)

「小島氏 字号詳ナラス 初メ光悦ヲ学ヒ後張即之ヲ好ム 世ニ宗眞流ト云」

③「宗謙」(尾形宗謙)

「緒方氏 字号詳ナラス 宗鑑父也 書法宗眞流一ツニ光悦流ト云」

以上、書家として藤三郎は「宗鑑」と名乗り、光悦流の書手であったことを伝えている。「寛三郎」は乾山の「能」の芸名であるが、「藤三郎」の誤記と推定、宗謙長子とあることから藤三郎と判断する。

宗謙は、本家と同じく東福門院呉服御用を勤めていた。父宗柏の没年(寛永八年・一六三二)には一歳、母一樹院の献身のもと、万治三年(一六六〇)本家宗甫の没年には四〇歳に達しており、すでに分家尾形の当主であった。

『本阿弥行状記』には本家・分家に別れて貴人御用、「晩年の子に家を譲り、嫡子を除けたがる人」など、尾形総家の行状を言い当てたような記述がある。宗謙は商いを女院御所、大名家、富裕町人の妻女へと拡大したが、本家筋の商売関係は資料も乏しく、宗甫以後の呉服御用は曖昧である。

宗謙は、雅士、能書家として知られていた。『尾形流略印譜』『古画備考』に名が残り、和歌書・漢詩書、書状、証文なども伝えられるが、画事にも長じ、「恵比寿図」「任吉明神図」などが伝世する。能道具一式を揃えるほどの能教寄であり、一家揃って能に興ずる姿は「小西家文書」、醍醐寺神事に参加する三兄弟は『三宝院日記』に記録が残る。光琳は二條家の伽、乾山もやきものに能絵皿を作製したが、宗謙の才能は書家藤三郎、絵師光琳、陶匠乾山三兄弟にすべて継承されてゆく。

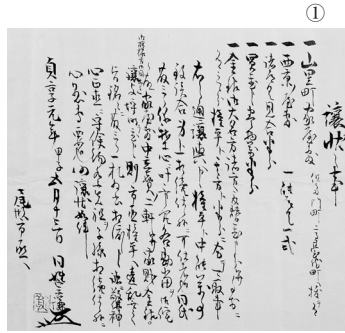
木下宮内家来佐野笑悦娘「かつ」を妻としたが、宮内は北政所甥木下利房(一五七三—一六三七)である。が、笑悦についての記録は見当たらない。

―呉服商と大名貸し―

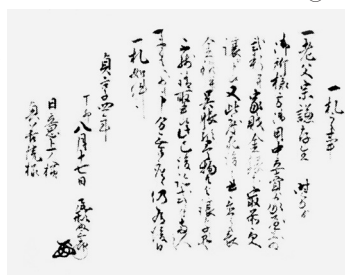
貴族を中心に成立した京都文化は、公家と富裕町人、そこから生まれた専門文化人の一群が担っていた。元禄文化は彼らに培われ花開くが、「京都商人」は町衆と呼ばれた豪商・文化人・知識人に端を発し、「江戸商人」は政治・経済、武家権力に結びついて力を付ける。時移り、やがて一代の内に家を興し、富を得ることこそ町人の鑑とされる新たな時代を迎えるが、その間、上方では逼迫した武家に対し金銭の融通をする「大名貸し」が盛行した。「京都富商は歴々高名、商人の鑑なり」などと評され、分限中の花形ともて囃されるが、近世初期、汗水流して働くことなど、それから遠く隔たる者ほどよい衆であり、時の統治者武家への金銭貸与はむしろ誇りとさえ考えられた。末端には雁金屋も連なるが、借金を踏み倒す輩も多く、武家のみならず、京都では金の無心は公家の流行ごととして盛行した時期もあつたという。歌学・芸道など公家衆は格式ある技や家業を特権化、歴史・伝統・家格のなかつた町人は、それに憧憬、彼らと結び、因縁あることこそ、自己の貴族性を顕示できるものと考えた。京都文化の特色は、公家文化の町人化、町人文化の貴族化にあるという。幕府の政策もあつたであろうが、武家もそれを模倣、計略をめぐらし、勝手を図り、謀略によって町人らを破滅させる。恥ずることのないその態度に、享保時代、三井高房は『町人考見録』を著して町人を戒めた。

宗謙遺産讓状と三兄弟受領証・「小西家文書」(大阪市立美術館)

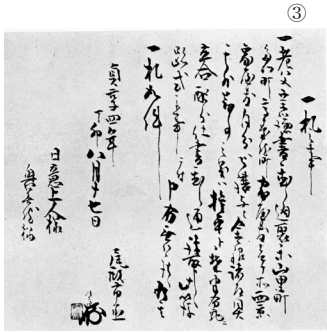
尾形宗謙は貞享元年・同四年と二回にわたり遺産の讓状を認めた。左図右上①は貞享元年市之丞(光琳)宛に記した讓状であるが、以下②③④図は、三兄弟の遺産受理証書である。ともに貞享四年八月一七日の日付であり、当日は六月二十九日、六七歳で卒した宗謙の「四十九日」に当たっていた。立会人は宗謙兄頂妙寺住持日意上人、尾形家菩提寺妙頭寺塔頭興善院住持の兩人であったが、宗謙・藤三郎・市之丞の手跡には光悦流の筆癖が窺われ、権平(乾山)の書には加えて当時禪者に親しまれていた宋代張即之の書風がみられる。



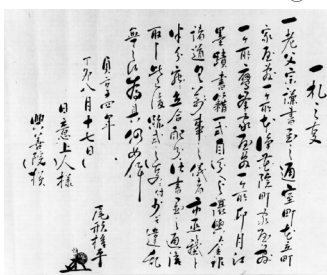
尾形宗謙讓状(小西家文書)



尾形藤三郎証書(小西家文書)



尾形市之丞証書(小西家文書)



尾形権平証書(小西家文書)

高房はいう、呉服所は元米商人にあらずと。大半は官商であり、公・官の儀礼、日常衣服御用達に始まり、骨を折るなど労働からは遠ざかる。畢竟町人の心も忘れ、武士を模倣、鷹揚にして驕り高ぶり、子供の頃から武家のまね事をして暮らすと指摘した。儉約の時代を迎え、御用は減少、ついに住まいは鳥のねぐらに成り果てるが、上京辺りには名のみばかりの家々があると述べ、まさに雁金屋の末路を言い当てるような記述が残る。

宗謙長子藤三郎は呉服商を継承した。が、時代は変わり、東福門院亡きあとの御所御用、武家商売もかつての誂え商法とばかりにはゆかなかつた。注文主も諸店に問い合わせ、最下値のもの、数ものであれば下等品を選択するという時代、呉服商も競争である。高房は、大名貸しの滞りから、家来の名目、扶持にごまかされ、武士となつて、江戸へ下つた浦井七郎兵衛・彦右衛門兄弟の例を掲げる。宗謙時代とは大きく変化、藤三郎も同じ運命を辿つてゆく。

米を取入源とした武家財政の行き詰まりは大名貸しを余儀なくさせた。その負債を町人が負う。不条理である。が、それを乗り越え、町人はやがて自らの道を探り当てるが、元禄文化、それを生み出した上方町人の背後には、少なくともこれらの心意気が潜むのである。

貞享四年六月二九日宗謙死去、諡号は「良温院浩齋宗謙」、「四十九日」に当たる同年八月一七日、宗謙兄頂妙寺一三世日意上人、興善院住持立会いのもと、三兄弟には以下の遺産が渡された。

- 藤三郎 中立売家屋敷二軒・金銀家財・御所様方御用・呉服巻物
- 光琳 聚楽山里町家屋敷一軒・西京家屋敷一軒・能道具一式

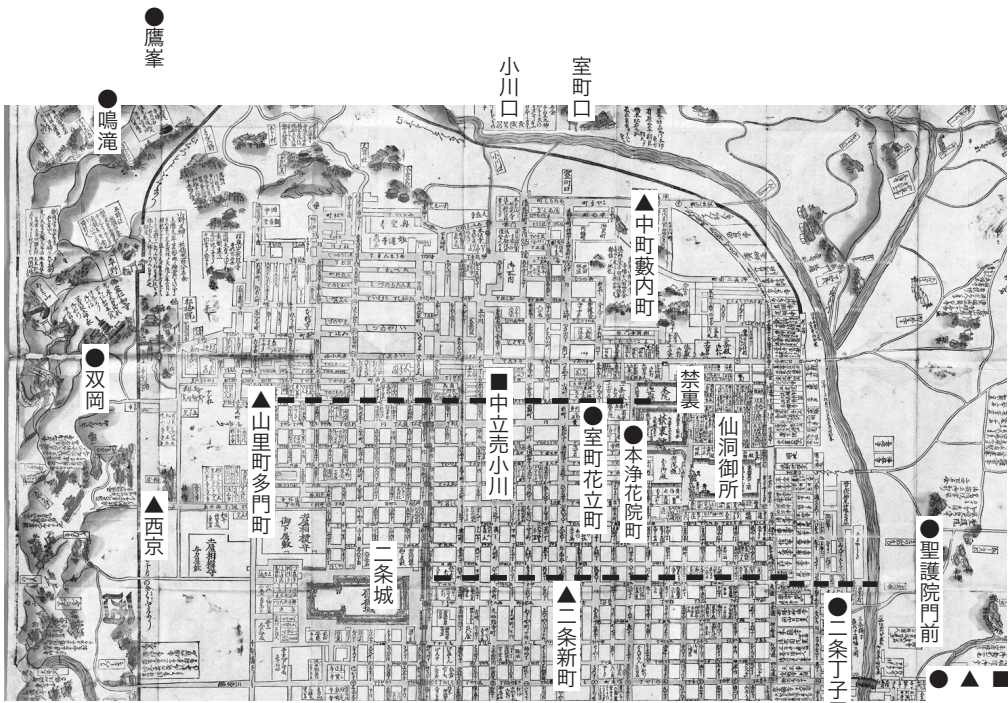
- 乾山 室町花立町家屋敷一軒・本浄花院町家屋敷一軒・鷹峯家屋敷一軒
- 印月江墨蹟・書籍一式
- 金銀諸道具・呉服巻物・大名貸手形(これらは光琳と折半)

【尾形藤三郎(宗鑑・助右衛門)】

藤三郎は宗謙長子、一説に諱を能之(維之)、号を宗鑑、延宝末期に勘当されるが、天和三年(一六八三)五月二日それを解かれ、呉服商売、中立売家屋敷二軒を譲られた。が、父の没後元禄中期には雁金屋を閉じ、江戸へ下り、助右衛門と名を改め旗本川口源三郎方に仕官した。能筆でもあり、祐筆などに起用されたか。

藤三郎は「宗鑑」を名乗る書家であった。「宗眞」「宗謙」に並び「通称寛三郎

三兄弟受理の家屋敷とその後の居所 『京大絵図』 元禄九年刊参照



絵図中の破線は(上)中立売通り、(下)二条通りである

緒方宗謙ノ長子 乾山光琳ノ兄也 書法光悦流(『本朝古今新增書画便覧』)とあるが、「寛三郎」は寛文三年出生の乾山の芸名(能)であり、藤三郎の書き誤りであると考える。光悦流は祖父宗伯以来、尾形家伝統の筆道である。宗謙は三兄弟に書・画・能・音曲など、貴族並みの教育を受けさせていた。『町人考見録』(『新居伊兵衛』)には、子供に遊芸をならはし申事、第一其親のあやまり也。一言一句をも善事を子どもには申聞せ、見習せ申こそ、是親の慈悲とも可申に、当分の愛に眼くらみて、衣裳を飾せ、髪かたちを役者子どもものやうになし、他人のあいさつに誉ま、能囃子につれ行、遊芸を致させ候は何事ぞや

とある。跋文にはさらに藤三郎の将来を言い当てたような言葉がみられる。

町人の武士の真似、神儒仏の道は、心裏の守りたりといへども、それにふかくはまる時は、却て家を敗る。まして其外の遊芸をや

藤三郎は勘当を解かれ、雁金屋に戻ると商いを始める。「薩摩ノ呉服所也」(『尾形光琳』『古画備考』)とあるが、元禄四年から同一〇年の記録をとどめる『京羽二重』刊記は貞享二年とあるが宝永二年)には雁金屋の名はなく、宗謙が「中立売家屋敷二軒」とした所には、加州松平加賀守呉服所「小川中立賣上ル町、菱や次郎兵衛、藤堂家呉服所「中立賣小川、菱や長兵衛 同善兵衛」と記されている。藤三郎は江戸下向に際し、両所を菱や次郎兵衛、菱や長兵衛・善兵衛方へ譲渡したものと推測するが、「かりかねや」の屋号からは、当時松平丹波守の呉服所に「室町丸太町上ル、かりかねや九右衛門」とした記載がある。いずれにしても元禄中期、すでに尾形「雁金屋」の名はなく、光琳は聚楽山里町へ、乾山も洛西へと移転。『日次記』(二條家)には元禄一三年五月三兄弟の伺公、のち同一六年(一七〇三)次のような記録を最後に藤三郎の姿は消える。

元禄一六年六月五日 尾形藤三郎 東府より登りし二付爲窺御機嫌駿河細工籠 外郎壹包献上之 則御對面也

「小西家文書」には以下のようにあるが、

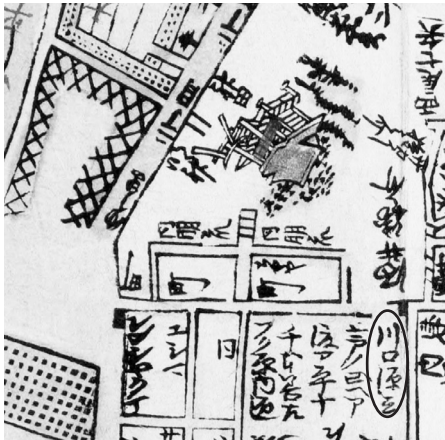
藤三郎 後助右衛門

伯父 川口源三郎殿ニ相勤仕 江戸仕候 尾形助右衛門

これによつて元禄一四、一五年には江戸へ下向、改名(助右衛門)したこと、川口源三郎方に仕官したことなどが判明する。が、いつ、如何なる理由によつて江戸行を決したのか。寛文一二年没した娘妙雲の存在は知られるが、家族構成は如何であったか。川口家との由縁・関わりも不明、藤三郎の消息は京都には残っていない。川口家は代々旗本、神田錦町、明神下に家屋敷があった。



川口久介屋敷『江戸図』寛文六年刊(二六六六)



『川口源三郎』屋敷『繪入江戸大繪圖』貞享四年刊(二六八七)

旗本川口家屋敷絵図

上図(丸囲)は、神田錦町、川口久介の屋敷図である。

久介は川口家三代宗勝であるが、將軍秀忠に依り御家人に取り立てられ、徳川家との縁も始まってゆく。下総国印旛・葛飾を知行し、二五〇〇石の家禄を与えられていた。

左上図は、神田明神下、川口源左衛門の屋敷図である。源左衛門は源三郎の祖父宗恒、また父宗直の通称であったが、源三郎は宝永元年、跡目を相続、『御家人分限帳』には「二千七百石 下総安房源左衛門子川口源三郎」と記されている。絵図には川口・芦ノ(菅野)・渡戸・千本・フク原(福原)の五家が並び一画をなしているが、錦町と明神下では当時明神下が格下であったとされている。尾形助右衛門(藤三郎)は江戸下向後、おそらく此の辺りに住していたと考える。

【川口源三郎】

川口源三郎(一七〇一—一七六九)は名を恒壽・采女と称し、旗本川口家六代の当主であった。「式千七百石下総安房 源左衛門子 川口源三郎(御家人分限帳)」とあり、父は川口源左衛門宗直、分限は二七〇〇石、知行は下総・安房を領していた。家祖は伊賀住人彌平兵衛宗清九代式部少輔宗信、美濃川口邑に移ったことから川口姓を名のるといふ(寛政重修諸家譜 五七四)。

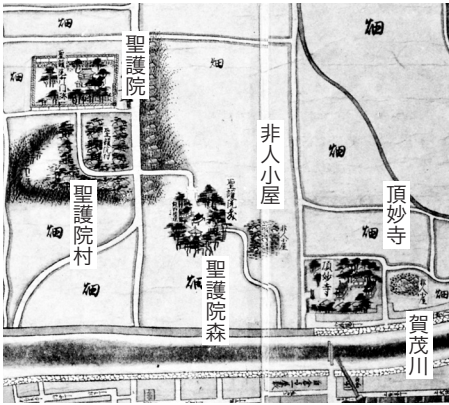
宗定、宗吉と信長に仕え、徳川家との所縁は秀忠時代、宗勝(久介・久助)に始まるが、宗信、宗次、宗恒とつづき、四代宗恒が源三郎の祖父に当たる。名を伊織・源左衛門、寛永一七年(一六四〇)三代家光に謁し、承応元年(一六五二)一七〇〇石の知行を受けるが、寛文三年家光長子家綱の日光山詣に追従、御徒頭、御目付となる。延宝六年(一六七八)東福門院の葬儀には使者として上洛、長崎奉行を経て印旛・相馬、香取を知行、宝永元年(一七〇四)五月に没した。源三郎父宗直(内匠・源左衛門)は安房、三河国を知行、同じく宝永元年六月には没するが、源三郎は三歳にして跡目を相続、吉宗時代に御小姓、摂津守に任ぜられ、小普請組(三〇〇石以下の非後)幕臣支配の任に就く。

藤三郎との所縁は解らない。「宗鑑」として名の知られた書家であったこと、僅かに祖父宗恒が東福門院葬儀参列のために上洛したこと、雁金屋がかつて徳川家の御用を勤めたことなどを縁とするが、家屋敷は江戸神田錦町、神田明神下の二カ所であり、藤三郎は江戸においては旗本川口家に関係し、神田界限に住まいしたものと推測する。宝永年間、江戸に在った光琳とは出会いの機会もあつたらうが、享保中期、乾山の江戸下向時にはその生存も不明である。

書家、能・音曲にすぐれ「みやこ」人の藤三郎は、祐筆にもなつたか、川口家でもそれなりの処遇を得たものと推測する。が、高房のいう俄士分「京に生まれ江戸へ引越し候」「町人の武士の真似事」、西鶴のいう「習い覚えた芸は身を助く」の類いであつたか。尾形家過去帳からも消えてしまった藤三郎は、如何なる人生を送つたものか。醍醐寺三宝院では三人揃って演能に姿をみせた兄弟であつた。

【日意上人・頂妙寺】

日意上人(二六一—一八八九)は名を英和、日蓮宗頂妙寺一二世(興正院)を継承した。頂妙寺は日祝の開基、「二條川原東野中、往古は高倉の北也。寺領二十一石、後柏原院御宇建立、開山日祝聖人」(京羽二重)とある。創建は一説に後花園院代宝徳元年(一四四九)京童跡追、他説に文明五年(一四七三)細川勝益によるとあるが(『本化別頭仏祖統紀』)、のち法華の乱などで寺地は点々、町衆の援助によって寛文一三年



頂妙寺 『元禄十四年京都実測大絵図』
元禄一四年刊(二七〇一)

具足山妙頭寺 『花洛細見図』元禄一七年
序(二七〇四)



妙頭寺と頂妙寺

妙頭寺は『花洛細見図』に、
仁王門・鐘楼・三十番神・七
面大明神・燈明堂・祖師堂・
本堂などが描かれている。詞
書には、

具足山妙頭寺 寺領一石
後圓融院の御宇建立
らくやう法花中一ヶ寺の
第一也 開基日像上人さ
いこうハ加賀の国司黄門
利光卿 中ごろ三十番神
の事をよしだの兼俱がた
づねしを当寺日具上人辺
答あり かねとも大きに
かんじけりといふ
とある。

左図は頂妙寺周辺を示した
図である。寺は賀茂川沿い、
二条舟留に近く、聖護院およ
びその村、森は近接してい
た。聖護院森は鴨川東三条北
に位置し、内には熊野権現の
社があり、夏は涼しく多くの
人々で賑わい、猪八工房も注
文製作に加え、土産物などの
製造も行っていたと考える。

(二六七三)、今日の左京区大菊町へ移転した。

日意上人は「尾形宗柏子 宗甫弟 宗謙兄」(尾形家由緒覚書)とある。宗謙実兄、
乾山兄弟の伯父であるが、貞享四年宗謙の死去に際し興善院住職とともに遺産分与
の後見人となっている。光琳・乾山とは以後も交流、元禄二年二月一九日入寂した。

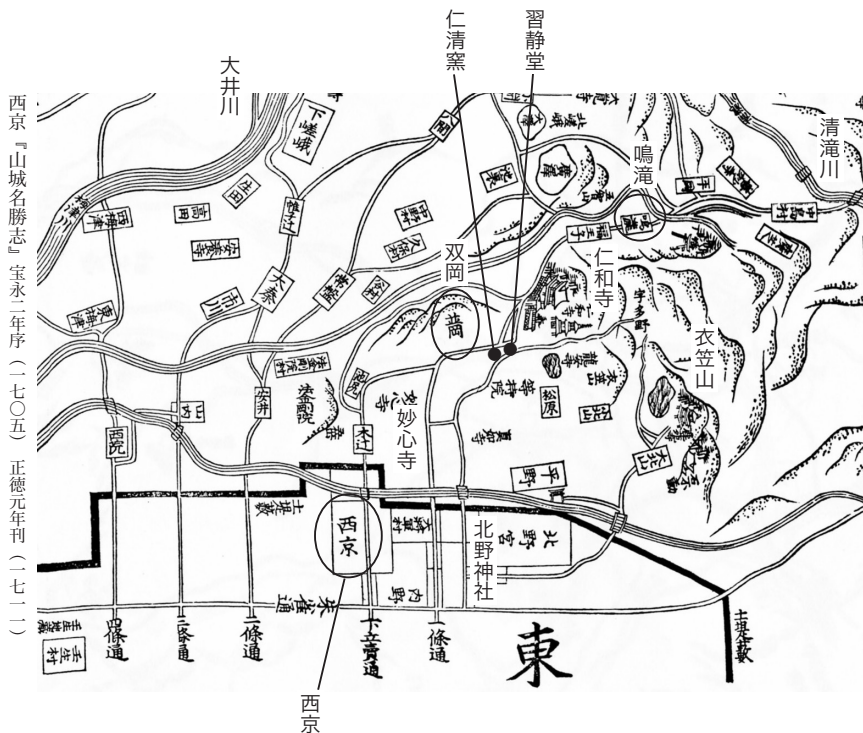
【妙頭寺塔頭 興善院】

檀家制度のもと、京都には諸宗の拠点となった本山も多く、全国から本山参りの
人々が訪れていた。上京寺ノ内通り新町西入ル、日蓮宗具足山妙頭寺は、永仁二
年(二九四)日蓮没後に入京した日像を開基とする。洛中の有力商人、手工業者の
支持を獲得、建武元年(一三三四)後醍醐天皇の勅願寺となり、洛中法華宗の筆頭と
なるが、叡山衆徒の誹謗、襲撃、信長・秀吉の弾圧、天明八年大火によって罹災す
る。尾形道柏次子日院(一五七三―一六四四)は若くして妙頭寺一三世となるが(『本化
別頭仏祖統紀』二六卷)、四三歳にして隠居、塔頭に興善院を建て、勤修の余暇作詩・
作文の文事に親しむ。以後同院は尾形家宿坊、菩提寺となり、住持は代々尾形家か
ら選出、小西家には「妙頭寺役者金子請取状」「妙頭寺興正坊覚書写」「興善院金子
請取状」(小西九三・九五・八八)などの証書が伝わる。が、いつの頃からか同寺は無住、
傷みも生じ、延享元年(一七四四)、小西彦右衛門方淑(辰次郎)は破損した興善院を
取り払う。客殿を銀一貫七〇〇目、土蔵を三〇〇目で売却、妙頭寺方丈にその代銀
を納め、尾形家先祖の月牌、墓所清掃料としたが、墓所はそのまゝ、同所に残り、隣
接した本行院が管理をする。が、天明の大火(一七八八)によってそれも破壊、文化
二年(一八〇五)、妙頭寺物墓所内にあつた本家宗甫・妙慶夫妻のもとへ寄墓された(小
西一六五)。その後二基の供養塔(47頁参照)が建てられ総数二七名の戒名が刻まれた
が、本家・分家・小西家、江戸に没した乾山の「靈海深省居士」号も含まれている。
宗謙没後、長子藤三郎は江戸へ下る。三男乾山は俗世を離れ、分家尾形の名跡は京
都に残った二男光琳の継承する所となる。が、光琳庶子辰次郎は小西家養子・小西
彦右衛門となり、後継者とした庶子勝之丞も早世、弟才次郎は一旦小西彦右衛門に
引き取られるが、享保一九年(一七三四)実母あやの実家、大坂谷町石井家養子とな
るなど、分家尾形は絶家となった。

文化一二年(一八二五)は光琳一〇〇回忌に相当していた。江戸では酒井抱一が顕
彰事業を営み、光琳展の開催、『光琳百図』『形流略印譜』の刊行、妙頭寺へは観
音像一幅を寄贈したが、文政二年には光琳墓所の修復を計画、依頼された俳諧仲間
の佐原菊嶋(岡田川焼始祖)が上洛する。小西家八世方守に對面、翌三年二月には抱
一・菊嶋らの尽力のもと、本行院に光琳石碑「長江軒青々光琳墓」(抱一筆)が完成、

西京周辺 御室双岡習静堂と仁清案

西京は「北野右近馬場の南 下立売通の西」(『都名所事』)とある。円町界隈、北野神社に奉仕する人々の住んでいた北野周辺をいうが、尾形家では道柏が秀吉の織染署奉仕以前、北野天神傍らに緒方祀を設けていたとあり(小西家文書)、西京とは早くから所縁があったものと思われる。



西京『山城名勝志』宝永二年序(一七〇五) 正徳元年刊(一七一)

石碑側面には「享保元年六月二日」「文政二年己卯十一月雨華庵抱一建之」と刻された。が、天保二年(一八三二)、その本行院も廃寺となり、新たに興善院跡地には泉妙院(新町寺)内西入ル妙顕寺前町)が建立、惣墓地からは墓を移転、墓所は今日泉妙院の管理下に置かれている。

【尾形市之丞(方祝・光琳・長江軒寂明青々光琳)】

光琳(一六五八—一七一六)は、市之丞・惟富・方祝、光臨・光琳を号とした。

父からは山里町、西京家屋敷の二カ所を譲り受けたが、山里町家屋敷は、多門町、高台院町へぬけるとあり、智恵光院中立売下ルとある所から、秀吉時代の栄華の跡をとどめる聚楽第付近の屋敷であったことがわかる。元禄二年の文書には「知恵光院通山里町」とあり、平安京大内裏「大宿直」の跡地と推測、京都御役所向大概「覚書」に照合、松平讃岐守の屋敷であったと考えられる。宗謙は天和二年(一六八二)に購入したと推定するが(小西家文書)、周辺の聚楽第旧地には打它家、那波家の別宅もあり、那波祐英は貞享二年(一六八五)当たりから打它光軌はここに籠ると記している(蕉隱吟)。

西京は、「北野右近馬場通の南 下立り通の西はづれの町」(京羽三重)とある。今日の円町界隈(中京区)であるが、東は聚楽・二条城廻り、西は花園・安井、南は三条通・西院村、北は上京・大將軍に接する地域である。北野神社、神社御旅所も近く、かつては天満宮に奉仕する神人が居住(北野誌)、古くは翹造りを生業とした集落であったという。

北野神社の傍らには道柏の尾形祠があった(小西家文書)。いかなるものかは不明であるが、秀吉織染署以前のことであり、文書によれば松梅院・徳勝院等六坊の内にあつたと考えられる。北野近辺は尾形家との縁も深く、同周辺は富商自慢の地とされていた。光琳は元禄九年頃には同家屋敷を手放した。妻多代を迎え、中町敷内町へ移転、放蕩生活の区切りをつけたと推定されるが、二條家出入りも頻繁となり、同一四年は法橋に叙せられた。

能道具一式は、一五歳で「花伝抄」を書写した光琳に相応しい遺産であった。装束・面・小道具・作物・楽器、謡本などその後の光琳の生涯を彩るが、光琳の師となる渋谷七郎右衛門は、延徳頃(一四八九—九二)から手猿能渋谷一族として知られていた。

贈与された諸道具中には宗達屏風・信楽花入・短冊手鑑なども含まれている。大名貸手形は光琳・乾山ともに還金不能であったと考える。

尾形家供養塔二基（泉妙院） 拓本

興善院にあった尾形家墓所は、天明八年の大火によって破損・焼失、文化二年五月三日、妙頭寺惣墓地内本家尾形宗甫・同妻妙慶のもとに寄墓された（『小西』一六五）。以下は供養塔二基の拓本であるが、没年はなく、江戸で没した乾山、小西家の人々も含まれ、側面には「小形家」とあり、建立月日は刻されていない。『京都名家墳墓録』（上巻）には以下のような記載がある。

右図（上）伊春・道柏・法秀・宗柏日貞・一樹院法興日順

（下）良齋宗甫・貞心院妙慶・良温院浩齋宗謙・慈勝院心月法雲・長江軒寂明青々

光琳・光岸軒清江尚貞幽尼

左図（上）妙經・妙賢・妙雲・本修院妙性・壽量日信尼・慈雲院妙恵・妙幻・妙了（傍線は筆者、幼くして没した乾山の妹五人である）

（下）宗中・幻勝童子・靈海深省居士・露叟方淑居士・指月智法日清・法屋智性禪女・法月童子・養修院信成日妙靈尼



尾形家供養塔二基（泉妙院） 拓本（養善寺）

【尾形権平（深省・靈海深省居士・乾山）・室町花立町】

乾山（一六六三―一七四三）は権平・惟允、深省・靈海・双岡散人・習静堂・尚古齋、乾山・陶隱、逃禪、傳陸を名乗る。

父からは室町花立町、本淨花院町、鷹峯の家屋敷三軒を譲られたが、室町花立町は「中立ちうりさがる花たて町」「この町には有徳人おほし、中にも袋やとて大福人の名をとりける宗古は、身まかりしかども家は今もさうぞくせり」（『京叢』）とある。宗古とは袋屋・久保宗箇、豊臣秀長、秀俊に仕えた武士であったが、『町人考見録』には袋屋常暗とあり、娘は那波素順妻、長崎商いにより巨利を得た人物と伝えられる。有徳人の多い町とあり、宗謙も同じ花立町に家屋敷を有し、没後は乾山の所有となるが、隠棲のため乾山はこれらの遺産をのちすべて処分したと推測する。

【本淨花院町】

本淨花院町は、「からす丸通西へ、もと淨花院町、往當淨花院この町に在しとかや」（『京叢』）、「當院はもと禁裏の仏殿にて、淨土の本寺なり」（『京童跡追』）とある。上長者町通烏丸西へ入ル平安京「内膳院」に当たり、清淨華院のあったことから町名となるが、幾たびか火災に遭遇、鎌倉時代には二条万里小路、慶長年間には秀吉の都市改造に基づいて寺町へと移された。清和天皇の勅願寺、慈覚大師円仁（七九四―八六四）の創建とされ、山中（市井）ではなく禁中仏殿、禁裏内道場であったことから寺号、山号は付けられていない。淨華院とも呼ばれていた。

【鷹峯】

鷹峯は、鷹が雛を生みに飛来することからつけられた名称という。光悦村、のちに幕府の菜園・葉園のあったことで知られるが、本阿弥家は洛中小川通り今出川上ル西側にあり、鷹峯は元和元年（一六二五）、光悦（一五五八―一六三七）が家康から与えられた土地とされる。一族揃って村を築くが、絵図によれば、同所には光悦・光峯・宗知・光榮・光益・光甫などの本阿弥家、紙や宗仁・筆や妙喜・時絵師土田了左衛門・土田宗沢などの工人、それに宗右衛門・むめたに道安・おがた宗柏・茶や四郎次郎・秋ば多兵衛などの富裕町人の家屋敷があり、当時一流の書家、工芸家、豪商ら五軒が集合していた。書巻・出版物・漆芸・陶芸などすぐれた美術品、風流品が創作されたが、寛永一四年（一六三七）、光悦の死を境に土着農民との係争が悪化、光甫の子光伝は「町中へも知せ不申、度々屋敷の売買仕候、又ハ借屋をも置申候」と述べている（『光悦文書』）。延宝七年（一六七九）幕府に土地を返上、天和二年（一六八二）には本阿弥家の支配権は失墜、元禄一〇年（一六九七）光通は本阿弥辻の京

都を去り江戸へ向かう。

入れ替わった鷹峯の住人には野間玄澤・三竹（白雲軒・静軒・潜樓散人）父子、三井秋風、那波一族ほか多くの文人、隠士らが山舎別業を設けていた。尾形本家の「半山亭」、宗謙の別業もあり、「然ハ一兩日ニ鷹嶺へ可被召連之由 過分ニ存じ候」（『小西家文書』）と小島宗眞は宗謙宛書状を残している。同地は宗柏以来関わりがあり、乾山も時折訪れたことであろう。が、貞享四年父の没後、乾山の足は洛西御室双岡へと向かっている。光甫もおらず、文人の隠棲地とはいえ乾山にはもはや魅力のある処ではなかったかも知れない。元禄九年光琳宛乾山書状に、

又 道壽老へも委細宗因を以つて申し候由に候あいだ 明日鷹峯へ私参り候
あいだ 弥く相尋ね申すべく候

とある。鷹峯へ赴く旨、また道壽（考）老、宗因の名がみられるが、譲られた家屋敷の売買に関する訪問ではなかったかと考える。道壽老とは藤林道寿、「公方様御扶持人御薬園預」（『良医名鑑』正徳三年刊）、鷹峯に設けられた幕府菜園・菜園の管理者である。光琳、乾山とはともに二條家日次記に現れるが、宗因も同じく二條家伺公に名の残る三宅定右衛門、三宅五郎兵衛（『町人考見録』）、また乾山書状にみられる「三宅事好庵」か、委細相談とあり、道壽とも親しく、宗因は光琳、乾山にとつても世話人、相談役であったかと思われる。

【印月江（月江正印）墨蹟】

宗謙所持、乾山へ譲られた印月江（二二六七―？）の墨蹟は、当時茶人間に珍重された掛物である。享保一三年二月一〇日、家熙茶事にも印月江詩偈が使われたが（『檀記』）、名物茶道具では打它光軌の祖父公軌（？一六四七）が味噌屋肩衝茶入（唐物茶入。味噌屋某が將軍秀忠に献上。秀忠から龜屋源太郎、糸屋・打它公軌の手へと渡る）を判金一〇〇〇枚（『考見録』）、貞享四年（一六八七）、那波素順は角倉家旧蔵虚堂智愚の墨蹟を一〇〇〇両で購入している（那波家資料）。おそらく宗謙もそれに近い代銀を払い

入手したと考えるが、茶祖珠光が墨蹟を用いて以来、中国禪僧の書は茶人間に高い評価を集めていた。延宝元年（一六七三）、將軍家綱も初代高松藩主松平頼重に隠居の餞別として印月江の墨蹟（印可状）を下賜したが、書を好み、茶の湯に親しんだ宗謙にも印月江墨蹟は貴重な一軸であったと思われる。月江正印は福州の人、元の虎巖淨伏の法嗣と伝承、育王山広利寺の住持を務め、仏心普鑑・松月翁とも号しているが、鎌倉建長寺、京都建仁寺住持となった渡日僧清拙正澄（一二七四―一三三九）は実弟である。

譲られた父の蔵書、墨蹟類はその後どうなったのであろう。

【虚堂智愚墨蹟】

虚堂智愚（一一八五―一二六九）は南宋代の臨済宗禪僧である。四明象山の人。姓は陳、別号息耕叟、一六歳の折、出家したと伝えられる。雲庵普巖の法嗣であるが、五山の育王・淨慈・径山寺などを歴任、語録『虚堂録』（妙源編 一〇巻を残している。日本の留学僧、のち南禅寺開山となった大応国師南浦紹明（一二三五―一三〇八）の師であるが、南浦は帰朝に際し宋から台子・皆具、茶書などを持ち帰る。帰朝後には大徳寺開山大燈国師宗峰妙超（一二八二―一三三七）の師となり、大燈は妙心寺開山関山慧玄（一二七二―一三六〇）の師となるが、茶の湯においてこれら「燈・燧・関」の法系およびその師である虚堂智愚の墨蹟は、古来最も尊重された墨蹟の一つである。五山僧の活躍により茶の湯者らの参禅、茶禅一味の提唱から墨蹟こそ茶席第一の掛物として定着したが、当時、茶人の多くは武家、豪商であった。那波素順も貞享四年（一六八七）、角倉家伝来、質物となっていた虚堂の墨蹟を入手、虚堂の墨蹟は豪商大文字屋秘蔵「破れ虚堂」がよく知られる。「日本照禅者」とあり、帰朝に際し鎌倉浄智寺無家静照へ与えた偈頌（韻文・歌の一種）であるが、大文字屋の騒動の折に破損、破れ虚堂の呼称が生まれた。松平不昧の愛蔵品であったという。

(二) 習静堂時代

一六八八 貞享五年(元禄元年)

二六^{乾山}

独照門下剃髪し「深省」と改名、父の一
周忌を経て洛西御室双岡に「習静堂」を
建て、隠棲を計画

一六八九 元禄二年二月一日 二七^{乾山}

市之丞宛細井七郎兵衛「一札之事」、細
井つね・光琳子元之介絶縁証書(「小西」一
一三・二四)

同年三月七日

深省、仁和寺領内双岡習静堂に閉居(「我
山稿」・中井圭水控「御高門前何似宅庭廻縁図」)
仁和寺伺公、寛隆法親王に初見「御門前
尾形深省初御目見得被仰付」とあり、翌
日「尾形深省御礼参」とある(「御記」)

同年七月七日

市之丞・深省二條家伺公、綱平初見「御
禮人々 尾形市之丞 尾形眞清」とあ
る。市之丞は九月九日にも伺公。以後元
禄三、四年は藤三郎のみの伺公がつづく
(「内々御番所日次記」)

同年八月一三日

綱平長子吉忠出生(綱平一八歳)

同年

市之丞この頃「浩臨」と改名、山里町屋
敷に住す(「小西」八五・八七)。元禄九年頃
に同屋敷を手放し中町敷内町屋敷へ転居
か

同年

那波祐英、独照禪師から道号「古峰」
受理(「直指独照禪師後録」)

同年二月一九日

頂妙寺一三世日意上人死去(七二歳)

【深省】

名は、本名・実名のほかに通称・俗称、字(諱)、号(雅号)、賜名(諱号)などがある。
「通称」は正式な名ではないが世間に通用する名、「字」は中国の慣習に倣い日本に
おいても実名のほかに男子が成人した折付ける別名であり、「諱」は死後にいう当
人生前の名、「諡」は死後に当人の行跡・徳によつてつけられる称号として賜諡・
私諡の別がある。乾山は、本名権平、通称深省(乾山)、字・諱は惟允、号には尚古
齋・双岡散人・靈海・逃禪・陶隱・紫翠・華洛・扶陸などを用いている。
「深省」は乾山が生涯用いた通称である。深く自己を省みる意、煩惱を脱するな
どの意であるが、「小西家文書」(小西方守筆「尾形家由緒書」)には、

尾形権平事深省と改名者 貞享四年卯年八月一七日已後

元禄元辰年六月廿七日已前之事ニ可有之 古書付ニ而相考候処如斯

とあり、貞享四年八月一七日付遺産受領証から元禄元年六月二七日付書状までの一
年間に改名した名である。師の独照、独照後継者月潭の示唆もあつたと考えるが、
杜甫詠五言古詩「遊龍門奉先寺」(全文は9頁)に典拠がある。唐中期の詩人杜甫(七
一二-七〇)は洛陽に遊び、龍門山を臨む奉先寺に宿をとる。聳え立つ龍門山には星
が回り、冷気が染み入る。雲の中に臥ているような山寺の宿、睡りのまぎに冷めん
とする時、夜明けの鐘が悟りを促すように響き渡るとある。

欲覚聞晨鐘 覚めんと欲して晨鐘を聞けは
令人發深省 人を令て深省を發せしむ

鐘声と出世間、「發深省」とは人に深い反省、悟りを開かせる意に用いるが、「習静
堂記」を著した月潭は杜甫の詩句「晨鐘」「發深省」を用いて深省を論ず。「示深省
隱士」(「嚴居稿」卷三)とあり、

晨鐘夢覚發深省 晨鐘 夢覚めて 深省を發す
要子實能不負名 要す 子が實に能く名に負かざらんを

「深省、その名に負けぬ人となれ」と励ます。杜甫を典拠とする理由であるが、「發
深省」は「冷然發深省」「悠然發深省」など宋・元の詩人にも多く詠われ、書にす
ぐれた清の隱者萬斯備も室名を「深省堂」と称していた。

漢詩を活用、俳諧に高い詩情を盛り込んだ松尾芭蕉も「すこぶる人をして深省を
発せしむと吟じけん、しばらく清浄の心をうるに似たり」(「鹿島紀行」貞享四年刊)と
記している。

母も亡く、父も没し、乾山は長兄藤三郎の勘当や次兄光琳の放蕩に接し、世間の

一六九〇 元禄三年正月一日 乾山二八

藤三郎二條家伺公「尾形藤三郎」とあり
（『日記』）、藤三郎はその後兄弟三人、そのいづれか、また単独にて断続的に元禄一六年まで伺公継統

同年九月二日

独照性円、月潭道澄、那波素順ら習静堂訪問。深省、独照から「靈海」の道号受理（直指独照禪師後録『巖居稿』『義山脚稿』）

一六九一 元禄四年六月一日 乾山二九

芭蕉、去来、曾良、丈草ら詩仙堂訪問

同年八月二八日

浩臨（光琳、治兵衛から裏屋敷購入「永代壳渡し申裏屋敷之事」（小西一八五））

同年

伊藤仁斎、直指庵との交流（巖居稿）

同年

那波素順、独照から「義山」の道号受理（『直指独照禪師後録』）

同年

『鳴羽搔』（編者不明）刊

同年

樂宗入活羅始

一六九二 元禄五年正月八日 乾山三〇

深省二條家伺公「小形眞清」（『日記』）

同年首夏

深省、詩仙堂を訪問。遊記『過凹凸窠記』を認める

同年九月一二日

独照、再度習静堂を訪問（後録）

同年九月一九日

深省、鳴滝妙光寺における雅会に参加。

風評に曝された。藤三郎の勘当は金銭問題か、光琳は女に奉行所にまでも訴え出られ、世を賑わせた。公事は当時としても芳しいことではない。深省が世俗を逃れる想いに駆られたことも肯かれる。豊かな環境に訪れた深省の節目であった。理由は種々に考えられるが、ついに在世の修業者をめざし「靈海」居士、清浄心を求めて「逃禅」となる。禪への導きは、参禅の先輩那波素順（義山）が推測されるが、素順は直指庵に寮舎「一撃軒」を設け、『義山脚稿』を著した。書に長じ、墨蹟を所持、詩・歌、書を媒介とした文人意識が相通していた。

— 逃禅 —

「逃禅」も、杜甫の七言古詩「飲中八儗歌」（『杜少陵集』）が典拠であろう。八儗歌は世俗を超越した中国の酒徒八人、賀知章（酒に酔って馬に乗る）・李適之（宴楽に毎日一万銭を費やした）・汝陽（三斗の酒を飲んでから朝廷出仕）・崔宗之（美少年ながら俗氣を白眼視）・李白（一斗の酒を飲んで百篇の詩を作る）・張旭（大盃三杯の飲酒後筆を執る草書の名人）・焦遂（五斗の飲酒後どもりが消えて弁舌に勝れた）・蘇晋を題材とした七言詩である。杜甫は中書舎人・汝州刺史、「逃禅」を愛した蘇晋を、蘇晋長齋繡佛前（蘇晋は長齋す繡佛の前）・醉中往往愛逃禅（醉中 往往 逃禅を愛す）

と詠じている。玄宗時代の人であるが、一時期左遷、のちに復帰、仏教に精進し、往往にして酒に酔い禪の戒律から逃げ出す、俗を避けて醉中禪法に逃れることを愛したという。「逃禅」は僧侶の生活に入ること、俗人を避け禪に逃れる、禪を逃れる、飲酒して仏戒に背くなどの意とされるが、その意識すらなく忘我の境地を表すとした解釈もできるであろう。「逃禅老人」は、墨梅を描いて名を得た揚補之の号である。中国では「習静」「深省」「逃禅」、いずれもしばしば用いられた堂号・軒号の一つであった。

*【習静堂】

習静は習定、坐禅によつて心を静寂、清澄ならしめることをいう。月潭は「習静堂記」を著し習静を習禅と説くが、隠棲の姿を借りて汚れない喜びを求めたとして、真の安心はそこにはなく、心の波を鎮めることから不動の明浄心を会得せよと教える。隠士を気取る富裕町人の風潮を脱し、真の悟道を目指せというが、その答えは四〇年を土にまみれ、八一歳、なお短冊皿の筆を執りつつ寮に向かった製作態度に表れる。堂の命名は師の独照、「記」は詩文を得意とした月潭が著すが、心を静寂清澄ならしめんと努力する「習静」の意は、若い深省に相応しい堂名であった。

同年一月二八日

那波祐英・北村篤所・前田松宇・林照法師・打它光軌らとともに詩歌、音楽を樂しむ。「仁和寺の隠士深省」、深省作七言絶句の記録（『蕉麴餘吟』）

市之丞、「光琳」と改名か、「小形藤三郎

同光琳」とある（『日次記』）

一六九三 元禄六年正月一三日 三一乾山

深省二條家伺公「尾形深省」。それに先立ち同二日尾形藤三郎、同四日緒方光琳新年挨拶に伺公（『日次記』）

同年五月一四日

二條綱平、二尊院より還御の砌、独照を見舞、習静堂を訪問「某ち嵯峨細谷直指庵 御室深省許へ御立寄還御申半刻斗（午後五時頃）」とある（『日次記』）

同年五月一六日

深省二條家伺公「緒方深省方いちこ一籠献上以書中申上ル」（『日次記』）

同年五月二〇日

深省二條家伺公「尾形眞清來□上日」とあり、御成の御礼に参上（『日次記』）

同年七月一六日

綱平、善正寺御成後、光琳の山里町屋敷を訪問（『日次記』）

同年八月一〇日

井原西鶴死去（五二歳）

同年九月四日

深省二條家伺公「尾形眞清依召來則御對面」。五日「尾形眞省」。九日「入夜尾形眞省來則御對面」。一四日「尾形眞清」（『日次記』）

自らを深く省みる「深省」、白波をしずめ神龍を探る「靈海」、坐して心を清澄ならしむる「習静」は、各々に関連がある。文人としての心の修練、真を尽す陶匠の道、独照の公案は極むるところ、己れを知り、心やさしく、ひたすら当たり前に生きることではなかったか。富裕町人の形ばかりの禪への傾倒、三井高房（町人考見録）も戒めたが、文字禪とまで評された月潭の著述集に、その後乾山は再び現れることはない。

「習静」は漢代に「奇適無偶 習静獨處」（『易林』）とあり、晋代に「請息交而自逸 聊習静」（王無功集「遊北山賦」）とある。唐代に王維（七〇—一六二）も官僚生活から隠棲へと陝西省藍田の輞川へ移り「積雨川莊作」「山中習静觀朝暉」（唐王右丞詩集）と山中の静寂、独坐して、朝開く木槿の花に無常を觀ると残している。

—習静堂と仁和寺遼廓亭—

深省は如何なる理由によつて洛西御室双岡へと向かったのか。

嵯峨野一带は古く秦氏によつて開發された。双岡は三つの岡から構成されるが、標高一一六、〇が、「京より一里ばかり也。仁和寺の東の方の岡の上一村の松あり」（『京羽二重』）とある。古代は広隆寺の田島、池があつたというが（『広隆寺文書』）、一の岡には「双岡大臣」と称された平安初期の大納言清原夏野（七八—一八三七）の庄、塔があり、庭園に万花を植えたことから「花園」の呼称が生じた。山莊には淳和天皇・仁明天皇らの臨幸が伝承し（『類聚国史』、『続日本後紀』）、光孝天皇（在位八四一—八七）は仁和寺造宮を開始した。平安末期には隠者の隠棲地に選ばれたが、『更級日記』の菅原孝標娘、西行、兼好が庵を結び、二の岡の麓には兼好法師の庵跡（長泉寺）がある。双岡は、

色いろにならびのをかの初紅葉 秋のさが野のゆき、にぞ見る 後宇多院
契りをく花とならひの岡のへに あはれいくよの春をすぐさん 兼好
いつれとか秋はそむらん夕時雨 双岡のまつの下くさ 爲家
つゝし咲双岡の松かげに おなし夕日の色そうつろふ 爲相

種々の和歌に詠じられた。が、応仁の乱によつて仁和寺は焼失、荒野となり、法灯は双岡に移されたが、天正時代織田信長が旧地に復し、三代將軍家光時代に本格的な復興が果たされた。

仁和寺門前村は、幕府の仁和寺再建に伴つて形成された。寺の支配下農村として發展したが、村は堅町・中町・西町・出口町の四町を中心として、龍安寺・法金剛院村、池上、鳴滝・福王子村に接していた。平安京造営には丹波街道から洛中に入る要所船岡山、葛野郡宇太村にある双岡が基点となつたが、双岡は山水、眺望の好

同年九月一九日

深省二條家伺公「緒方深省へ生鱸壹折一口被下之」とあり、二三日にも伺候「緒方深省」(『日次記』)

同年一〇月三日

深省二條家伺公「緒方深省入夜來則御對面」とあり、五日には「緒方深省へ生鯛壹折也被下之 尤明日御成故也」とある(『日次記』)

同年一〇月六日

二条綱平、習静堂訪問「龍安寺へ御成前殿下様(鷹司房輔) 左府様(鷹司兼熙) 御同道也 此序緒方真省へ御立寄」とあり、のち七日・一九日・二七日、一月六日・八日・十五日、二月一六日と深省の伺公続き、翌年八月山屋敷讓渡となる(『日次記』)

同年十一月八日

仙洞御所口切り茶事。客は近衛家熙、鷹司房輔・兼熙、右大将二條綱平など(『家熙公記』)。乾山焼はこれら近衛家・鷹司家・二條家など撰家においても使用された

同年十一月十九日

那波素願遷曆、発病(那波家資料)

一六九四 元禄七年正月八日

三二二

深省二條家伺公「聖護院様御成被仰出還御 御禮人々 地下之輩 尾形深省御對面御口祝」(『日次記』)

同年七月一七日

独照性円死去(七八歳)

同年七月二九日

深省二條家伺公「尾形深省來」(『日次記』)

ましき、仁和寺の創建から文化的な価値も高められた。御室川(鳴滝川・西川)が流れ、一帯は西山とも呼ばれたが、鳴滝村には花山院藤原師繼の山荘があり、寛永一六年、豪商・歌人打它公軌によって再建、妙光寺と呼ばれていた。西山は江戸期、鷹峯と同じく格好の隠棲地となっていたが、隠者を表し、当時以下のような書物が刊行された。

万治三年(一六六〇)序・寛文四年(一六六四)刊『本朝遯史』林説耕斎

寛文三年(一六六三)序『扶桑隱逸伝』深草元政

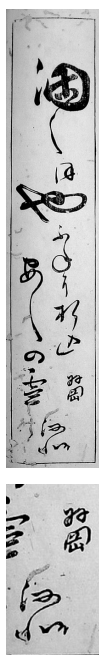
貞享三年(一六八六)刊『扶桑近代艶隠者』西鶴序・西鷺軒橋泉

貞享四年(一六八七)刊『西行撰集抄』

「近きあたりの民家に陶あり。又いにしへより仁和寺の肩作りといふを、仁和寺に見るや柳の肩つくり」(『京童跡追』寛文七年刊)とも記されたが、民家も建ちはじめ、陶器造りの家とあるのは、年代から推定し、明暦・万治・寛文年間に活躍した御室門前村仁清齋を想像する。

深省は、元禄二年習静堂へ移転した。双岡の自由人は、同五年詩仙堂を訪れたが、『過凹凸窠記』を著し、印章に「双岡散人」の雅号を用いた。習静堂は、今日光琳屋敷「遯廓亭」として仁和寺本坊宸殿裏の一部が残るが、「遯廓亭」は、天保末期、仁和寺旧臣森家から移建された。畿内大工頭であった中井家には「御門前何似宅庭廻絵図」と題した絵図が伝世、堂には一時期桑原空洞が住まいし(『続近世畸人伝』)、次いで何似氏が住した(『好墨金』)。何似氏は宝暦九年(一七五九)に没しているが、長泉寺には「籃子何似禅者」とした墓碑が残り(元陽明文庫主事小笹喜三)、俳句には「双岡何似」の「洒しほやふねに折込あしの雪」の一句がある(『古今短冊集』宝暦元年自序)。

左図は、京の俳人大夢庵毛越編短冊集に掲載された「双岡何似」の俳句である。毛越は江戸中期の俳人。芭蕉門下路通の門人。蕪村との親交が知られる。何似氏は禅に傾倒した富裕町人の一人であったと推測する。



何似氏俳句 大夢庵毛越編『古今短冊集』(乾) 下図は拡大「双岡何似」

絵図によれば「遯廓亭」は、習静堂の二畳半台目茶室・洞庫・四畳半鎖の間・水屋・四畳半主室、床の間・式台によって構成されている。「習静堂記」「続近世畸人伝」

同年八月二日

深省、二條家より鳴滝泉溪(谷) 山屋敷
拝領

「永代被下置候山屋敷之事」として、
但有所ハ山城國葛野郡福王子村泉谷

一 壹ヶ所 東ハ西住寺山限り 西ハ菩提院領山竝鳴瀧村治左衛門山 同村六左衛門山 但山道迄 上ハ流限り也 南ハ道限り 北ハ西住寺山限り 御本所御蔵入柴六束大目 右之山屋敷 其方依所望永代被致拝領所 實正明白也 此趣 二條殿御氣色處也 依而如件 元禄七甲戌年 八月二日 中川左京権太夫 隠岐周防介 藤木兵庫助 内藤大學 緒方深省かたへ

右之山屋敷四方際目 御本所御蔵入柴之義 聊相違無御座候 此山屋敷ニ付外方違乱無御座候 依而如件 元禄七甲戌年 八月二日 福王子村山庄屋与惣兵衛年寄八郎右衛門 惣山名代与三左衛門 村庄屋徳右衛門 同年寄次郎兵衛 緒方深省老參
とある(『法蔵寺文書』)

深省二條家伺公「緒方深省 八朔之爲御禮來 手作梅花露指上之 則御對面」とあり、山屋敷拝領の御礼もあつたか(『日次記』)

同年八月二五日

深省二條家伺公「緒方深省來 即刻御暇申上」(『日次記』)

同年九月一九日

深省二條家伺公「光琳 深省隨召來」(『日次記』)

に照合、光琳屋敷の名称は習静堂控之間に光琳自画のあつたことに由来するが、堂は乾山から空洞へ(西壽寺墓碑銘、『先哲叢談統編』巻六)、空洞から何似氏、何似氏から森家、森家からその一部が仁和寺へ寄贈された歴史をもつ。乾山文人時代の名残りである。

【中井主水】*

畿内・近江国大工頭中井家は家祖を巨勢正範と伝えられる。大和国万歳城主備前守則満の家臣であつたが、足利時代天文七年(一五三八)に戦死。正吉・正利両子は奈良法隆寺工匠に預けられ、中井に改姓、中井家は法隆寺大工中井正吉に始まるという。江戸期、幕府の作事・小普請方支配下に置かれていたが、当時大工は世襲制、江戸では木原・片山・鈴木家、京都では中井正吉長子大和守正清(一五六五―一六一九)らが務めていた。慶長七年(一六〇二)、伏見城の本丸作事、二条城の造営には徳川家御大工として参加、以後江戸城、作事奉行小堀遠州のもと駿府城・名古屋城など幕府建築・作事を担当、御所では内裏・仙洞・女院御所、仮御所などの御用を勤めた。知行は一〇〇〇石、大名並みの出世であつた。二代は正侶、二条城・大坂城天守閣の再築に関与、三代は正侶従兄弟の主水正知(一六三二―一七一五)が継ぎ、正保四年(一六四七)大工頭として五〇〇石の扶持を受ける。配下には大棟梁・棟梁、業務はしだいに公儀作事の設計・施工などに限定されたが、御所造営、寺社の修理、修復などの責務を負つた。正知は入道して浄寛を名のり、しばしば近衛家熙の茶事にも参加、妙法院宮、二條家伺公も記録に残る。四代は正知弟正徳の子主水正豊が継承。享保二〇年(一七三五)までの二五年間、大工頭として活躍したが、『京羽二重』には「大工頭中井主水 御幸町通姉小路上ル町 高五百石」とある。

― 隠逸思想 ―

立身出世、富と名譽、権力を手にすることを夢みる人、閑かに理想に生きようとする人。仕進に意なく、この世を世俗とみなし自己の修養に心を向ける人など、中国では紀元前、孔子によつてすでに「天下に道あれば則あらわれ、道なければ則隠る」と提唱されていた。早くから隠逸精神を尊重、乱世においては賢人が世を避けることは当然であり、逸民、隠者の二様の考え方がなされていた。逸民は政治社会・官界から逸脱、才あつて追われた人物、隠者はもとより仕官を拒否、俗世を離れて自己の高邁な精神に生きようとする人物を指していた。

かつて知識階級の人々は、王侯、貴族に仕えることを第一とした。が、前漢を倒し帝位に即いた王莽の「新」代になり、彼らは生命の危険にさらされることになる。

同年一〇月三日
光琳二條家伺公。前日の西本願寺能鑑賞
相伴の御礼（『日次記』）

同年一〇月二日
松尾芭蕉死去（五一歳）

同年一〇月一七日

深省二條家伺公「女五宮様御不例爲御見
廻 緒方光琳 同深省」（『日次記』）

同年
菱川師宣死去（七六歳か）

同年
『和漢諸道具古今知見抄』刊

同年
打它光軌剃髮「雲泉」を名のる。西
京屋敷に籠る（『蕉隱餘吟』）

一六九五 元禄八年正月三日 三三_{乾山}

深省二條家伺公「緒方深省」（『日次記』）

同年七月七日

藤三郎・深省二條家伺公「七夕爲御祝」
（『日次記』）

同年八月一八日
藤林道壽、光琳二條家伺公。九月一七日
にも同じく二人伺公（『日次記』）

同年九月二六日

「仁清二代二罷成下手二御座候」と
あり、御室焼香合一三個返却される
（『前田貞親覚書』）

同年一二月朔日

尾形兄弟三人にて二條家伺公「若公御痘
瘡 御見廻入々 緒方藤三郎 緒方光琳
同深省」（『日次記』）

一六九六 元禄九年正月七日 三四_{乾山}

深省二條家伺公「緒方深省」。翌八日「御
伽 緒方光琳 同深省」。二月六日「尾形

都を捨て安全な地へと逃れるが、難行苦行、そこから身の処し方、精神の浄化法を
習得する。隠遁思想は、これら儒教・神仙・老荘・仏教思想が絡み合って形成され
た思想である。

隠遁は、仕官、官僚社会を逃れることに始まった。地位・名誉・利権を捨てさせ
るほどに積極的ともいえるであろうが、身の危険が去り、大自然に従う術を会得、
晴耕雨読の精神は、時代とともに徐々に山水に「遊ぶ」快楽へと進展、名山、名水
への隠遁は一つの風潮として捉えられた。「自ら然る」とした生き方は、田園詩人
陶淵明、山水詩人謝靈運、山水画家宗炳などの詩人、画人の出現を招き、文学的、
精神的な通念・觀念が定着する。虚飾を捨て、悠然と我が道を生きることへの憧憬
であるが、山野、田園に詩・琴・酒を友とし、虚心、無心の世界を夢にみる。

自然に遊ぶことは抑圧から解放放たれることであろう。

日本においても、隠者となる人物はこれら中国思想を学んでいた。貴族は中華思
想、文化にふれる機会を多く得た。初期、知識人としてそれを気取る。が、隠者に
は強い心が必要である。貧困、わびしさ、寂しさなど、あらゆる苦悩に立ち向かう
力が求められる。隠者は「個」を恐れない。個であるが故にあらゆる覚悟が生まれ
るのである。

「能」は、死者の眼からこの世を見た。夢か現実か、幽玄の世界を生むに至るが、
命を賭けた利休の茶の湯もやがてはサロン化、芭蕉の俳諧もマンネリ化。江戸の中
期、隠者の精神は西鶴の言う艶隠者へと変貌する。隠者の心とは、万有の哀しみを
知ることであろう。

【仁和寺】*

真言宗大内山仁和寺の創建は、仁和二年（八八六）、山城国葛野郡花園村に光孝天
皇の発願寺として着手された。天皇没後二年、その遺志を継ぐ宇多天皇によって完
成（蓋造）するが、延喜四年（九〇四）、同寺は落飾した宇多法皇の御座所となつた。
寺名は年号「仁和」から仁和寺、僧坊「室」、法皇の僧坊の意によって「御室」の
名称がつけられたが、寺域は広く東西、紙屋川から広沢池畔の及んだという。が、
応仁の乱によって大半の堂舎は焼失、一八世静覚法親王（二四三九―一五〇三）は双岡
西麓において法務を営み、桃山時代に信長により旧地に復される（二〇〇石を寄進。
本格的な再建は寛永一一年（一六三四）、二一世寛深法親王代に始まるが、寛深は同
年七月二四日、上洛中の三代將軍家光に仁和寺伽藍再興の儀を申し入れる（仁和寺
御伝）。同二八日了承の旨酒井讃岐守・忠勝が通達。同一七年（一六四〇）御所紫宸
殿（光堂・清涼殿（御影堂）など件の御殿が移築され（二音坊顯澄日次記）、同二年（一

光琳 同深省随召來ル」とある（『日次記』）

同年一月二二日

樂一入死去（五七歳）

同年三月一〇日

二代仁清弟清八、仁和寺より二人扶持を受く（御記）

同年五月五日

「端午爲祝詞」として尾形三兄弟伺公（『日次記』）

同年七月七日

「七夕之御祝」として尾形三兄弟伺公（『日次記』）

同年八月二日

二條光平室五宮賀子死去（六五歳）

同年九月一日

光琳、奉公人「さん」を雇う。さん兄孫兵衛の「請状之事」（『小西』一一九）

同年

深省、「光琳宛書状」「覚書」を認めるか、光琳に財産整理を勧告する（『小西』九〇・九一）。深省、日野屋に借財。翌年には光琳、深省、妙顕寺に銀二貫目借財か。この頃光琳は山里町家屋敷を処分、中町敷内町へ移転。多代との婚姻整うか

同年一二月一八日

光琳二條家伺公「金子貳百疋歳暮爲御祝儀被下之」とある（『日次記』）

一六九七 元禄一〇年正月七日

三五乾山

深省二條家伺公「尾形深省」。五月五日「緒方深省 同光琳」（『日次記』）

同年二月二一日

公寛法親王出生

六四四）修造過半が作立し、正保三年（一六四六）落成となる。境内には坊官諸大夫・地侍などの居宅が配され、門前村には町屋も並び、村人による年寄・五人組などが組織された。

寛深法親王（一五八八―一六四八）は諱を良仁、後陽成天皇一宮、典侍中山親子を母とした。秀吉の死によつて皇位継承者の道を廃され、近衛前子を母とした三宮後水尾天皇が即位する。慶長三年（一五九八）、九歳の寛深法親王を名のる。が、慶長六年（一六〇一）一四歳の寛深法親王の仁和寺入室が決定、承快は同寺を退き梶井宮門跡となり、一九歳にして入寂した。寛深は、慶長一〇年（一六〇五）、家康の奏請により諸門跡の首座に着任、元和四年（一六一八）、秀忠時代に江戸下向を果たす。

仁和寺は寺領一五〇二石余、初の門跡寺院として知られるが、天皇は「御門」、天皇（宇多天皇）の出家を「御門の跡」と称したことから、「門跡」は当時仁和寺門主のみの号であった。室町期に寺院の門派、門流の意になり、親王など貴族を門主とする特定寺院、入室・行幸・陵墓などから寺格を表す語となるが、元和元年（一六一五）、家康が公家諸法度を制定、宮門跡・摂家門跡・准門跡（脇門跡）の別を定め、宮門跡は、真言宗では仁和寺・大覚寺・三宝院・随心院など、天台宗では輪王寺・妙法院・聖護院・青蓮院・実相院・曼殊院・毘沙門堂など、浄土宗では知恩院、法相宗では一乗院などがある。

【仁和寺宮寛隆法親王】

乾山御室時代の仁和寺門跡は、二三世寛隆法親王（一六七二―一七〇七）である。靈元天皇第二皇子、母は愛宕通福娘源内侍福子、延宝六年（一六七八）に仁和寺入室、性承法親王の後継者となる。天和三年（一六八三）師永を名のり、得度して法名寛寛・寛助・寛運と称したが、二條綱平室榮子内親王（一六七三―一七四六）、公寛法親王父東山天皇（一六七五―一七〇九）とは異母弟妹という関係にあった。

当時、儲君（皇位継承者）とならない皇子方は剃髪して法親王・門跡寺院、または後継者のない親王家に入ることが定めであった。幼少より道が決められ、皇女は摂家との婚姻が基本であった。

【二條家】

公家は、奈良時代、律令下の上級官僚に始まり、鎌倉時代、政権を握った「武家衆」に対し、朝廷に仕える廷臣の意から「公家衆」の呼称が生じた。天皇を中心に、幕府のある関東、公家の住む関西など、権力と権威の分化を生むが、中国から科挙

同年五月二一日

二條綱平、御供随伴にて光琳邸訪問（『日記』）。中町敷内町屋敷と推定

同年九月三日

尾形三兄弟二條家伺公「夜二入あゆつり有之御伽 緒方藤三郎 光琳 深省」。七日「尾形深省へ貝盡一折貳種取置之」。九日重陽・一三日にも兄弟三人が伺公（『日記』）

同年一〇月一五日

那波素順（義山）死去（六五歳）

同年一二月二一日

深省、素順を弔う。祐英「習静堂深省西山の隠士、くたもの、清茗おくりてとふらひぬ」と記す（『蕉隱餘吟』）

一六九八 元禄一一年二月一一日

乾山
三六

「人形廻被仰付候二付召」として尾形三兄弟伺公（『日記』）

同年二月二七日

光琳二條家伺公「繪被仰付」とある（『日記』）

同年三月三日

「上巳爲御禮地下之輩」として光琳、深省二條家伺公。五月五日には深省、八月朔日には深省・藤三郎の伺公がある（『日記』）

同年八月一九日

那波祐英、金戒光明寺桂嶽とともに嵯峨直指庵を訪問。鳴滝にて休憩。
「鳴滝山深省隠士のいほりかりてこれに又 嶽和尚いこひ給ふに 茶酒やうのものすゝめぬ ここに林照法師ひるよりきたりみて 待うけ侍りぬ 日もくれかゝりぬれば又かへり給ふに 爰にてわかれ

制度を採り入れなかつた日本は、天皇や朝廷に関与した官人がそれぞれ支配的な地位や立場を獲得した。皇族と婚姻、近親となることで出世の道を見つけ出し、官位の昇進を達成するなど、家格は平安末期から室町時代に定着し、江戸時代に固定化した。実際は、政権を離れ暇をもてあます存在となっていたが、公家の家柄は、

撰家 撰政・関白を勤める家柄。近衛・九條・二條・一條・鷹司家

清華家 撰家に次ぐ家柄。太政大臣まで昇進可。閑院・花山院・菊亭・徳大寺・大炊御門家など

大臣家 清華家に次ぐ家柄。が、近衛大将の官歴がなく、右大臣まで昇進可。

三条西・中院・正親町三条家など

羽林家 「羽林」は近衛府の唐名であるが（武家、権大納言まで昇進可。これから以下は平公家と称された。高松・町尻・山倉家など

名家 羽林家の下、有職故実、才識をもつて成る家柄。大納言まで昇進可。

半名家 日野・広橋・鳥丸家など

殊な家業を有する家 羽林家・名家の半々の性格をもつ家柄。陰陽道・明経道・紀伝道など特

以上、身分は位階によって表示され、称号は邸の所在地、氏寺などに従っていた。職務は、朝廷の公事、儀式を執り行うこと、禁裏・仙洞御所の日勤・宿直（小番、各々の家職、技能につとめること）などであり、生活は、幕府からの家領（『諸知行方』）、禁裏御料から給される家禄（『禁中院中御領』）が経済的な基盤を成した。

撰政・関白家は、元来、近衛と九條の二家であった。撰政は、天皇に代わり皇族が政務を執ることである。九歳の清和天皇を補佐、貞観元年（八五九）外祖藤原良房（八〇四―一七二）が任に就いたことから代々藤原氏の独占する所となった。関白職は、「関白」、天皇を補佐し天下の政務を司ることである。元慶四年（八八〇）陽成天皇代、良房養子撰政藤原基経（八三六―九一）が務めたことを始まりとし、同じ

く藤原氏が任に当たら。近衛家祖は平安末期の藤原氏北家、法性寺関白忠通長男六条撰政基実（一一四三―一六〇）である。九條家祖はその弟、忠通三男月輪撰政兼実（一一四九―一二〇七）であり、鎌倉中期に近衛家から鷹司家、九條家から二條家・一條家が分家、五家は廻り持ちにより撰政・関白の任に就いた。

鷹司家は近衛家分家、猪隈関白近衛家実四男、照念院撰政兼平（一二二八―一九四）が家祖、二條家は九條家分家、光明寺撰政九條道家（一一九三―一二五二）二男普光園院関白良実（一二二五―一六九）、一條家は三男頼経が鎌倉將軍の座に就いたことから四男実経（一二三三―一三八四）が家祖となった。

同年九月七日

侍りぬ也 此所景晴て遠眺いと快しも
のかたりきこゆるが中にくれ侍りぬ や
かてわか身も立かへり侍りぬ 豪興にて
はへりけらし」とある(『蕉隱餘吟』)

仁清窯、窯焚準備「焼物師清右衛門
松の木十本拝領申渡」(『御記』)

同年一月朔日

深省二條家伺公「御伽 尾形深省」。一
三日には光琳・深省「爲御伽」とある(『日
次記』)

同年二月二〇日

「御伽」として光琳・深省二條家伺公(『日
次記』)

同年

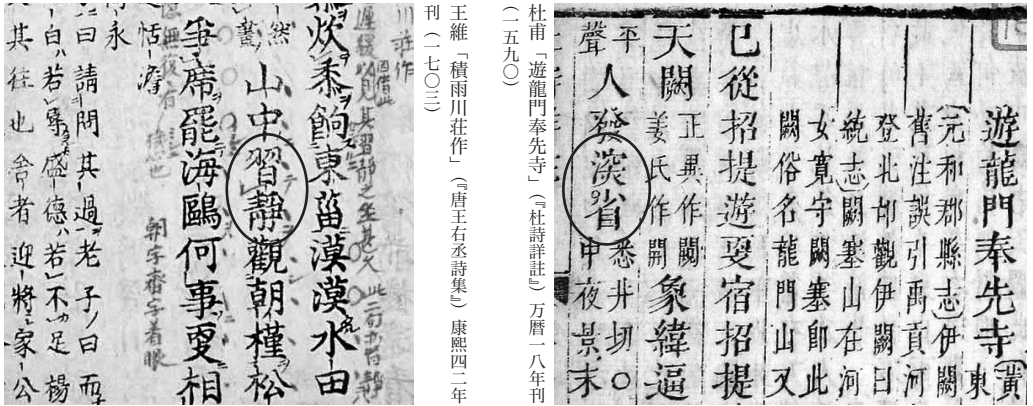
『峩山稿』(月潭道澄著) 刊

二條家家祖良実は、家領与奪の原因として父、兄弟とも不和であったと伝えらる。二条通り北・富小路西、平安京銅駝坊、後鳥羽院の旧居所を住まいとし、二條銅駝御殿とも呼ばれたが、のち押小路南に移転、押小路邸を本邸とした。天文年間、一四代昭実(二五五六―一六一九)は土御門内裏の傍らへと移転。その後織田信長の命もあり天正四年から慶長一六年(二五七六―一六二二)までは報恩寺邸。そこでは慶長一一年院御所(仙洞御所)および女院御所(新上東門院晴子)の新設に遭遇、禁裏敷地拡張のため、同一五年屋敷替を迫られた。従って同一六年から万治四年(一六二二―一六二)は新在家町邸(二条東門通)が住まいであり、同年正月五日二條家火元の火災が発生、賀子・光平のもとへ東福門院所有であった内裏北今出川通「中宮様下屋敷」が譲られた。以後明治九年の江戸移転まで(江戸邸は牛込津久土前町「東福門院下屋敷」今出川邸を本邸としたが、延宝五年(一六七七)の絵図によれば「女五宮様・二條殿」とあり、西側には相国寺、伏見宮殿、西南には八條宮邸が描かれている。同所は屋敷替となる以前は(東福門院下屋敷・二條家所有前、秀吉猶子八條宮智仁親王の住まいであった。同じく鳴滝山屋敷も「八條殿屋敷」とされていたが(『洛外図』)、両所はともに賀子・光平時代に二條家へと東福門院の所縁を以って譲渡されたものである。

八條宮は秀吉猶子、後陽成天皇弟智仁親王(二五七九―一六二九)の創設した宮家である。秀吉に実子鶴松が生まれたことから別家を設立、秀吉からは内裏北今出川通りに本邸を、知行として小栗栖・石田・木幡三村三〇〇〇石を与えられた(『晴豊公記』)。智仁親王は京極高知娘常子を室とし、幽齋からは古今伝授を相伝、後水尾院を中心とした御所伝授の道を開くが、別邸桂御所(桂離宮)の造営にも着手、二代智忠親王(二六一九―一六三二)代に前田家富姫を室に迎え、完成した。同家は六代霊元帝皇子作宮が「常盤井宮」、七代文仁親王(作宮)が「京極宮」を名のり、一〇代光格帝皇子盛仁親王が「桂宮」に改めた。

【二條綱平(敬信院巴寛)】

元禄時代、二條家は今出川御門外一町東、今出川邸を本邸とした。六九四坪余、寛文五年(一六六五)、領知村高(家禄)一七〇八石五斗(寛文朱印留)、実収入はその他多くの贈答金を含むとされる。摂政・関白職、家職は歌道、嵯峨二尊院が菩提寺である。家政組織は諸大夫・侍・用人・近習・勘定方・青土(供廻りに連れて歩く侍)、茶道、その他小頭・中番・下僕、さらに奥向女中・髪結・御馬別当・掃除番が置かれており、一〇〇人ほどで構成されたが、役職は私的・家職に大別される。部局においては各々内々番所・役所・勘定所・祐筆役・使番・御側・添番・台所に分かれ



「深省」「習静堂」典拠

「深省」は乾山の通称である。父の没後一年内に名のつてゐるが、深く自己を省みる、煩惱を脱するとした意である。杜甫の五言律詩「遊龍門奉先寺」には「欲覺聞晨鐘 令人發深省」とある。月潭の『巖居稿』には「示深省隱士」としてそれを裏付けてる七言詩偈「晨鐘夢覺發深省」が残り、深省への改名は參禪の師独照、また月潭の導きによると考へる。乾山の閑居は洛西直指庵の繋がりの上に実現されたことがわかる。

「習静堂」は乾山の双岡の居所である。詩仙李白、詩聖杜甫と同じく、詩仏と称された王維の七言詩には「山中習静観朝暉」とある。王維は四三歳の折、長安の東南藍田山麓に「輞川荘」を設け閑居したが、山中の静寂・無常を詠じ独り坐した。「習静」は習定、坐禅によつて心を静め、清澄ならしめることをいう。乾山も仏道執心、先学のひとりに王維がいた。

記録を執るが、『内々御番所日記』(二〇〇冊・慶応大学図書館)は、二條家における日々の出来事、行事、出入りの人々などを書き留めた日記である。欠録もあるが、光琳・乾山は元禄二年七月七日、藤三郎は寛文六年(未確認)・元禄三年正月一日から現れ、元禄一六年六月五日まで、光琳は没年の正徳六年正月三日まで、乾山は享保九年三月一八日まで、その名をとどめる。

当主一七代綱平(一六七二-一七三三)は、三寶院門跡高賢弟九條兼晴(一六四一-一七〇七・鷹司教三男)の二男であつた。娘隆崇院を四代将軍家綱弟、甲斐甲府藩主綱重(一六四四-一七八八)に嫁がせ、綱平は男子のなかつた二條光平、五宮賀子夫妻の養子となるが、貞享三年(一六八六)一月二六日、霊元天皇(一六五四-一七三三)第二皇女、母を鷹司房子(新上西門院・一六五三-一七二二)とする榮子内親王(一六七三-一七四六)を簾中に迎へる。綱平は、

- 天和二年(一六八二)一〇歳、養父光平を失う
 - 元禄二年(一六八九)一八歳、長子吉忠出生。乾山(二六歳)初見
 - 同 九年(一六九六)二五歳、養母賀子死去
 - 同 一二年(一六九九)二八歳、左大将、乾山(三六歳)鳴滝塞開寮
 - 正徳五年(一七一五)四四歳、右大臣、日光東照宮百年忌に勅使奉幣使を勤める
- (奉幣使は正保三年以後に慣例化、毎年朝廷より派遣、神に幣帛を捧げる使者である)

享保七年(一七三二)五一歳、関白宣下、従一位

同 一四年(一七三九)五八歳、出家、法名圓(圓)覚を名のる

同 一七年(一七三二)六一歳、死去、敬信院と諡名される。乾山(六九歳)

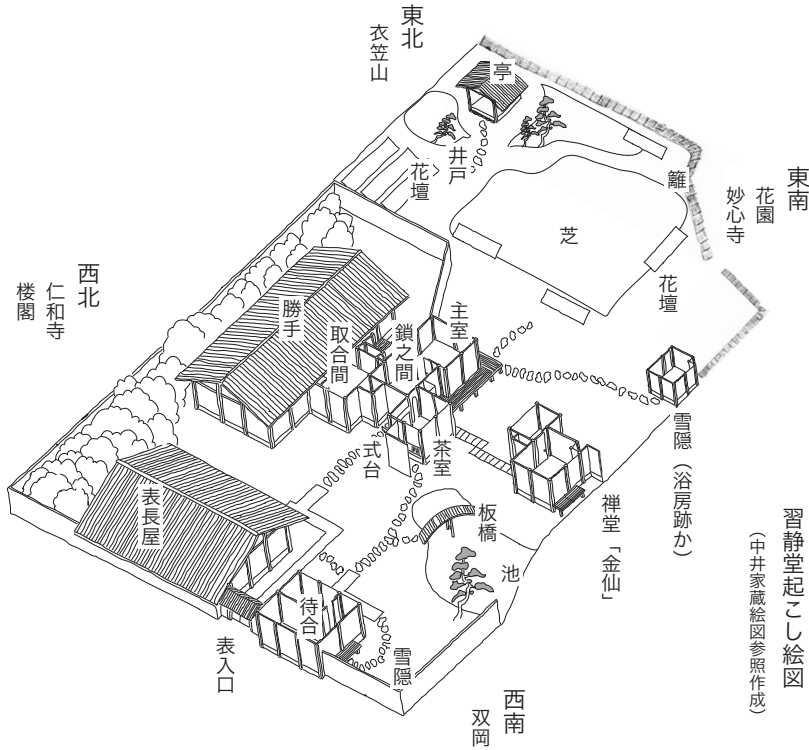
以上、六〇余年の生涯を終へる。尾形家との関わりは、東福門院、女五宮二條光平室賀子へと遡るが、雁金屋には「女五の宮様御めし御地りうもん御地白なミあさきかのご云々」とした衣裳図案帳が残る。乾山との出会いは習静堂時代に始まるが、二條家とは父宗謙の商いも関係していた。

【独照性円と乾山道号「靈海」】

独照性円(一六一七-一七九四)は近江の人、道号を独照、法諱を性円、俗姓を富田と称した(『黄葉文化人名辞典』)。臨濟禅を学び一八歳で沢庵宗彭(一五七三-一六四五)、二〇歳で沢庵会下(一六四一)に参見、丹波広野の栖雲庵に住したが、宗幻、宗淤、是心など称する居士らの尽力を得て、正保三年(一六四六)、三〇歳の折、文守の示寂に伴つて洛西嵯峨細谷に「没蹤庵」を結ぶ。細谷は大覚寺北、もと宝蔵院谷の「ほうぞう」が「ほそ」に転じた名称と伝えられるが、承応三年(一六五四)、明の黄葉僧隱元隆琦(一五九二-一六七三)の来日を聞き、門下の月潭道澄とともに長崎興福寺

王維「積雨川莊作」(『唐王右丞詩集』康熙四二年刊(一七〇三))

杜甫「遊龍門奉先寺」(『杜詩詳註』万曆一八年刊(一五九〇))



「習静堂」は、久しく「光琳屋敷」と呼ばれていた。名の起こりはのちに習静堂および鳴滝に住した桑原空洞が「洛西泉谷の山の中に庵を結びて時々行て独居す。又仁和寺御門境光琳が建し家にも住りき」(続近世崎人伝)と記されたこと、堂には「光琳自画の障子」のあったことなどに原因すると考える。習静堂は空洞・何似氏・仁和寺旧臣森家を經てその一部が仁和寺境内に移築された。今日それは「遼廓亭」(茶室)と呼ばれ、本坊宸殿裏庭に残るが、間取りは中井家控何似宅庭廻絵図に一致、乾山の文人時代の名残りである。

習静堂起こし絵図

(中井家藏絵図参照作成)

に赴き隠元に参詢、翌年、ともに摂津富田の慈雲山普門寺に入る。万治二年、隠元を没蹤庵に招き庵号を「直指庵」に改めたが、寛文二二年方丈を再建、貞享元年那波素順(義山)が齋堂・厨房を寄進、境内には那波家寮舎「二撃軒」が営まれた。独照は「嵯峨の古仏」と称された。公家、武家、商人の帰依者があり、鳥丸光雄、高松藩松平頼重、那波一族、阿形宗珍・実岩父子、尾形深省らの名が残る。門弟には月潭のほか摂津正業寺開山となった竹巖道貞(二六三八―一九九)が活躍した。直指庵では元禄元年春、三日間に渡り菩薩大戒が厳修された。戒徒一〇〇余人が集結したといわれるが、乾山は前年に父を失っていた。大戒にはおそらく尾形深省(乾山)も参加、居士となる決意を固めたことも考えられる。

元禄三年独照からは「靈海」の道号を与えられた(直指独照禅師後録・宝永元年刊)。

須知水底有神龍 須く水底に神龍の有ることを知るべし

常湧白波翻碧空 常に白波を湧して碧空に翻ん

欲奪明珠歸掌握 明珠を奪つて掌握に歸せんと欲せば

放身跳入九淵中 身を放つて九淵の中に跳入せよ

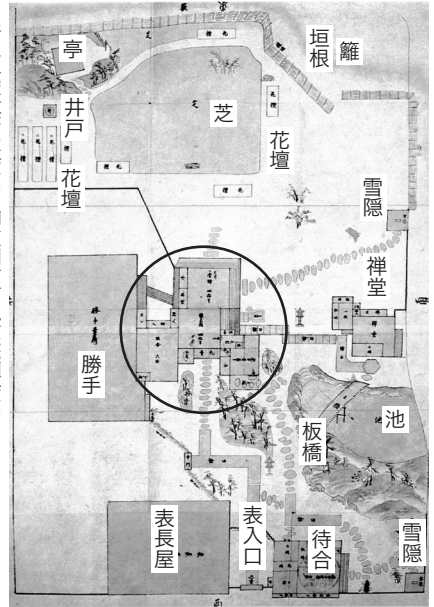
心中の龍を手に入れよと諭され、その身を深淵に投げ入れよと促された。乾山は生涯を賭けてその教えを全うするが、「靈海」「深省」「習静堂」「逃禅」いずれも独照の希いが籠る。習静堂の月光りのもと、あらゆる迷いを払拭、悠然として南山をみる。陶淵明の境涯を合わせみるなど、閑居は老師独照の導きあつてのことを確信する。が、「黄檗の禅法を聞き、異形のものに成る」「人柄ますますあしく成る」(町人考見録)などとした狂信ではない。乾山は独照の示寂後、二條綱平から山屋敷を譲り受けると、やがて自ら窯を開き陶匠としての道を進む。

元禄三年、深省が直指庵に往来する頃、伊藤仁斎も独照との交流を深めていた。

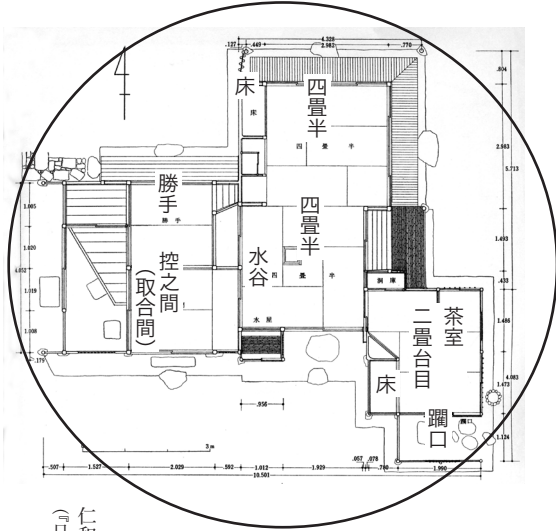
【月潭道澄】

月潭道澄(二六三六―一七一三)は彦根の人、道号を月潭、法諱を道微・道澄、俗姓を綺田氏と称し、父は医者であつたと伝えられる。一二歳で出家を望み、慶安四年(二六五二)洛東吉田の独妙性微(二六〇四―七二)に伴われて没蹤庵の独照性円に参見、会下となる。

隠元の来朝には師の独照とともに長崎に赴くが、万治元年(二六五八)隠元の江戸下向に随伴、中国語に通じ隠元の侍者となり、延宝三年(二六七五)隠元の示寂に伴い四月直指庵に帰庵した。首座として含玉軒に住したが、独照の扶助、元禄七年独照示寂後には直指庵の二代住持を継承した。詩文にすぐれ、靈元天皇・近衛家熙、那波一族の義山・古峰、伊藤仁斎らとの交流も知られるが、元禄三年習静堂を訪い



中井主水控教寄屋絵図 御室門前何似宅庭廻絵図
(中根庭園研究所)



仁和寺遼廓亭
(『日本建築史基礎資料集成』)

習静堂と
仁和寺遼廓亭

右図は「習静堂」絵図である。丸く囲んだ箇所には、

- 女関
- 式台
- 茶室躰口
- 茶室(二畳台目)
- 水谷
- 洞庫
- 鎖之間(四畳半)
- 主室(四畳半)
- 取合間(六畳)

が描かれている。

左図は仁和寺「遼廓亭」の間取図であるが、右絵図とは同じ構成であり、「習静堂」の移築と判断する所以である。

「習静堂記」を著した。が、以後月潭の記述に乾山の姿はみられず、独照の死を境としてその交流は絶えたものと推測する。

【*妙光寺】

妙光寺は、洛西、宇多野上ノ谷町、鎌倉中期の公家花山院師繼(二二三一—二三八五)の山荘を始まりとする。師繼は博学、『妙槐記』の著者であるが、弘安八年(二二八五)山荘を同家菩提寺として改築、法燈円明を開山として正覚山妙光禪寺が建立された。寺名は長子忠季追福、幼名「妙光」に因むとされるが(雍州府志)、戦乱によつてのち衰退、寛永一六年(二六三九)打它家二代公軌が再興、寺は打它家一族の檀那寺として知られている。傍らには「鷲月庵」があり、三代景軌は柿本人麿の像を安置、堂内を印金を以つて張つたことから「印金堂」とも称された。

【*打它光軌】

打它家四代光軌(二六四一—一七三二)は、乾山の友である。幼名鶴千代、通称十右衛門、雲泉、藻虫庵とも号したが、祖父公軌、父景軌とともに京都町人歌人として知られ、北村季吟父子ほか、当時一流の歌人らとの交流が伝えられる。乾山よりは一歳年少、糸屋、雁金屋という富商の出自、家運衰退、若くして隠士の思想にとらわれたことを同じくする。両者は元禄五年九月一九日、那波祐英一行との妙光寺雅会に顔を合わせるが(蕉隱餘吟)、光軌は深省の習静堂、詩作を好み、笙を奏することなどを承知、雅会では詩歌の応酬、横笛・笙の合奏など、日頃のふたりの交友を推測させる。元禄五年深省は靈海居士、二年後には光軌も剃髪、中院通茂からは「雲泉」の号を受けるが、光軌は同一六年中院家の計らいに依り一〇〇石・二〇人扶持を以つて相馬昌胤の和歌師範に抱えられる。光軌の母は本阿弥光甫の娘であった。本阿弥家との所縁、西京の別宅なども打它家、尾形家は共通したが、打它家の歴史は、光軌が和歌師範として抱えられた相馬藩家臣録「衆臣家譜」に残る。

初代宗貞(春軌)は、通称彦次郎、生国は飛騨また信州ともいわれるが、鉱山を開き財をなし、慶長年間に越前国敦賀へ移転、米、一説に生糸・織物商売に携わるとされる。この折、姓を「打它」、屋号を「糸屋」と称したが、二代公軌(京に出てからは初代とされる)は、和歌修業を志し京へ上る。烏丸三条下ル町に住まいたが、十右衛門、「良亭」、入道して「鷲月」と号し、聚楽第旧地には別宅を構えていた。洛西妙光寺の再興に尽力、寺の傍らに鷲月庵を設け風流な遊興を楽しんだという。和歌を松永貞徳、木下長嘯子に学び、晩年の中院通勝に師事、季吟父子との交流も知られるが、能書家、茶道具趣味は茶入味噌屋肩衝を一〇〇〇枚の判金を以つて入

仁和寺と御室門前村・福王子村・鳴瀧村の位置関係

乾山は元禄二年御室双岡に隠棲した。一〇年後鳴瀧村へ移転、乾山焼を始めるが、左図は仁和寺を中心に御室門前村・福王子村・鳴瀧村を描いた絵図である。仁和寺諸大夫らの居住地及び民間居住地なども示されており、習静堂には西南に双岡、東南に妙心寺、西北に仁和寺、東北に衣笠山が控えていた。図中堅町は「御室門前村」とある右方、道を挟んで短冊状の地域であるが、南北に分化した町割りも秀吉以来、人口の増加、採光を考慮した計画によるという。鳴瀧村までの距離も分明、乾山の隠棲、陶匠時代の環境が想定できる。



手した奢侈が批判された(『町人考見録』)。

長子景軌は三代目である。富商育ち、能数寄から三条衣棚の自邸には能舞台を設えたが、町人歌人として和歌に執心、中院通村・通茂に師事、入道して「如雲」「収雲」と号している。光甫娘を妻としたことから臨濟宗を日蓮宗に改宗、公家、門跡寺院歴々、富商らとの交流が伝えられる。法橋叙任、豪奢な風交を好ししたが、島津家、細川家など大名家への資金提供、大名貸しによって潰される。「其後は上京聚楽へ引籠り、三代目にて行衛なく身上果申候」(『町人考見録』)と記されている。

四代光軌(公軌を初代とすれば三代)時代には烏丸三条下ル町の住居はなく、光軌二〇歳にして隠棲状態であったという。那波祐英は「光軌隠士」、別宅聚楽屋敷に引き籠りと述べているが(『蕉隱吟』)、妙光寺からは「あるじ」と呼ばれ、同寺檀那であったことを伝えている。景軌には二子があり、光軌兄は、出家して「日現」を名のる日蓮僧であった。

【善正寺】

善正寺は上京東柳町西南、天台宗の寺であった。のち改宗、浄土真宗大谷派の寺となるが、西本願寺門跡光澄(九條)は二條綱平の弟である。西本願寺へは光琳を伴い鑑賞などに出向いたことが『日次記』に残る。

【聖護院宮・二條家訪問】

元禄七年(二六九四)正月八日、二條家には聖護院宮の御成があった。同日地下之輩には深省の名もみられるが、宮の御目見得の有無は不明である。門跡は当時二〇歳、第三七代道尊法親王(二六七五―一七〇五)であるが、道尊は後水尾院皇子後西天皇(二六三七八五)の第九皇子萱宮である。元禄三年道祐法親王(二二歳)の示寂に伴い、翌四年(二六九二)六月五日聖護院に入寺、宝永二年九月八日、三二歳で入寂した。

【藤林道壽(寿)】

光悦村の衰退後、鷹峯には幕府直轄の菓草園、菜園が設けられた。禁裏、仙洞御所などへの進上品も調達したが、「公方様御扶持人御薬園師」(『良医名鑑』正徳三年刊、一七二三)藤林道壽(生没年不詳)が同園管理を務めていた。

『元禄覚書』(元禄一三年編)には、

- 一、鷹峯御薬園之薬種箱入二而御所方へ御進献
- 一、九拾六石四斗九升 鷹峯住宅御園預り 在京 藤林道壽

内三拾五石 自分切米

『京都御役所向大概覚書』（正徳年間から享保初年）には、

附 鷹峯御薬園並御薬種献上之事

御切米高渡り方ハ二條御蔵一件ニ有之

一、御薬園惣屋敷 東西八拾間南北七拾間 鷹峯住宅御薬園預り 藤林道壽

内 六拾間四方 御薬種畑之分 五拾間拾五間ハ中間拾人居屋舗 壹人ニ付

五間ニ拾五間宛 拾間ニ拾五間ハ小頭壹人居屋舗 貳拾間四方 自分拝領地

右之外惣廻り竹敷ニ而有之由

とある。同所は寛永一七年（一六四〇）、幕府の扶持を受け藤林一族の管理となるが、道壽個人の拝領地は二〇間四方となっており、かつての光悦村、尾形宗柏屋敷とは同じ割り当てかと推測する。

二條家『内々御番所日次記』には道壽、光琳また乾山の同日伺公が記されている。

元禄八年八月一八日 道壽、光琳の伺公

同 九月一七日、道壽、光琳の伺公

宝永二年一二月朔日 道壽、深省、山本素軒の伺公

宝永四年七月一二日 道壽、深省、三宅定右衛門の伺公

とあり、宗謙遺産の鷹峯家屋敷売却には何らかの関わりを有したものと思われる。

道壽は、宝永五年（一七〇八）一二月一五日、跡式を惣領藤林玄常に譲渡した（『京都御役所向大概覚書』）。

【*金戒光明寺桂嶽】

浄土宗本山、紫雲山金戒光明寺は吉田山南黒谷にある。「金戒」の二字は御光嚴

天皇の下賜とされ、比叡山寺領白河禪房であったものを、法然・源空（一三三三—

二二二）が念仏道場にしたことが始まりという。叡山の黒谷に対し新黒谷と呼ばれ、

桜の名所として知られていたが、同所からはやきものに適した粘土が出土した。黒

谷土と呼ばれ、寛永頃から京洛名土として知られており（『毛吹草』、京焼、仁清、

乾山窯の基本粘土として活用された。白土は上白・中白・匣鉢土の三種、赤土は用

途に応じて使用されたと乾山はいう（『陶工必用』）。

桂嶽（一六四三—一七〇九）の詳細は不明である。元禄五年（一六九二）江戸浅草幡隨院から上洛、第三六世董誉上人と称したという。

【*巖山稿】

『巖山稿』（二卷）は月潭道澄著、元禄一一年（一六九八）に刊行された。乾山に関し「習静堂記」、那波素順に関し「湛然居記」、「枕流亭記」などが収録されている。

(三) 鳴滝時代

一六九九 元禄一二年正月二七日

乾山三七

深省二條家伺公「依御招白川殿父子御参於新御座間御二階御酒宴有之 御伽尾形深省 民市」とある(『日次記』)

同年二月二九日

仁清寮最後となる火入届「御門前清右衛門近内焼物仕度候申届来」(『御記』)

同年三月八日

仁和寺へ鳴滝寮開寮願「御門前緒方深省 御領内泉谷ノ邊之屋敷ニ而 瀬戸焼釜本仕賣得仕度旨 福王子村庄屋ヲ以 代官中迄願書上ル」(『御記』)

同年三月九日

「緒方深省願之事 無御別條」(『御記』)
深省仁和寺伺公「御門前深省願之儀相叶御禮来」(『御記』)

同年五月一四日

「新御門跡様(西本願寺)御成 去ル頃江戸方御歸寺西御方様御見廻旁被爲成也」とあり光琳も御膳に同席(『日次記』)

同年五月二六日

那波祐英死去(四八歳)、『蕉廳餘吟』(祐英著) 成立(那波家資料)

同年七月朔日

深省仁和寺伺公、薪拝領願出る
「緒方深省来 内々奉願候薪拝領之旨治部卿被申渡 難有奉存候旨也」(『御記』)

同年七月二二日

深省仁和寺伺公「緒方深省御禮ニ来」(『御記』)

【鳴滝寮】

鳴滝村は和歌に、

なる瀧の(や)西の川せにみそぎせん 岩(す)浪に(も)秋やちかきと 俊成
しばしこそ人のつゝみにせかれけん はてはなみだになるたきの川 西行
謡曲『安宅』に、

これなる山水の落ちて巖に響くこそ 鳴るは瀧の水
とある。七瀬霊所の一つであり、別名西の瀧とも呼ばれていたが、延喜二年(九〇二)

『扶桑略記』に祈雨、「御堂関白記」に寛弘八年(一〇二二)二月一九日藤原道長の鳴滝解除の記録が残る。覗ぎの場の一つであり、江戸時代には採掘権を本阿弥家がもつ鳴滝低石、『隔冥記』には植木業「鳴滝三右衛門」、茶師「鳴滝井ノ口仁兵衛」の名が残り、茶師仁兵衛は鳳林承章、聖護院道晃法親王らの御用も務めた。絵図によれば、梅尾から鳴滝一帯には茶畑のあったことがわかる。

鳴滝寮は元禄一二年(一六九九)、乾山が初めて開寮した寮である。寮址は洛西福王子村現鳴滝泉谷町、海雲山法蔵寺の境内にあるが、禁裏から西北「乾」の方角に位置したことから乾山寮と名づけられた。「乾山」銘は作品、作品様式、やがて深省個人の通名として定着するが、作者名・銘を付すことは天和・貞享頃から美術・工芸・出版界に顕著となっていた。連歌・俳諧師の影響もあり、その盛行は『弁疑書目録』(宝永七年刊・一七二〇)に「作者項目」の設けられたことにも示されている。やきものでは一七世紀中頃から出土品に確認されるが、「仁清」は刻印・彫銘、「乾山」は書銘・印刻を用いている。

鳴滝寮は、深省三七歳、一〇年余の隠棲生活のうちに開寮した寮である。元禄七年、二條家当主綱平(一六七一―一七三三)から譲渡された山屋敷跡であったが、同山屋敷は正保二年(一六四五)、後水尾院・東福門院娘五宮賀子が二條光平(一六二四―一七三三)室となつたことに関係し、今出川の本邸ともにかつては八條宮家の所有であった。『洛外図』(中井家承応三年から万治二年(一六五四―一五九)に成立)によれば、「鳴滝村八條殿屋敷」とあり、乾山の生まれる数年前、八條宮家山荘として営まれていたが、二條家本邸・鳴滝山屋敷の両所はともに賀子・光平時代に二條家所有に転じている。雁金屋宗謙の「女院御所様御用帳」には「女五宮様へ被進候」とした記録が残り、乾山の山屋敷拝領は、その関わりを生家呉服商「雁金屋」宗謙時代に遡る。

同年八月朔日

深省二條家伺公「緒方深省」(『日記記』)

同年八月一三日

深省、仁清焼陶法書受理(『陶工必用』)

同年九月九日

光琳・深省二條家伺公「重陽爲御禮參上
地下之輩 尾形光琳 同深省」(『日記記』)

同年九月二六日

深省仁和寺伺公、鳴滝窯完成報告

「緒方深省 御代官中迄相訴趣(略) 申上
候焼物之釜出来仕候間 近日火ヲ入申度
候 御前ヨリ御免候ハ 公儀へ相訴申旨
也 則達上聞候処 無御別条 依之此旨
代官中へ申渡 尤火之用心堅可申付旨申
渡」(『御記』)

同年十一月二〇日

乾山深省仁和寺伺公、初窯作品献上「緒
方深省 手作茶碗始而献上之号乾山焼」
(『御記』)とあり、乾山焼の名称初見

同年十二月七日

乾山深省仁和寺伺公、再度の窯焚申請
「鳴滝村深省 近日焼物仕由御届申」(『御
記』)

同年

中村内蔵助、銀座年寄役就任

一七〇〇 元禄一三年二月三三日

乾山
三八

「卯ノ下刻嵯峨二尊院江前殿下様五七日
爾付御廟參則御宿坊慶與方二而御狩衣御
着用 九條内大臣様御内道也 夫ち處禪
方二而御辨當被召上也」(『御伽深省』(『日
次記』)とあり、九條内大臣同道にて二尊
院御參、禪院にて弁当、伽は深省である
ことから、直指庵の可能性が高い

鳴滝窯の概略は、

一、規模 一一九〇坪の山の斜面を利用。本窯・工房。工房内には内窯・作業場、

庭には新小屋・井戸・雪隠・長屋などを設置

二、体制 土拵えから焼成まで分業であつても一括処理のできる複合形式

三、作品・製品の基本様式

1、面讃様式(和漢の二様式・やきものにおける新趣向である)

和様式・『雪玉集』その他和歌集、謡曲を中心とした書・彩色画など

漢様式・『円機活法』『詩学大成』他を中心とした漢詩・水墨画など

2、琳派様式(当時この呼称はなかったが)

兄光琳創意の漆芸・染織意匠を軸として、古典の雅趣を洗練

3、写し物様式(国内外の装飾陶磁器を基本として)

国内・志野焼・織部焼・唐津焼、有田焼(肥前焼)など

国外・磁州窯絵高麗、景德鎮窯古染付・南京赤絵、漳州窯呉須赤絵など

朝鮮様式高麗茶碗(井戸・呉器・御本)など

ベトナム安南焼、タイ宋胡録、オランダ様式色絵など

四、商法 注文製作、町売り、道具商の介入

【野々村仁清・仁清焼と金森宗和】

利休以来、茶人と茶道具製作は密接な繋がりをもっていた。やきものは桃山時代
以来京都に押小路焼、楽焼、唐物、瀬戸写しなど茶人、茶碗造りが始まっていた。
京焼は、青蓮院領内粟田口三条通りに開窯した粟田口焼をはじめとし、同焼は寛永
年間京都に移住、瀬戸の陶工三文字屋九右衛門を始祖とする。清閑寺には清水・音
羽・八坂焼、幡枝領内には御菩薩焼、洛西御室仁和寺領内には御室焼が開窯したが、
名跡、広大な寺領を活用、多くは門跡寺院との関わりのもとに成立、寺院には運上
金(献上金)が納入された。寺では自由に使える収入源の一つであったが、初期は
それら庇護者の求めに応じ茶入・茶碗・水指など、切形(紙型を切り抜き意匠を示した
もの)による詠え製作を専らとした。

寛永期の茶の湯は金森宗和(一五八四―一六五六)の影響下にあつた。宗和は名を
重近、江戸初期に活躍した茶人である。名物茶器の所持で知られる飛騨高山城主出
雲守金森可重の長子であつたが、慶長一九年(一六一四)廃嫡され母とともに上洛、
大徳寺の紹印伝双に参禅し宗和を名のる。近衛信尋(後水尾院弟、小堀遠州ら公武
貴紳、上層町人との交遊が知られ、加賀藩前田家に仕官した嫡子七之助とともにの
ちに「姫さび」と称される独自の茶趣を確立する。格式を重んずる大名茶、京都な

同年三月三日 藤三郎・深省二條家伺公（『日記記』）

同年三月一日 乾山深省二條家伺公、香炉献上「同深省
ち御香爐自燒」（『日記記』）

同年三月 「女院御所御内 御茶碗壹 同深省」（『日
次記』）

同年五月五日 尾形三兄弟二條家伺公（『日記記』）

同年八月朔日 乾山深省二條家伺公、鉢献上「尾形深省
乾山鉢」（『日記記』）

同年九月九日 山本素軒二條家伺公初見。以後宝永
三年まで頻繁に出入り（『日記記』）

同年 光琳庶子辰次郎（小西彦右衛門方敷^{まさむち}）出生、実
母「さん」（小西）附録五

一七〇一 元禄一四年二月二七日 光琳、法橋に叙せられる。「法橋口宣案」
三九^{乾山}（小西一三八）。本格的な絵画活動はこれ
以後のこととされる

同年三月五日 乾山深省二條家伺公「尾形深省」（『日記記』）

同年五月一日 光琳、銅座手代格となる（『銅座留帳』）

同年七月一日 表千家随流斎宗左死去（四二歳）

同年八月一日 御伽に深省、山本素軒。九月九日にも深
省、素軒伺公（『日記記』）

一七〇二 元禄一五年三月三日 乾山^{乾山}深省二條家伺公「尾形深省」（『日記記』）

らではの典雅な風趣を併合、優雅、品位を具えた茶の湯は、当時宗和流として一派
を成すが、審美眼は大徳寺真珠庵「庭玉軒」、鹿苑寺「金閣寺」「夕佳亭」など茶室建
築に現れる。花入・茶杓など竹細工は名人技と評されており、当時好みの切形を用
い注文茶器を造らせるなど、宗和好みの道具類は釜・棚・椀・膳、やきものでは高
取・備前・粟田口・仁清焼の茶道具・懐石道具に及んでいる。

仁清焼は「金森宗和老人好ミ之茶器」を専らとした。乾山の『陶工必用』『陶磁
製方』によつて、仁和寺門前に開窯したこと、俗名野々村清右衛門、仁和寺「仁」・
清右衛門「清」を合わせた「仁清」を陶器銘としたこと、宗和好みの茶器製作「播
磨大掾」受領号の受理などが明らかになる。仁清（生没年不詳）は丹波国野々村の出
自と伝承。今日の北桑田郡美山町であるが、やきもの生産の中心地瀬戸において修
業、寛永中頃には京都へ上ると考えられる。『陶磁製方』には、

仁清ハ尾州瀬戸ニ永く居候て 茶入ノ燒稽古致候由被申聞候（略）
仁清ハ金森宗和老ノ恫意ニテ宗和老このミノ品々焼出候 宗和流ノ茶人別而仁
清焼ヲ賞玩致候

とある。長年の瀬戸修業、晩年の宗和との所縁、宗和流茶人の仁清焼賞翫のほどが
理解されるが、成形の巧みさは瀬戸窯における修業、典雅な風趣は京都における宗
和の指導、さらに写し物の製作経験が実力をつけたものと考ええる。以下は先学の研
究記録・年表を基にした初見事項の考察である。

一、開窯から宗和生存中の一〇年間（正保四年―明暦二年・一六四七―一五六）

「御室焼」…正保五年（一六四八）正月九日「御室焼之茶入壹ケ」（『關裏記』）
「仁和寺焼」…慶安元年（一六四八）三月二五日「仁和寺ヤキト也」（『松屋久重茶
会記』）

「いろえ」…慶安二年（一六四九）本多政長宛宗和書状「切形を送れの語もある」

「絵付陶器」…同四年（一六五〇）月梅絵茶碗（『宗和茶湯書』）

「赤絵」…承応元年（一六五二）茶碗御室赤繪薄入繪丸五ツ」（『宗和茶湯書』）

「焼物型作」（作陶美演）…慶安二年（一六四九）作事奉行木下利富方にて（『關裏
記』）

「丹波焼清右衛門」…慶安三年（一六五〇）一〇月一日（御記）

「童屋清右衛門」…明暦元年（一六五五）仁和寺における「焼物型作」（『御記』）

二、宗和の死とその後凡そ四〇年（明暦二年―元禄七年・一六五六―一七〇二）

「野々村播磨」…天）刻銘…明暦二年（一六五六）出土陶片（香炉）

「播磨入道仁清」刻銘…明暦三年（一六五七）色絵輪宝鞞磨文香炉

「仁清焼」…万治三年（一六六〇）「任清焼物共」（『關裏記』）

同年四月四日

乾山深省二條家伺公「深省、縫殿依召來於御前御酒被下之」。六日にも「緒尾省深」(誤字)〔日次記〕

同年四月一四日

愛宕参詣につき二條家諸大夫北小路丹波守が二尊院へ遣わされた帰途鳴滝寮を訪う。「本庄(座)安藝守殿 愛宕江御参詣ニ付 北小路丹波守二尊院迄被遣候 夫と尾形深省へ御立寄 焼物共一覽候由也」〔日次記〕

同年五月五日

乾山深省・山本素軒二條家伺公〔日次記〕

同年七月朔日

光琳宛中村九郎右衛門証書「一札」、九郎右衛門娘勝の五年間銀五貫目にて五歳までの養育契約(小西一三二)

同年七月一二日

光琳宛中根璋・元圭「光琳」文字考(姓名判断)(小西一三九)

同年一二月朔日

「元禄十五のとし 十二月朔日」定家詠十二ヵ月和歌花鳥図角皿

一七〇三 元禄一六年正月一八日

乾山

乾山深省二條家伺公、皿二枚献上「尾形深省爲年始御祝儀 焼物皿二枚差上之 則御對面也」〔日次記〕

同年六月五日

藤三郎、江戸から帰京「一、尾形藤三郎東府と登りしニ付 爲窺御機嫌駿河細籠 外郎壹包み献上之 即御對面也」〔日次記〕

同年六月二〇日

乾山深省二條家伺公「尾形深省」〔日次記〕

「錦手」…万治三年(二六六〇)「錦手赤繪(室任世作)」(隔裏記)

「御室仁清子安右衛門」(二代清右衛門)…寛文七年(二六六七)(隔裏記)

「受人仁清・借主清右衛門・名代清次郎」金子借用証文…延宝二年(二六七四)

「野々村仁清判・同清右衛門判」金子借用証文…延宝五年(二六七七)

「只今之焼手野々村清右衛門」…延宝六年(二六七八)(森田久右衛門日記)

三、乾山の御室移転と仁清窯閉窯まで(元禄二年―同二年・一六八九―九〇)

初代仁清没年元禄七年(二六九四)・同年乾山二條家山屋敷拝領・独照入寂

「仁清二代二罷成下手二御座候」…元禄八年(二六九五)(前田貞親寛書)

「野々村清八自今以後貳人扶持」…元禄九年(二六九六)(御記)

仁清窯の記録終了…元禄一二年(二六七七)二月(御記)

乾山初窯茶碗献上…元禄一二年一月(御記)

(御記)は仁和寺再興後、慶安二年(二六四九)に書き始められた。再興に尽力した寛深法親王(一五八八―一六四八)没後の記録である)

以上、茶書・茶会記・日記などを参照し、以下の仁清焼概略が捉えられる。

一、仁清窯の活躍時期とその呼称

二、仁清路のこと(宗和箱書・書状・茶湯書には「御室」とある。「仁清」はない)

三、宗和書状を証左として切形による誂え注文を専門とした

四、色絵の始まりと赤絵・錦手などの名称

五、「仁清」播磨大掾を名のる時期

六、仁清子弟と借財のこと

七、清右衛門の二代継承のこと

宗和茶湯書には仁清焼の茶碗・茶入・水指・建水・香合・向付・皿・鉢などの記載がある。「御室焼物御用候よし 茶入茶碗いくつほと御用候 水さしなとハ御用者無御座候哉(中村直勝出成文書)とした書状も残り、宗和の仁清焼斡旋・仲介、普及、発展に尽力した姿が浮かぶ。

宗和没後は、町人の成長著しい時代となった。寛文から貞享へと上層町人の住まいには書院・土蔵・内庭・茶室が設けられ、茶の湯においても従来の高麗物、美濃・瀬戸注文製作から、町売り、一般受けする見た目に美しい色絵陶へと移行、服飾では織物から染物へと、友禅染が人気を集める。仁清窯でも薄茶茶碗の製作が多くなり、「仁清」刻印、「播磨大掾」の受領号が現れる。受領号は朝廷から受けることを原則とした。律令時代の国司(受領)に始まり、鎌倉時代に武家社会の身分、階級を表したが、江戸時代には金品を代償としてすぐれた商人・職人・芸人らの名、権威付けにも用いられた。申請には勧修寺・大覚寺・仁和寺などの門跡寺院が仲介

同年二月四日

光琳、中町藪内町家屋敷売渡状案（小西一〇一）

同年

打它光軌（雲泉）相馬昌胤さとうまさたねの和歌師範として中村藩に仕える。享保六年五八歳で死去（『衆臣家譜』）

同年二月二六日

光琳、乾山深省二條家伺公、光琳を介し綱平から中村内蔵助へ色奉書十帖下賜「尾形光琳同深省來 此序以光琳 中村九郎右衛門へ色奉書拾帖被下之」とある（『日次記』）

一七〇四 元禄一七年（宝永元年）

正月二日

四二乾山

乾山深省二條家伺公「水入□尾形深省」（『日次記』）

同年五月五日

乾山深省・山本素軒二條家伺公（『日次記』）

同年七月戊午

光琳宛平璋元伸「道崇」文字考（小西一四〇）

同年八月朔日

乾山深省二條家伺公、茶碗献上「尾形深省御茶碗一ツ」（『日次記』）

同年九月晦日

乾山深省二條家伺公「尾形深省爲御機嫌來」（『日次記』）

同年

『巖居稿』（月潭道澄著）刊
『直指独照禪師後録』（道嘉記録）刊

同年一一月

光琳、はじめて江戸下向か（書状）

同年

「元禄年製」色絵氷裂文皿

者となり勅許を受ける。一代限りを原則とした。

仁清焼は貴人の記録に多くみられる。『无上法院殿御日記』（近衛家照母・品宮常子）には、貞享元年（一六八四）三月一二日家熙が姉麗子の夫綱豊つなとよ（六代將軍家宣）に御室焼の香炉・筆架・香箱を贈ったこと、同三年（一六八六）六月二日には野々村清右衛門を自邸に招き作陶実演を見物したことなどが記されている。家熙茶事にも種々の仁清焼が使われており（『槐記』）、後西院・梶井宮・三菩提院宮らの茶の湯においても仁清焼の油桶・瓢箪茶入、茶碗、えびら花入、なたまめ香合などの道具がみられる。漆芸品「金馬塗鴉香合」を陶芸品「仁清焼鴛鴦香合」（『槐記』・享保一七年）に転写した例もあり、仁清の巧みな技量が賞翫された。

仁清窯の遺構は不明。乾山焼同様、表面採集された出土陶片は、今日東京国立博物館（三三〇点）、京都国立博物館（九〇〇点）、その他個人蔵として保管されている。陶片採集は、明治四三年（一九一〇）八木契三郎によつて始められた。が、一〇〇点余の陶片は関東大震災によつて保管先の朝吹英治邸におき焼失、大正四年（一九一五）二代目真清水蔵六ましみずくらむろが探索し、同地の所有者奥村延次郎の伝える所、御室堅町一四番地が仁清居処と判断された（『陶寄』）。今日家屋が建ち並び、その間、ぼつりと「陶工仁清窯址」の石碑が立つが、堅町は本村東より西に五〇間、南北三町一〇間とある（『京都府地誌』）。木屋と称し辺りは製材木屋、薪木屋が多く、明治二九年畑地であつた所には同五年開校の御室国民学校（現御室小学校）校庭が当てられた。昭和一〇年前後、奥村氏別荘庭園造成中に仁清焼陶片が出土、蛭川第一、奥田誠一らが調査をするが、採集された陶片（東京国立博物館・個人）は茶入・茶碗・水指・水こぼしなどの茶道具、皿類が主体、宗和の記した懐石道具の鉢・四角物・小坪皿・茶わん皿・猪口などは僅かであつた。

作品類、出土陶片も同じであるが、証しとなる銘・印のあるものが優先される。陶片の一片一片は多くの意味を背負っているが、京焼の印刻は一七世紀中期以後に多くなる。茶湯書・茶会記、また宗和も仁清焼に関し「御室」「御室やき」とし、「仁清」とは記していない。種々の呼称は、未だ確たる名称のなかつたことを推測させるが、初期、仁清焼は無印であつたと考える。それ故御室焼とも仁和寺焼とも記された。仁清銘・印は宗和没後に用いたように思われる。

初代仁清には三人の男子がいた（推定）。清右衛門（安右衛門）・清次郎・清八である。ともに陶工の道を歩むが、初代ほどの力量はなく、元禄一二年（一六九七）、仁清窯の火は消える。代わつてその火は鳴瀆乾山窯にもされるが、二代清右衛門は乾山窯へと移動、おそらく兄弟ともに移つたものと考えられるが、鳴瀆窯において本焼部門を担当、かつての陶術をそのまま活かす。一説に仁清窯は御室村五九三番地、他

一七〇五 宝永二年三月二日 四三

伊藤仁齋死去（七九歳）

同年三月二〇日

光琳二條家伺公、江戸下向後の帰京挨拶
「尾形光琳頃日上京仕候二付 爲伺候御
機嫌參上 則御對面」とある（『日次記』）
光琳は宝永年間中幾たびか江戸下向を繰
り返す

同年四月五日

光琳宛中根元伸（元吉）「小形」文字考（小
西「二四」）。以後光琳は「小形」を用い、
最晩年に「尾形」に復す

同年八月朔日

乾山深省・山本素軒二條家伺公（『日次記』）

同年九月二一日

乾山深省二條家伺公「尾形深省伺公夕御
膳御相伴被仰付候也 酉刻（午後六時）退
出」とあり、夕食相伴（『日次記』）

同年一二月朔日

乾山深省二條家伺公。「素軒 同理兵衛」
「藤林道壽」も伺公（『日次記』）

同年

「宝永乙酉」鏤絵破墨山水図額皿（仙台・
大内源左衛門氏旧蔵）

一七〇六 宝永三年正月二七日 四四

素軒、乾山深省二條家伺公「山本素軒依
召來ル 則御對面」「緒方深省依召來ル」
とあり、両者は五月五日も伺公（『日次記』）

同年六月二四日

乾山深省二條家伺公「緒方深省爲窺御機
嫌參上御對面」。八月一八日・一〇月二
九日も「緒方深省 依御用伺公」（『日次記』）

同年九月二日

山本素軒死去（龜岡家過去帳）

説に御室村字芝橋六番地とあるが（『陶器調査』）、出土陶片の調査以前は竈址も曖昧
であったことが窺われる。

【*山本素軒】

山本素軒（？一七〇六）は、『元禄覚書』に「京都屋敷有之繪書」「町繪師 東洞
院通下立賣上ル町 山本素軒」とある。「御絵師」とは幕府御用の絵師を表し、当
時は宮廷絵師であっても「町絵師」と称された。素軒の絵画活動は四五年間ほど、
若年期は『隔冥記』、晩年には二條家『内々御番所日次記』に名を留めるが、その
間元禄時代の動静を伝える資料に『有栖川宮幸仁親王行実』がある。

元禄二年三月一日 宮、堂上人の宴相伴。素軒、平井春益などが同席。余興
の能楽は金春八左衛門、「羽衣・八鳥・芭蕉・黒塚・三輪・
女郎花」を上演

同 九年六月二五日 御伽として佐川理安・素軒参邸

同 一一年一〇月一八日 右大臣近衛家熙を招待して料理・茶、素軒席画

同 二年七月五日 幸仁親王病中の慰めとして素軒屏風に水鳥を描く

同 二年九月二五日 幸仁親王の影像を描く

以上、親王家出入りが書き留められたが、有栖川宮家は後陽成天皇皇子好仁親王を
初代とし、二代は後水尾天皇皇子良仁親王、三代は後西天皇皇子幸仁親王（二六五
六一九九）、である。『行実』によれば同家出入りは幸仁没年、素軒の二條家伺公前
年まで続くが、伽、席画、親王の病中見舞や影像を描くなどの画事に携わる。素軒
の祖父は絵師宗泉（宗仙）である。父素程（？一六七四）も探幽門下、のちに山本派
を興した絵師であるが、素程は通称理兵衛、諱を守次、釣雪齋を号とし、承応、寛
文年間の御所造営に襖絵を担当、法橋叙宣、禁裏御用絵師の地位を築いた。『隔冥記』
（胤林承章著）には「山本理兵衛、入道して素貞（素程）」とある。剃髪して素程を名のつ
たことがわかるが、素程子数馬（素軒）の描く押絵などの記録もあり、素軒は数馬、
利兵衛（理兵衛）を名のり、寛文初期には画事就業。『扶桑名公画譜』（浅井不齋著）には、
守常 山本素程子 俗名理兵衛 剃髮號素軒 叙法橋
と記されている。守常と称し、貞享四年（一六八七）二月一二日には法橋に叙せられ
たが（龜岡家過去帳）、漢画、大和絵画派に通じ、禁中、有栖川宮邸、仁和寺、二條
家にも出入りをする。尾形宗謙、光琳の師とされるが（『尾形流略印譜』）、宗謙は『古
画備考』にも名の残る能書家である。画技にもすぐれ、恵比寿齋や住吉明神図など
を残しており、「小西家文書」（小西方守書き付け）には「下立賣葎屋町伏見屋惣七」方
へ預けた光琳画の写本として、探幽・宗達・雪舟・雪村・光悦・安信・益信・養朴（常信）

同年

「宝永丙戌」鏤絵山水図額皿
「宝永丙戌」絵高麗写し大鉢

一七〇七 宝永四年正月六日

四五^{乾山}

光琳、酒井家忠^{なつか}拳より一〇人扶持^{*}を受け
る。同年四月妻多代を具すべく上洛^{*}（^{古探要}）

同年四月二二日

乾山深省二條家伺公「緒方深省伺公」（^{日次記}）

同年六月二一日

鳴滝近辺の火災に対し二條家から見舞、
乾山深省御札に参上「緒方深省来ル 一
昨日近所出火ニ付 御文被成下難有奉存
旨也」（^{日次記}）

同年七月二二日

乾山深省二條家伺公「尾形深省」、「藤林
道壽」も伺公。九月五日「緒方深省伺御
機嫌参上」（^{日次記}）

同年

寛隆法親王死去（三六歳）

同年十一月二三日

富士山噴火、宝永山生ず

一七〇八 宝永五年正月一四日

四六^{乾山}

乾山深省二條家伺公、茶碗献上「乾山深
省年頭之爲御禮 御茶碗差上ル」（^{日次記}）

同年 同日

近衛基熙堀川邸へ関白家熙、右大臣
九條輔実、内大臣二條綱平ら集う
（『家熙公記』『近衛家雜事日記』）

同年二月二九日

乾山深省二條家伺公「尾形深省伺公」（^{日次記}）

などの絵師名、「素軒寫花鳥 一綴 十二月なり」とした十二月花鳥図がある（福井利吉郎著「光琳の師としての山本素軒」。宗謙、光琳の師とする所以である。光琳とは二條家伺公も同じくするが、光琳は元禄二年七月七日から没年（享保元年）までの三〇年間、素軒は元禄一三年九月九日重陽節会を初見として、没年である宝永三年七月一〇日までの六年間の伺公である。光琳は多く綱平伽、取り巻きとしての出入りであり、元禄一四年法橋叙任後も専門絵師の御用は少ない。一方、素軒は伽、「繪之御用」を専らとした。没後は宝永五年以後後継者山本数馬（一六七九—一七六〇）が伺公、数馬は「宗川」を名のり、享保一〇年正月一四日法橋叙任、近衛家にも出入りをし、享保一二年一月二七日には家熙、土肥二三代とともに鷹司輔信（有隣軒）邸の茶事にも参会した記録が残る（近衛家熙「御茶湯之記」）。

同時期『日次記』には狩野松之丞・狩野新三郎・狩野縫殿助・狩野修理・狩野加兵衛など京狩野派絵師の伺公がみられる。京狩野派は山楽（二五五九—一六三五）を始祖とするが、山楽父は近江城主浅井長政家臣であった。山楽も木下光頼と称し秀吉に仕えた武士であったが、狩野永徳に学び修理亮を名のり、淀君養女完子（於江与・豊臣秀勝夫妻娘）の九條家興入れに際し新御殿の絵画を担当、京狩野派と九條家、堂上人との繋がりが始まってゆく。二條家でも、屏風、扇面、綱平・榮子婚姻のためには新御殿の襖などの御用があった。

『日次記』には元禄一五年四月七日「巻物一卷 十二月花鳥 山本素軒」の記録がある。乾山焼にも「元禄十五のとし」とした同年作の十二月和歌花鳥図角皿がある。「十二月和歌花鳥図」はすでに『鳴羽搔』など刊本にも公開された画題、粉本の一つであるが、やきものに同図を描くことは初めてである。構図・筆致・画風において狩野派技法が指摘されるが、作画において絵師は、和歌であれば歌人を訪い、図を描くための歌意を学ぶ。中院通茂はしばしばそれらの訪問を受けたことを日記に残すが、二條家でも和歌を通じ、素軒・光琳・乾山焼が一つの線上に浮かびあがる。

【北小路丹波守（二條家諸大夫）】

北小路丹波守俊恒は中川丹波守、二條家綱平時代の諸大夫である。左京権大夫、のち北小路に改姓、丹波守と称している。諸大夫とは皇族、摂関家などの事務を司る家司、四位・五位の官人である。二條家には藤木内匠助、北小路兵部大丞なども務めており（京都御役所向大概覽書）、前田家文書（加賀藩史料・自元禄二年至正徳三年）によれば、綱平息吉忠（二六八九—一七三七）の室として前田綱紀娘直姫の興入れが決

同年三月八日

宝永京都大火。油小路通姉小路通角宗林町、両替商伊勢屋市兵衛方より出火、禁裏・女院・仙洞御所、寺社一〇〇余、一万四〇〇〇余軒を焼失。東山帝は近衛邸を仮御所とし、靈元院は妙法院に避け、靈元院皇后新上西門院（藤原房子）は一時娘榮子内親王嫁ぎ先二條綱平邸へ避難

「火事爲御見廻伺公之輩」に「緒方深省」とある（『日次記』）

同年五月一二日

光琳江戸在中、酒井忠孝から二〇人扶持を受く（『摘古採要』）

同年八月朔日

乾山深省二條家伺候、茶碗献上「緒方深省 御茶碗差上ル」（『日次記』）

同年八月二日

二尊院法要、香典として乾山二條家へ「御香盆」献上（『日次記』）

同年八月一七日

乾山深省二條家伺候「深省伺公」。一月二日・十一月六日の御機嫌伺もある（『日次記』）

同年一〇月九日

*渡邊始興（左内）、近衛家出仕（近衛家雜事日記）、錦小路頼庸の仲介によつて参上、以後の出入りを許される

同年一二月大晦日

乾山深省二條家伺候「緒方深省各伺公歳末御祝詞申上」（『日次記』）

同年

*辰次郎、*小西彦九郎の養子となる（『小西

まり、北小路丹波守は元禄二年九月二日、二條家結納使者として立ち、両家交流の中心的役割を果たした。

【中村九郎右衛門（内蔵助）】

瘠けれど腹にこめたり春の山 藤原信盈（やせけれど腹にこめたり春の山 藤原信盈）

これは元禄一七年三月、光琳の描く中村内蔵助の肖像画に内蔵助自ら讀した俳句である。同図はほかに平璋元伸、内蔵助嫡子信逸（時之助）の讀を伴うが、元伸讀によつて藤原信盈とは当時三六歳の内蔵助、「心光院常照異夕居士」の院号、信逸讀によつて「風竹居士」と号したこと。正徳四年五月銀座不正事件に連座、処罰後京に戻り洛北野に寓居、享保庚戌（一五年・一七三〇）四月二十五日、六一歳で没し、樋口善導寺に葬られたことがわかる。

「信盈」は、内蔵助「一札」（『小西家文書』）の印判により九郎右衛門、九郎右衛門は光琳の寿市郎宛遺書によつて内蔵助であることが確認できる。光琳は内蔵助の娘「勝」を五年間銀五貫にて養育、やがて寿市郎の妻とするが、能数寄、元禄一六年には光琳を介し二條家から内蔵助宛に色奉書一〇帖を頂戴するなど、両者の親しい関係が明らかになる。元禄一四年二月光琳は法橋叙任、同五月には大坂銅座に関与、正徳元年には中根元圭（平璋元伸）も銀座役人に就任するが、先の内蔵助肖像画に關係し、光琳、元伸、内蔵助の結びつきが推測される。

内蔵助（二六九一・一七三〇）は、銀座役人、慶長六年からつづく家柄の出自であった。九郎右衛門は同家代々の通称であるが、若くして勘定役から元禄一二年三〇歳の折、年寄役に就任。当時、年寄役は四人を常とし、元禄・宝永年間貨幣改鑄に伴い七、八人に増員された（『銀座書留』）。が、正徳四年、江戸、京都において不正事件が発生、内蔵助も連座し、罪科を問われ、財産没収、長子時之助以下弟信彌・中之助は親類預け、当人は遠島流罪の關所となつた。銀座役人は貨幣の品位を下げ、鑄造量を増やすことに依り多額の賄賂、配当金を獲得していた。衣・食・住の贅、名器・珍器の購入など、『京都御役所向大概書』には「銀座元年寄四人關所金銀之事」として記録されたが、有金・預け金・家屋敷は凡そ金八万一千四〇〇両、家屋敷七カ所、千とせ硯箱・片輪車手箱・若狭盆などの道具類は八〇〇〇両、その他刀・脇指・茶入・茶碗・掛物・屏風・表具切などが押収された。

内蔵助は、下立売室町東、二、三〇万両の分限者、京一番の有徳者とされた両替屋善六の居宅を住まいとしていた。一町四方、みやこの碁盤の目一角が屋敷であったが、建物のみで三五七坪ほど、能舞台を設え、高価な茶器や古画、名品を蒐集していたことが記録に残る。のちいつ帰京したかは不明であるが、享保中頃には北野

二二六・一四六・「小西」(附録八)。中村内蔵助の仲介によるか

同年 光琳妻多代江戸から戻るか

一七〇九 宝永六年二月二〇日 四七^{乾山}

乾山深省二條家伺公「爲御悔伺公之地下」として「緒方深省」。三月一九日には伺公「尾形深省」(『日次記』)

同年三月 光琳、江戸から帰洛か

同年四月二一日 綱平江戸下向中。乾山深省二條家伺公

「御里亭江爲御見立伺公之地下」として「尾形深省」。「山本数馬」。四月一七日にも「小形深省」(『日次記』)

同年五月朔日 家宣、第六代將軍宣下

同年 同日 乾山深省三條家伺公「小形深省」。五日

「小形深省」。二〇日「緒方深省」。二九日「小形深省」(『日次記』)

同年六月五日 乾山深省二條家伺公「御土産拝領爲御禮伺公地下」として「小形深省」(『日次記』)

一七一〇 宝永七年三月六日 四八^{乾山}

乾山深省二條家伺公「爲御見立伺公之地下 則御料理被下之」として「小像深省」(『日次記』)

同年三月二一日 中院通茂死去(七九歳)^{*}

同年四月二七日 光琳・多代宛さん証書「二札之事」、辰二郎実母「さん」、茶人町田秋波へ嫁ぐ

に寓居、風竹居士と号し俳諧などの文雅の道に親しむという。六一歳で死去、浄土宗眞光明院善導寺に葬られた。

【勝^{*} (内蔵助娘・小西彦右衛門方淑妻)】
「勝」(一七〇二―二二)は中村九郎右衛門(内蔵助)妾腹の娘である。母は確認できないが、「小西家文書」の内蔵助証書によれば、元禄二五年七月一日、光琳に娘勝を一年間銀一貫、五年間の養育を依頼した。約束通り勝を五年養育し、光琳の遺書によればその後養子に出した小西寿市郎と婚姻、小西家の人となる。散逸した左記の「小西家文書」によれば、享保六年二〇歳の若さで死去したことが判明する(「小西方守筆小西歴代並支族筆名記『光琳研究』」)。

梅岑榮芳善女 同妻

名勝 銀座年寄中村内蔵助信盈娘 享保六辛丑年正月九日死去

行年式拾才 墓所安養寺

【中根元圭(元世)】
和算・暦学・天文学者中根元圭(一六六一―一七三三)は、元禄一五年から宝永二年までの三年間に「光琳」(元禄一五年)・「道崇」(宝永元年)・「小形」(宝永二年)の文字考、姓名判断を行っている。すでに「光琳」は元禄五年一月以来名づけていたが(『日次記』)、吉凶確認、「道崇」は江戸下向に際しての号、「小形」は宝永二年四月以降に用いたとされ、最晩年には「尾形」に戻る。印章、落款は「光琳」「光琳居士」「法橋光琳」「方祝」「保成方祝」「道崇」「潤声」「青々」「寂明」などが残る。

元圭は、近江浅井の人、医師中根定秀の二男であったが、姓を平、名を璋、字を

有定・元圭、通称は十次郎・丈右衛門、号を白山・律襲軒、京都府白山二条上ル町に住していた。白山先生とも呼ばれたが、京都では算学を和算家田中由真(一六五一―

一七一九)に学び、江戸出府後は徳川家祐筆、暦算家であった建部賢弘(一六六四―

一七三九)につき数学・暦学を修めたという。享保六年(一七二二)師の建部の推挙によつて吉宗に仕え、中国暦学書の翻訳、伊豆下田では天文観測を実施、日本初の新暦、

渋川春海(一六三九―一七一五)の貞享暦の正しいことを証明した。儒学・医学・韻学にも通じ、貞享二年『古暦便覧』、元禄六年『天文図解発揮』、同九年『三正俗解』、

享保一七年『日月高測』ほか多くの著書を刊行、正徳元年には京都銀座役人を勤め

ている。元圭長子彦循(一七〇一―一六二)も暦算家、種々の書物を刊行し、銀座役人を

継承した。

を継承した。

〔小西〕二四・一六八

同年五月二九日 乾山深省二條家伺公「緒方深省 伺御機

嫌伺公則御對面」〔日次記〕

同年八月朔日 乾山深省二條家伺公、茶碗献上「小像深

省御茶碗壹つ差上也」〔日次記〕

同年 「宝永庚寅」 銹絵松鶴図六角皿

一七一 宝永八年（正徳元年）

正月六日

乾山

乾山深省二條家伺公、火入献上「地下之輩年始之御禮 緒方深省 火入一つ」

〔日次記〕

同年五月二五日

光琳、^{*}新町通り二条下ルに屋敷新築。「御造作仕様帳」「鹿恋積り蝶」間取図〔小西〕一〇二一〇五。翌年「雇大工木竹丸太諸事覚」「造作増加分之覚」〔小西〕一〇六・一〇七

同年八月朔日

乾山深省二條家伺公「緒方深省」^{*}「山本教馬」〔日次記〕

同年

乾山深省、この頃「光琳覚書帖」に落款、極書、讀の様式などを認めるか〔小西〕一四二

同年

「宝永辛卯」 銹絵松図角皿
「宝永辛卯」 銹絵梅図角皿
「宝永辛卯」 色絵六歌仙額皿
「宝永年製」 赤絵写し筆筒
「宝永年製」 銹絵破墨山水図軸盆

〔定家詠十二カ月和歌花鳥図〕

乾山焼画讀様式のうち、和様を代表する様式である。作品には「元禄十五のとし」とあり、現存する年紀銘作品中最も早いのが、『嶋羽搔』(元禄四年刊・一六九)には粉本の一つが掲載、すでに元禄年間には歌題、選歌、図様ともに定型化していたことがわかる。低火度焼成、色絵陶法、定家詠十二カ月花鳥和歌書・歌意図を描いたものであるが、色紙に見立てた角皿は当時「硯蓋」と呼ばれ、「光琳覚書帖」(小西家文書)には「硯ふた寸法 長八寸七分 横八寸 ふかさ一寸二分」と記録が残る。表に画、裏に霞文様を施し和歌を書し、皿縁には藤・菱文様を描いているが、「乾山」「陶隠」「深省」「尚古斎」、巾着型の花押を記し、一二枚を一組として、今日数組の組物が伝世する。

十二カ月花鳥和歌は、序詞によれば藤原定家(一一六二―一二四一)が「御室後仁和寺宮」の求めに応じ、押絵貼り屏風のために詠じた和歌二四首(拾遺草)である。後仁和寺宮は同寺二代道助法親王(一一九五―一二四九、後鳥羽上皇第二皇子であるが、定家の和歌指南を受け、自家集を著し、勅撰集に和歌を残す。絵画化することは大和絵伝統の一つとなるが、光起など土佐派、探幽など狩野派、両派を折衷した山本素軒、趣味の画者では鳥丸光廣なども描いており、乾山焼は土佐・狩野派折衷様式を基本とした。光琳は素軒筆の同図を所持(小西家文書)、鳴滝窯の専門絵師にも土佐・狩野派折衷様式を学んだ人物が指摘されるが、乾山は渡邊素信の名を残した。

〔巖居稿〕

元禄一七年(宝永元年・一七〇四)刊。独照法嗣月潭道澄(一六三六―一七二三)の著した法語詩偈集(六卷)である。乾山に關しては元禄三年「示深省隱士」と題した「深省」名の由来を示す七言律詩、「習静堂賦謝主人一首」とした七言律詩二首、絶句五首が収録。『巖山稿』(二卷・月潭著・元禄二年刊・二六九)には、「習静堂記」「湛然居記」「枕流亭記」などがある。

〔直指独照禪師後録〕

元禄一七年(宝永元年・一七〇四)刊。独照侍者道嘉の記録した独照性円(一六七一―九四)の法語・詩偈・問答機縁集(二卷)である。元禄三年九月二日「緒方深省隱士宅」訪問、「靈海」道号、同五年九月二日「習静堂即興」詩・詩偈など三編が収められている。独照語録にはその他『直指独照禪師語録』(四卷・延宝四年刊・宝永七年再刊)、『直指独照禪師統録』(二卷・貞享五年刊)がある。

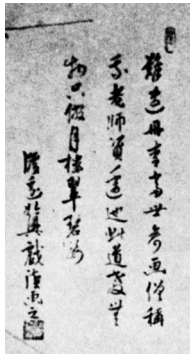
始興 山水図 (三島家旧蔵)



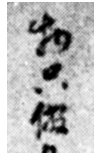
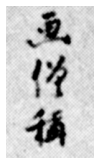
乾山焼 素信画山水図額
皿部分



始興 左山水図讀拡大図



讀部分の拡大図
禾め偏・「只」の筆癖比較



素信 右蘭図讀拡大図



乾山焼 素信画讀蘭図角皿 (根津美術館)



始興・素信筆 書・画の比較

渡邊始興筆山水画と渡邊素信筆乾山焼山水図・蘭図を比較したものである。院体画風と破墨風、両者に相異はあるが、筆使い・墨の濃淡、その他乾山焼山水図には類似の構成・構図・技法がみられ、讀の書体にも「禾め偏」「只」の筆癖、総体的な筆法に類似点が認められる。始興・素信を同一人物と推定する一因である。

【扶持】

武家の収入は、家禄と職禄を合わせた俸禄が基本である。家禄は先祖の功績などによって定められた世襲の俸禄、職禄は在職中、役職によって支給された俸禄である。「扶持」は家臣の給与であるが、一人から一〇〇人扶持まで、一日米五合を割合として年間日数に掛け合わせて一人扶持が計算される。「御家人分限帳」(正徳二年奥書)によれば、蔵米取り、米俵の場合には一俵・二石は三斗五升、一〇〇俵は三五石(玄米)、一石は一両と見積られ、大方は年三回、二月・五月・一〇月に支払われていた。扶持米取りは毎月支給、「給金」は貨幣による支払いである。多くは身分の低い役人に適用、一〇両程度が普通であったといわれている。

光琳は酒井家から一〇人扶持、のち二〇人扶持を与えられた。二〇人扶持は玄米一〇〇俵、三五石、三五両に換算されるが、御家人は一般に「三十俵式人扶持」換算して一七両二分が基準であり、御抱絵師は御家人格とされていた。因みに医師養寿院法眼山脇道立、保生院法印浦野道英は三〇人扶持、連歌師里村昌億は二〇〇石二〇人扶持、打它光軌は一〇〇石二〇人扶持、緒方宗哲は土佐藩から二〇〇石を以って抱えられた儒者であった(『京都御役所向大概覽書』)。

【摘古採要】

『摘古採要』は五卷一〇冊、文政から天保年間、酒井家老松下高徐(たかたか)が同家関係の古事、旧聞を纏めた記録である。光琳に関し同家からの扶持高が記されている。

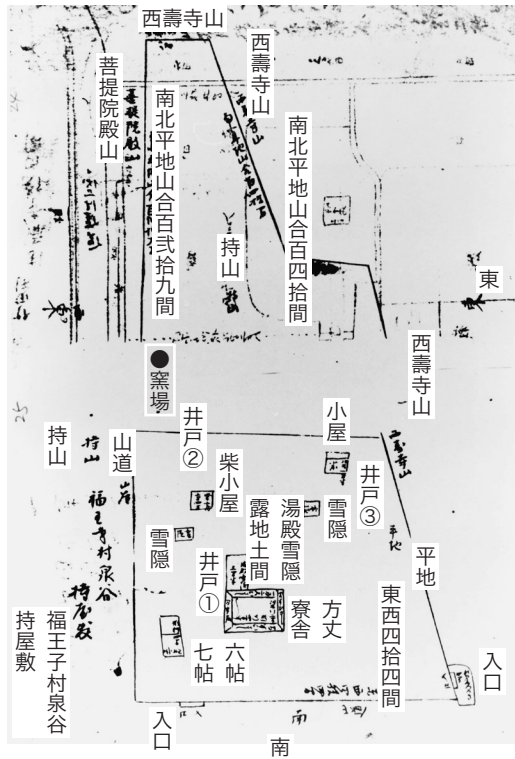
【*宝永大火、靈元院皇后と榮子(綱平室)】

宝永五年(二七〇八)三月八日、油小路通三条上ル西側、両替屋伊勢屋市兵衛方から出火。禁裏・女院御所・仙洞御所のほか、公家屋敷九五軒、町屋敷二万四〇〇〇軒を焼き尽くす大火が発生。東山天皇は今出川近衛家本邸を仮御所とし、家照らは知恩寺、鷹峯へと移動した。靈元天皇皇后新上西門院房子は娘榮子内親王(女二宮)の嫁ぎ先二條家へと避難したが、乾山も二條家伺公、火事見舞いに訪れている。

榮子の父靈元天皇(一六五四―一七三三)は後水尾院第一皇子、母は園基音娘園子(新広義門院)である。東福門院猶子として成長するが、諱は謙仁、寛文三年(一六六三)四月二十七日一〇歳にして皇位継承、幼い天皇の近侍には生母園家親族園基福、東園基賢、葉室頼業、正親町実豊四人がつけられた。朝廷の権力復旧を志すとされるが、元禄三年、娘熙子を六代將軍家宣に嫁がせた近衛基熙が関白に就任、幕府との協調政策がとられてゆく。靈元天皇は宮中行事、有職故実の記録を整え、和歌においても歌壇を形成、歌集、歌論書などを著した。気骨ある天皇として知られるが、近衛

乾山焼鳴滝窯・工房配置図

鳴滝窯は、正徳二年（一七二二）、乾山の二条丁子屋町進出とともに家屋敷は菱屋十兵衛へ譲り渡され、窯は潰された（京都御役所向大概寛書）。跡地には享保一八年百拙元養の願いにより山城国紀伊郡竹田村、黄檗宗万福寺末寺海雲山法蔵寺の名跡を移転、左図の願書および絵図控が残された。元文四年（一七三九）今日の法蔵寺が落成したが、城州葛野郡福王子村とあり、寺地一一九〇坪、発掘調査の結果からも、乾山窯跡は敷地西側山道に沿い南北中間に位置していたことが判明した。近くには井戸、柴小屋、雪隠を設け、山道の傾斜を利用して登り窯は南に焚き口北に向かつて六、七室の燃焼室のあったものと判断する。



作事願書絵図控（享保一八年）黄檗山万福寺末寺 城州葛野郡福王子村

家熙室女一宮憲子内親王、二條綱平室女二宮榮子内親王、仁和寺門跡寛隆法親王、東山天皇（朝仁親王）の父であり、東山天皇は輪王寺宮宮寛法親王の父であった。

【渡邊始興・渡邊素信】

乾山焼の絵付けは、以下の三様式が考えられる。

- 一、光琳とその絵手本（作品・陶磁製方）
- 二、専門絵師渡邊素信とその絵手本（作品・陶器密法書）
- 三、乾山自筆

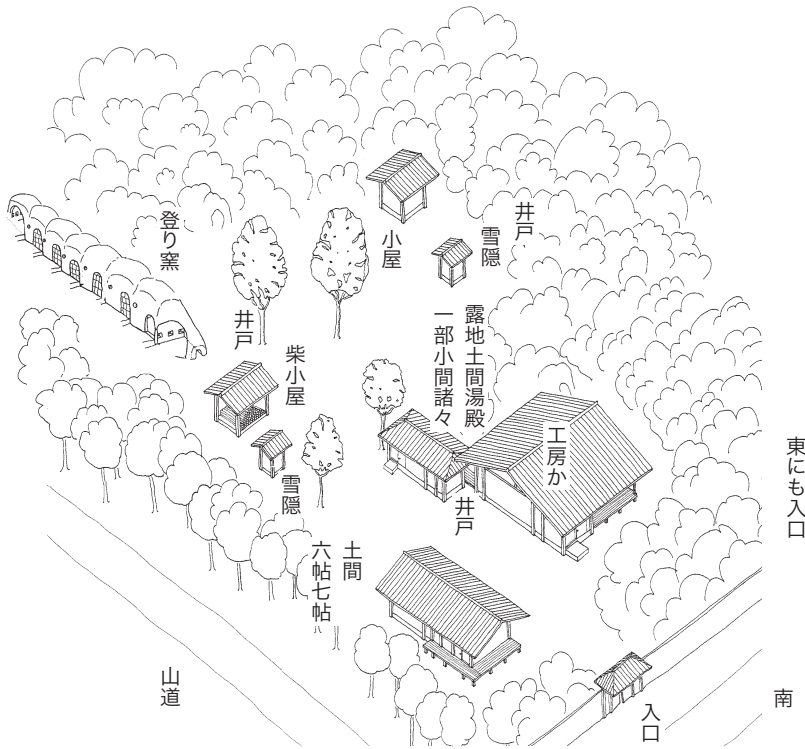
以上であるが、光琳自筆は作品および乾山自らが陶法書に述べる。専門絵師の存在は渡邊素信の名が残り、乾山焼蘭図角皿裏銘、山水図軸盆印章、二代猪八の陶法書などに確認される。が、絵師素信が誰であるのか、詳しいことは不明であり、久しく近衛家出仕、絵師渡邊始興（一六八三か一七五五）と推定されている。

始興は狩野派、のち光琳の筆意を深く習得とある（古画備考）。京都の人、求馬、左内と称し、河原町竹屋下り町に住まいがあり（木村探元著『京都日記』）、法号「環翠軒輪管法雲居士」、西王寺に葬られた。宝永五年（一七〇八）一〇月九日、蔵人極藤典葉頭錦小路頼庸（一六六七—一七三五）の仲介に依り近衛予楽院家熙の家仕となるが、頼庸（基熙の和歌の門人）とは書・画の合作「奥羽軍記ノ巻物」（槐記）、家熙（詞書）とは「春日権現験記絵巻」（近衛家雜事日記）が残されている。

乾山窯の絵師となれば近衛家以外、市井に筆画の流れることを避ける「御留筆」もあり、宝永五年前のことと推考。が、光琳、始興の関係を直接伝える資料は見当たらない。光琳風を慕うとあり（古画備考）、画風、筆致、構成の類似、具体的には雪舟画の模写においては画趣の解釈、表現、描法に至るまで近似するが、別して人物図の表情、所作の捉え方に共通性が見い出せる。乾山焼の人物・山水・草花図の隈篁・春草・水仙・蘭・沢瀉などの描法も類似するが、やきものへの始興参加を証するものは何もない。二条進出後の乾山焼は多く鳴滝窯作品の形式化、簡略化、時代の波を捉えた光琳様式が主流となるが、猪八の陶法書は光琳・渡邊氏の絵手本を用いたことを伝えている。京焼の生産体制に組み込まれ、大衆化、土産品となったことも理由であるが、素地は素地屋、絵付けは町絵師、京焼諸窯の工人の手が混じる。

素信の名は、「素」を山本素軒、「信」は狩野派絵師に関連するかと考えられたが、近衛家出仕には「素」を「始」として「始興」に改名したとするなど、仕官に対する意気込みが指摘された。始興も「繪之御用」を志し堂上家への出入りを願ったろうが、二條家では狩野永梢、縫殿助、素軒・教馬ら京狩野派絵師が占めて

鳴滝窯・工房想定図 (法蔵寺文書参照作成)



いた。

家熙は始興の画技を評価、近衛家では重用されたが、家熙娘尚子の入内に際しては宮中参内、尚子没後はその子桜町天皇、禁中御用を勤めたことが知られている。乾山焼は家熙茶事に数回懐石道具が使用された。始興との結びつきを考える一点であるが、家熙は知識も豊富、見識もあり、教示の一つとして自らの自由を得んがため如何なることも基礎を修める重要さなどを説いている。

渡邊素信(生没年不詳)は、乾山窯の専門絵師として乾山自らが書き残した絵師名である。軸盆山水図には「素信」印、蘭図角皿裏面には以下のようにある。

表書之一連者 迂叟勞倦之時 使畫師渡邊素信書者也

最勝迂叟筆蹟云爾 乾山深省書

乾山焼二代猪八の『陶器密法書』には光琳、渡邊氏の絵手本を用いたことが記されている。素信の「素」から山本素軒一派とする考えもあり、「元禄十五のとし」に製作された十二カ月和歌花鳥図角皿には京狩野派様式の画技が認められる。「小西家文書」には光琳の模写による素軒十二カ月和歌花鳥図があったと伝承、狩野派、大和絵に通じた素軒門下の筆画と判断する所以である。

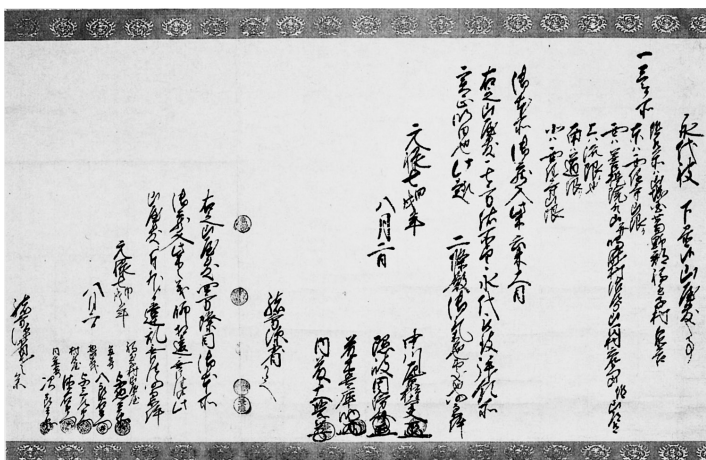
【*小西家と光琳庶子辰次郎(寿市郎・彦右衛門方淑・浴齋・俳名季郎)】

小西家は柳馬場二条上ルに住まいした。「小西家由緒寛書」によれば、慶長六年(一六〇二)、伏見銀座役人を勤めた小西九右衛門を家祖とし、以後代々は銀座役人、役人は駿府のほか江戸・京都・大坂三都に拝領地を有していた。菩提寺は安養寺、過去帳が残り、「彦右衛門」は二代目九右衛門の改名であり、以後小西家通称として用いたことがわかる。

光琳庶子辰次郎(一七〇〇―一七五二 寿市郎・彦右衛門)は、宝永五年(一七〇八)、中村内蔵助の仲介に依り小西彦九郎の養子となる。光琳「遺書之事」には「中村内蔵助様御愜意故 小西彦九郎殿方へ養子に遣之候」とあり、妻多代への「ゆつり状の事」には「われらかたにさたまりたるかとなく候ゆへ 小西のいゑへ ようしにつかわし申候」とある。譲るべき家督のないことを憂い、不憫ながらやむを得ない策であったとしているが、光琳には正徳二年跡目を継ぐべき庶子勝之丞が生まれていた。翌三年には才次郎も誕生したが、才次郎は実母「あや」の実家石井家へ養子入り、三歳になった勝之丞は同五年光琳の存命中に早世した。翌六年には光琳も他界するが、これによって分家尾形の跡式は廃絶した。遺産は正妻多代が相続、多代はそれらを辰次郎(彦右衛門)へと譲り、昭和初期まで尾形・小西・石井家関係一八五

二條家鳴滝山屋敷讓渡文書

元禄七年八月二日、二條綱平から乾山へ譲られた山屋敷証文および庄屋・年寄印形手形である。



「永代被下置候山屋敷之事」(法威寺)

永代被下置候山屋敷之事

但有所八山城國葛野郡福王子村泉谷

一 壹ヶ所

東八西住寺山限り

西八菩提院領山竝鳴瀧村治左衛門

山 同村六左衛門山 但山道迄

上八流限り也

南八道限り

北八西住寺山限

御本所御蔵入柴六束大目

右之山屋敷 其方依所望永代被致拜

領所 實正明白也 此趣 二條殿御

氣色處也 仍而如件

元禄七甲戌年 八月二日

中川左京權大夫

隱岐周防介

藤木兵庫助

内藤大學

緒方深省かたへ

右之山屋敷四方際目 御本所御蔵入

柴之義 聊相違無御座候 此山屋敷

二付外方違乱無御座候 仍而如件

元禄七甲戌年 八月二日

福王子村山庄屋

与惣兵衛

年寄 八郎右衛門

惣山名代 与三左衛門

村庄屋 徳右衛門

同年寄 次郎兵衛

緒方深省老參

点の消息・記録・画稿・印章・書・画などが「小西家文書」として保管された。光琳・乾山研究には最も信頼できる資料であり、今日、大阪市立美術館・京都国立博物館に分蔵、そのうち乾山関係資料は七点(新たに光琳画・乾山書「人麴図」を含む)ほどが確認できる。二五歳から八〇歳までの文書であるが、乾山の筆跡が判明、全作品の手跡鑑定、真贋判定が可能となった。

【中院通茂】

公家中院通茂(二六三二―二七二〇)は歌人である。祖父は武家伝奏を務めた通村(一五八八―一六五三)であるが、通茂は寛文四年(二六六四)、後水尾院から古今伝授を相伝、靈元院歌壇の中心人物として活躍した。那波祐英は『蕉隱吟』(二冊)に漢詩は黄檗宗渡来僧高泉性漱(一六三三―一六九五)、和歌は通茂、武者小路実陰(二六六一―一七三五)の指導を受けたことを述べている。当時、町人にとり宮廷人との接触は、格式ある家柄、品位、伝統に近づくことであり、なかでも社会的地位を築きあげた豪商一族には不可欠の教養と目されていた。

【町田秋波】

茶人町田秋波(二六五九―一七三三)は、「江州彦根浪人尾州二遊ヒテ茶事ヲ以テ一時二鳴ル」とある(『古今茶人系譜』天保三年序・一八三三)。小西彦右衛門方淑実母「さん」の嫁ぎ先であるが、宝永七年(一七二〇)四月付「小西家由緒覽書」、同年八月一日付「一札之事」、「小西緒方石井三家過去帳」に認められる。秋波は「町田」「松田」とあるが、表千家五代随流齋宗左(二六六〇―一七〇一)に師事、のち六代寛々齋原叟(二六七八―一七三〇)の門弟となる。随流齋は四代江岑齋宗左(宗旦三男)の跡目を相続、知行二〇〇石を以って紀州徳川家に迎えられた茶頭であった。日蓮宗に帰依したことから「日蓮宗左」と呼ばれたが、尾形一族も日蓮宗徒、刊本によれば光琳、乾山も随流齋良休門下とされる(『古今茶人系譜』他)。

「さん」は元禄九年(二六九六)光琳宅に奉公する。同一三年辰次郎が出生、辰次郎は宝永五年銀座役人小西彦九郎のもとへ養子入り、同七年「さん」は秋波のもとへ嫁いでゆくが、茶の湯を通じ光琳、秋波は知己であったことも考えられる。秋波は、名を章、号を玉容齋・玉茗齋、彦根藩井伊家家臣玉繩孫兵衛の弟とされ、京に上り茶の湯を修業、宝永七年「さん」を娶る。享保五年(一七二〇)五〇余歳の折、寛々齋の選を得て茶道指南として紀州尾張へ旅立つが、同八年(一七三三)、尾張において客死、「さん」とは一三年を連れ添った。紀州の茶頭職は同門松尾宗二が引き継ぐが、秋波には圓齋(二七一―一七五)と称する嗣子が居た。同じく茶人、

一筵齋・翠隱軒・朴翁と号し、京都に六〇余年の生涯を終えたという。

小西辰次郎（彦右衛門方淑）も茶の湯を学ぶ。七代如心齋宗左（二七〇五一五二）の門人、「浴齋」と号し、如心齋・一燈らが制定した茶式（七事式）「茶カブキ」などに参加（「小西家文書」不審庵茶カブキ之記）、「覚々齋追善十三回忌」茶事にも参会している。秋波は京都浄華院に葬られた。同じく「さん」も寛保二年八月三日「松月寿貞信尼」と諡され同院宿坊竜和泉院に眠っている。

【光琳・新町家屋敷】

光琳最晩年の屋敷である。新町通り二条下ルに建てられたが、自ら設計、「小西家文書」には次のような記録および光琳自筆の間取絵図二面が残る。

正徳元年卯ノ五月廿五日 新町通り二条下ル町 田磨家重兵衛とした造作仕様帳

正徳元年卯ノ六月 鹿恋積り蝶 田磨家とした見積り帳

同五月吉日 雇大工木竹丸太諸事覚 清右衛門とした控帳

正徳二年辰ノ十一月十六日 造作増減之覚帳

建物は六五余坪、総額代銀約一三貫目、間取りは絵所・書院・数寄屋・土蔵・味噌部屋などが設けられていた。光琳には最晩年「あや」という婦人がいた。あやは大坂の石井家出身、光琳は「勝のせうは、事 やうすもあるものに候」と記しているが、正徳二年勝之丞、同三年には才次郎が誕生した。享保元年（一七二六）光琳は没してしまいが、正妻多代は諸道具一式を処分、こしらへも宜敷、あやを伊勢桑名の山田彦左衛門へ嫁がせた。多代は中町藪内町の屋敷を処分、柳馬場小西家近くに住まいを移したかと思われるが、ことによると小西家へと身を寄せたことも考えられる。

正徳年間には光琳ブームが起きていた。人気絵師となった光琳は、御用絵師が多く軒を連ねる新町へと進出、よろこばしい門出であったと推測するが、「すま」と称する婦人の書状に腹痛に苦しむ光琳がおり、覚書には菓の調合なども綴られている。健康に弊りがあったのかもわからない。

【山本数馬】

数馬（二六七九—一七六〇）は、山本素軒の養子である（『綱平公記』、『古画備考』（四

五）に「山本数馬 内蔵丞末」とあり、実父は鳳林承章とも親交のあった禁裏絵師山本友我・内蔵丞（？—一六六九）と考えられる。友我は慶安元年（一六四八）法橋叙任、長子泰順（一六三六—一六六九）も幼名は内蔵介、「洛陽名所集」「四家絶句」他を著した儒者であった。が、寛文九年（一六六九）一〇月一四日友我・泰順父子は、泰順の嫁聚につき、金策のため偽荷（長崎丞）を計画、露見して罪に問われた。所司代板倉内膳正重矩の裁断のもと両者ほか六名は磔となるが、友我末子が当時一〇歳になった「内蔵丞末」数馬である。が、管見した系譜には名はみられず、いつ、如何なる理由によって素軒養子に至ったものかも不明である。『隔冥記』には友我と同時期出入りをする絵師に素程（理兵衛）とその子素軒（守常）の名がある。絵師同志、その当たりに手懸かりを想定するが、数馬は素軒の画業を継承、理兵衛・守房を名のり絵師となる。やがて宗川（素川）と号し、車屋通竹屋町上ル町に住まいしたが（『京都御役所向大概覚書』、宝永五年・六年の禁裏御殿、新造内裡に關係し、御用絵師としても名を連ねる。二條家へは宝永二年素軒とともに、その後同五年（二七〇八）素軒没後に本格的な何公となるが、『綱平公記』には享保九年六月一六日「宗川」号、同年一二月法橋推叙、翌一〇年正月には法橋叙任の旨が記されている。

―叙位・授位―

僧位を表す「法印」「法眼」「法橋」は、中世以後仏師・医師・絵師・連歌師などの称号にも用いられた。叙位・授位また叙任は、位階をさずけることであるが、絵師の「法橋」叙任については、中院・中山・三条西家などの武家伝奏に通達、中御門家など職事を通じ時の関白のもとへ届けられる。内覧、議奏後天皇へ披露、叙宣の運びとなるが、時の関白が鍵を握り、摂政・関白職を政務とした二條・九條・一條・近衛・鷹司家など五摂家への絵師参郎も宜なるかなと肯ける。絵師は「繪之御用」のため上流階級への出入りを始める。特権階級の意識が芽生え、やがて名位名声、位階に叙することを希み、好んで貴族を訪うことになるが、絵師に限らず地下の輩は禁裏・公家、門跡寺院に何公、挙つて権威を求めた時代であった。京都文化の特色を築く一因である。

(四) 二条丁子屋町・聖護院時代

一七二一 宝永八年(正徳元年)

四九〇^{乾山}

中根元圭、銀座役人を務める(『三正俗解』)

一七二二 正徳二年

五〇〇^{乾山}

深省、洛中丁子屋町へ移転。^{*}二条通り寺町西入ル北側に居し、^{*}三条粟田口、^{*}五条坂辺りに借寮、焼物商売を開始する。役所記録には、

一、二條通寺町西江入ル町北側 乾山深省 右乾山焼物の儀 御室之西福王子村 小堀仁右衛門御代官所御入木山之内ニ深省持屋鋪有之候 右焼物寮造作 家業致度旨 元禄十二卯年瀧川山城守 安藤駿河守在役之節相願赦免申付候 右之場所京都方西北ニ相當り候故 右焼物之銘乾山と付申候而 焼物商賣仕候處 右場所京都方道法相隔 不勝手之由ニ而正徳二辰年右持屋鋪他所江讓渡シ其節寮潰シ申候而 京住宅致 右彌兵衛儀尔今無退轉焼物商賣仕候由 寮之儀者三條下粟田口五條坂邊ニ數多有之二付 寮借り候而焼出シ商賣仕候由とある(『京都御役所向大概覽書』「故事類苑」)

^{*}鳴滝寮は廃寮となり、家屋敷は菱屋十兵衛へ讓渡(『葛野郡社寺上地一件』)。
^{*}桑原空洞は習静堂、鳴滝寮地の両所に居住。同年乾山二條家伺公は記録上皆無

同年八月二二日

光琳二條家伺公「尾形光琳依召來於御前繪被仰付」とある(『日次記』)。一月五日にも光琳伺公

【^{*}丁子屋町】

一三年の鳴滝寮活動後、乾山は正徳二年(一七二二)、洛中二条丁子屋町へ移転する。道程も遠く勝手の悪いことが理由となったが(『京都御役所向大概覽書』)、兄光琳もこの時期新町二条下ル町に住まいを新築、同所は多く絵師の集まる所として知られていた。正徳初年、兄弟はともに更なる発展に向かい各々転機の只中にあつたのである。丁子屋町では工房、内寮を設え、本寮は粟田口焼への借寮制度を活用した(『覽書』)、三条通り南禅寺領小物座町には茶碗屋「彌兵衛」の名があり、『覽書』の記載を参照、小物座町「彌兵衛」の寮などを借りたものと推考する。

丁子屋町は延暦一三年(七九四)、平安京の造営とともに二条通り寺町西へ入ル町に開かれた。応仁の乱以後道は狭小、「寺町西へ」「丁子や町」(『京雀』寛文五年刊・一六六五)とあり、

むかし此町にけいせいやのありけるを、これより荒神川原、今の寺町通を

一町ばかり後に追うつされたり。こも中ころ追たてられて今はなし

と記されている。東は妙満寺前、西は尾張町、南は山本町、北は達磨町を境としたが、寛永一四年(一六三七)の絵図によれば二条東、京極大路の西に当たり、町内には浄瑠璃本屋山本九兵衛、鶴や喜右衛門、唐革印伝屋、茶入蓋作り、茶杓削りなどの本屋・道具職人。『京独家内手引集』(元禄七年刊・一六九四)によれば「せと物やき物や」柳は、四条下ル丁、「せと物や」寺丁おし小路より三条まで、「とあり、柳馬場四条下ル、寺町押し小路より三条までは瀬戸物屋が多く住まいしたことがわかる。乾山の移転した二条丁子屋町はやきもの商売の中心地であつた。

【^{*}二条通り】

下京の主要道路は五条通りであるが、二条通りは上京・下京の中間に位置している。応仁・文明の乱によつて荒廢。天正一七年(一五八九)遊里がつくられ、二条城の造営に伴つて新たな都市計画のもと、慶長七年(一七〇二)遊里は六条柳町へ、公家屋敷も平安京の鬼門に当たる東北隅へ移された。二条通りは鎌倉中期、二條家・冷泉家・堀河家など上層貴族の邸宅の設けられた地域である。「二條家」始祖良実(一二一五―一六九)の居処とした所であるが、江戸期、二条城の正門・東大手門に至る上京主要道路として發展した。文化人、医者も集い、各種商人、職人らが同業者町を形成、馬具や武具、種々の道具屋、業種屋・本屋・塗屋・飾り屋・鍛冶屋・筆屋・印籠屋などが軒を連ね、商業地区としても賑わいをみせる。二条通りには高瀬

同年八月

小西彦九郎死去（五二歳）（小西「一四六」）。辰次郎（達二郎）、寿市郎に改名、家督を継ぐか

同年九月

勘定奉行荻原重秀失脚。翌年死去（五五歳）

一七二三 正徳三年正月一日 五一乾山

鳴滝売買古券写し
乾山、菱屋十兵衛より丁銀四貫五〇〇目を受領

同年正月二五日

寿市郎宛光琳「遺書之事」を認める（小西「二二六」）。寿市郎と勝の婚姻、小西家の名跡継承のことなど。多代（尚貞）宛光琳「ゆつり状の事」を認める（小西「二二七」）。多代への家屋敷譲渡、尾形家の血脈継承を依頼

同年四月二日

家継、第七代將軍宣下

同年五月五日

乾山深省二條家伺公「尾形深省」「山本数馬」。八月朔日にも「小形眞誓」「山本数馬」伺公（『日次記』）

同年

『倭漢三才図会』（寺島良安著）刊
「山城国土産瓷器 御室 乾山 清水 深草」とある（『倭漢三才図会』）

同年八月六日

月潭道澄死去（七八歳）

同年

「癸巳」箱書鏤絵染付芦鶴図蓋茶碗

同年一二月一八日

公寛法親王、寛永寺法嗣決定

川の舟つき場があった。高瀬川は賀茂川支流、木屋町二条に発し、伏見に至る運河である。天正一八年（一五九〇）秀吉の方広寺建造に際し、物料運搬のため角倉了以（一五五四―一六二四）が方広寺以南を開通、寺院造営後は廃されることになった。が、慶長一六年（一六一一）、了以は家康に請い、自費を以つて北へ延長、二条通りへと達せしめた。工事は角倉家の私費であった。そこで通船に税を課し運上金を徴収したが（『京都坊日誌』）、経費回収に至つたのちは幕府に移譲、川筋には宿泊所、物資を扱う商人が居住、二条・三条・四条界限は大きく発展、乾山はこの上なく便利かつ文化的価値の高い土地へ進出した。

―二条丁子屋町工房―

乾山の二条丁子屋町時代は二期に別けられる。

前期は粟田口・五条坂における借窯時代、後期は猪八・聖護院窯時代である。

一、前期・借窯時代

二条丁子屋町への進出は、高瀬川の便利さもあり、鳴滝とは打つて変わり職人同志の交流や情報交換、問屋も多く、商売として最も適した場所への移転であった。宝永の大火後でもあり、焼野原となった同地域は乾山の進出をさらに後押し、周辺には「此附近藤原定家京極邸址」（『京町鑑』一七六二刊）と、「十二月和歌」で知られる藤原定家（一二六二―一二四〇）の屋敷跡があった。定家は後鳥羽院（一一八〇―一二三九）に見出され、独自の歌風・歌論を大成。治承四年から嘉禎元年（一一八〇―一二三五）にわたり『明月記』を残し、一見渡せば花も紅葉もなかりけり 浦の苫屋の秋の夕暮れ」と詠じた和歌は、草庵の茶の理念に合致、侘茶の精神の表徴となる。武野紹鷗は初めて定家小色紙を茶室に用いた。以来、「定家風」と称されたその手跡は茶人間に古筆として珍重されるが、王朝書流の中にあつて明快、速筆、意匠的な書風であった。

乾山焼は、すでに特殊なやきものとして知られていた。名声は『倭漢三才図会』『生玉心中』にも取りあげられたが、移転とともに、一般市場への進出をめざし、大衆化を模索した。やがて山城国の土産にまで発展するが、享保時代は光琳の意匠・文様ブームが起きていた。乾山焼も時流にのり、光琳の意匠・文様を商標とする。絵替り・形替り・組物・数物、需要に応じて懐石道具・食膳器を専らとしたが、装飾・形態・陶法にも新味が生まれ、乾山はしだいに用器に理解を深める。京焼の分業体制、借窯体制に組み込まれたが、素材や顔料、素地の融通や便宜を受ける。焼成には専門の窯焚人も依頼できたが、一方、共同生産品目となったことから京焼窯に乾山模倣が定着する。自製・他製、ブームとなった光琳様式の量産化、画譜様式の簡略化、写し物は減少し、作品から製品へ、硬陶主体の製作が本格化する。

一七二四 正徳四年二月朔日

五二

公寛法親王（二八歳）江戸下向
翌五年五月二〇日寛永寺門主就任

同年五月一三日

金銀改鑄・銀座不正事件発生。勘定奉行萩原重秀の貨幣改鑄案に關係し、銀座年寄中村内蔵助・深江庄左衛門・中村四郎右衛門・関善左衛門、隠居細谷太郎左衛門ほか一〇人に遠島、追放、逼塞刑下る。財産・諸道具没収（『京都御役所向大概覚書』）

同年九月三日

小西寿市郎親類書（寿市郎一六歳）（小西一四〇）。同書に藤三郎の江戸下向、旗本川口源三郎方仕官のこと記載

同年九月九日

乾山深省二條家伺公「尾形深省」（『日次記』）

同年

「正徳甲歳」絵高麗写し向付

一七二五 正徳五年正月一〇日

五三

乾山深省二條家伺公、花筒・茶碗献上「年始爲御禮伺公之地下」として「尾形深省御花筒 左大将様へ御茶碗」。二月三日にも「小形深省」（『日次記』）

同年三月二九日

光琳二條家伺公「明日御發駕御暇乞」（『日次記』）。翌日、右大臣綱平日光東照宮百年忌勅使奉幣使として江戸へ下向（二條家文書）、光琳挨拶に赴く。五月綱平の帰洛に伴つては光琳大津まで迎えに出向く（『綱平公記』）

同年四月朔日

光琳、深省、山本数馬ら二條家伺公「御見立爲御取持來ル地下」（『日次記』）

二、後期・聖護院時代

同時期、乾山は養子をむかえた。尾形猪八、ともに鳴滝窯で汗を流した熟練陶工仁清焼二代清右衛門の子である。寛延三年（二七五〇）、小西彦右衛門は「従兄弟尾形伊八郎」と記しており、方守筆「尾形家由緒覚書」はやきもの細工を生業としたことを証している。乾山は聖護院門境に本焼・内焼ともに勤める猪八を書き残した（『陶磁製方』）、聖護院工房の開設は享保中頃、なかでも同一五年（二七三〇）六月二日「西陣焼」と呼ばれる大火に關係するかと考える。丁子屋町時代後期は、初代乾山・二代乾山・京焼陶工の手が混じる。「山城国土産」（『倭漢三才図会』）としても人気を集め、京焼諸窯に乾山模倣が盛行する。粗雑、稚拙、乱雑な製品が市場に出廻る。規格化、標準化、堅牢なこと、安価なことも考慮されたと思われる。

【三条・粟田口焼・彌兵衛】

粟田口焼は、寛永元年（二六二四）、三文字屋九右衛門が尾張瀬戸より上洛、粟田口今道町に窯を開き、大日山の土をもつて製陶を始めたことが興りとされる。茶の湯の流行に合わせ唐物、高麗物、国焼物の写し物を得意としたが、九右衛門子には助右衛門、弟子に徳右衛門の名が伝聞し、『京都御役所向大概覚書』には正徳年間、粟田口には一三軒の本窯・素焼窯（内窯）、七軒の素焼窯の窯元があったことが記されている。窯の貸し出し商売も行っており、南禅寺領内東小物座町には茶碗屋「彌兵衛」が操業。乾山焼に関し「干今彌兵衛無退轉焼物商売仕候」（『覚書』）とあることから、乾山は本焼には弥兵衛窯を借りたものと推考する。

【五条坂諸窯】

五条坂、清水坂における製陶は元和年間（二六一一—二二三）に始まるという。行基による土器、平安京造営のための瓦の製造、土師器など、歴史は古いが、登り窯による近世京焼の始まりは一七世紀初頭である。初期は国内・外のやきもの模倣、次いで色絵陶器、五条坂では音羽・八坂・清水窯などが活動するが、粟田口焼製品を模倣、やがて粘土の権利問題などが生じ、五条坂は粟田口窯を凌駕、清水焼の名のもとに今日へとつづく京焼体制が整えられる。

写し物から色絵陶へ、仁清焼・乾山焼模倣、なかでも乾山創意の白化粧・白絵具は刺激となるが、借窯体制は模倣を促進、乾山も粘土・顔料・既製素地を入手、工人・絵師・焼き手の協力などを獲得した。

【小堀仁右衛門】

同年四月一三日

乾山深省二條家伺公「小形深省江赤飯御吸物〇御酒被下也 右御祝儀二付而也」(石府公御誕生日)〔日次記〕

同年五月二〇日

公寛法親王、寛永寺六代門主受職

同年五月二三日

光琳二條家伺公「御門主様御上洛 参〇之地下小形光琳」ほかの記載〔日次記〕

同年六月朔日

乾山深省二條家伺公「小形深省御懸物一幅拝領被仰付之」。一六日には「御伽」として「尾形光琳」「山本数馬」「尾形深省」〔日次記〕

同年八月

『生玉心中』(近松門左衛門著)刊。「此の長作が肝煎で中国のお屋敷へ、親仁の店から錦手・建山(乾山)・音羽焼の皿の鉢の茶碗のと、一五、六両が物売って、暮れ晦日にお銀が渡る」とある(巻上)

同年

「正徳乙未」獅子香炉
「正徳乙未」獅子香合
「正徳年製」錆絵柳図香合

一七二六 正徳六年(享保元年)

五四^{乾山}

四月二十九日

乾山深省二條家伺公「尾形深省來ル」〔日次記〕

同年五月二〇日

乾山深省二條家伺公「尾形深省依召來ル」〔日次記〕

同年六月二日

光琳(長江軒寂明青々)死去(五九歳)。妙顕寺内興善院に葬られる(小西)附録五

小堀仁右衛門は、近江国坂田小堀村(長浜)、小堀正春(二五九一―一六七二)を祖とするが、正春は小堀遠州正一(二五七九―一六四七)の異母弟である。二代正憲(二六二九―一七一〇)時代に京都に移住、六〇〇石の旗本として仁右衛門を名のり、禁裏普請奉行の代官となるが、「上方御代官衆 五畿内 江州 丹州 播州 二條御城ノ西千本通ノ角 小堀仁右衛門殿 切米六百俵」(京羽二重)とあり、乾山時代の代官は、元禄五年七月着任した三代小堀仁右衛門克敬(二六七三―一七一九)であった。二条城西千本通角に住まい、長子惟貞とともに近衛家出入り、茶の湯に参会、「槐記」にその名を留めるが、家熙母常子所有の品宮修学院村年貢徴取なども請け負っており(『无上法院殿御日記』、大工頭中井主水正豊とは時折家熙茶事に同席していた。瀧川山城守、安藤駿河守は、当時の京都町奉行、安藤駿河守は知行二五〇〇石と記されている(『京羽二重』)。

【『京都御役所向大概覚書』】

『京都御役所向大概覚書』は、京都の行政に関する覚書をまとめたものである。江戸初期、京都は京都所司代直轄地であった。が、人口の増加、行政の管轄分野の拡大から、寛文年間(二六六一―一七三三)には江戸と同じく町奉行制度が採り入れられ、彼らによる直接支配が始まった。覚書はそれに伴い作成されたが、行政範囲の拡大により情報量は増加、役所は調書を以って資料としており、覚書は役人の調査、編集した記録である。元禄初期から享保初期まで以下の三期に涉りまとめられたが、

- 一、『京都覚書』 元禄四年(二六九二)編纂
- 二、『元禄覚書』 元禄一三年(二七〇〇)編纂
- 三、『京都御役所向大概覚書』 正徳年間から享保初年(二七二一―一六頃)編纂

『京都御役所向大概覚書』(七卷)は京都町奉行所が編纂、京都とその周辺の政治、経済、百科に涉る記録である。禁裏・公家・寺社、武家、洛中・洛外の民政・経済・職務・行事、町人の住居・職業・活動関係、法度・法令・朝鮮使節饗応などが記されている。

乾山焼も「茶碗焼之事」(三五)に、楽焼宗入、粟田口焼、清水焼などともに記載された。仁清焼関係の記述はない。

【鳴滝麿窯その後】

鳴滝窯の跡地には元文四年(二七三九)法蔵寺が建てられた。初代住持百拙元義が桑原空洞から入手、近衛家に願い出て同家が購入(『西山晚艸』)、近衛家祈願所として落成した。法蔵寺二代月船浄潭の『海雲第一代百拙禪師行状』によれば、空洞は

同年七月一日

乾山深省二條家伺公「爲中元御祝義伺公地下」として、「小形深省」。二三日・二六日・一二月七日にも参上（『日次記』）

同年八月一三日

吉宗、第八代將軍宣下

一七二七 享保二年三月

五五乾山

深省、光琳未亡人尚貞「多代」のため「永代完渡申家屋敷之事」「控」を認める（小西一三二・一三三・一三四）。尚貞、上御霊藪内町家屋敷を手放すか

同年三月二五日

乾山深省二條家伺公「今夕爲御伽深省」（『日次記』）

一七一八 享保三年正月二〇日

五六乾山

乾山深省二條家伺公「尾刑（形）深省召寄」とあり（綱平公記）、「尾形深省」とある（『日次記』）。四月二〇日にも「小形深省依召入來早々退出」（『日次記』）

同年五月一四日

公寛法親王、江戸下向後初上洛、有栖川宮邸を宿所とする

一七二〇 享保五年四月一〇日

五八乾山

乾山深省二條家伺公「小形深省」（『日次記』）。享保六、七年の伺公は皆無

一七二二 享保七年正月一三日

六〇乾山

綱平、摂政閑白に着任（同年五月三日辞任）（二條家文書）

一七二三 享保八年一月二七日

六一乾山

乾山深省二條家伺公「小形深省」とあり（『日次記』）、洛東吉田の春日社火焼に同道する。「今晚春日就火焼社参、於神前火焼有之、其後於居間、嘉例之通二火焼有之、鷺前大納言、岡崎中務大輔入來、伽

百拙の書友であり、ある日、鳴滝の所在地を百拙が望むのならば終焉の地として譲ると問う。浄潭を連れ下見に行くが、その境たるや、幽邃岑寂、山は高きに非ず、地は闊きに非ず、村落近きに非ず、東南には遠岳、西北には近峯が囲む秘勝、直ちにこれを予楽院の台聴に知らせ、帑金を頂き山を求め、ここに居らしむとある。

空洞は習静堂にも住したが、「洛西泉谷の山中に庵を結びて時々行て独居す」（『続近世崎人伝』）とあり、鳴滝にも独居したことが認められる。が、なに故、空洞が鳴滝に居住したのか、乾山との関わりもよく解らず、さらに近衛家による購入記録も不明である。が、この度立命館大学を中心とした発掘調査を契機として、京都府の行政文書「葛野郡社寺土地一件」が見つかった（明治五年・京都府立京都学・歴史館。管見したが、「讓渡申山屋鋪之事」古券三通の写しである。同文書は、乾山の移転後、正徳三年（一七二二）菱屋十兵衛、次いで享保八年（一七三三）肥前屋善七、さらに享保一四年（一七三九）鳥居道乙と、三者の手元へ各々時期を継続して売却されたことを証している。菱屋は呉服商（『京羽二重』）、肥前屋もその名によって長崎関係の商人と推定、鳥居道乙は医者であった（『良医名鑑』正徳三年刊）。乾山は正徳二年移転に際し同所を「他所へ譲り渡し、その折案を潰した」（『京都御役所向大概覚書』）と述べている。「他所」とは菱屋十兵衛であったが、菱屋であれば、推定としてさらに長兄藤三郎の売り渡した小川中立売り雁金屋の家屋敷が浮上する。菱や次郎兵衛、菱や長兵衛・同善兵衛、さらに先の菱屋十兵衛など、菱屋は同族かと思われるが、尾形家長男、三男の家屋敷の売却に関与、菱屋を呉服商と考えればやはり尾形家、宗謙所縁の人物かと推定する。

【*菱屋十兵衛・肥前屋善七・鳥居道乙】

『葛野郡社寺土地一件』「讓渡申山屋鋪之事」は、鳴滝窪地のその後を伝える。

一、証文一通目

正徳三年（一七二二）正月一日、乾山（緒方深省）が、鳴滝窪地を「菱屋十兵衛に譲り渡した証文・副手形の写しである。元禄七年八月二日二條家から拝領後一九九年が経過、乾山は山屋敷を正徳三年正月一日、菱屋十兵衛へ樽代（酒の代わり）に包む金の意、丁銀四貫五〇〇目を以って売却した（移転は前年）。証文の内容はすべて法蔵寺蔵元禄七年二條家からの讓渡文書に一致するが、所有地境界、年貢、諸大夫・家来衆連判証文、庄屋・年寄印形の副手形のこと、明記、乾山所有の土地であったことが確認される。村庄屋、山惣名代の名に変わりはあるが、これによって乾山も拝領時、二條家へも多少はあるがそれ相応の謝礼を渡したことが考えられる。菱屋は、参考であるが、『町人考見録』に「菱屋十右衛門」の記述がある。

一七二四 享保九年三月一六日 六二乾山

小栗栖雅楽頭 親康喜安 尾形深省
高橋六右衛門 正市来」とある(綱平公記)
「乾山焼祝蓋箱入進上仕候 右府様江短尺文匣を進上仕由」(『日次記』)

同年三月一八日

鷹司前殿下「同所へ右府様方乾山焼祝蓋式ッ被進也」の記録(『日次記』)

同年一月二二日
(二七二五年一月六日)

同年

乾山焼「享保九年・ふくむら」箱書
(作品様式から猪八との関わりを考える)

一七二五 享保一〇年一月一〇日 六三乾山

*近衛家熙茶事、午刻(九つ)正午茶事、客は深諦院・山科道庵、会記には「皿乾山焼」とある(『槐記』)。

同年二月二四日

家熙落飾(五九歳)「予薬院真覚虚舟」と号す

一七二六 享保一一年六月一日 六四乾山

綱平、関白を辞す。のち六波羅西福寺復興(西福寺寺匠)に尽力する。

一七二七 享保一二年 六五乾山

この頃から聖護院村移転の可能性
光琳雛形の人気、頂点を迎える
種々の光琳雛形本の刊行

一七二八 享保一三年四月二九日 六六乾山

近衛家熙茶事に医師鳥井道乙招かれる。同一〇月二七日、享保一六年一月二三日にも客となるが、道乙は同

一御池町にて巻物商売致し、三四十年前、親代には凡式千貫目の身躰と申候。今の十右衛門、若年より家督を継、外へ居住し、其身随分の不行跡もの、殊に母おやへ不孝ものにて、あくまで我ままにふるまふ。元来大名備などは致さず、慥成身上に候へども件の人柄故、終に身上つづれ、家財を沽却し申候

また呉服商「菱や」は、『京羽二重』『萬買物調方記』(元禄五年刊)『京独案内手引集』(元禄七年刊)に、松平加賀守に仕える呉服所「菱や次郎兵衛」、藤堂和泉守に仕える呉服所「菱や長兵衛・同善兵衛」の名がみえる。住所はともに「中立賣小川上ル」とあり、雁金屋尾形家の住所に重なるが、「かりかねや」屋号からは松平丹波守呉服所として室町丸太町上ルに「かり金や九右衛門」の名がみられる。すべては呉服商人であるが、元禄初年、藤三郎は父の遺産雁金屋家屋敷二軒を手放した。「菱屋」は藤三郎の中立売小川、乾山の鳴滝泉谷の売却に関し両所に現れる。おそらく同族、宗謙、尾形家所縁の商人と考えるが、菱屋姓は糸割符、長崎問屋、立花、蹴鞠、粟田口陶工の姓にもみられ、菱屋町の町名は上・中・下京に現れる。

二、証文三通目

享保八年(二七三三)五月一八日、購入から一〇年後、菱屋十兵衛が代銀三貫五〇〇目を以つて、「肥前屋善七」へ譲り渡した証文(写し)である。代銀は購入時に比し一貫目少ないが、享保初期は米価も低く価格安の時代であった。「肥前屋」からは長崎貿易に関与した商人を窺わせるが、詳しいことは不明である。

三、証文三通目

享保一四年(二七三九)三月二六日、購入から六年後、肥前屋善七が三貫五〇〇目を以つて、「鳥居道乙老」へ譲り渡した証文(写し)である。鳥井道乙は近衛家熙の『御茶湯之記』、『槐記』、『妙法院日記』に名がみられる。妙法院宮堯恕法親王(彌子吼院宮)は家熙母常子内親王の同母兄であったが、近衛・妙法院、両所に入りました道乙は「良医名鑑」(正徳二年刊・一七三三)に「養壽院法印道作門人 鳥井道智 同道乙 釜座通出水上ル西側」と記されている。『京都御役所向大概覚書』には「町醫師 鳥井道智」とあり、道智は道乙の父か、兄弟かと推定するが、法印道作(山脇東洋門人)とある所から「山脇家門人帳」を照合、山脇養寿院流医師鳥井(居道乙)であることが確認できる。道乙は享保一二年(二七二七)『妙法院日記』、翌一三年四月二九日から数回近衛家熙の茶会に現れる。同一三年四月二九日・一〇月二七日、同一六年一月二三日であるが、証書によれば道乙は享保一四年三月二六日肥前屋善七から鳴滝泉谷を入手した。百拙も同年四月八日空洞から同地を譲られ、卜居して移るとあるが(『西山晩鐘』)、そうであれば当時の鳴滝所有者は道乙である。百拙の言、近衛家購入とする記録も不明、家熙茶事における道乙・百拙の同席もなく、

一七二九 享保一四年四月八日 乾山 六七

一四年三月に鳴滝山屋敷を肥前屋敷七から譲渡されたとあり（葛野郡社寺土地一件）*。百拙は『西山晚艸』に近衛家熙から帑金を賜り鳴滝を購入したと述べる

百拙元養、鳴滝泉谷へ移る

同年四月二十九日

綱平落飾（五八歳）「敬信院円覚」と号す（二條家年譜）。先立ち三月二〇日、近衛家熙を訪い落飾の予定を報告（諸家伝）。翌年の西陣大火とも合わせ、乾山の江戸下向発意に関わりがあるか

中村内蔵助死去（六二歳）

乾山 六八

同年六月二〇日

西陣大火。上立売通室町西入ル北側、呉服商大文字屋五兵衛宅から出火、西陣一帯・一〇〇余町を焼失。乾山・猪八は聖護院村へ移転したか。乾山の江戸下向時期を推測させる一つの動機とも考えられる

同年

「享保年製」 銹絵独楽園記大鉢
「享保年製」 銹絵梅図大鉢

家熙を軸に、両者の関係は如何なるものであったのか。

百拙の語る所、空洞の洛西泉谷に庵を結び時々行きて独楽する、望めば終焉の地として譲るとした意は如何なるものか。空洞は道乙の依頼を受けて居住者探しをしていたものか。道乙の鳴滝購入後僅か半月のことである。ことによると道乙は近衛家代理を務めたものかもわからない。百拙は岡崎にある近衛家別業「又得庵」を管理していた。書学者空洞、医師道乙、仏者百拙はともに当時の文化人である。何処かに接点はあったのかも知れない。

【桑原空洞】

書家・書学者桑原空洞（一六七三—一七四四）は、洛西鳴滝西壽（寿・住）寺にある墓碑銘（京都名家墓録）、『先哲叢談統編』（巻六）、『統近世崎人伝』（巻二）などに記録が残る。墓碑銘（延享二年）からは、延享元年（一七四四）五月六日、七二歳で雙丘（双岡）に没し、鳴滝西壽寺に葬られたことがわかる。名は守雌、通称を爲翁、号を空洞・方外閑人と称したが、出自は三河、父正貞は医者であった。「空洞」の意は虚ろ、病弱にして早くから世事を謝絶、幽棲の地を求め移居を好むとされる。京・大坂間を往復し、卜居しては琵琶・双岡・泉谷・北野・雙丘などの諸処を巡るとあるが、五歳にして書に親しみ能書家、書学者として一家を成し、二五歳の折に剃髪、居士となる。儒学は合田晴軒に学び、禅、老荘思想にも通じ、享保二年『世話千字文書』を刊行、同一九年『和漢草子弁』刊、『空洞消息』・『空洞書法』・『空洞詩文集』・『空洞法語』・『空洞書翰墨帖』・『書体沿革』・『篆隸字原』・『亀毛録』などの書物を著した。儒者多田東溪（一七〇二—一七六四）は嗣子であるが、東溪には高遊外、百拙元養との交流が伝えられる。空洞は『統近世崎人伝』（寛政八年刊・一七九六）に、

名は守雌、桑原氏、為溪は字にして通称とす。号は空洞、浪華の人にて瓶花の家也。人為清廉、隠操有。篆隸八分の諸体を極む。初メ鈴木正直儀左衛門、臨池堂と号すに学ぶといへども、自一家を成し、一時に鳴。字字委し。三論を持ち、老荘を主とす。生涯、妻を蓄ずりなし。心を方外に遊しめ、洛西泉谷の山中に庵を結びて時々行て独楽す。又、仁和寺御門前、光琳が建し家にも住りき。此家頗風流にて蓮池に禅堂などもあり。光琳自画の障子も有しが後や、荒たり。遊山、甌水の癖、尋常にすぎ、はた平生移居を好み、洛中も所々にすめり。久しく居れば近隣の人にも馴て貧乏の思を生ずるをいとふとぞ

とある。鳴滝泉谷に気ままに独居、仁和寺門前「光琳が建し家」(実は習静堂)にも住しているが、『先哲叢談』(統編)には「双岡の別墅に没す。享年七十二、洛西北泉谷の西壽寺に葬る」とある。墓碑銘からも空洞は乾山のやきもの時代・鳴滝泉谷、文

鳴滝売買古券写し「葛野郡社寺上地一件」
(京都府立京都学・歴史館)



二条丁子屋町へ移転とも
に乾山は『京都御役所向大概
覚書』の記述通り、正徳二年
鳴滝窯地を他所へ譲り渡し
た。他所とは菱屋十兵衛であ
り、翌三年正月一日、丁銀
四貫五〇〇目を受領した。
上記文書は、明治五年京都
府御廳の書写した「葛野郡社
寺上地一件」鳴滝山屋鋪売買
の古券三通である。乾山（深
省）から菱屋、菱屋から肥前
屋、肥前屋から鳥居道乙へと
売買された。

古券三通写

譲渡中山屋鋪之事

一 老箇所者 山城葛野郡福王
子村領之内 泉谷四方境 東
八西壽寺山限 西八垣限上二
而八御室御院家菩提院殿山限
南者道限 北八西壽寺山限
御本所御蔵入御年貢入木柴
六束大目 右山屋敷 私先年
従二条殿致拝領所持仕候 此
度依御所望譲渡申候所 実正
也 則爲樽代丁銀四貫五百目
儘致受納候 尤外より違乱妨
一切無御座候 則従二条殿被
下置候諸太夫中 并二御家頼
衆連判之拝領之御證文 并庄

人時代・双岡別墅の両所に住すが、乾山との交友は如何なるものであったのか。禅
への傾倒、隠逸思想、書芸などに共通点を見出すが、空洞の移住癖、経済力から考
察すれば乾山居宅二カ所を購入するとは考え難く、習静堂に独居、鳴滝は寄宿・寓
居・管理などの類いではなかったかと考える。

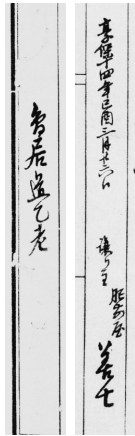
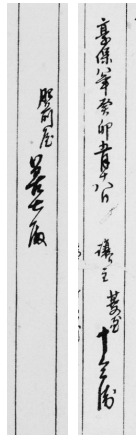
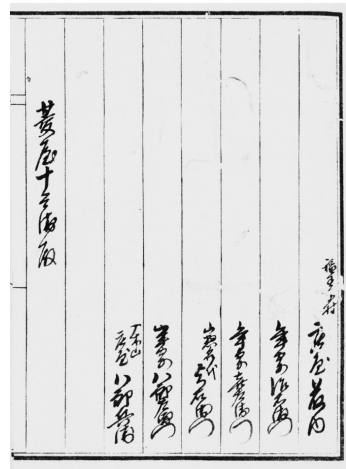
【倭和漢三才図会】

正徳三年（一七二三）に刊行された一〇五卷八一冊、寺島良安の著した図入り百科
辞典である。中国の『三才図会』（王圻撰）を倣いその様式を踏襲、原文は漢文であ
るが、正徳二年自序、同三年林信篤（林羅山孫）序、和氣仲安叙、清原宣通の後序が
あり、内容は天・地・人の三才に及ぶ。良安（一六五四〜？）は大坂の医師、字は尚
順、号は杏林堂、和漢の学問に通じ、医を和氣仲安に学ぶとされる。法橋に叙せら
れたが、詳しいことは伝承せず、『日本図』によれば享保十二年には、七四歳であつ
たことが確かめられる。

乾山焼は「山城国土産」「瓷器 御室 乾山 清水 深草」とある。

【銀座不正事件】

金座・銀座は、慶長六年（一六〇二）、家康により幕府直轄の貨幣鑄造、発行所と
して伏見に設けられた。のち駿府・京都・江戸・大坂・長崎にも設置されたが、大
判座は後藤四郎兵衛、金座は後藤庄三郎、銀座は末吉堪兵衛、湯浅常是などの御用
達商人が関与、幕府からは貨幣の鑄造を請け負い、吹賃としての手数料、扶持はな
いが世襲制、各所に家屋敷を拝領していた。通貨は、金・銀・銭の三貨が流通、通
貨間の相場も異なり、複雑な比価によつて両替商、貸し付け、為替、手形の発行な
どを業務とした金融業が発展した。当時貨幣は、手作業、分業体制のもとに製造さ
れていた。鋳山から運ばれた地金・地銀を精錬し純金・純銀を取り出し、それらを
混ぜる。その割合が貨幣の品位を定めたが、慶長小判が最も重く、貨幣品位は低下
の一途を辿るといふ。重量、寸法は時代によつて異なるが、貨幣改鑄による品位、
鑄造高、幕府からの手数料が銀座役人の利益を決した。元禄八年から享保元年（一
六九一〜一七一〇）までの一一年間、貨幣改鑄は宝永三年・同七年・正徳元年・同四年・
享保元年と五回行われた。幕府の窮乏を補填するといえ、悪銀鑄造、吹賃による
銀座役人の利益の貪りは、ついに正徳四年、銀座事件として摘発された。勘定奉行
荻原重秀（一六五八〜一七二三）による改鑄案を因としたが、はじめ江戸（同年五月二三
日）、次いで京都（同日）銀座役人に手入れがあり、京都では年寄深江庄左右衛門・
中村四郎右衛門・関善左衛門、隠居細谷太郎左衛門の四人が流罪、過奢の咎により



屋年寄印形之副手形共々 此度相渡申候 何茂正判紛無御座候 若此山鋪二付如何様之出入出来候共 此判形之者共罷出其埒明け 其方へ少茂御難儀掛申間敷候 仍而讓證文如件

正徳三年癸巳正月十一日

- 譲り主 緒方深省
- 福王子村 庄屋藤内
- 年寄 治右衛門
- 年寄 岳左衛門
- 山惣名代 与右衛門
- 年寄 八郎左衛門
- 入木山庄屋 八郎兵衛
- 菱屋十兵衛殿

(以下は二通目・三通目の売買者である)

- ① 享保八年癸卯五月十八日 譲り主 菱屋十兵衛 肥前屋善七殿
- ② 享保十四年己酉三月廿六日 譲り主 肥前屋善七 鳥居道乙老

中村内蔵助は追放、その他逼塞など一〇人余りが処罰を受けた。三井高房(町人考見録)は銀座役人に未々までつづく家柄はないと述べているが、能・囃子見物・衣服を飾り、両替町風としてひとときわ人目に立つ風体を批判した。

鳥丸通りの一つ西、二条から三条までの間、両替町には銀座役人が多く居住、その奢侈振りは「両替町風」と評されたが、京都に対し江戸では「蔵前風」が風靡した。

【生玉心中】

『生玉心中』は正徳五年(一七一五)八月、近松門左衛門の著した戯曲である。「生玉」とは高津生国魂神社に由来するが、延命を約束する玉の意である。茶屋遊びに借金が重なり茶碗屋嘉平次は、友の印伝屋長作に騙され、遊女「さが」とともに命を絶つ。物語中、父の店にある錦手・建(乾)山・音羽焼の皿・鉢を売り都合をつけるとした科白に乾山焼が現れるが、結局嘉平次は長作にごまかされ、父五兵衛から貰った小判までも奪われてしまう。「さが」とともに生玉神社馬場先におき心中して果てるが、乾山は建山と書かれている。乾山焼が京焼商品の一つとして大坂市場に出廻り、広く世間一般に知られていた証左の一例と考える。

【近衛家熙(予楽院)】

近衛家熙(二六七一―一七三三)は享保一〇年一月一日、深谿院、山科道安を招き正午茶事を催した。懐石道具の膳は春慶塗糸目、椀は溜塗黒椀、香鉢赤絵呉須、菓子盆は一閑張内赤縁黒が使用され、向付には乾山焼皿が用いられた。茶会記によれば家熙使用の乾山焼懐石道具は以下であるが(兼倉功夫著「尾形乾山時代の茶の湯料理」)、

- 正徳四年(一七二四) 一月四日乾山焼皿(香物・焼物)
- 享保八年(一七二三) 二月八日乾山四角皿(和え物)
- 享保九年(一七二四) 二月朔日乾山青絵皿(煮物)
- 享保一〇年(一七二五) 二月九日乾山焼平皿(葛あんかけ)
- 享保一二年(一七二七) 二月三日引て乾山御皿(取り廻し、預鉢か)

多くは膳中央、飯椀・汁椀の向こうに置く向付、焼物鉢、預け鉢などの器である。向付には刺身・鱈・和え物・浸し物、取り廻しの皿・鉢には人数分の煮物・焼物他の料理を盛るが、ともに茶事中客の眼前、取り廻しのため直接手に取る器である。

近衛家二一代当主家熙は、父基熙(一六四八―一七三三)、母を後水尾院皇女常子内親王(一六四二―一七〇二)とした。和漢の学問、文芸、遊芸、馬術に通じ、江戸中期を代表する文化人の一人であったが、妙法院宮堯恕法親王(獅子吼院宮)、青蓮院宮尊証法親王、梶井宮慈胤法親王(常修院宮)、奈良一乘院門跡真敬法親王(三菩提院宮)

高瀬川・舟曳図



高瀬川『都名所図会』天明七年刊(一七八七)

高瀬川は、角倉了以によって開発された運河である。二条通りには舟留があり、「此川は嵯峨角倉了意殿開発せられし川筋にて、二條の東にて加茂川の流を樋口より二條橋西河原町の東の間を南へながれ、五條橋の下西の方を過行。竹田の北方にて東南へ流れ、伏見の西を経て京橋の西北に出る。是帝都運送の川筋也。嵯峨大井川も角倉氏の開所也」(『京町鑑』)とある。鴨川西を南流、伏見で宇治川に合流、大坂・伏見・京都を結ぶ河川であるが、川幅四間、一六〇艘の舟を就航、舟賃は荷物一駄・人共一四四文、年間一万両の収入を得ていたという。川筋にはそれらを扱う商人、宿所が並び、二条から四条へと繁栄する。

などの宮門跡、有隣軒鷹司輔信、東本願寺深諦院、和歌・連歌師、学者、医者、絵師、茶人、豪商、禅僧など、錦小路頼庸・山科道安・進藤長之・鳥井道乙・久田宗也・鴻池道徳、黄檗禅高泉・百拙元養などの取り巻きが知られている。茶の湯、立花、香道など、その見識は『槐下與聞』(『槐記』)、茶会記などにまとめられたが、近衛家文書・道具・古典籍は今日陽明文庫に蔵されている。

二條家資料は火災で焼失。乾山関係も『日次記』『綱平公記』を頼りとするが、茶事・茶会では同じような扱いのあったことを想定する。乾山焼は『日次記』に茶碗六・香炉一・鉢一・皿二・水入一・火入一・硯蓋一ほか花筒・短冊匣などの記録が残る。

【深諦院】

深諦院は家熙取り巻きの一人である。東本願寺一八世法主光超・徒如(一七二〇—一六〇)の父であるが、名は「海慧」、法名「一円」、院号を「深諦院」、一六世光海一如(一六四九—一七〇〇)の第四子である。父一如が近衛基熙の猶子となったことから近衛家出入りも頻繁となり、宝永頃から家熙茶事にしばしば登場、享保一〇年一月一〇日、乾山焼皿の使われた正午茶事に山科道安と同席した。

【槐記】

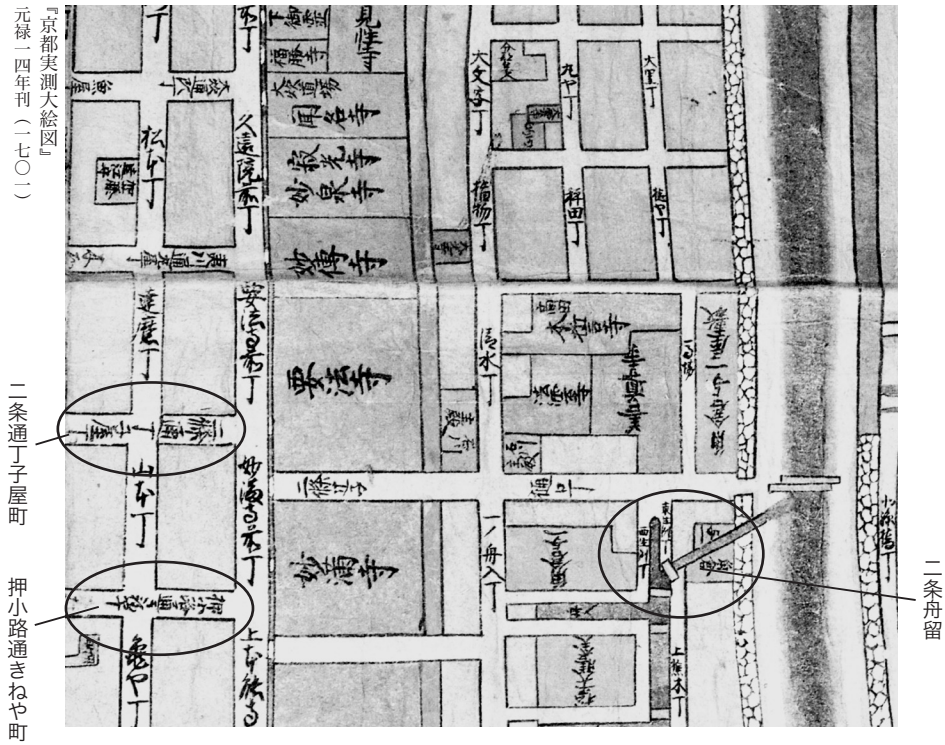
『槐記』は、近衛家熙侍医山科道庵(保壽院)の著した家熙茶の湯・立花・香道に関する秘伝、知識をまとめた書である。道庵は柳馬場二条下ル町に住した小児科医であったが『京都御役所向大概覽書』、折に触れて家熙の談を記録。刊本ではなかったが、享保九年(一七二四)正月から同二〇年十二月まで正編(七巻)、続編(四巻)、自会記、他会記九〇余会、一一巻が纏められた。中国の故事「三公庭槐樹」から「槐下與聞」、大臣家の記録の意から「槐記」と称されたが、残念ながら道安自筆本は近衛家において焼失、今日、大名、教寄者らの書写した伝書が伝わる。

掛物には西行・定家和歌、寧一山・日観・牧谿・夢窓・一休などの和漢禅僧書画、雪村・雪舟・元信・探幽・宗達・土佐光起などの絵画。その他光悦硯箱、やきものでは瀬戸・備前・信楽・織部・萩・伊賀・志野・唐津・伊万里・薩摩・志戸呂・仁清・乾山・粟田口焼・染焼などの国焼物、染付・青磁・交趾・金欄手・須臾赤絵・祥瑞・天目・繪高麗などの唐物、高麗・雲鶴・呉器・伊羅保・粉引・花三島・飯使などの高麗物、南蛮・宋胡録・オランダ・安南・嶋物などの道具がみられる。

【西福寺】

西福寺は、東山「六道の辻」にある。六道とは地獄・餓鬼・畜生・修羅・人・天

二条舟留と丁子屋町周辺図



『京都実測大絵図』
元禄一十四年刊（一七〇二）（一）

二条通丁子屋町

押小路通きねや町

二条舟留

の六つの世界を表すが、苦しむ地獄の衆生を救うべく六つの地蔵菩薩がつくられた。坊主頭に錫杖をもち、永遠に六道をめぐり衆生を導き、その苦しみを代わって受ける菩薩であるが、苦痛を除き、幸を与える。広く民間信仰の対象となつてゆくが、身代わり地蔵・子授け地蔵・子育て地蔵・とげ抜き地蔵・延命地蔵・道標地蔵など、種々の姿に表現された。西福寺は平安以来の風葬の地、鳥辺野にある。地蔵堂は弘法大師の建立とされ、嵯峨天皇皇后橘嘉智子の帰依を受け、六道詣りは伝統行事の一つとして今なお継続されている。享保一二年（一七二六）六月一日二條綱平は関白職を辞し、発心。京都古刹、洛陽四十八願所の巡拝を希願、西福寺の復興を図つたという（西福寺伝）。同一四年四月二十九日出家し、法名圓（円）覚を名のる。

【*聖護院・猪八とその工房】

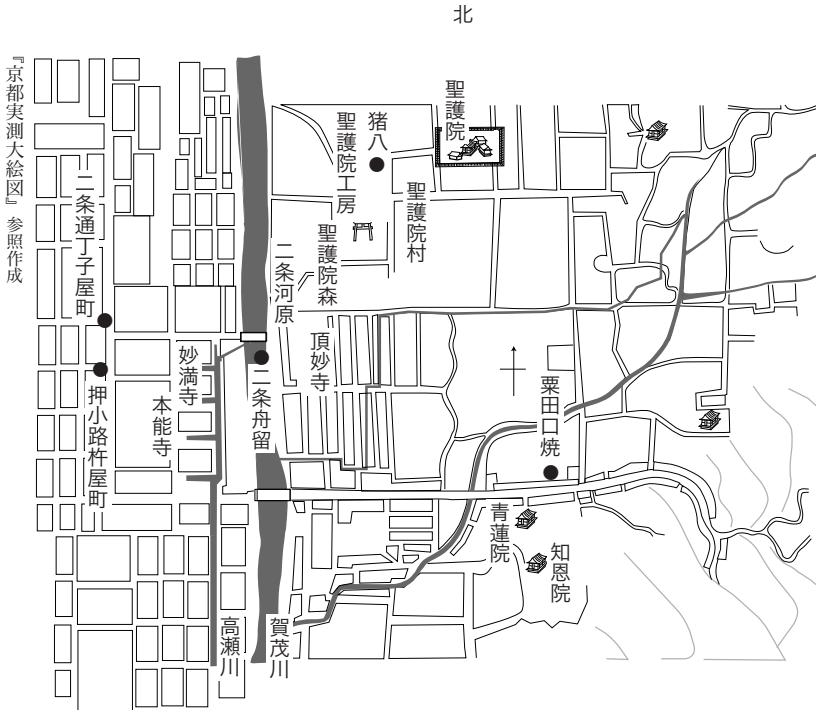
聖護院村は『京羽二重』に「聖護院森、賀茂川の東三條の北なり。此所に熊野権現の御社あり」とある。室町時代に集落を形成、天台宗寺院聖護院の膝下にあつたことから地名が生じた。宝永七年（一七三〇）十一月「聖護院御門跡領地依御願 聖護院村二而新家地坪数三千三百九拾坪 但六尺五寸棹」（京都御役所向大概書）とあり、享保一一年には畑地を造成、二条新地がつくられ、幕府によつて茶屋、旅館業が認可された。遊興地として発展し、文人・画人の好んで住する所となるが、隣地の森には弘仁二年（八二二）国家護持、村社として紀州熊野神社が設けられた。

聖護院は「東山岡崎西南 嵯峨天皇ノ御宇智證大師開基 二品法親王道祐御年十五歳 御知行千四百石」（『京羽二重』）とあり、本山修験宗の総本山である。岩倉常光院智證大師円珍を開基とするが、寛治四年（一〇九〇）大納言藤原経輔子園城寺の増譽（一〇三二—一一一六）が白河上皇の熊野参詣に三山檢校をつとめ聖体護持、「聖護院」の勅称を受理、現在地に一寺が建立されたという。嘉禎二年（一二三六）後白河院皇子静恵法親王が四代目門主に着任、以後、聖護院宮、聖護院門跡が並立、代々禁中・摂家らとの関わり深い寺院となる。賀茂川東丸太町に位置したこと保元、応仁の乱に罹災、洛北岩倉村長谷へと移転したが、ここでも火災に遭遇し烏丸今出川御所八幡へ移り、延宝三年の大火によつて翌四年後水尾院皇子道寛法親王（二六四七—七七六）代に再び旧地に戻された。近辺には熊野権現の社もあり、夏涼しく、春は八重桜の見所であつたと伝えられる（『郡名所車』正徳四年刊）。

修験道は、日本古来の山岳信仰に基づくが、理論とともに実修得験、実践を重視、自然を經典として仏心を探り、身心の鍛錬を図るとする。春は葛城山、夏は大峰山に登山、大峰入りの行列は長蛇の列であつたというが、寛文八年（二六六八）、那波松斎（素願弟）も醍醐三宝院高賢の入峰に供奉していた（『町人考見録』）。

二条丁子屋町・二条舟留・聖護院・粟田口周辺絵図

二条舟留を中心に二条丁子屋町工房（押小路）、聖護院工房、借窯をした粟田口焼窯場が相互に近接していたことがわかる。



『京都実測大絵図』参照作成

乾山の丁子屋町進出時は道承法親王（一六九六一一七二四 東山帝養子・実父伏見宮邦永親王）、享保中期聖護院への移転時には中御門帝第三皇子忠誓法親王（一七三二一八八）の時代と考えるが、聖護院への移転のことは『陶磁製方』に認められ、猪八工房の存在も明らかになる。聖護院には「十六弁菊花」紋章の猪八作品が伝世するが、二〇〇〇年三月、京都大学構内遺跡調査によって同大病院構内に猪八工房跡が発見された。遺構はないが、窯の部材・窯道具、色絵・錆絵・白化粧・素焼陶片、土器皿・角皿・茶碗陶片が出土。様式は初代の継続、猪八独自の様式に分けられるが、黒染白抜陶法、惣地塗り、外国物写し、文様は宝珠・如意雲文様、書に仮名書・和歌書のないこと、絵具では藍絵具の多用が猪八様式の特徴である。

猪八は、『小西家文書』に深省の養子となったことが確認される。仮に年齢を猪八の「猪」から多年を探り元禄八年（二六九五）、宝永四年（二七〇七）の出生を想定、猪八陶法書（『陶器密法書』）の、ロクロ細工は「廿一歳の時に只四日の間に覚之申候」とする記述を照合、正徳五年（一七二五）または享保二年（一七二七）には二歳に達していたと考えられる。いずれにしても乾山の二条丁子屋町時代に関連しよう。

猪八は仁清の孫である。陶法伝授、二代清右衛門の雇用、猪八の養子入りなど、乾山と仁清家との所縁は深い。猪八はやがて乾山焼二代を継承した。

【*百拙元養】

百拙元養（二六八一―一七四九）は、法蔵寺初代住持である。百拙の言によれば書友桑原空洞から鳴滝泉谷乾山窯跡地を譲るとした申し出があり、終焉の地を求めていた百拙は親交のあった近衛家熙に通達、享保一四年鳴滝泉谷に移転した（『西山晩鐘』『海雲第一代百拙禪師行状』）。新寺建立の禁止されるなか、同一七年一二月、山城国竹田村（仁和寺寺領）黄檗宗末寺海雲山法蔵寺の名跡を移転、同二〇年に近衛家から旧御殿を移築、寺観を整え、元文四年四月に至って落成したが、享保二二年家熙はすでに卒し、次代家久も元文二年八月には没していた。

百拙は、丹波の人、姓は原田、道号を百拙、法諱を元養・元椿、釣雪・葦庵いんあんそうと号している。一五歳の折、出家、大随道機（二六五二―一七七七）を師とし、黄檗山万福寺五世高泉性激（二六三三―一七九五）の会下となるが、高泉の示寂とともに黄檗山を離れ、江戸・奥州・伏見を廻り、洛北に楊岐庵を営むという。宝永二、三年には高泉を縁として妙法院宮、近衛家熙などとの交流も生ずるが、百拙は家熙の茶会にしばしば参会、享保九年頃には近衛家別業岡崎村の又得庵に寓居、家熙取り巻きの一人となる。法蔵寺は、百拙の侍使、家熙茶会にも同席した月船浄潭（？一七六九）が二代を継承、『海雲第一代百拙禪師行状』を残している。

(五) 江戸・入谷村時代

一七三二 享保一六年四月二六日

乾山
六九

輪王寺宮公寛法親王再度上洛、五月七日京都到着、廬山寺を宿所とした。八月二七日准后宣下、九月一八日公遵法親王得度戒師、一〇月一〇日京都発江戶へ帰還（輪王寺宮年譜）

深省この折に江戸下向か。江戸坂本入谷村入谷窯にて作陶生活に入る
尾形猪八、聖護院門境にて乾山焼継統（陶器製方）

一七三二 享保一七年二月六日

乾山
七〇

二條綱平死去（六一歳）（二條家年譜）

同年九月二二日

「乾山焼秘傳武劔より申來ル（略）壬九月廿二日」（天川頭道著『陶器傳書』）

一七三三 享保一八年四月

乾山
七一

興 鳴滝に竹田村海雲山法蔵寺の寺籍復

一七三四 享保一九年

乾山
七二

*菊岡沾涼著『近代世事談』（本朝世事談綺）に乾山焼の記載がみられる。

「乾山焼 渡りに建山といふあり。これハ異也。尾形深省、嵯峨鳴滝邊の土を以て焼はじむ。鳴滝山ハ王城の乾にあたり。よつて乾山を名とす。深省ハ尾形光琳の弟にして現在也。又詩文和歌を善ス」とある（享保一八年序・同一九年刊）

同年十一月二日

同一七年以来模写していた『春日権現記絵巻』絵渡邊始興（求馬）、詞書近衛家熙完成

【輪王寺宮公寛法親王】

輪王寺は、寛永二年（一六二五）国家鎮護、徳川家の菩提寺として建立された寛永寺・本坊の称である。日光御門跡の御座所であるが、寺領は一万石、初代門主慈眼大師天海が門跡寺院として由緒重きことを家光に言上、以来、公家・皇族皇子を門主に迎え、二代には花山院忠良子息久遠寿院公海、三代には後水尾院第三皇子守澄法親王（尊敬・本照院）が任に就いた。明暦元年（一六五五）日光山満願寺の門主に加え天台座主を兼務、同年一月二六日後水尾院の院宣に依り「輪王寺」と改称、門主は輪王寺宮と称された。年譜には、

後水尾上皇別賜輪王寺之号 從此東叡山御住職之宮者
稱輪王寺宮又稱日光御門主（輪王寺宮年譜）

とある。東叡山寛永寺・日光山輪王寺（満願寺）・比叡山延暦寺の三山管領を法務としたが、常住は寛永寺、一年のうち正月・四月・九月の三回は日光登山、数年ごとに上洛し天台座主を務めていた。宮門跡は、四代後西天皇第五皇子守全法親王（天真・解脫院）、五代後西天皇第六皇子公辨法親王（大明院）、六代東山天皇第三皇子公寛法親王（崇保院）、七代中御門天皇第二皇子公遵法親王（隨自意院）、以後一五代伏見宮邦家親王第九皇子公現法親王（鎮護法院）とつづき、明治三年一五代公現法親王の還俗に伴い廃止となった。近年焼失した上野輪王寺は明治以後に建てられたものである。

准三后（准后）公寛法親王（二六九七一七三八）は、東山天皇第三皇子、母は冷泉大納言爲経娘経子（藤内侍・春日・永寿院）である。元禄一〇年二月二日出生、名は有定、宝永五年一月一日円満院にて得度、法名を寛尊とした。正徳三年輪王寺宮公辨法親王の法嗣に決定、翌四年（一七二四）二月朔日一七歳にて初めて下向、江戸には同月一三日に到着し、公辨からは新宮として「公寛」の二字を贈られた。書画に親しみ、「桂州」を号としたが、前橋の光厳寺には珠絵、埼玉の慈恩寺には法華経八巻、鶴岡八幡宮には和歌歌仙が奉納されたと記録にある（新編相模国風土記稿）。

公寛は正徳三年輪王寺宮となり、享保三年（一七二八）、二一歳の折、はじめて上洛。五月三日に江戸を発ち同月一四日に京都到着、有栖川邸を宿所としたが（輪王寺宮年譜）、乾山との邂逅は享保一六年（一七三三）再度の上洛の折かと推定される。享保一六年は四月二六日、公寛江戸を出発、五月七日に京都に到着、このたびは上京寺町廬山寺を宿所としたが、五月二七日には第一九九天台座主還補の宣下を受け、八月二七日准后宣下、古義堂塾伊藤東涯は同節「輪王寺宮一品公寛親王准三后

一七三五 享保二〇年閏三月二二日
鳴滝法蔵寺へ近衛家旧御殿一部を寄進、移築（近衛家御用部屋日記繰出）
七三乾山

同年 『光林絵本道知辺』刊

一七三六 享保二十一年（元文元年）一月三日
七四乾山

近衛家熙死去（七〇歳）。一月二二日には肖像画を作成、画は渡邊始興、讃は百拙元養

同年 「平安城乾山元文改元之年於武江而造之」色絵百合図角皿

一七三七 元文二年正月二八日
七五乾山

深省、小西彦右衛門方淑宛書状を認める（小西一四八）。彦右衛門は宝永五年九歳の折、小西家へ養子入り、正徳二年義父彦九郎死去に伴って跡目相続、享保五年九月以降彦右衛門を名のる

乾山、江戸にて銀座役人長谷川長兵衛のため公寛法親王対面の労をとる一方、やきもの斡旋を受く（乾山書状）

同年三月五日 『陶工必用』「己三月五日」執筆完了。「元文丁巳秋八月武江蘭溪任」「勝任」印がある

* 下谷大火、深省、本所六軒堀仮住居（古画備考）

同年九月

深省、佐野訪問（作品・陶磁製方）ほか
「元文貳巳九月 乾山初而佐野へ罷下り候節すやき下地 江戸入谷村久作方へ詠候」（『陶器傳書』）

宣下」とした勅書を書写している（古義堂文庫）。公寛は同年一〇月二三日無事江戸に帰着、享保一六年の出会いとすれば法親王は三五歳、乾山は六八歳に達していた。いつ、いかなる機会を得て江戸下向を決したものであろう。

享保中期は光琳ブームが起きていた。乾山焼の人氣の程も窺われるが、丁子屋町から聖護院村に移転、同宮門跡の仲介などは如何であろうか。聖護院宮忠誓法親王は公寛弟中御門天皇の第三皇子である。第二皇子はのちに公寛の後継者となる公遵法親王であるが、聖護院宮との関わりも一つの推測として成立する。さらに公寛は二條綱平室榮子内親王の異母弟東山天皇の第三皇子である。二條家との所縁もあるが、堂上間の繋がりには密、乾山も東福門院呉服御用を務めた雁金屋の出自であれば、二條家、聖護院宮、公寛法親王などこれら貴族の後ろ盾のもと、生涯を終えたようにも思われる。

【坂本村】

坂本村は、足利末期、「廣澤村」と称する村の一部であった。永禄二年（一五五九）、太田新六郎の所領であったことが記録に残るが（『小田原衆所領役帳』、『天正度之水帳』（二葉家））によれば「坂本」の名は信長・秀吉時代に遡り、江戸時代には寛永寺建立に伴い上野山内から移転、名主二葉氏の姓に因み二葉村とも呼ばれていた。村の多くは田畑・農地、寛永寺建立後門前町として僅かに開発、明暦の大火後になり急激な発展を遂げてゆくが、街道筋には町屋も成立、寛文頃には江戸市中の一所となり、町奉行の支配下にあった。善養寺も上野山内にあった寺である。寛永寺の建立に伴い坂本村へ移転したと記録に残る。

入谷村は坂本村内に作られた。元入谷・中入谷・南入谷とあり、水田地、奥州街道の裏側にあったことから開発も遅れ、寛永寺建立以後、「元入谷」と称する地域に英信寺、泰寿院、良感寺などの寺が建てられ、入谷村では最も早く発展した所とされる。乾山の居処「中入谷」には日光抱屋敷が設けられていた。鬼子母神で知られる眞源寺、下谷坂本とある浄土宗東運寺、静運寺、最上寺などの寺があり、「中入谷」「南入谷」一帯は「入谷田圃」の名で知られていた。

【入谷窯】

入谷窯は、乾山の江戸下向後、上野下谷、坂本入谷村に設けられた窯である。瓦・土器造りが行われており、既製の工房を応用したかと考えるが、下谷は上野台に対して生まれた名称、南方には幕府の下級武士の家屋敷、北方には百姓が住み、根岸付近は豪商の別邸・寮などが建てられていた。正保以後には寛永寺門前町として繁

同年九月二日 『陶磁製方』執筆完了。「元文二年巳九月十一日乾山七十五翁淡省」「巳九月十二日京兆乾山陶工紫翠老人淡省」(花押)とある

同年 「元文丁巳之年重陽後二日乾山省畫」色繪鮑形皿

一七三八 元文三年三月二五日 乾山七六
公寛法親王(崇保院宮)死去(四二歳)
同年 庄司道恕著『洞房語園』(上)に乾山写『和歌朗詠集』「酒」の掲載。
「菓則上林苑之所献 含自銷 酒是下若村之所傳 傾甚美」(乾山尚古齋)

「有明の心ちこそすれさかつきの ひかりもそひていてぬと思えば 七十八翁紫翠寫」とある(元文三年自序・同五年刊ほか)

乾山深省、立林何帛へ光琳名跡を譲る
(『光琳百図』『古画備考』)

一七三九 元文四年四月 乾山七七
鳴滝、海雲山法蔵寺落成

「七十七歳」春柳図

一七四〇 元文五年三月一五日 乾山七八
崇保院宮(輪王寺宮六世公寛法親王)三回忌追善和歌

一七四一 元文六年(寛保元年) 乾山七九
光琳未亡人多代(光岸軒清江尚貞幽尼)死去(七七歳)(小西一四九)

同年 「七十九翁」銹絵馬図茶碗

盛したが、坂本一帯は奥州街道の裏道にあり、家康の江戸入国時には多く田畑・農村地であったという。寛永寺を延暦寺に見立て東叡山と称したことから、一説に近江十津の坂本を擬したものともいわれたが(『武江年表』『望海毎談』)、すでに天正年間の記事が残り、「坂本」とは江戸期以前の村名であったことがわかる(玉林春朗著『下谷と上野』)。

入谷村にはやきもの窯が造られていた。幕府や日光門跡などの御用を勤め、土器・瓦などを焼く窯であったが、農閑期に百姓らが焼成、土器製作には松井新左衛門、日光御用には仁右衛門らの工人の名が残る(『新編武蔵風土記稿』)。入谷産業の一つと伝承、江戸遺跡からは型押しによる葵紋丸瓦や皿などが出土した。

乾山の downward した享保中期は、いまだ江戸では近世窯業の幕開け時代、窯業地からは陶工の移住が始まり、高原焼、今戸焼など、乾山も「みやこ」の陶匠として入府した。窯場は入谷八番地、また焼物屋敷と称された入谷村三五―七番地周辺と推考するが、今日、入谷町昭和通り交差点東側に乾山窯跡の石碑が建つ。二〇〇一年、台東区下谷、旧入谷町の発掘調査が行われた。近世寺院・町屋・村地跡が発見され、村地は坂本村、寺は浄土宗良感寺と比定されたが、寛延三年(一七五〇)の図面によれば浄土宗東蓮寺の墓所に重複、東側には「御土器師新左衛門地面」とある。遺跡からは素焼陶片・土器・楽焼、その中には乾山焼類似の色繪鮑形皿が出土した。窯は民窯と推定、良感寺東側には素焼・窯道具と思われる陶板・陶棒・土鎮(推定)などの遺物も出土。遺構はないが、絵図を照合、日光門跡抱屋敷の存在から、乾山の工房、居所もこの界限にあったことを推測する。

入谷窯作品は、乾山にとって京都時代の総復習である。聖護院工房を猪八に任せ、乾山焼の普及もあったが、京都ほどの職人もおらず、設備も不十分、乾山の年齢もあり、京都時代の経験が基本となった。高火度焼成・大量生産の必要もなく、好むまゝに求めに応じ作陶したが、画讃様式、琳派様式、時には他窯の既製素地も応用する。書・画の自作を証することも多くなり、江戸期の乾山焼の特色は、

- (一) 年紀銘・年齢・京都や逗留地の名を記すこと
- (二) 自作・自画の強調・低火度焼成を基本としたこと
- (三) 画讃・琳派様式、角皿・短冊皿・土器皿・茶碗類が中心
- (四) 自家発明の陶法を軸に、白化粧、釉上白絵具・釉上黒絵具の工夫などが掲げられる。

【*】菊岡沾涼・『近代世事談』

『近代世事談』は五巻三冊、菊岡沾涼著、内題には「本朝世事談綺」とあり、享

一七四二 寛保二年正月一九日 八〇乾山

深省、小西彦右衛門方淑宛書状を認める。方淑の大坂栄転を祝福、尚貞への弔慰（小西一四九）

同年八月一―十八日

綾瀬、千住の堤防決壊。浅草、下谷大洪水（下谷反史）

同年八月三日

小西彦右衛門実母さん（松月寿貞信）死去（小西附録八）

同年

「八十老漢」立葵図

一七四三 寛保三年六月二日

八一乾山

尾形深省（靈海深省居士）死去（八一歳）（善養寺墓碑）

「乾山深省事 先頃より相煩ひ候処養生相叶はず今朝死至の旨 進藤周防守方へ兼而心安く致候二付 深省懇意の医師罷越 物語り申候」、坂本善養寺へ相頼み葬り候べく」とある（『上野奥御用人中寛保度御日記』）

同年

「八十一歳写」和歌十牒短冊皿
「八十一歳写」定家詠十二ヵ月和歌花鳥図色紙

一七四四 寛保四年（延享元年）五月六日

桑原空洞死去（七二歳）。墓所は鳴滝西寿寺

同年

猪八、聖護院門境にて乾山焼継続
「延享年製」猪八色絵火入

一七四六 延享三年

『茶人花押藪』刊

保一八年松永惣徳序、同一九年の刊行である。民間に通用した諸事、道具、その起源、知識を提示し、時には挿図を用いて解説するなど、当時の事物起草辞典的役割を担った書である。衣服から飲食、生植・器用・能芸・歳時・文房・人事・雑事門に及び、道具類「乾山焼」は器用門に掲載。「建山」と書くことは誤り指摘、鳴滝山が王城から「乾」にあつたことから乾山焼と称したことは、光琳弟、現在も活躍中、詩文和歌を善くすることなどが記された。享保二〇年には『江戸砂子』、『続江戸砂子』を刊行。江戸の年中行事、名産などを特記する。

菊岡沾涼（二六八〇―一七四七）は伊賀上野の人、江戸中期の俳人、名を光行（房行）、通称藤右衛門（藤兵衛）、飯東三悦の子、のち菊岡行尚の養子となる。表具、金属彫刻を生業として江戸神田に住したが、芳賀一品（？一七〇七）に俳諧を学び、「南仙」を号とし、内藤露沾（一六五五―一七三三）に師事して「沾涼」「崔下庵」とも号している。和漢の学問に通暁、世事談のほか『本朝俗諺志』『諸国異人談』『百福寿』『俳諧古事談』などを著し、延享四年一〇月二四日浅草誓願寺に葬られた。

師の一品は冥霊堂と号し、京都に住まいした医者であった。三井秋風に学び、画技にもすぐれ、井原西鶴の肖像などを描いているが、江戸では日本橋伊勢町に住したと伝承、『万水の海』『丁卯集』『八宗懸隔』などを著した。露沾は福島磐城平藩七万石の藩主であった。名を五郎四郎義英・政策と称したが、父の内藤義泰・風虎（一六一九―一八五）も和歌を嗜み、俳諧に執心、江戸藩邸には若き日の芭蕉なども出入りしたと伝えられる。延宝三年（一六七五）、談林創始者西山宗因を江戸へ招き、その流行の源となるが、露沾も天和二年（一六八二）、江戸麻布六本木屋敷に隠居。「傍池亭」「遊園堂」と号し風流三昧の生活をおくるが、「平窪邑常勝寺」において、六免（梅）の香は、乾山焼の、いくよとも

と乾山焼の名を一句に留めた。平窪村常勝寺は室町時代に創建された寺である。いわき市平中平窪岩間にあり、梅の名所、境内には露沾の句碑が建つという。淡い梅香、乾山焼の梅文様か、春を告げる寺の景色を詠じているが、露沾は和漢の書画、風流に通じ、乾山のやきものにも親しんだ。乾山焼の流通、購置者、使用例の一つとして興味深い。

【陶工必用】と「勝任」印

乾山は江戸下向後、二冊の陶法書を認めた。江戸における『陶工必用』（江戸伝書、栃木佐野庄における『陶磁製方』（佐野伝書）である。『陶工必用』には、

一、元文二年（一七三七）巳三月五日の紀銘
二、「乾山深省」名と「深省」四方白印、「爾」字型花押

一七四七 延享四年

『雪間草茶道惑解』刊

一七四九 寛延二年九月六日

百拙元養死去（八二歳）。墓所は鳴滝法蔵寺

一七五〇 寛延三年

小西彦九郎養子大勘定役小西彦右衛門方淑親類書覚（五一歳）（小西 一五二）

一七五二 宝曆二年六月一八日

小西彦右衛門方淑（露叟方淑居士）死去（五三歳）（小西）附録八

三、末尾に別筆にて「元文丁巳秋八月武江蘭溪任」および「勝任之印」四方白印
 四、冒頭・末尾に「矢田陪氏」朱文蔵書印

五、巻末に「水上秘書にして他見おそるゝものなり 水上蘆川」「陶煙居蔵書記」
 長方朱印

六、綴じ合わせに「飛龍在天」楕円朱印

以上のことが認められる。陶法書は誰に与えたものか。末尾別筆書込に因り元文二年秋八月「武江蘭溪」へ贈られたもの（のち水上蘆川蔵）と解釈されたが、蘭溪とは誰であるのか。久しく同名であったことから一枝庵蘭溪とされていた。が、同人は『俳諧叢語草稿』（寛政四年奥書）の著者、寛政年間の俳人である。乾山陶法書の受取人には四、五〇年の隔たりがあり、別人であると判断するが、『陶磁製方』（奥書同年九月一、二日）には先に書き終えた『陶工必用』中「正意手茶入薬」の項に灰の分量を失念した旨が書き留められた。「灰ノ量目 江戸ノ宿ニテ写シ候トキ失念書キヲトシ申候 アトヨリ書付可進候」とあり、『陶磁製方』『陶工必用』両書の関連及び乾山自らの筆であることを証するが、蘭溪の受理月日は八月である。乾山は三月五日に書き終えた。五カ月間のこの空白は何を意味するのであろう。はじめから蘭溪宛に認められたものであるうか。同書には授与した人物名は記されていない。が、このたび陶法書押捺の「勝任之印」から、「勝任」と称する人物に行き当たった。乾山の葬儀に力を尽くした進藤周防守「藤原勝任」である。が、勝任が蘭溪と号したか否かの確証はなく、乾山終焉を記した『上野奥御用人中寛保度御日記』抜書には以下のようにある。

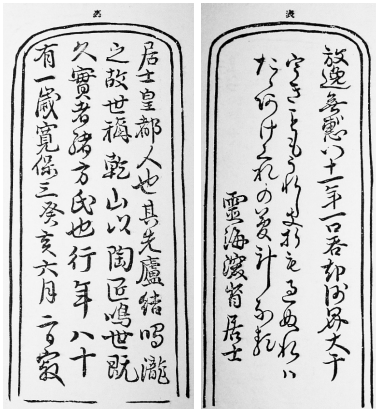
一、浅草伝法院旧代官本間何某書（やまと新聞 南新二）として、

随宜樂院（随自意院・公遵法親王）の宮様御代

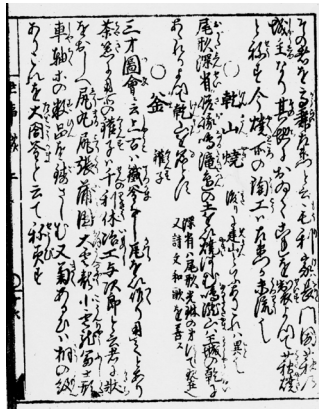
乾山深省事先頃より相煩ひ候處 養生相叶はず今朝死去の旨 進藤周防守方へ兼而心安く致候に付 深省懇意の医師罷越物語り申候 無縁の者にて取仕廻等の儀 仕遣はし候者もこれ無く 深省まかり在候地主次郎兵衛と申者 世話致し遣はし候得共 軽きものにつき難儀いたし候由 就而者何卒取仕廻まかりなり候程の御了簡なされ遣され下され候様に仕つり度由 周防守より左衛門へ申聞候に付 坊官中迄申入候處 云々

二、上野宮様奥御用人香取なる人物の日記（彩筆會講演録「尾形乾山」）には、「進藤周防守」は「進藤周防守左衛門」とあり、「周防守より左衛門」は誤り、周防守が左衛門と称したことが認められる。病没した乾山の死には、地主次郎兵衛、医師何某、進藤周防守左衛門らが関与した。次郎兵衛は入谷村生まれ、作陶に従事、江戸の乾山焼二代であるが、医師は光琳三世を譲られた立林何帛か、町医者か、進藤周防守

朝岡興植著『古画備考』(五一卷一〇冊)
嘉永四年刊(一八五二)



菊岡沾涼著『近代世事談』(五卷三冊)
享保一九年刊(一七三四)



『近代世事談』

『近代世事談』(菊岡沾涼著) 乾山 燒事項である。
「乾山燒」渡りに建山といふあり これハ異也 尾形深省峽鳴瀧邊の土を以焼はじむ 鳴瀧山ハ王城の乾にあたり よつて乾山を名とす 深省ハ尾形光琳の弟にして現在也 また詩文和歌を善ス」とあり、「建山」と記すことは誤りと注記。乾山は光琳弟、只今も活躍中、詩文和歌を善くすとある。

『古画備考』

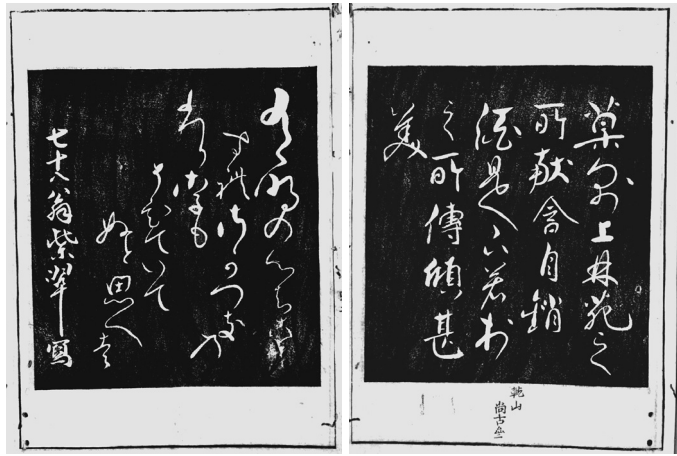
『古画備考』(朝岡興植著) にはかなり詳しい乾山事項が認められる。抱一による光琳・乾山顕彰事業後のことであり、聞書のほか、『緒方流略印譜』『光琳百図』『すみだ川花やしき』『乾山遺墨』などが底本に用いられた。
「深省墓」は墓石表に辞世詩歌、裏には「居士皇都人也 其先盧結鳴瀧 之故世稱乾山以陶匠鳴世既久 實者緒方氏也 行年八十有一歲 寬保三癸亥六月二日寂」と刻されている。

は輪王寺宮御用人であった。坊官中計らいのもと葬儀用に金一両が下されたが、墓所は周防守左衛門の差配により善養寺に決められた。善養寺には進藤家一族の墓があり、死の一報は生前より懇意であった周防守に伝えられた。同氏は公寛・公遵両法親王に近仕したが、乾山とも心安く、無縁の者とされた乾山の葬儀・墓所を定めたものと考えられる。地主次郎兵衛が難儀をしたとなれば、乾山の死は、常人の如く尋常に取り扱うことを躊躇させるものであったろう。高貴な人との関わり、が、公寛法親王はすでに亡く、乾山も京都の人。江戸では身寄りのない立場にあった。輪王寺宮家御用人進藤氏の計らいのもと、それも無事に済ませることができたのである。

進藤氏は、乾山没後二年を経た延享二年(一七四五)、「東照宮百三十年御忌記」に「上野諸大夫進藤周防守從五位下藤原勝任」(『続神道体系』)と記されている。「藤原勝任」とあり、『陶工必用』の「勝任之印」を考えさせるが、京都毘沙門堂には乾山造蓄微図茶碗が蔵されていた。毘沙門堂の坊官も進藤一族が務めており、乾山焼の所有と「勝任」印、勝任は進藤周防守「藤原勝任」ではなかったかと考える。同書には「矢田陪氏」印がある。矢田陪氏は同じく輪王寺宮家坊官、矢田陪(部)豊前守を名のる進藤氏同僚であったことを確認。水上蘆川はのちの所持者、「陶煙居」の号によつてやきもの趣味をもつ俳人かと推考する。

同書綴じ合わせには「飛龍在天」の印がある。「易経」には「龍」は才徳ある君子の比喩、その姿は吉であるとするが、押捺には文人趣味が窺われ、乾山も心底に潜む神龍を手にするべく、「霊海」居士の道を歩んでいた。
潜龍は、潜む龍、修業して時期を待つべきこと
見龍在田は、龍が地上に姿をあらわすこと
飛龍在天は、天に上つた龍、志を得て人の上に立つ龍を表す
亢龍は、亢ぶる龍、天に上り、下りることを忘れた龍
群龍は、群がる龍の中にいて控えめであること
とある(『易経』高田真治・後藤基巳訳)。

『陶工必用』は今日奈良大和文華館に蔵されている。写本はないが、内容は、仁清・孫兵衛・乾山陶法の三部に分かれ、各々その名と由来、基本粘土・絵具・釉薬・焼成方法などが述べられている。
江戸の陶法書としての特色は「江戸にては當所いつかたの土にても」「江武にては所に依り土の性弱く候へば」「江戸所々の薬店に普く在」ほか、江戸における作陶素材、陶法指南、関東地方の土質などが示されたことにもある。



『洞房語園』元文三年自序・寛延三年版（早稲田大学図書館）

『洞房語園』

吉原名主、庄司道恕齋勝 富著『洞房語園』に載せられた乾山写『和漢朗詠集』「酒」である。酒徳を詠じ、「菓則上林苑之所歎含自銷 酒是下若村之所傳傾甚美」（乾山尚古堂）

「有明の心ちこそすれさか つきの ひかりもそひていてぬと思へは 七十八翁紫 翠寫」とある。

左図は、立林何昂筆「天神図」である。讚には、昨爲北關被悲士 今作西都雪耻戸 生恨死飲其我奈 今須望足護皇基 とあり、天神、北關の悲士 菅原道真を描き、乾山に似た筆跡、落款を残す。

「天神図」讀拡大
昨爲北關被悲士
今作西都雪耻戸
生恨死飲其我奈
今須望足護皇基
白土基



立林何昂 「天神図」延享四年（二七四七）（永青文庫）

【*下谷大火・本所六間堀・長崎乾山】

元文二年（二七三七）五月、下谷八軒町を火元として火災が発生。御徒土町・広小路・池端・坂本・金杉・箕輪が延焼、寛永寺本坊も焼失、公寛法親王は勸成院、新宮公遵法親王は春性院へと避難。坂本村入谷に住していた乾山も罹災した。難を避け本所六間堀材木商坂本米舟（二七〇四―七七）の長屋に移るが、隅田川以東本所周辺は明暦三年（二六五七）の大火後に開発された地域である。武家屋敷の区画整理、市街地拡張・河川・道路の整備などが本格化、運河として五間堀・六間堀などの掘割がつくられ、今日は埋め立てられてしまったが、六間堀は川幅六間、堅川、小名木川を南北に結ぶ運河であったという。『古画備考』は、晩年乾山が六軒（画）堀筑嶋屋坂本米舟の長屋に独居し陶器を製したことを伝えている。米舟は材木商、雪花齋と号し、乾山とは俳諧仲間であったと考えるが、折節輪王寺宮の御召しに対し、泥だらけの衣服のままに参上、寺で小袖・下着を賜り着替えて伺公、そのまま帰ると小袖のままに陶器造りを続けたなどの逸話を残す。晩年の乾山を知る手懸かりとなるが、『深川区史』延享三年（二七四六）には米問屋「六間堀町筑島屋惣兵衛」の名が認められる。「米舟」の雅号からも一考したいが、「長崎乾山」と称される作品も同所長崎町における作陶であったと考える。落款に「於長寄寓居京兆乾山深省造之」と銘記したことから、久しく乾山の長崎遊学、同地における作陶として話題になった。が、乾山の長崎訪問、作陶を伝える資料は曖昧な上、窯場も不明。が、「長崎町」は本所にある。「寓居」の意味、『古画備考』の記述「乾山晩年六軒堀筑嶋屋材木屋坂本米舟事許へ來り其長屋ニテ獨居シテ陶器ヲ製ス（略）」を併考、長崎乾山は本所長崎町における作陶であったと判断する。

【朝岡興禎・古画備考】

『古画備考』の著者、朝岡興禎（二八〇〇―一五〇）は絵師、狩野栄信の二男である。文政三年（二八二〇）朝岡家の養子となり、養父興邦の遺領五五〇石を相続、のち剃髪して「三楽」を名のる。『古画備考』（五二卷一〇冊）は嘉永三十四年（二八五〇―一五二）の刊行である。絵師狩野派を中心に、日本における印譜・画人伝集であるが、乾山に關し「光悦流」（同書・三五）に、

- 一、光琳弟、紫翠深省、陶工、詩歌画讚など多くあること
- 二、寛保三年六月二日卒年八三歳、坂本善養寺に葬い、墓碑のあること
- 三、光悦流の陶器薬法を学んだこと
- 四、直指庵独照門下、剃髪のこと
- 五、仁清子伊八を養子としたこと

乾山焼陶法書



『陶工必用』 元文二年（一七三七）（大和文華館）

『陶工必用』

『陶工必用』（二六、七×一七九）は、美濃紙罫紙四五枚、元文二年巳三月五日乾山が江戸において認めた陶法書である。

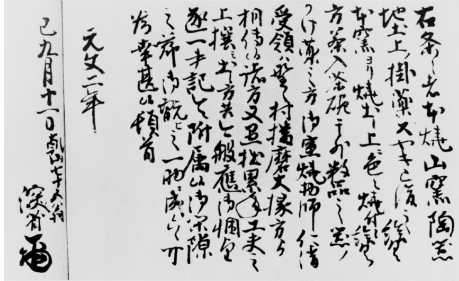
仁清陶法（本窯・錦手・兼焼）、孫兵衛陶法（内窯）、乾山陶法（本窯・錦手・内窯）の三部から成り、土・絵具・釉薬、磁器の製法も含むが、成形に関する記載はない。

『陶磁製方』

『陶磁製方』（二六、二×三三、八）は、美濃紙三〇枚、同じく元文二年巳九月一・二日の両日、乾山が栃木佐野庄において著した陶法書である。

仁清・孫兵衛・乾山の三陶法を本窯・内窯陶法として論じ、最初の絵は光琳自筆・光琳好み、京鴨川東聖護院宮様門境には養子猪八の工房、また樂家とは一人以来懇意であったことなどが記されている。

『陶磁製法』 元文二年（一七三七）（鐵竹堂瀧澤記念館）



六、坂本米舟子観嵩月（二七五九—一八三〇）からの聞書として、晩年は六軒堀筑嶋屋材木屋の長屋に独居して作陶。乾山子孫（直系ではない）「鍊」とその母の所持した薬法（伝書）、掛物のこと

七、元文戊午（三年・一七三〇）秋九月重陽前一日、乾山門人立林何帛へ光琳扇面絵、粉本一卷贈与のこと

八、没後、葬に際し東叡山准后様御納戸方より金子一両拝領のこと

九、明和三年戊（丙戌・一七六六）三月日付、二代目乾山から弟子宮崎富之助への名前譲状のこと（二代目乾山は西村貌庵筆「乾山世代書」により入谷村次郎兵衛であること、次郎兵衛は乾山居所の地主、死去に際して力を尽くした人物である）

などが記されている。落款・印・花押も掲載、貴重な資料となっている。

【佐野訪問】

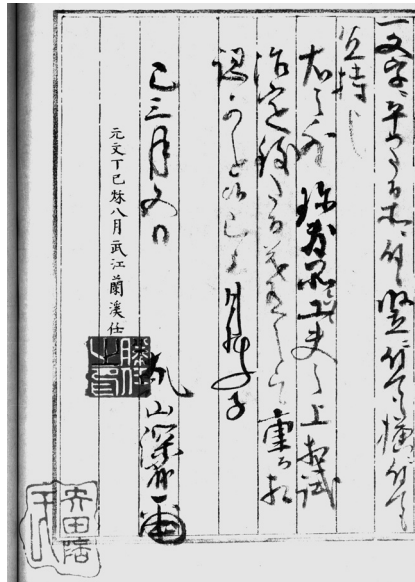
七五歳の乾山は、入谷村の火災もあり、元文二年栃木佐野庄越名河岸、醸造業・質屋を営む須藤杜川（二七〇—一七九）、その兄医師松村広休（彦九郎）、同じく医師大川顕道（一六七五—一七五〇）らの招きに應じ佐野へ渡る。三者とは各々庭焼をたのしむが、顕道は手控「陶器傳書」に、乾山を佐野へ招くに当たり江戸入谷村久作方へ、素焼下地三四六、内窯一式、白粉などを注文した記録を残す。茶碗・大小皿・香箱・火入などであったが、同地における乾山作陶を推定する目安となる。同手控には享保一七年（一七三二）の記録もある。「乾山焼秘傳 武岳より申來ル」とあり、享保一七年前、乾山は確かに江戸に住していたことを示している。

佐野の素封家と乾山の所縁は如何なるものであつたらう。

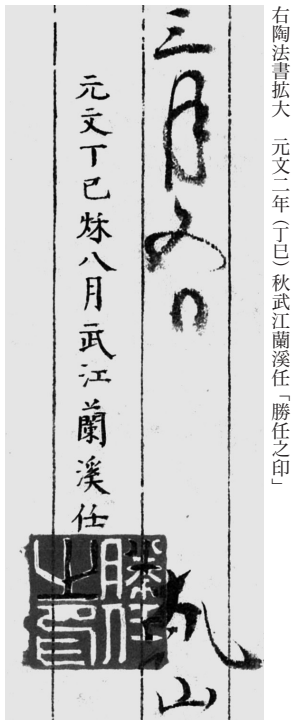
顕道のやきもの趣味、仮定として入谷窯の見学、材料屋などの紹介他も想定できるが、他方、公寛法親王との関わりは考えられまいか。法親王は日光登山の折、佐野春日岡山惣宗寺を宿所とすることが常であった（藤崎源三著「佐野乾山」）。同寺は佐野氏の菩提寺であるが、東照宮完成の折、家康遺骨を移すに当たり同寺が宿舎としても使われていた。公寛法親王も滞在したが、土地の素封家らとの御目見得などを想定、不可とは思ふが、乾山の随行はなかつたものか。当時は文人・俳諧仲間との繋がり、通信網も密であり、数寄者に囲まれ、漢詩・和歌・俳諧を嗜み、作陶、作画、乾山は思いの外自由な晩年を送つたことが想定される。江戸下向後、再び京都には戻らないが、「梅の香は乾山焼のいくよ」と詠じた内藤露沾『近代世事談』に光琳・乾山を書き留めた菊岡沾涼、吉原名主庄司勝富、光琳三世を譲られた立林可帛（生没年不詳）、作品類に關係し二代英一蝶（二六七七—一七三七）、蒔絵細工の小川破笠（二六六三—一七四七）らとの交流は如何であつたか。

『陶工必用』「勝任之印」(天和文華廳)

乾山焼陶法書の受理者を推測したが、『陶工必用』末尾には「元文丁巳秋八月武江蘭溪任」「勝任之印」とある。久しく「蘭溪」は俳人一枝庵蘭溪と考えられていたが、蘭溪は『俳諧叢語草稿』(寛政四年奥書)の著者である。江戸座俳諧の盛行する中、蕉風(芭蕉)の復古を願い、『俳諧七部集』を著した佐久間柳居・長利(二六八―一七四八)の門弟と伝聞、寛政時代に活躍した人物である。乾山とは年代的にも隔たりがあり、別人であると考えられるが、輪王寺宮御用人進藤周防守は藤原勝任と称していた。「勝任之印」に結び付くと思われるが、進藤氏が「蘭溪」と称したかの確認はできていない。左下印「矢田陪氏」は同じく輪王寺宮坊官矢田部氏と推考する。



『陶工必用』末尾
巳(元文二年)三月五日
「乾山深省」爾之字花押
元文二年(丁巳)秋武
江蘭溪任「勝任之印」
欄外に「矢田陪氏」印



右陶法書拡大 元文二年丁巳 秋武江蘭溪任「勝任之印」

『陶磁製方』

『陶磁製方』は、乾山が佐野訪問時、同地で認めた陶法書である。元文二年巳九月一日・二日と二日に渡る日付があり、「乾山七十五翁深省」「京兆乾山陶工紫翠老人深省」、「爾」字型花押が認められる。同地へ招き、手控を残した教寄者・医師大川頭道へ贈られたと考えるが、大川氏と姻戚関係にあった栃木足利、丸山家には写本があり、写本はその他三冊が伝わるといふ。本窯、内窯陶法の二部から成り、内容は『陶工必用』に同じく仁清・孫兵衛・乾山の陶法を混じて記す。

一、「仁清八尾州瀬戸ニ永ク居候テ」と仁清の瀬戸修業のこと、仁清焼は宗和流茶人に賞翫されたこと

二、乾山焼の器形、絵付けは光琳に相談、絵の風流、規模は光琳好みの通り、乾山自らの工夫を加えたこと

三、最初の絵は皆々光琳自筆のこと

四、白絵具・黒絵具は乾山発明、秘業であったこと、各種色絵具と惣地塗りの釉法考案ほか

五、養子猪八は鴨川東、聖護院宮様御門境にて本焼、内焼ともに勤めていること

六、樂家とは一入以来懇意であり、樂焼製作は行わなかったこと
などが明らかになる。同書は栃木県氏家町鐵竹堂瀧澤記念館所蔵である。

【*庄司道恕齋・洞房語園】

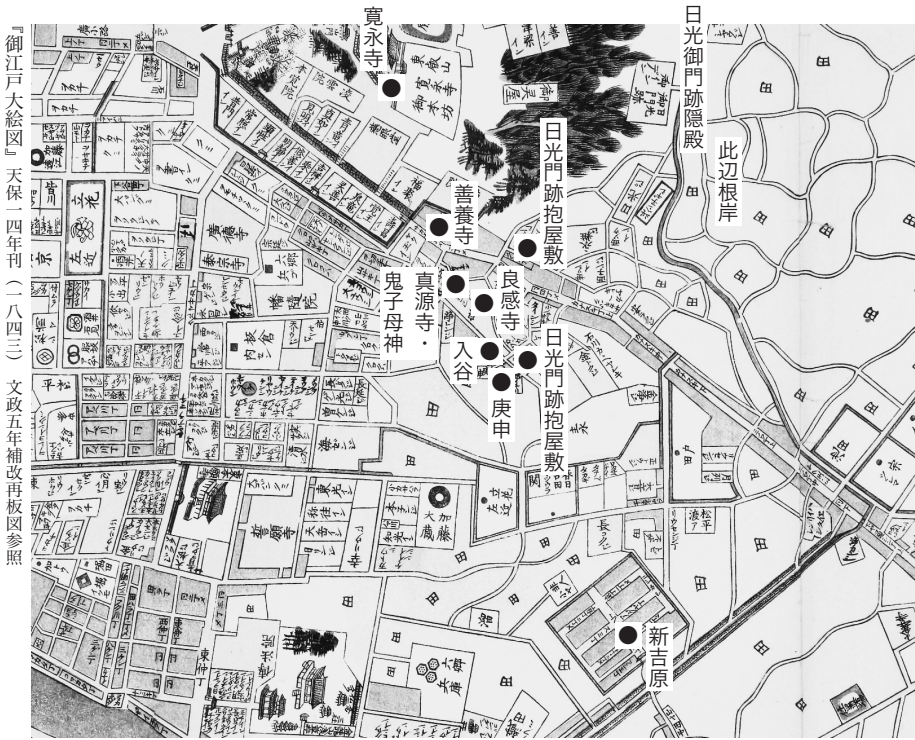
庄司道恕齋(二六八―一七四五)は、江戸吉原の開祖庄司甚内(甚右衛門)の孫である。代々名主、廊の長老を務めたが、新吉原江戸町一丁目妓楼西田屋主人又左衛門と称し、名は勝富、「道恕齋」と号し、「叙又」と名のる俳人である。元文五年(元文三年自序)、隨筆『洞房語園』(前集三冊・後集一冊)を著すが、吉原に關しその起源と沿革、名妓を述べ、自ら親しんだ俳諧、詩歌、絵師や詩人、俳人らとの交流を認めた。入谷村にも近く、「みやこ」の文人乾山との往来、さらには吉原でも乾山焼は使用されたものと推考するが、同書には『和漢朗詠集』「酒」より酒徳を詠じた乾山写詩歌頌が載せられた。

栗則上林苑之所賦
酒是下若村之所傳
傾甚美

(乾山尚古逸)

有明の心ちこそすれさかつきの ひかりもそひていてぬと思へは 七十八翁紫翠寫とあるが、「上林苑」は、古代秦始皇帝に始まり漢の武帝が拡張、隋の煬帝、唐の玄宗などが贅を尽くした天子の御苑(庭園)のことである。百花百草、珍鳥獸、美女を集め、酒池肉林、長夜の宴を張り無上の權力を誇示したが、ここでは贅沢な菓

寛永寺・善養寺・入谷周辺図



『御江戸大絵図』天保一四年刊(二八四三) 文政五年補改再版図参照

と酒、名酒の産地浙江省長興縣若溪「下若村」の銘柄を掛け、美女と美酒、吉原の繁盛ぶりを著している。

遊女の興りは、白拍子である。平安末期、壇ノ浦に敗退した建礼門院の女官らが、生きるために白無垢姿の遊女となり、「上臈」と呼ばれたことが「女郎」の名の起源と伝えられる。足利時代に公娼制度が定められ、京都には白拍子、湯女、秀吉の都市造営に伴って遊里、風呂屋、傾城屋が発達したが、遊廓は、天正一七年(一五八九)、原三郎左衛門が京都万里小路に許可されたことが始まりという。二条柳町から六条三筋、寛永一八年(一六四一)には朱雀野へと移転、島原遊廓がつくられたが、入口に大門口、東西南の三方を土塀で囲み、さらにその外側には堀を廻らすが、さながら城郭建築に似た所から廓(曲輪)の名称が生まれたとされる。

遊廓は諸国に拡散。大坂では寛永六年(一六四九)木村又次郎が設立を申請、散在していた遊女屋を集合して新町遊廓がつくられた。江戸では慶長一七年(一六四二)、庄司甚内(甚右衛門)が設置を願い、元和三年(一七一六)に日本橋葦原に、明暦三年(一六五七)の大火によって浅草千束三谷へと移転、「元吉原」(日本橋「新吉原」(浅草)の呼称が生じた。

【*立林何昂(白井宗謙)】

立林何昂は絵画作品のほか、『近世逸人画史』(岡田博軒著)、『尾形流略印譜』(酒井抱一撰、『古画備考』(朝岡興徳著)『一話一言』(大田南畝著)などにその名が残る。乾山直弟子、光琳三世を名乗った人物であるが、正業は医師、姓は立林・平林・北林ともあり、名は立德、号は「喜雨齋」「鶴岡逸民」、加賀また相州鎌倉の人と伝聞する。元文三年(一七八八)乾山の与えた光琳扇面画の添状(『古画備考』)には、

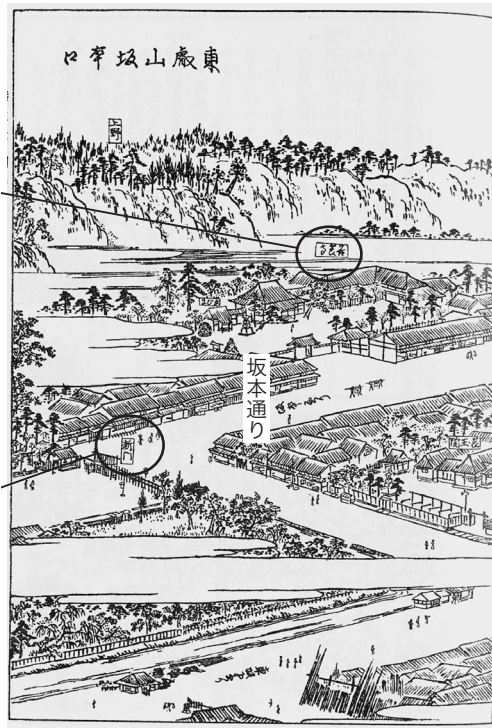
右畫本者 同苗長江軒青々光琳模倣屋宗達直筆令臨書處 不可涉疑論者也
爲後證之記 興親朋高醫北林立徳丈 云爾 元文戊午秋九月重陽前一日
紫翠老人緒方深省誌

とあり、『一話一言』には、
光琳筆乾山ヨリ譲り候 宗謙所持扇面 宗達之絵 光琳写外二卷末雪山手本
継入 白井宗謙医師光琳弟子立德同前

と記されている。白井宗謙とも名乗っているが、『尾形流略印譜』には「乾山直弟子ニテ光琳三世畫也」と光琳三世を継承したことが認められ、画名を寛延・宝暦間に知られてゆく。「天神図」「乙御前図」「裸図」などの絵画が残り、落款には「鶴岡逸民何昂」「逸幽於洞房写之」「喜雨齋何昂」など乾山を模倣、印章には「何昂」、光琳の「方祝」も使用している。何昂画・乾山讀の合作扇面画も残るといだが、やき

東叡山坂本周辺

東叡山坂本村周辺、寛永寺とその末寺善養寺絵図である。「上野」は江戸時代前「武州豊島郡上野郷」(『天正一九年之水賑』)とあるが、町名善養寺は延暦寺・寛永寺末寺葉山延壽院善養寺のあった所からの名称と伝えられる。天長年間の創建、開基は慈覚大師、上野山内に建てられたが、寛永寺建立に伴い坂本村へと移された。元禄二年・正徳三年・宝暦九年・安永元年と四度の火災に遭遇、その都度再建されているが、乾山の没した寛保三年には八代存晃が住持であった(『善養寺縁起』)。抱一時代は一二世諦順師、明治四四年乾山墓所の移転時には二四世谷行順師、現在は二六世館克亮師が住持である。



東叡山坂本口 『江戸名所図会』(天保年間刊)

ものへの参加は不明。牡丹図録などにその筆法がみられるか。

「帛」は法則、『莊子』に「何帛」とある。

進藤周防守左衛門(藤原勝任)

進藤周防守は輪王寺宮の坊官・御用人である。延享二年(乾山没後二年)「東照宮百三十年御忌記」には「上野諸大夫進藤周防守 従五位下藤原勝任」とあり、公寛法親王没後、公遵法親王にも仕えていた。『上野奥御用人中寛保度御日記』によれば、乾山の葬儀・墓所を差配した人物であるが、「勝任」の名は乾山著『陶工必用』の「勝任之印」に結びつき、生前より懇意とある所から同陶法書は進藤氏の所持したことが考えられる。が、「蘭溪任」とあり、進藤氏「勝任」が蘭溪と号したか否かの確証はない。

進藤家は近衛家諸大夫進藤を本家とするが、延喜年間修理少進に任ぜられた藤原為輔が始祖である(『予楽院鑑』)。天海、公海ののち寛永寺・輪王寺宮門跡三代は後水尾院第三皇子守澄法親王(一六三〇―一八〇)が迎えられた。守澄は寛永十一年家光上洛中に誕生、東福門院養子として女院御所で成長したが、一四歳の折、江戸下向、同親王に近仕したのが江戸分家となる進藤長昌(一六三〇―一八〇)である。四代門跡は後西天皇第五皇子守全法親王(天眞、五代には後西天皇第六皇子公辨法親王が着任したが、長昌長子泰通(一六三二―一七三三)も輪王寺宮四、五代両門跡に仕え、宝永年間、京都大火を機に京都へ戻る。近衛基熙に近仕、圭斎・夕翁と号し、『圭斎集』を著したが、泰通実弟長之(一六六五―一七二七)も一葉と名のり、本家進藤長房養子となり近衛家近仕、家熙の落飾にはともに出家、家督を長子長富に譲る。

進藤家には近衛家、輪王寺宮家の用人のほか、山科進藤、能役者、赤穂藩浅野家家臣、青蓮院門跡坊官を勤めた進藤家がある。山科は近衛家領地、山科進藤は伊予守長信が山科岩屋明神の神主であり、長子豊後守久右衛門忠次(一五五二―一六三三)が能役者の始祖であるが(宮本圭造著『上方能楽史の研究』)、手猿能として禁裏御用の能役者となり、秀吉・家康に重用、次子権右衛門信政も兄の没後は江戸へ下向、公儀御役者として観世座脇方の名跡を築く。忠次には二子があつた。長子爲元は伊予守、入道して意三(以三・香意)、京都に在つて飛鳥井雅章、中院通村らと交流、素謡専門の教授として知られるが、次子忠元は、金十郎と称し脇能役者、寛永一〇年代の活躍が伝えられる。意三は、その金十郎の子忠之を養子としたが、忠之家代々の進藤が青蓮院の坊官となり、意三娘婿香月が赤穂藩浅野家仕官、二〇〇石で抱えられた医師、その長子爲綱、次子忠信も医師、青蓮院に仕え、三男爲香が父と同じく浅野家に二〇〇石で抱えられた武士となる。

「乾山深省蹟」碑（善養寺）

乾山深省蹟

（同碑裏面）

此善養精舎に乾山翁の墓有事 人不知して八十一年 今年不計知之 翁春秋八十一 年にして没す 没してより又八十一年にして人知之 爰に大澤永之主人の此翁に志ふ かく 又野衲が光琳のちなみ有れば 共に力を添て此一碑を立ことしかなり

文政癸未 冬日 雨華道人抱一誌

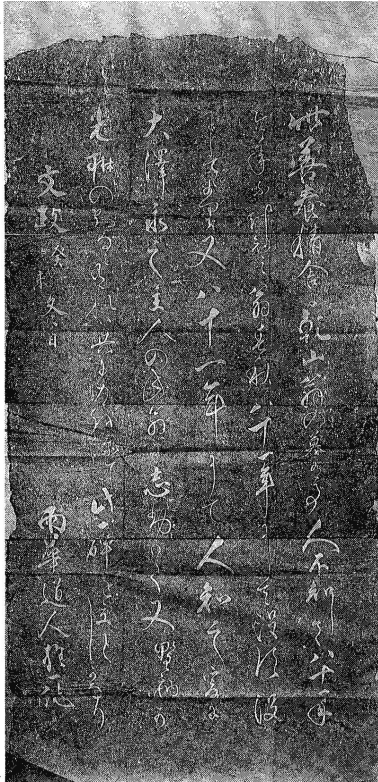
文政六年（一八三三）、東叡山麓坂本村旧善養寺に酒井抱一、大澤永之両氏の建立した乾山碑である。明治四四年、鉄道上野線敷設のため現在の西巢鴨へ移転。上野公園には模刻碑が建つ。

*大澤永之（一七九一―一八四四）…武州忍町行田の呉服商。病弱の故に若年より江戸浅草茅町の別業「百花潭」に隠居。抱一との交流が知られる。通称久右衛門・栄蔵。抱一の雨華庵に因み「文華・西華」、乾山に心酔し「紫翠」を号とした。

*野衲…僧の謙称、ここでは酒井抱一をいう。文政癸未は文政六年である。



「乾山深省蹟」碑（善養寺）



同碑裏面

【坂本善養寺】

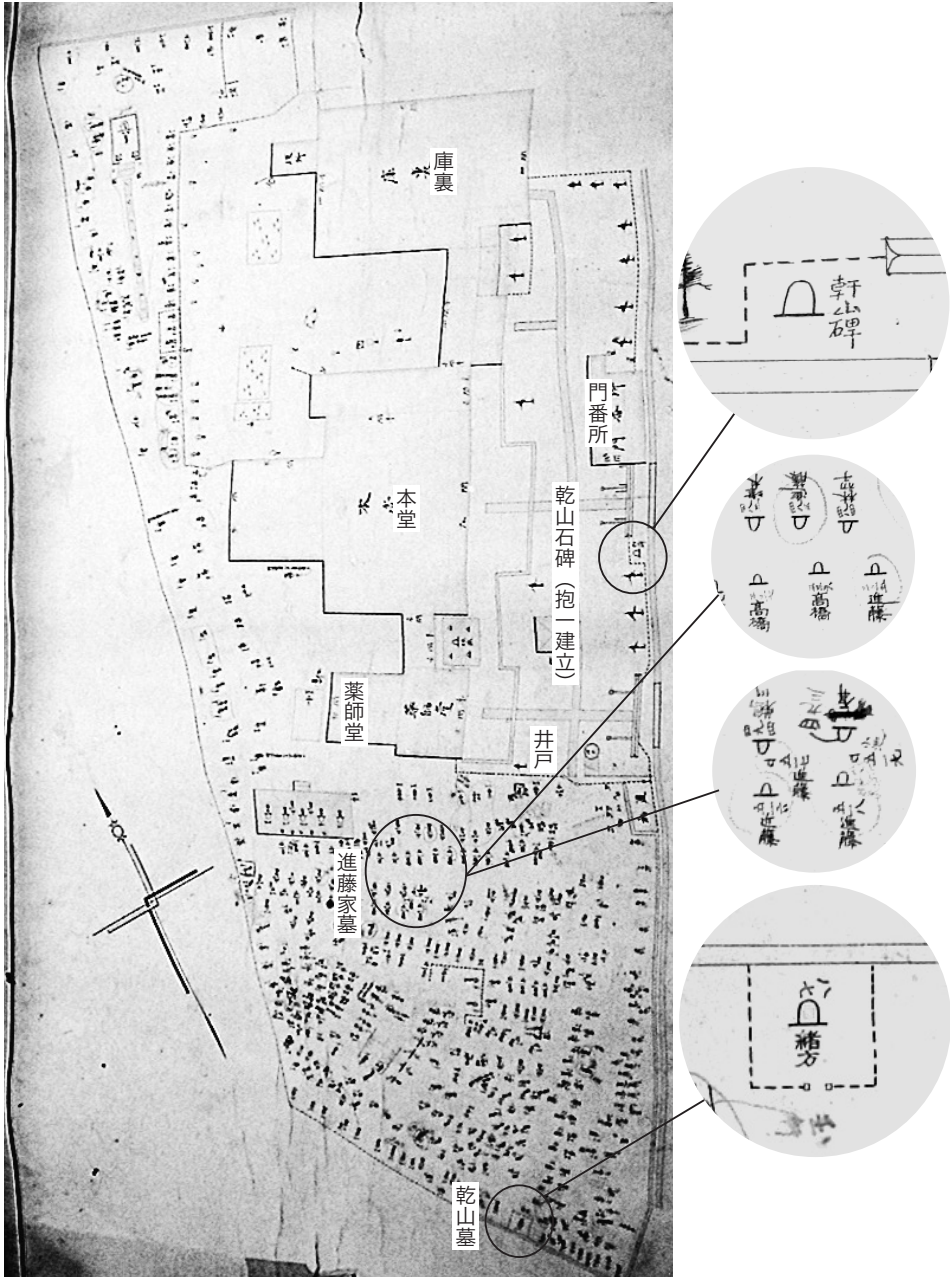
天台宗薬王山延寿院善養寺は、武州豊島郡坂本、輪王寺宮家来筋、寺の関係者の葬られた寺である。乾山および乾山懇意の周防守進藤家一族をはじめ、東叡山絵所仏画師、大名角南家などが墓所としたが、天長年間（八二四―一三四）、第三代天台座主慈覚大師円仁（七九四―八六四）を開基として上野山内に建てられた。寛永寺建立、やがて法親王を門跡に迎えるに当たり承応二年（一六五三）延暦寺・寛永寺末寺として入谷に移転、古図には善性寺ともあるが、寺地は一三七〇坪、寛永寺二世公海による令旨が残る。享保三年（一七二八）門前町の許可が下り（御府内備考）、寺界隈は門前町屋・露店・見せ物小屋などで賑わうが、『江戸名所図会』（天保七年刊）によれば東叡山坂本口に薬王山善養寺と図示されている。明治四四年鉄道敷設のため今日西巢鴨庚申塚へと移転。町名「善養寺町」はそのまま残り今日に至る。

乾山墓所も改葬、寺には境内・墓所図が残された。が、墓石・碑石は大正元年（一九二〇）国華俱樂部により一時上野料亭伊香保に保存、のち寛永寺、現善養寺には昭和七年四月二三日、抱一建立の石碑とともに復帰した。寛永寺には今日模刻石が置かれている。

現在、善養寺に残る過去帳は明治以後に纏められたものである。乾山関係は不明が、進藤氏に関しては一例として、『賢量院殿従四位上丹州刺史依山大居士 進藤丹波守 弘化四年五月廿七日』没などの記録があり、一九九〇年の発掘調査によれば、寛永寺護国院檀家の一人に「進藤毘沙門堂門跡の用人のち輪王寺宮家臣用人」とある（東叡山寛永寺護国院II）。

現善養寺内乾山墓所の隣りには、石川柏山（一六六五―一七三三）の墓がある。乾山とは同時代の書家であるが、出羽国の出自、名を信義・園智、通称勘介（古今諸家人物志、明和六年刊一七六九）、京都に上り佐々木志津磨に書を学び、柏山を号とした。子弟教育のため、享保六年、將軍吉宗の命に依り室鳩巢の作成した「六諭衍大意」（幕府出版）の浄書を成したが、石川流の書流を創し、旗本青山家では祐筆をつとめたという。住まいは本石町二丁目とされる。

—旧善養寺内乾山碑・乾山および進藤家墓所— (明治四四年旧善養寺見取図)



東京西巢鴨 (善養寺)

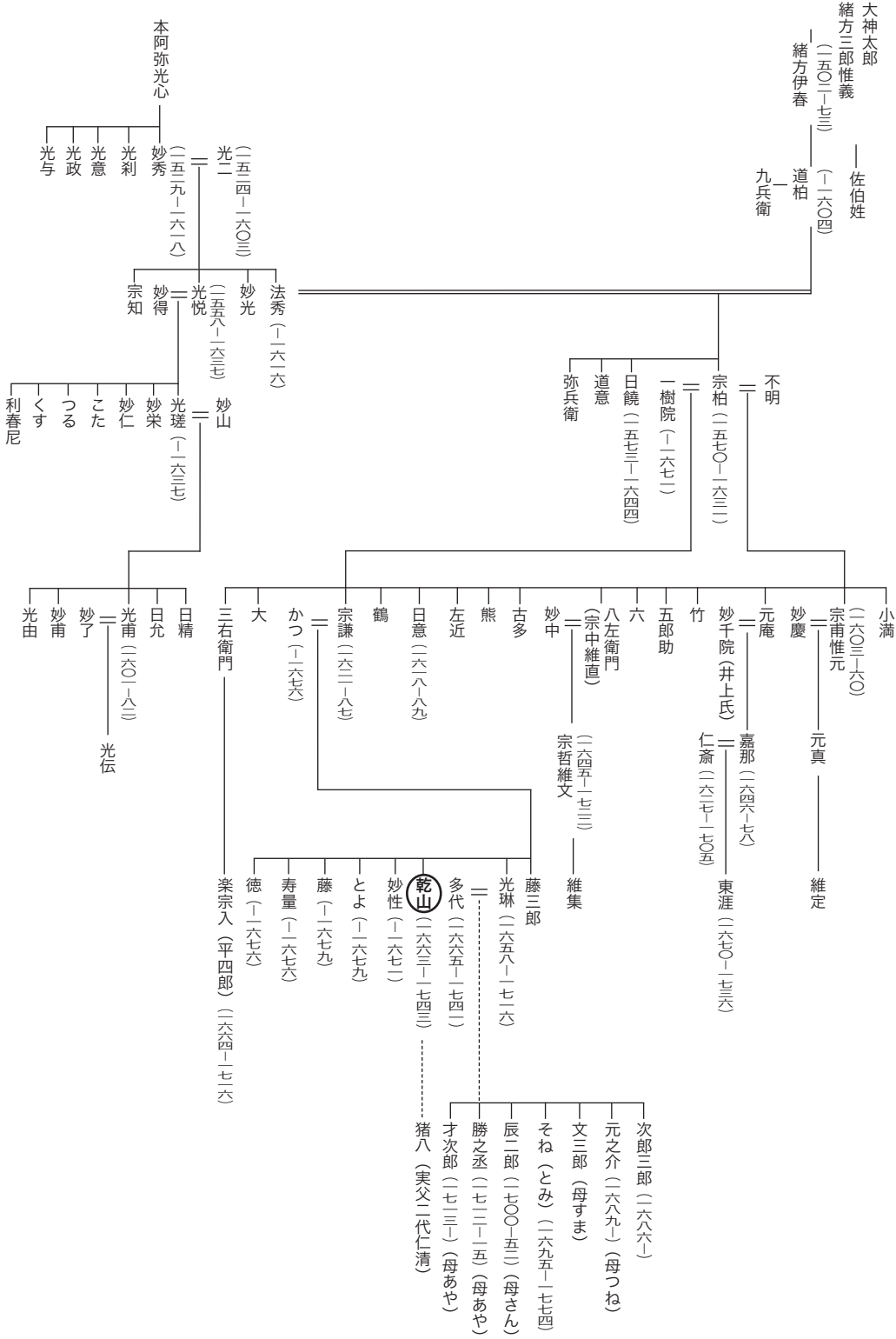
「乾山深省蹟」碑
抱一建立 (坂本村旧善養寺絵図)

文政三年、酒井抱一は光琳一〇〇回忌に因み京都妙顕寺本行院に光琳碑を建立した。同六年古筆了伴の茶会に参会、江戸東叡山麓坂本町新門前天台宗善養寺に乾山墓所のあることを知り、乾山愛好家行田の富商大澤永之に通信。早速善養寺門前に乾山碑の建立を計画、「乾山深省蹟」碑が建てられた (前頁上段図)。

が、明治一五年鉄道上野線敷設のため墓地の一角が移転、同四年線路拡張、現在の西巢鴨に移された。乾山の墓も改葬、旧善養寺には見取り図・墓所図が残されたが、乾山碑は寺門前道筋、墓所は南奥堀沿い、乾山墓を手配した進藤家墓所は、一部であるが中央辺り数カ所あったことが認められる。

乾山の墓石には「放逸無慙八十一年一口吞却 (邦) 沙界大千 字きこともうれし支折も過ぬれハ た、阿けくれの夢計りな類 靈海深省居士」とあり、寛保三年六月二日寂、行年八一歳の生涯を閉じた。

―尾形家系図―（「小西家文書」参照 系図は乾山を中心に表した）



おわりに

乾山は商家の出自である。

江戸期、理想の商人は、大坂出身の主人に、京都出自の妻女、近江の番頭に、長崎からの蔵番、小僧は江戸に限ると評された。

根を張り、枝葉花実を繁らせるの理であるが、軌道にのり良運をよるこぶとしても、時が経てば何ごとも平穩は乱れ、変化が生ずる。道標は若年時の努力と研鑽に潜むが、希うところ、思うものに心を向け、それを磨き究めること。やがて自らの礎となり、進むべき方向が照らし出される。若年時の労苦は労苦ではないであろう。母が逝き、兄が放蕩、乾山は独居を選択、坐して慮る道を歩むが、己れに徹し、自己の力に安んずる。その収穫こそが新たなやきもの、乾山焼を世に送り出す源となるが、器としての用を満たし、芸としての妙味を具える。能筆を活かし陶の世界に二石を投ずるが、工人仕事のやきものに製作者尾形深省その独自性を發揮した。

集成編では、はじめに乾山の生涯を知り、造形のルーツ、デザインの資源に目を向ける。画譜様式、和漢の讃の出典を究明、それを証する工房と陶片・窯片類の調査・分類。必然的に乾山焼の陶技、陶法へと結びつくが、初代、二代猪八の陶法書を検証。江戸下向に伴っては上野寛永寺、公寛法親王、入谷における作陶を一考。乾山焼陶法の拡がり、入谷村二代乾山次郎兵衛の存在を確認する。江戸では光琳ブームの余波もあり、乾山は兄光琳を強く意識。『陶磁製方』にもその名を留め、自らも

絵師として活躍をする。旧善養寺の絵図を管見、乾山墓碑と墓所を検証、最晩年の乾山を考えた。

参考文献

- 相見香雨「乾山の詩仙堂遊記」『陶説』八二号一九六〇年刊
 五十嵐公一「三寶院高賢と光琳」『国華』一〇七号二〇〇一年刊
 大槻幹郎「乾山の直指庵独照参禅について」『仏教美術』七七号一九七〇年刊
 川崎博「蕉臆餘吟」にあらわれる光琳と乾山上」『古美術』八一号一九八七年刊・稿本「那波九郎左衛門 上・中・下」
 田中喜作「習静堂記に就いて」『画説』一〇号一九三七年刊・「習静堂補記」『画説』一七号一九三八年刊
 谷晃『金森宗和茶書』思文閣出版一九九七年刊
 山根有三『光琳関係資料とその研究』一九六二年刊
 天理大学出版部『仁齋日記』天理大学図書館善本叢書七九一―一九八五年刊
 中村幸彦「町人考見録」『日本思想体系』五九卷一九七五年刊
 神通せつ子「光琳関係資料 二条家内々御番所日次記抄録」『大和文華』三三号一九六〇年刊
 緑川明憲『予楽院鑑 近衛家熙公年譜』勉誠出版二〇一二年刊

（禪に関しては、花園大学元学長故盛永宗興老師のもと、当時住持でおられた竜安寺塔頭大珠院において御導きいただいた筆者数年間の日々がある）